

事業展開ハンドブック

事業拠点としてのスイス



表紙画像：Swatch本社、ビール

© SWITZERLAND GLOBAL ENTERPRISE
2020 七月
不許複製・禁無断転載

ようこそ

スイス進出をご検討中の皆様へ

事業を展開する上での活動拠点として、スイスは世界でも有数の優れた立地を備えている国のひとつとして数えられます。国際比較ランキングで定期的に首位に立っていることが、このことを裏付けています。スイス国内のイノベティブで競争力を備えた企業、優れた研究・教育機関を併設する諸大学、一流の専門技術を備えた労働力、そして群を抜いて整えられたインフラストラクチャが経済活動拠点に不可欠な基盤を築いています。

この強固な基盤は、この国がこれまで続けてきた努力の成果です。しかし、私たちは現状に満足するつもりはありません。スイス連邦経済教育研究省(WBF)大臣として、私はスイスの突出した経済活動に適した環境の維持のみにとどまらず、それらがさらに発展し、定着するように努めます。これにより、今でもビジネス拠点として魅力的なスイスの活動環境に調整を施し、将来的にさらに魅力的な国になることを目指します。この動きは、現地の企業や国際企業、あらゆる分野の研究機関に適用されます。そうして、これらの諸機関がこれからも最高のパフォーマンスを発揮できるように、サポートが続けられます。これらのサポートを受けた企業は、自分たちが定めた事業プロセスを妥協なく追い求め、国際競争のなかで存在感を発揮しなければなりません。これらの条件が満たされたとき、はじめて私たちの国が未来においてもパフォーマンス、クオリティ、そしてイノベーションの点で高い評価を得る事ができるのです。

優れた活動環境はもちろんのこと、現地企業の生産性やイノベーションの推進力も忘れてはなりません。スイス経済は、これらの恩恵を受けることで、過去数年間の世界的に不可避な難題にも非常にうまく対応できました。

私たちは、貴社がこの成功の歴史に名を連ねることを願っています。このハンドブックのなかには、貴社が事業を展開する上で、最適な拠点を選択するための手順が示されています。それぞれ個別の事業拠点に希望する条件や環境について、皆様とさらに詳しくお話するために、スイス・グローバル・エンタープライズ(Switzerland Global Enterprise)およびスイスの各州(カントン)の海外誘致の専門家たちが待機しています。このエキスパートたちは、スイス国内のみならず、世界各地のスイス・ビジネス・ハブ(Swiss Business Hubs)にて、皆様からのご相談をお待ちしております。この経験豊富なスタッフたちは、国際企業の目的やニーズを良く心得ており、スイスの経済システムの構造を熟知しています。彼らは、これまで培った知見を活かし、皆様の活動を効果的に支援してくれるでしょう。

皆様からのご相談をお待ちしております！



ギー・パルムラン(Guy Parmelin)
連邦参事会



ギー・パルムラン(Guy Parmelin)
連邦参事会
スイス連邦経済教育研究省(WBF)大臣

投資促進

スイス・グローバル・エンタープライズ (Switzerland Global Enterprise, S-GE) は、連邦(経済管轄庁、SECO)と各州からの委託を受け、スイスへの投資を検討中の外国企業に、スイスの利点と事業環境に関する情報を提供しています。また、州に事業計画を申請する前に、当該外国企業の事業活動のポテンシャルに関する評価も行っています。スイスの諸機関による一貫性ある対応と、スイスの事業拠点推進に携わる部局との調整を図りながら、S-GEでは州の外国企業誘致活動を支援しています。

Universität St. Gallen

EG	14-006-14-015	Diplomstudium Logistikmanagement / Modul 1 / Vertikalesmanagement
EG	14-033	Business Engineering Accelerated 2013
EG	14-021	Executive MBA HSG / Leibgang 45
EG	14-025-14-024	TiE 2013
UG	14-U113-14-U114	ES-HSG / Wirtschaftsrecht für Manager
EG	11-001-11-002	Universität St. Gallen / St. Galler Finanz- und Controlling-Zertifikat 2013
EG	11-003-11-004	Hype-Akademie
UG		

Hans Ulrich Auditorium
EG
11-001-11-002-11-003-11-004
Auditorium
Atrium
UG
Management für die Zukunft
11-001-11-002-11-003-11-004

目次

スイスー事業拠点	8	2.3.5	ブロックチェーン	37
イノベーションとテクノロジー	10	2.3.6	ライフサイエンス	37
研究開発拠点	11	2.3.7	機械工学	38
世界をリードする産業と技術	12	2.3.8	情報通信技術(ICT)	38
優れた教育制度	13	2.3.9	金融	39
安全と信頼	14	2.3.10	スイス本社	39
信頼性のあるガバナンス	15	3	ビジネス環境	40
自由な労働市場	16	3.1	経済自由度	41
安定的な金融・資本市場	17	3.2	物品とサービスの国際取引	42
魅力的な税制	18	3.2.1	自由貿易協定、WTO、貿易制限の撤廃	42
起業しやすい環境	19	3.2.2	関税制度	42
環境と生活	20	3.2.3	原産地規則	43
質の高い生活環境	21	3.3	自由競争の保護	43
国際的な環境	22	3.4	知的財産権の保護	43
信頼性のあるインフラ	23	3.4.1	特許	43
1 スイスの概要	24	3.4.2	商標	44
1.1 地理	25	3.4.3	意匠	45
1.2 気候	25	3.4.4	著作権	45
1.3 政治制度	26	3.5	製品規制と製造物責任	45
1.3.1 連邦制度	26	3.5.1	食品	46
1.3.2 連邦レベルでの三権分立	26	3.5.2	医薬品	46
1.3.3 直接民主制と合議制	27	3.5.3	医療機器	46
1.3.4 政治的安定と社会の調和	27	3.6	土地利用計画と環境保護	47
1.4 財政	28	3.6.1	建設と土地区画	47
1.5 中立性	28	3.6.2	環境	47
1.6 人口	28	4	スイスと欧州	48
1.7 多様な価値観への開放性と国際性	29	4.1	貿易と直接投資	49
1.7.1 言語と起源	29	4.2	政治的・経済的協力	49
1.7.2 国際機関	29	4.2.1	人の自由な移動	50
2 経済構造	30	4.2.2	シェンゲン協定	50
2.1 国内総生産と産業構造	31	4.2.3	貿易の技術的障壁撤廃	50
2.2 国際的な融合	34	4.2.4	研究	50
2.2.1 物品とサービスの取引	34	4.2.5	鉄道、道路、航空輸送	50
2.2.2 直接投資	35	4.2.6	公共調達	51
2.3 優れた技術と産業	36	4.2.7	農産物の貿易	51
2.3.1 人工知能(AI)	36	4.2.8	利子所得課税	51
2.3.2 ロボット技術	36	4.3	ユーロ	51
2.3.3 アドバンスド・マニュファクチャリング	36	5	企業の設立と運営	52
2.3.4 情報通信技術	37	5.1	企業構造	53
		5.1.1	株式会社(AG)	54
		5.1.2	有限責任会社(GmbH)	54

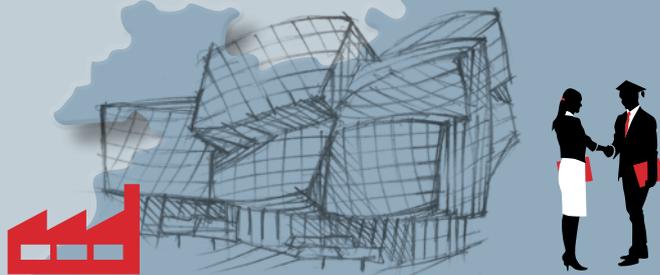
5.1.3	支店	57	8.4.3	日中勤務と夜間勤務	81
5.1.4	集団投資向け有限責任パートナーシップ(KkkK)	57	8.4.4	深夜勤務、日曜・祝日出勤	82
5.1.5	個人事業主	57	8.4.5	休暇と祝祭日	82
5.1.6	合名会社	57	8.5	解雇と操業短縮	82
5.1.7	ジョイントベンチャー	57	8.5.1	解雇通告期間および解雇保護	82
5.1.8	通常パートナーシップ	57	8.5.2	時短勤務と大量解雇	83
5.2	会計	57	8.6	社会保険	83
5.3	監査	57	8.6.1	老齢遺族年金／保険(OASI)	85
5.4	企業の設立	58	8.6.2	障害者保険	85
5.4.1	手続き	58	8.6.3	労働災害保険	85
5.4.2	商業登記簿への登記	59	8.6.4	健康保険と疾病保険	85
5.4.3	設立費用	59	8.6.5	所得喪失補償と出産給付金	85
			8.6.6	失業保険	86
			8.6.7	企業年金制度	86
			8.6.8	扶養家族手当	86
6	査証(ビザ)、滞在許可、就労許可	60	8.7	採用	87
6.1	入国と査証(ビザ)	61	8.7.1	公共職業安定所	87
6.1.1	査証(ビザ)要件	61	8.7.2	人材紹介会社	87
6.1.2	査証(ビザ)申請手続き	62	8.7.3	ヘッドハンター	87
6.2	一時滞在与永住	62	8.7.4	人材派遣会社	87
6.2.1	家族の呼び寄せ	63			
6.3	就労を伴わない滞在	63	9	金融センターと資本市場	88
6.3.1	3か月以内の滞在	63	9.1	銀行	89
6.3.2	長期滞在	63	9.1.1	業界構造と事業環境	89
6.3.3	特例：学生	64	9.1.2	監督	90
6.4	就労を伴う滞在	64	9.1.3	サービス	90
6.4.1	外国で取得した資格の認定	64	9.1.4	預金保護	91
6.4.2	EU/EFTA国民の滞在与就労	66	9.2	スイスの証券取引所：SIXスイス証券取引所	91
6.4.3	非EU/EFTA国民の滞在与就労	66	9.3	企業向け融資と不動産融資	92
6.4.4	研修生／インターン	67	9.3.1	進行中の事業活動のための資金調達	92
6.5	帰化	67	9.3.2	抵当貸付	93
			9.4	リスクキャピタル	93
			9.4.1	ベンチャーキャピタル	93
			9.4.2	ビジネスエンジェル(エンジェル投資家)	94
			9.4.3	政府支援	94
			9.5	資本コストと利子	95
			9.6	インフレ	95
7	不動産	68	10	スイス税制の概要	96
7.1	条件に合う不動産物件探し	69	10.1	法人課税	97
7.1.1	住宅・商業用不動産	69	10.1.1	法人税：連邦レベル	97
7.1.2	短期滞在用住宅／家具付きアパート	69	10.1.2	法人税：州と市町村レベル	98
7.2	商業用不動産	70	10.1.3	資本税	99
7.2.1	賃貸	70	10.1.4	優遇税制	99
7.2.2	購入	71	10.2	税率の国際比較	100
7.3	住宅不動産	72	10.3	個人課税	101
7.3.1	賃貸	72	10.3.1	所得税	101
7.3.2	購入	73	10.3.2	富裕税	102
7.4	建築許可	74	10.3.3	海外駐在員	102
7.5	国外居住者による不動産購入	74	10.3.4	越境通勤者	102
7.5.1	許可が不要な場合	74	10.3.5	一括税(ランプサム税)	103
7.5.2	許可が必要な場合	75	10.3.6	相続税と贈与税	103
7.5.3	許可申請の理由	75	10.4	源泉税(WHT)	104
7.5.4	法の執行	75	10.4.1	国内税率	104
			10.4.2	租税条約に基づく税率	104
			10.4.3	スイス-EU協定	105
8	労働市場と労働法	76	10.5	付加価値税	105
8.1	雇用と失業	77	10.5.1	納税義務者	105
8.2	人件費	78	10.5.2	課税対象となる物品および役務の提供	106
8.2.1	賃金	78	10.5.3	課税対象額	106
8.2.2	賃金以外の人件費	78			
8.2.3	生産性	78			
8.3	雇用契約と従業員代表制	79			
8.3.1	個別雇用契約	79			
8.3.2	団体労働協約	80			
8.3.3	共同決定と従業員代表制	80			
8.4	労働時間と休暇	81			
8.4.1	規定労働時間、最長労働時間、労働時間モデル	81			
8.4.2	残業と時間外労働	81			

10.5.4	税率	106	13.7.2	クラブ活動とボランティア活動	136
10.5.5	免税	106	13.8	収入と生活費	136
10.5.6	前段階税額控除	107			
10.5.7	輸出	107			
10.5.8	国際的な事業活動	107	14	投資促進	138
10.5.9	非居住企業	108	14.1	責任とサービス	139
10.6	その他の税目	108	14.2	投資誘致活動方針と方法	140
10.6.1	印紙税	108	14.2.1	州での誘致活動	140
10.6.2	不動産税	108	14.2.2	地域政策の一環としての税負担軽減措置	140
10.7	租税条約	109	14.2.3	スイス・イノベーション	141
10.8	移転価格税制	109	14.2.4	スイス イノベーション促進エージェンシー(Innosuisse)	141
			14.2.5	テクノロジーパークおよびインキュベーションパーク	141
11	インフラ	110	15	関連資料	144
11.1	交通と輸送	111	15.1	国際ネットワーク	145
11.1.1	道路交通	111	15.1.1	投資促進を行うスイス・ビジネス・ハブ	145
11.1.2	鉄道	112	15.1.2	スイス外国企業誘致局のその他のスイス・ビジネス・ハブ	145
11.1.3	船舶	112	15.2	国内ネットワーク	146
11.1.4	航空	113	15.2.1	各州の経済開発局	146
11.2	通信	115	15.2.2	リージョナル・ロケーション・マーケティング機関	147
11.3	エネルギー	116	15.3	図表一覧	148
11.4	水	116			
11.4.1	飲料水	116			
11.4.2	廃水処理と水質汚染管理	117			
11.5	郵便制度	117			
11.6	健康医療制度	117			
11.6.1	医療	117			
11.6.2	健康保険	117			
12	教育と研究	118			
12.1	学校教育と職業訓練	119			
12.1.1	義務教育と継続教育	119			
12.1.2	職業訓練	122			
12.2	継続教育	122			
12.3	総合大学と高等教育機関	122			
12.3.1	大学と工科大学	122			
12.3.2	応用科学大学	124			
12.3.3	エグゼクティブMBAプログラム(EMBA)	124			
12.4	私立インターナショナルスクールと寄宿学校	125			
12.5	研究開発	125			
12.5.1	スイスの研究環境	125			
12.5.2	国際的な研究提携	127			
12.6	スイス・イノベーションおよび国立イノベーションパーク	128			
12.6.1	イノベーションの重点	128			
12.6.2	国立イノベーションパーク	128			
12.6.3	ターゲットグループ	129			
12.6.4	成果内容	129			
13	スイスの生活	130			
13.1	安全性と生活の質	131			
13.2	転居と生活適応	133			
13.2.1	転居	133			
13.2.2	語学講座	133			
13.3	住居の賃貸	133			
13.3.1	敷金と賃貸契約	133			
13.3.2	居住規則と管理	134			
13.4	電話、インターネット、テレビ	134			
13.5	保険	135			
13.6	公共交通機関	135			
13.7	レジャー	135			
13.7.1	娯楽と文化プログラム	135			

本パンフレットでは、読みやすさを向上するため、性別を表す表現は使用していません。そのため、本書中の個人的な呼称は、ジェンダーニュートラルであるものと解釈ください。

スイス—事業拠点

スイスは、世界最高の競争力を誇るビジネス拠点です。イノベーションとテクノロジー、リベラルな経済制度、安定した政治、諸外国市場との密接なつながり、優れた教育とヘルスケア制度、整備されたインフラ、高い生活水準、競争力のある税制など、スイスはビジネス拠点としてふさわしい魅力に溢れています。



世界トップクラスの教育システム

世界をリードする産業クラスター:
- ライフサイエンス
- 機械工学
- 情報通信産業 (ICT)



最先端技術のエコシステム
- 人工知能 (AI)
- ロボット工学
- アドバンスド・マニュファクチャリング
- 個別化医療
- ブロックチェーン

イノベーションとテクノロジー



世界一幸福な国民

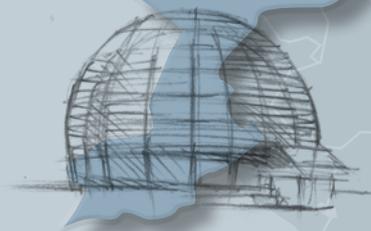


世界でもっとも価値ある企業40社にスイス企業3社がランクイン

世界最高のイノベーション力



人口100万人あたりのAI関連特許の取得 1位





意欲的な人材:
過去100年以上におけるゼ
ネスト0件



外国の高度人材にとっての
大きな魅力

安全と信頼



国際経験豊富な人材



世界最高の労働条件



4つの公用語と
英語をはじめとする
多言語の人材



世界最高の購買力

環境と生活



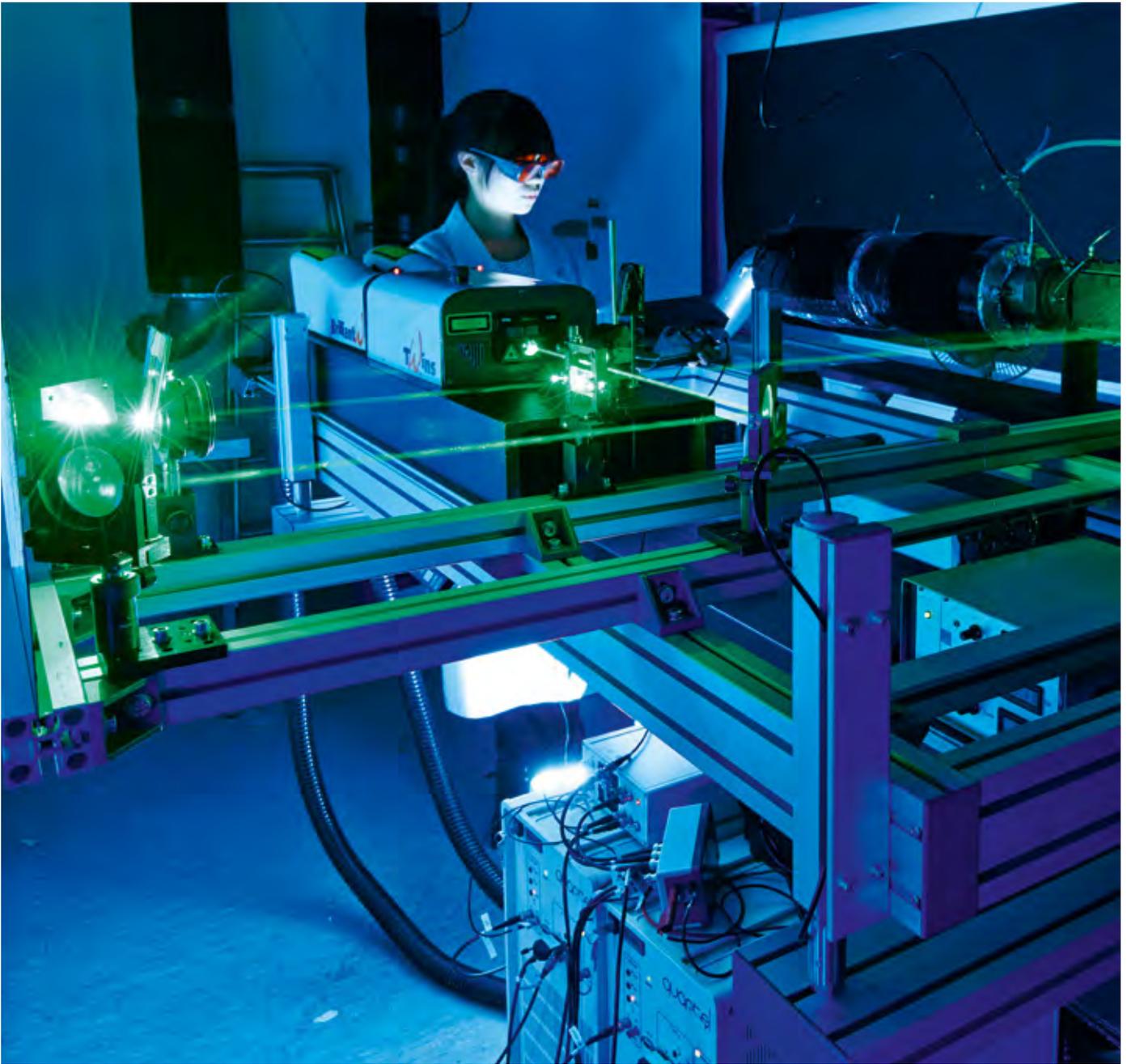
安定性の高い政治およ
びマクロ経済



駐在員に人気の国
トップ10入り



トップ10に3都市:
スイスの都市では
きわめて質の高い生活を
送ることができます



イノベーションと テクノロジー

スイスには、3つの特筆すべき強みがあります。イノベーション力、レベルの高い教育を受けた高度人材、そして一流の研究機関こそがスイスの強みです。最新のテクノロジーと適切に事業を支える環境も、スイスの生産性に寄与しています。



研究開発拠点

画像
UCBファルヒム、ビュル

世界屈指の大学と研究機関

スイスでは、国内総生産(GDP)の3.4%近くを研究開発費として投資しています。これは世界最高水準に値します。60を超える高等教育機関がこの高いレベルを支えています。これらの高等教育機関は、国際共同研究に密接に取り組んでおり、研究パートナーシップにも参加しています。大学は、産業分野との知識・技術移転に関してもネットワークで結びついています。さらに、イノベティブなスタートアップを支援し、成果の期待されるスピノフ企業を設立しています。スイス内外の各種機関や企業は、卓越した研究プラットフォームとして、また国際的なイノベーションハブとして、スイスが果たす役割を高く評価しています。こうしてみると、数多くの大企業がスイスに本拠を置いていることは驚くにはあたりません。例えば、製薬大手のプリストル・マイヤーズスクイブやロイバントサイエンシズ、デイズニーやグーグルの研究センターなどの企業が軒を連ねています。

スイスでは、就労者の約半数が知識集約型産業に従事しています。ハイテク製品は、スイスの経済的成功と高い評価の礎になっています。ハイテク製品の約4分の1が輸出されています。この数値によって、スイス経済のイノベーション力は太鼓判を押されており、国際比較のうえでも最高位につけています。スイスでは、特許・商標・意匠・著作権を含む知的財産権が法律によって実効的に保護されています。2019年には、8,000件を超える特許がスイスで申請されました。この申請数は、世界第7位に上ります。人口比では、何と世界第1位です。世界最高水準の研究についても、人口比別ノーベル賞受賞者数を見ればすぐにお分かりいただけるでしょう。ここでもスイスは世界のトップに君臨しています。

国際協力

重要な研究拠点として、スイスは国外の研究者を引き付けています。世界に名を馳せる多くの研究所が、スイスに本拠を置いています。例えば、欧州原子核研究機構(CERN)、スイス電子・マイクロテクノロジーセンター(CSEM)、ポール・シェラー研究所(PSI)等があります。CERNは、物理学の基礎研究センターとして、世界で最も重要な研究機関のひとつに数えられています。World Wide Webは、1980年代末にこの研究所で開発されたものです。

スイスの研究では、国境を越えて積極的に新たな知識や成果を発信し、国際的な研究交流を展開しています。また、欧州主要国の研究開発ネットワークに参加し、幅広い研究分野に取りくんでいます。スイス連邦工科大学チューリヒ校(ETHZ)では、かつてアルバート・アインシュタインも学び、教鞭をとりました。彼にとどまらず、さらに多くの研究者が輩出されています。ETHZでは、従来より外国人研究者や教員を受け入れており、すでにETHZの伝統となっています。教授陣全体の半数を外国人が占めています。



世界をリードする 産業と技術

画像
スマートファクトリー、デジタル マニュファクチャリング、イメージ写真

- 人工知能(AI)
- ロボット工学
- アドバンスド・マニュファクチャリング
- 個別化医療
- ブロックチェーン

有力企業のための確固たる拠点

多くの国際的な大手企業が、主要な研究機関が存在する高度に産業化された技術の拠点であるスイスに本社を構えることを選択しています。スイスの科学と産業間の優れた連携は、研究開発における迅速な技術移転の実現に貢献しています。ロシュ、ネスレ、ノバルティスのスイス企業3社は、世界時価総額ランキングの上位40社に数えられています。ジョンソンエンドジョンソン、グーグル、日本たばこ産業、メトロニック、アディダスなどの有名企業をはじめとする850社以上の多国籍企業が、スイスに地域統括部門あるいはグローバル本社を構えています。

ユニークな構造を持つ産業クラスター

スイス国内には、人工知能(AI)分野で世界的に有名な大学や研究所が揃っています。データ保護法制が整っており、最先端の研究が行うことができるため、グーグル、IBM、そしてマイクロソフトなどの大手テクノロジー企業が、AIの研究開発の拠点としてスイスを選択しています。優れた教育を受けたICT技術者の経済への進出率はとても高く、デジタル技術のさらなる成長とイノベーションのための素晴らしい環境を、スイスは提供しています。

機械、電気、金属、時計産業における長い伝統を誇るスイスでは、高度に産業化された精密機器クラスターが発達しています。また、現代のデジタル化時代の中、ロボット工学とアドバンスド・マニュファクチャリング分野をけん引する存在として、世界で高い評価を得ています。ABB、エリコン、シンドラー、ハミルトンなど様々な国際企業が、スイスの既存の生産プロセスにデジタルソリューションをもたらし、最適化しています。

スイスは自国ならではのライフサイエンス産業を形成し、世界的な地位を確立しています。中立的なグローバル拠点として、バイジーン、武田薬品、バイオジェンなどの国際的な化学・製薬企業が、本社・生産拠点を置くことに強い魅力を感じています。スイスは、ライフサイエンス分野における長年の実績を誇っており、ICTに関する豊富な専門知識を有しています。そのため、データとヘルスケアを融合させた新時代の個別化健康医療制度を実現する理想的な環境が整えられています。

スイスも同様にブロックチェーンのイノベーションハブとして成長してきました。トークン発祥のクリプトバレーは、現在ではブロックチェーン技術の国際的な発展に寄与する世界的なハブとなっています。ブロックチェーン技術は、サプライチェーン管理、保険産業、エネルギー供給およびロジスティクスの分野で用いられています。世界的に高い評価を得ているデータ保護法制と、スイス政府および州の積極的な取り組みにより、スイス全土で国際的に活動する企業に有利な条件と法的安全性が配備されています。



優れた教育制度

画像
スイス連邦工科大学ローザンヌ校(ETHL)

高い教育を受けた高度人材

実務を重視した優れた基礎教育、著名な私立学校や寄宿学校、世界ランキング上位の総合大学や応用科学大学こそ、レベルの高いスイスの教育風土が成功を収めている要因です。これらの要因から、企業は持続的に利益を得ています。教育レベルが高く、複数の言語に堪能で、意欲と忠誠心にあふれた人材を見つけ、雇用することは、スイスでは困難ではありません。グーグルやオラクルのような世界有数の魅力的な企業が、スイスに拠点を構えているのも納得です。大手の多国籍企業は、地域の大学と密接な協力関係にあり、この高い成果を約束する人材市場から、高度な教育を受けた従業員を数多く採用しています。

スイスの教育制度では、実務志向で着実な職業教育と傑出した高等教育が組み合わせられています。デュアルシステムと呼ばれるこの制度は、スイスのイノベーション力と創造力の基盤を形成しています。若年層の失業率は低く抑えられており、スイスの教育制度が十分に機能していることを裏付けています。

世界トップクラスの公立学校と私立学校

スイスの公立学校は高い評価を受けています。その証拠に、PISAなどの国際学力調査において、何度も非常に高い成績を収めています。特に数学においては、統計的にみてスイスの平均値はOECD平均を大幅に上回っています。スイスの大学は、高等教育機関に関する国際ランキングで常に上位を占めています。スイスからは、世界ランキング上位100位に4つの大学が入っています。スイス連邦工科大学のチューリッヒ校およびローザンヌ校、バーゼル大学、チューリッヒ大学などがその代表に挙げられます。とりわけ、ふたつの連邦工科大学はトップ40位内に名を連ねています。

約260の私立学校と寄宿学校が、公立学校と並んでスイスの教育制度をさらに充実したものにしています。国際志向の家庭は、ニーズに応じた学校教育を選ぶことができます。外国企業の社員は、スイスに一時滞在していることが一般的です。こういった駐在員の子どもは、数多くの「インターナショナルスクール」で、母語による教育や国際的な教育を受けることができます。そのため、出身国で有効な修了証書の取得や、学校の卒業に向けて完璧な準備をすることができます。例えば、アビトゥア、バカロレア、米国大学受験資格などの取得が可能です。



安全と信頼

スイス経済は、世界で最もリベラルで競争力のある経済です。資本コストの低さ、通貨の安定性、安定した購買力、穏当な税負担、連邦制による政治制度など、経済的・政治的安定性が、スイスにおける投資の高い安全性を保証します。



信頼性のある ガバナンス

画像
フンデスプラッツ, ヘルン

政治の安定性：ビジネスを育む土壌

スイスの連邦制により、経済界と国民の生活が密接した存在になっています。スイス政府、すなわち連邦審議会は、簡素な構造をとっており、閣僚7名で構成されています。各閣僚は、輪番制により、1年ごとに交代で大統領に任命されます。スイス連邦を構成する26州(カントン)は、広範な自治権を有しています。医療、教育、文化の分野での権限の範囲は特筆すべきものです。市町村にも自治が認められています。およそ2,200におよぶ市町村では、独自税率を決定することができます。スイス国民は、国民投票(レファレンダム)、国民発議(イニシアティブ)や住民投票により、政治過程に直接参加することができます。政治状況が安定しているため、経済に対する信頼性が高く、国民によって支えられた実際的な決断が可能になっています。

欧州の中心に位置しながらの独自性

スイスは欧州経済の主要都市から飛行機で2時間ほどの距離に位置しています。ヨーロッパの中心にあり数か国語を公用語とするスイスは、ヨーロッパ4大市場のうちドイツ、フランス、イタリアの3つの市場と隣接しており、異文化の交流が盛んです。これらの3か国の言語は、スイスの公用語でもあります。さらに、住民の多くは、英語を話すことができます。

スイスと欧州は、密接な経済関係を維持しています。欧州連合(EU)はスイスの最も重要な貿易相手国です。スイスから輸出総額の半分以上は、EU圏に対するものです。逆に輸入については、EUからの輸入総額が全体の3分の2を占めています。スイスはEUに加盟していませんが、包括的な自由貿易協定と二国間協定により、物品とサービスの自由な移動が可能です。この協定により、スイスは、5億人の居住者を擁するEU市場に完全に組み込まれていますが、それと同時に政治的な独立性を保っています。40か国と30におよぶ自由貿易協定を締結したことで、EFTA協定とEUの自由貿易協定が補強されています。スイスの自由貿易政策は最適な枠組み条件を確立しており、主要貿易相手との物品とサービスの取引が行われています。主要先進国の間では租税条約を結んでおり、企業は重複して課税されることはありません。



自由な労働市場

画像
採用面接の様子(イメージ)

雇用主と被雇用者：持続可能なパートナーシップ

スイスの労働法は非常にリベラルで、労働市場の規制はきわめて緩やかです。そのため、スイス経済は世界でも最も生産性が高いとされています。失業率は、過去10年間で常に4%を下回っており、国際的にも極めて低く抑えられています。雇用主と労働組合の間には、積極的な社会的パートナーシップが維持されています。労使紛争は、交渉の場で解決されます。スイスでストライキが行われることは極めてまれであり、最後にゼネストが行われたのは100年以上も前にまで遡ります。

スイスの被雇用者は、全体に教育水準が高く、豊富な国際経験を持っており、数か国語に堪能です。従業員として意欲的で信頼が置け、献身的だと言えます。スイスは、外国人労働者にとって非常に魅力的な場所です。労働市場への受け入れにあたっては、デュアルシステムの成果を見ることができます。人の域内移動の自由に関する協定(シェンゲン協定)により、EU/EFTA加盟国の労働者がスイスの労働市場に容易にアクセスできるようになっています。ただし、クロアチアについては現在も移行措置として特別な条件が適用されています。その他の国(第三国)からの就労者については、労働許可が、割当方式で配分されています。

模範的な社会保障制度

スイスでは、社会保障が綿密に組み立てられています。スイス居住者や就労者とその家族に対し、経済的影響を伴うリスクに対する広範な保障が提供されています。年金制度は3本柱で支えられています。ここには、公的年金・企業年金・個人貯蓄年金が数えられます。個人は、ここで高い自己責任を負うことになります。そのぶん、企業や保険契約者が負担する社会保険料は抑えられています。



安定的な 金融・資本市場

画像
バラードプラッツ、チューリヒ

高い安定性と購買力

スイスは、世界トップレベルの購買力を誇ります。安定したスイスフランは、国の経済政策のうちでも主要な基軸となっています。スイスは、経済政策のうえでも通貨政策のうえでも、世界の模範と言えるほど安定しています。価格変動が抑えられており、スイスフランは、世界で最も需要のある準備通貨やポートフォリオ通貨のひとつとなっています。

スイス証券取引所(SIX)では、企業に国際的な投資家と接点をもつ機会を提供しています。資金を求める企業は、長期的視野を持ち、好条件で支援する熱心な出資者を見つけることができます。国もベンチャーキャピタルへの投資に対する優遇措置などを通じて投資促進に向けた環境整備に力を注いでいます。銀行部門での健全な競争は、スイスの金融市場が正常に機能していることの証であり、企業にも大きなメリットをもたらします。

安全性とノウハウを誇る、世界をリードする金融センター

ジュネーブとチューリヒは、世界で最も重要な金融センターに数えられます。これは、安定した環境がもたらした成果だと言えるでしょう。UBS、クレディスイス、スイス・リー、チューリッヒ生命グループといったスイス企業は、プライベートバンキング、アセットマネジメント、保険などの分野で強みを発揮し、世界的に高い評価を得ています。個人顧客も法人顧客も同様に多様な金融・保険商品とサービスを活用しています。スイス証券取引所(SIX)は、国内外の企業に対して大きな魅力を持っており、ライフサイエンス企業にとってはヨーロッパの主要な取引所でもあります。SIXでは、ABB、アルコン、クラリアント、CSグループ、ジボダンのような世界的に人気のある大手グループ企業の優良株式銘柄が取引されています。



魅力的な税制

画像
オンライン確定申告(イメージ写真)

国際競争力の高い税制

スイスの連邦税制は、成功例のひとつといえます。税金は、連邦政府、州、市町村で規定され、徴収されます。国内の租税競争は、税負担の軽減に大きな役割を果たしています。2003年に導入された債務ブレーキ制度により、政府は財政均衡を維持することが義務付けられています。税制面で極めて魅力的なスイスの各州は、法人税に関しても、高度人材に対する課税に関しても、他国と比べて優位に立っています。

個人と企業に対する穏当な税制

連邦レベルにおいては、企業の純利益に課税される税率はわずか8.5%です。これに州と市町村の法人税を加えると、州によって約12%から約21%の税負担となります。企業が投資プロジェクトによってスイスの特定地域で雇用を創出する場合には、税の減免措置が受けられます。スイスと海外の二重課税については、多くの場合、租税条約に基づき回避できます。米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、中国をはじめとするその他多くの国を含む多くの重要な貿易相手国との間で、こうした協定を締結しています。

建設的かつ実質的な制度は、納税者と納税当局との友好関係を示しています。税理士法人や監査法人により、信頼に満ちたこの関係が評価されています。

2019年、スイスの有権者は税制改革と老齢・遺族年金(AHV)に関する連邦法(「STAF」)を採択しました。この税制改正により、国際的に通用する法人税制度が確保されます。STAFの措置に関して、具体的にはパテントボックスが含まれており、革新的企業のための研究開発を目的とする適格な支出に基づき、特許および類似の権利からの収入に対して最大90%の特別控除を適用することができます。州はさらに研究開発費を最大50%追加控除できます。革新的大企業・中小企業は、この控除措置の恩恵を受けることができます。



起業しやすい環境

画像
ビジネスプラン(イメージ写真)

会社設立にあたって煩雑な手続きは不要

企業であっても個人であっても、迅速かつ簡素な手続きで新会社を設立できます。ほとんどの場合、会社設立に要する期間はわずか2週間から4週間で、費用は2,000-8,000スイスフラン程度です。

外国人起業家は非常に歓迎されており、充実したサポートが受けられます。2019年にスイスで起業した人の3人に1人は外国人でした。経済自由(旧:事業の自由)の原則のもと、スイスでは誰でも事業を営み、会社を設立し、企業に資本参加することができます。唯一の要件は、会社を代表して署名する権限を持つ者が、スイスに居住していなければならないことですが、その権限保有者がスイス国民である必要はありません。

容易な進出

スイス・グローバル・エンタープライズでは、有益なサポートを提供しています。投資を検討中の外国企業に、投資環境に関する全般的な情報や、事業拠点としてのスイスの利点、会社設立手続きなどについてご案内させていただきます。企業の設立計画が明確であれば、該当する州の経済開発局が案件の現地調整を引き受けます。銀行、コンサルタント、信託会社、専門弁護士が個別の問題の解決に当たります。オンラインサポートも充実しています。ビジネスプラン作成のヒントから、商業登記簿への登録に至るまで、多岐にわたって総合的にサポートいたします。

拠点をスイスに移転する企業は、多くの場合、資本金会社、つまり株式会社(AG)か有限会社(GmbH)という法的形態を選択します。スイスの子会社を個人事業体、合名会社あるいは有限責任パートナーシップとして、オンライン手続きによって設立することも可能です。



環境と生活

スイスは、有能な人材の創造力と達成への意欲をかき立てます。仕事、イノベーション、創造性、レジャー、家庭、リラクゼーションが、最適に調和しています。活気に満ちた文化的な生活、美しい風景、質の高い不動産や住環境により、スイスはハイレベルな生活を約束します。



質の高い生活環境

画像
ノイエンプルク旧市街、ノイエンプルク
Vincent Bourrutに著作権帰属

スポーツ、レジャー、リラクゼーション、文化を堪能

アルプス山脈から肥沃なミッテルラント地方を抜け、地中海の雰囲気を感じるティチーノへ。狭い空間でありながら、スイスの景観の多様性は住民や来訪者を魅了します。夏には澄んだ湖や川で泳ぎ、爽やかな空気を満喫できます。近隣都市への移動も非常に容易です。短い距離のおかげで、どの地点であっても、電車、バス、車や船に乗りさえすれば、迅速かつ簡単に、移動を行うことができます。チューリヒ、ジュネーブ、バーゼル、ベルンなどのスイスの主要都市は、大手コンサルティング会社マーサーが発表しているランキングで世界で最も魅力ある都市として上位につけています。スイスが幸福度の高い国のひとつに数えられていることも驚くべきことではありません。

自然やスポーツを愛する人にとって、スイスは理想的な場所です。夏冬を問わず、伝説的なスイスの山々がすばらしい保養地として観光客を迎えています。多言語の世界市民的環境の中で、文化資源も豊富です。博物館・美術館、財団、画廊、祭典その他機関では、スイスと国外の芸術をサポートしています。スイスでは、国際的に名高いカルチャーイベントが数多く開催されています。モントルー・ジャズフェスティバル、ヌーシャテル国際ファンタスティック映画祭、アートバーゼル、ロカルノ映画祭、チューリヒ映画祭などは、代表的な例です。

セミナーや会議の開催地として最高のロケーション

素晴らしい設備を備えた一流ホテルは、リラクゼーションとウェルネスを求める人だけでなく、セミナーや会議の主催者にとっても魅力的です。世界経済フォーラム(WEF)が、政財界のトップをリゾート地ダボスに毎年集めるのは、決して偶然ではありません。ビジネスイベントのスイス開催を決めた主催者は、多様性と本物の良さを重視していると言えます。さらに、短距離移動が可能のため、濃密な体験ができることも間違いありません。



国際的な環境

画像
国連 (UN)、ジュネーブ

多様な価値観への開放性と寛容さ

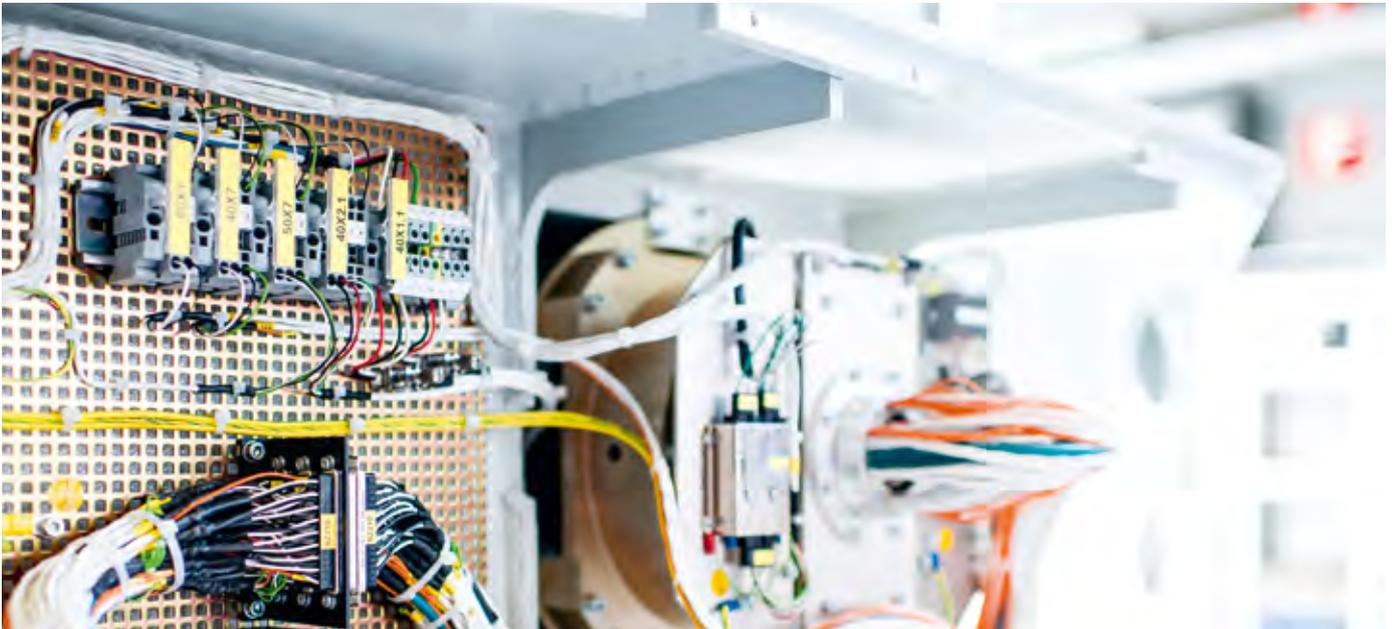
外国人就労者も外国企業も、スイスの国際性を高く評価しています。寛容さ、多言語と文化的多様性がスイスを特徴づけています。スイスは、駐在員に最も人気の高い赴任先に数えられます。外国人就労者と外国企業は、スイスの豊かさに大きく貢献しているのです。

スイスは開かれた国です。3か月までの滞在なら、有効なパスポートさえあれば入国が可能です。国籍によっては査証(ビザ)が必要ですが、その場合は各国のスイスの在外公館で取得します。滞在許可証と永住許可証は、各州の移民局が発行します。スイスに3か月を超える就労目的で渡航する場合には、労働許可が必要です。通常の場合、スイスの雇用主が必要な手続きを行います。

中立性と国際協力

外交、人道的取組、国際的ネットワークがスイスの中立政策の中核となっています。2002年以来、スイスは国際連合に加盟しています。国連の専門機関には、国連加盟以前から積極的に関与していました。また、欧州自由貿易連合(EFTA)などの国際経済機関にも参加しています。更にスイスは、特定の第三国と外交関係を結んでいない国々の利益を代表しています。

中立国であるスイスは、政治的に配慮が必要な問題を協議する会合や会議の開催地として理想的です。世界保健機構(WHO)や国際連合など、多くの国際機関がスイスに本拠地を置いている理由は、ここにあります。ジュネーブは国際協力において、世界で最も重要な中心地のひとつです。ジュネーブには、多国間の貿易システムの法律上・制度上の基盤であると同時に、グローバルレベルで国家間の通商関係を規律する唯一の機関である世界貿易機関(WTO)も本部を置いています。さらに、国際オリンピック委員会(IOC)、欧州サッカー連盟(UEFA)、国際サッカー連盟(FIFA)のほか、60を超える国際スポーツ組織がスイスに本部を置いています。その多くがグローバル本部や欧州本部です。



信頼性のあるインフラ

画像
アキュトロニック、オルテン

欧州の中心でのモビリティと安全性

スイスはまた、交通の便もとても便利です。ヨーロッパ内外の主要都市には直行便が就航しています。チューリヒ、ジュネーブ、バーゼルの3つの国際空港からは、様々な外国航路により、あらゆる目的地にアクセスすることができます。スイスの道路網は整備が行き届いており、世界屈指の密度を誇ります。欧州の主要な幹線道路にもスムーズにアクセスできます。鉄道やバスは、都市部でも郊外でも、正確なダイヤで運行されています。2016年に開通したゴットアルド山麓トンネルは、スイスだけでなく、ヨーロッパ全体にとって非常に重要な経路です。この世界最長の鉄道トンネルは、南北に、人と物をより早く、より頻繁に、そしてより確実につなげます。交通政策面は、大型車両通行の道路から鉄道にシフトしていく予定です。スイスはこのような常に変化するロジスティクスの要件に対応する品質の高いソリューションを提供しています。

自社オフィスビル、テクノパーク、管理業務を行うサービスオフィスなど、企業活動に適した、高級感溢れる、魅力的な不動産が数多く提供されています。外国人による不動産購入に関する規制は、ここ数年で大幅に緩和されました。

全国を網羅する安定したインフラ

充実したインフラは、情報化時代を生きる人々の厳しい要求にも応えます。IBMやGoogleなど、世界をリードするIT企業がスイスに拠点を置く理由は、インフラやデータ技術の安全性と信頼性にあります。スイスはさらに、全国を網羅する安定したエネルギーと水の供給網を誇ります。欧州の貯水池と称される豊富な水資源を活かし、再生可能エネルギーである水力を積極的に活用しています。

スイスの医療制度は世界最高水準です。診療所や公立病院、多くの民間クリニックや専門病院で、ハイレベルな医療が高度な訓練を受けたスタッフによって提供されています。スイス人の平均寿命は83才で、世界でも有数の長寿国です。



スイスの概要

1.1	地理	25
1.2	気候	25
1.3	政治制度	26
1.4	財政	28
1.5	中立性	28
1.6	人口	28
1.7	多様な価値観への開放性と国際性	29



アルプス山脈とジュラ山脈に抱かれたスイスは、欧州の南北を結ぶ通信と運輸の中心です。欧州の様々な文化や言語が会う場所です。これほど狭い地域でありながら大きな多様性を擁する国は、他にありません。スイス経済が高度成長を遂げた背景には、リベラルな経済システムと安定した政治、外国経済との緊密な連携があります。国は必要な大枠の条件を策定し、国の介入は国民全体の利害に関わる場合に限定されています。さらに、優れた教育制度と充実したインフラ設備が、スイス経済の競争力の基盤を構成しています。

1.1 地理

スイスの総面積は、41,285平方キロメートルです。スイスは、丘陵や山脈、川や湖、森林や草原等、豊かな自然に恵まれています。スイスアルプスに加え、ボーデン湖からレマン湖に伸びる起伏のあるミッテルラント地方、褶曲山脈が連なるスイスジュラが、スイスの代表的な三つの地形を形成しています。ミッテルラントは、スイス総面積の30%、人口の3分の2を占めています。工業用地のほとんどはミッテルラントに集まっています。欧州の中央に位置するスイスは様々な文化が交わる場所であり、同時に欧州の南部と北部を結ぶ通信、および交通の要衝でもあります。

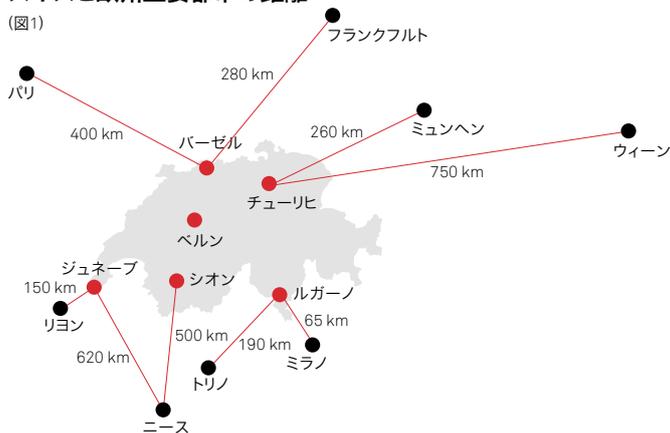
スイスには、無数の河川と1,500を超える湖があります。最も大きな二つの湖は、隣国と接しています。南西部にあるレマン湖はフランスに、北東部に位置するボーデン湖は、ドイツとオーストリアに接しています。

www.swissworld.org

スイスの概要

スイスと欧州主要都市の距離

(図1)



出典：筆者作成

1.2 気候

スイスは、適度な寒暖と湿度の低い穏やかな気候が特徴です。夏の間は、日中の気温が18℃～28℃、冬の間は、-2℃～7℃の間で変化します。春と秋の間は、日中の気温は8℃～15℃です。スイスの気温は、主として海拔に左右されます。気候は、アルプスを境に北部と南部ではっきりと分かれます。南部は地中海性気候の影響を大きく受けており、北部に比べて冬季は格段に温暖です。

www.meteoschweiz.ch

天気と気候

1.3 政治制度

1.3.1 連邦制度

スイスは国民自らの意思で創設された国家であり、言語や宗教が異なる複数の民族から構成されています。近代国家としてのスイスが成立したのは1848年です。それ以前のスイスは、独立した州の緩やかな連合体でした。インターネットのアドレスなどで用いられるスイスを表す略字の〈CH〉は、正式なラテン語名のコンフェデラチオ・ヘルベティカ(Confoederatio Helvetica)に由来しています。

スイスは連邦制を採用しており、市町村、州、連邦という3つのレベルで政治が行われています。連邦政府は外交・安全保障、関税、金融制度、国内法令、防衛など憲法に定められた分野を担当しています。26の州には、国際的にみても大きな権限が委ねられています。ヘルスケア、教育、文化はこういった政治分野に含まれており、各州は大きな決定力を行使することができます。また、小規模で柔軟性のある政治組織であることから、各州は様々な分野で互いに競い合うこともあります。連邦制により、国民や産業界にとって政治は非常に身近なものとなっています。これは、公共サービスの多くが州や市町村レベルで引き取られ、実施されていることによります。州と市町村には一定の自治が認められ、各地域のニーズに合った政策をとることができるのです。

www.ch.ch
連邦、州、および市町村に関するオンライン情報

1.3.2 連邦レベルでの三権分立

連邦憲法は国民をスイスの主権者、すなわち議会を選出する最高の政治機関と定めています。すべての国民は、国民投票(レファレンダム)や国民発議(イニシアティブ)を通じて、憲法や法律の策定に参加する権利を持っています。

連邦の立法府、すなわち議会は二院制です。国民の代表である200人の議員から成る国民議会と、26州の代表である46人の議員から成る全州議会で構成されています。国民議会は4年ごとに国民の直接選挙で選出され、各州がそれぞれひとつの選挙区となります。州ごとに人口に比例した数の議員が選出されますが、どの州も最低1人の代表を選出する権利があります。

連邦政府は連邦参事会と呼ばれ、合議制で運営されています。両院議員で構成される連邦議会合同会議によって7人の閣僚が選出され、7つの省のいずれかを担当します。さらに、輪番制のもと、連邦参事会の代表が1年ごとに大統領職を交替で務めています。

スイスにおける司法権の最高機関は、ローザンヌにある連邦最高裁判所です。また、ルツェルンには連邦保険裁判所、ベリンツォーナには連邦刑事裁判所、ザンクトガレンには連邦行政裁判所がそれぞれ置かれています。

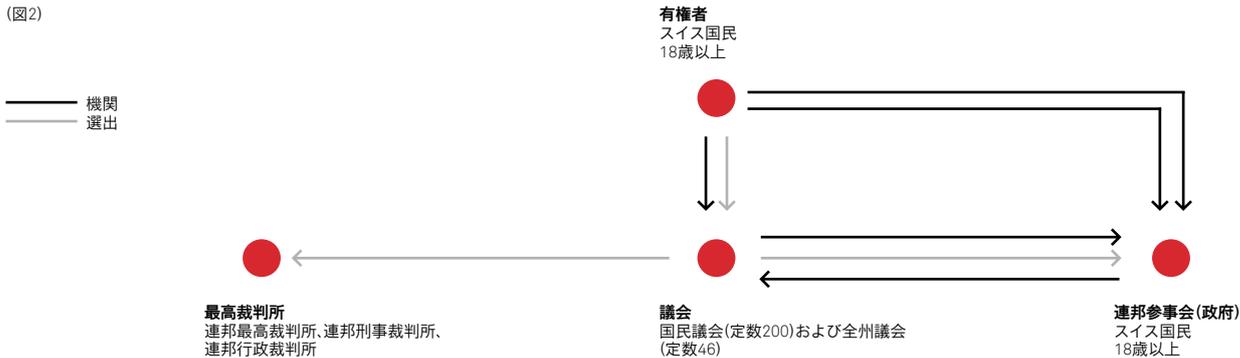
www.bger.ch
連邦最高裁判所／保険裁判所

www.bstger.ch
連邦刑事裁判所

www.bvger.ch
行政裁判所

スイスの政治制度

(図2)



1.3.3 直接民主制と合議制

スイスほど国民に大幅な共同決定権がゆだねられている国は類を見ません。国民は国民発議(イニシアティブ)によって憲法の改正や条項の追加を請求することができ、国民投票(レファレンダム)によって議会の決議の可否を判断することができます。長い民主主義の伝統に加え、国や人口の規模が相対的に小さく、高い識字率によって多様なメディア媒体を利用できるといった要素が、こうした特殊な国家形態を支えてきました。通常だと年に4回、有権者は連邦法案に対して投票する機会があります。

スイス政治の特徴は合議制にあります。何十年もの間、主要政党が連立形式で7人の連邦閣僚を指名してきました。同様に、当選した候補者のみが議席を獲得するのではなく、得票数に応じてすべての政党に議席が配分されます。決議内容に応じて、多数派の構成は異なります。そのため、できる限り多くの団体が議題に対して意見を表明することができ、幅広い支持に基づく妥協案の実現が図られています。連帯と合議制の原則のもと、合意に達しようとする努力がスイスの政治的安定に大きく貢献しているのです。

1.3.4 政治的安定と社会の調和

スイスは各種調査において、安全、私的財産、社会的なまとまり、政治的安定の面で、国際比較で常に高い評価を得ています(図3)。スイス国民は、独立性に大きな価値を置いています。異なる言語や文化が並存していても、国内は極めて安定しています。スイスには、非常に高い寛容さがあり、個人の自由が尊重されているのです。合議制の原則は、労使関係や代表者間の関係にも適用されます。労使ともに、交渉による問題解決に努めています。このような社会の調和を背景に、何十年にもわたってスイスは広い範囲で繁栄し続けてきたのです。

www.admin.ch
スイス連邦当局

政治的安定、2019年

安定=10、不安定=0

(図3)

1	スイス	9.49
2	デンマーク	9.27
3	ルクセンブルク	9.21
4	シンガポール	9.10
5	フィンランド	8.69
6	アイルランド	8.65
7	ドイツ	8.65
9	オーストリア	8.57
10	オランダ	8.49
11	中国	8.34
12	スウェーデン	8.30
14	カナダ	8.00
20	日本	7.74
21	フランス	6.96
23	オーストラリア	6.78
25	米国	6.34
32	インド	5.82
50	韓国	5.53
56	イタリア	3.39
57	英国	3.32

出典：IMD世界競争力センター、2019年

1.4 財政

スイスは、その安定志向に定評があります。EU諸国や主要先進工業国に比べると、インフレ率は格段に低く抑えられています。同じことが失業率にも当てはまり、常に4%を下回っています。スイスでは金利水準も伝統的に低いのですが、同時に、貯蓄率の高さも特徴的です(2018年の国民総所得に対する民間貯蓄は21.3%に上ります)。

財政支出比率は、財政支出が国内総生産(GDP)に占める割合を算定したものです。この中には自治体による支出と強制加入の社会保険が含まれており、スイスの財政支出比率は、32.9%(2017年)となっています。一方、欧州諸国では、財政支出が50%を大きく上回ることも稀ではありません。

スイスの財政状況は健全です。これは中央政府である連邦だけでなく、州や市町村にも当てはまります。余剰率は、2018年末で名目国内総生産の1.4%となっています。

公的債務も、欧州のほとんどの国より低く抑えられています。公的部門の債務残高は、対GDP比で27%でした(2019年)。EU加盟国の平均(77.8%)と比較すると、スイスの債務率は非常に低いことが分かります。欧州諸国の過半数がスイスよりはるかに高いレベルの債務を抱えています。

www.efv.admin.ch
連邦財務局(EFV)

スイスの公的債務は、欧州の大半の国よりはるかに低く抑えられています。

1.5 中立性

スイスの外交政策は、中立性の原則に基づいています。しかし、中立性を尊重するからといって、国際情勢の傍観者にとどまるということではありません。スイスは、2002年より国連に加盟し、国連の専門機関において重要な役割を果たしてきました。さらにスイスは、欧州自由貿易連合(EFTA)をはじめとする重要な経済機関で、現在に至るまでずっと積極的な役割を担ってきました。

スイスは、1515年から中立を守り、1815年に終結したナポレオン戦争後は欧州列強にもその立場が認められてきました。欧州には、スイスほど長く中立性の伝統を持つ国はありません。冷戦終結後、スイスは中立性のありかたを緩和しました。北大西洋条約機構(NATO)の役割が変化し、治安維持任務が増加したため、スイスも1996年にNATO平和協力協定を締結しました。中立な立場を買われてスイスが仲介役を担うことも少なくありません。場合によっては、正式な国交のない国家間の利害をスイスの外交官が代弁することもあります。政治的にデリケートな会談や会議の開催地として、スイスは中立的な領土を提供しています。

www.eda.admin.ch
スイス連邦外務省(FDFA)

1.6 人口

スイスの定住者人口は、およそ860万人に上ります。スイスに居住する外国籍者の割合は、およそ25%です。スイスは世界最長寿国に数えられ、その平均寿命は男性が81.7歳、女性が85.4歳という長さです。住宅地が比較的分散しているため、過密状態には至っていません。人口の3分の2以上が、5大都市(チューリヒ、ジュネーブ、バーゼル、ベルン、ローザンヌ)とその周辺の都市圏で暮らしています。

4つの言語が公用語として認められています。ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語です。スイスの北部、東部および中央部ではドイツ語が話されていますが、日常のやりとりでは方言(スイスドイツ語)が一般的です。スイス西部のロマンディーおよびミッテルラントの一部では、フランス語が用いられています。南部(ティチーノ州)では、イタリア語、グラウビュンデン州の一部地域ではロマンシュ語が話されています。英語も、スイス全土に広く浸透しており、大部分の国民が英語を話すことができます。

www.statistik.admin.ch
スイス連邦統計局(BFS)

1.7 多様な価値観への開放性と国際性

1.7.1 言語と起源

スイスでは、国民の大半が少なくともひとつの外国語を話します。小学生の段階から外国語を身に着けていることも珍しくありません。小学校では、早期に英語の授業が導入されているのです。他国からの移住などもあり、開放的な土地柄によって、多様な言語が実際に話され、コミュニケーションの手段として使われています。国際的なビジネスの場では、各国の言語とともに英語がよく使われ、経営者の多くは英語で仕事をしています。

多様な言語や宗教、多くの外国人居住者が共生しており、スイスは異文化に対して非常にオープンで寛容です。この開放性により、外国企業はスイスを拠点として事業を展開することができるのです。欧州はスイスにとって最大の取引相手ですが、米国やアジアなど他の市場とも密接な関係にあります。特に金融の中心であるチューリヒとジュネーブは、異文化のつぼみです。文化面でも、スイスは寛容で開放的な伝統を守ってきました。中立を国の政策に掲げているため、世界のどんな国とも交流することができ、相互の連携にも前向きなのです。こうした多様性があるからこそ、国際企業だけではなく、多くの国際機関がスイスに拠点を設置しているのです。

1.7.2 国際機関

スイスは、政治的独立性が高く、国際理解も含め意識の高い献身に取り組む国です。そのため、ジュネーブに本部を置く国際連合をはじめとして多くの国際機関が拠点を構えています。また、国連のアドバイザーを務める約250の非政府組織が本拠地をスイスに置いています。

国際的な経済指数、2017年

(図4)

総合ランキング		経済面	社会面	政治面
1	スイス	7	4	8
2	オランダ	2	21	6
3	ベルギー	3	16	9
4	スウェーデン	14	7	7
5	英国	23	5	4
6	オーストリア	17	11	10
7	ドイツ	24	14	3
8	デンマーク	11	17	13
9	フィンランド	16	20	12
10	フランス	27	26	2
11	カナダ	43	6	18
16	アイルランド	6	8	68
17	シンガポール	1	9	97
22	ルクセンブルク	4	1	88
23	イタリア	48	44	1
37	米国	59	27	14
51	韓国	75	40	24
61	日本	66	50	31
70	香港	5	25	178
101	インド	155	147	16

出典：KOFグローバル化指数、2019年版



経済構造

2.1	国内総生産と産業構造.....	31
2.2	国際的な融合.....	34
2.3	優れた技術と産業.....	36

2

スイスは、世界で最もリベラルで競争力のある経済を有しています。かつてより、スイスは、外国と密接な経済関係を築いてきました。投資家にとって、スイスは堅牢な法体系と長期的に安定した国家基盤を持つ国であり、総体的に規制が少なく、研究機関にも近いため、欧州で質の高い製品やサービスを提供する事業拠点として選ばれています。

2.1 国内総生産と産業構造

スイスの国民1人当たりの国内総生産(GDP)は世界第2位です(図5)。2019年の国民一人当たりのGDPは、EU平均を大きく上回っています。GDPの約70%は、サービス部門によって占められています。GDPの25%を占める工業部門も経済の要です。主要産業は、製薬、金融、ICT、機械・電気・金属産業です。スイス経済は輸出志向が強く、GDPに占める割合で見ると、対外貿易は世界で最も高い水準にあります。EUはスイスにとって重要な貿易相手であり、輸出の55%、輸入の71.6%をEUとの取引が占めています。スイス経済では、中小企業が多数を占めています。国内企業の99%以上はフルタイム従業員が250人以下の企業です。これに対して、スイスに拠点を構えている多国籍企業は、スイス全体の国内総生産の約3分の1に当たる付加価値を生み出しています。これらの企業では130万人が雇用されており、被雇用者者の3人に1人が多国籍企業に勤務している計算になります。被雇用者は意欲にあふれ、責任感が強く、会社に対する忠誠心も旺盛です。このようなスイスの特質は、産業やサービス業における品質・サービス重視の精神に現れています。

1人当たり国内総生産(名目)、2019年

単位：1,000米ドル

(図5)

1	ルクセンブルク	113
2	スイス	84
3	マカオ	81
4	ノルウェー	78
5	アイルランド	78
8	米国	65
9	シンガポール	64
10	デンマーク	60
12	オランダ	52
13	スウェーデン	51
14	オーストリア	50
15	香港	49
18	ドイツ	47
19	カナダ	46
20	ベルギー	45
22	フランス	42
23	英国	41
24	日本	41
28	イタリア	33
30	韓国	31

出典：IMFオンライン、2019年

スイスでは、就労者の約75%がサービス業に従事しています。製造業部門は22%ほどです(図6を参照)。先進工業諸国では、工業部門の重要性が低下する傾向にありますが、スイスでは、第二次産業の就業者の絶対数は過去20年にわたり安定しています。

産業構造および雇用率、2019年

(図6)

産業分野	被雇用者(2019年第3四半期)	
	1,000人	%
合計(農林業を除く)	5,137.00	100%
第2次産業合計	1,110.0	21.61%
鉱業、採石・採土業	5.0	0.10%
製造、加工	690.0	13.43%
エネルギー供給	29.0	0.56%
水の供給・環境汚染除去	22.0	0.43%
建設業	365.0	7.11%
第3次産業合計	4,027.0	78.39%
自動車販売、整備、修理	630.0	12.26%
運輸・倉庫	250.0	4.87%
サービス(観光、宿泊、飲食)	266.0	5.18%
情報通信	176.0	3.43%
金融・保険サービス	236.0	4.59%
不動産	67.0	1.30%
自営業、研究職、技術職、サービス	452.0	8.80%
その他サービス業	364.0	7.09%
行政	205.0	3.99%
教育	357.0	6.95%
医療・福祉	749.0	14.58%
芸術・娯楽・保養	106.0	2.06%
その他サービス業	169.0	3.29%

出典：連邦統計局(BFS)、雇用統計(BESTA)

競争力に関する国際指標では、スイスは長年に渡り上位につけています。スイスは、イノベーション力、優れた教育制度、柔軟な労働市場に対して最高点を獲得しています。

www.s-g.com/business-navigator

スイスのビジネスナビゲーター：数字で表すスイスのインタラクティブマップ

国際競争力ランキング、2020年

総合評価1-100

(図7)

1	シンガポール	100.0
2	デンマーク	99.5
3	スイス	98.4
4	オランダ	98.4
5	香港	97.1
6	スウェーデン	95.9
7	ノルウェー	94.6
8	カナダ	93.5
9	アラブ首長国連邦	93.5
10	米国	92.4
12	アイルランド	90.7
15	ルクセンブルク	87.7
17	ドイツ	85.9
19	英国	84.4
20	中国	82.0
23	韓国	79.2
32	フランス	71.7
34	日本	69.9
43	インド	62.1
44	イタリア	62.0

出典：IMD世界競争力センター、2020年

イノベーションに関しても、スイスは世界のトップクラスです。2019年には、世界で最もイノベティブな国として、7年連続でグローバル・イノベーション・インデックスの首位に輝きました。

グローバル・イノベーション・インデックス、2019年

総合評価0 - 100

(図8)

1	スイス	67.24
2	スウェーデン	63.65
3	米国	61.73
4	オランダ	61.44
5	英国	61.30
6	フィンランド	59.83
7	デンマーク	58.44
8	シンガポール	58.37
9	ドイツ	58.19
11	韓国	56.55
12	アイルランド	56.10
14	中国	54.82
15	日本	54.68
16	フランス	54.25
17	カナダ	53.88
19	ノルウェー	51.87
21	オーストリア	50.94
22	オーストラリア	50.34
30	イタリア	46.30
52	インド	36.58

出典：INSEAD、グローバル・イノベーション・インデックス、2019年

スイスは、世界トップのイノベーション
大国です。優れたイノベーションの
成果を誇り、イノベーションにとって
理想的な環境を提供しています。
成熟した市場と経済がその証です。

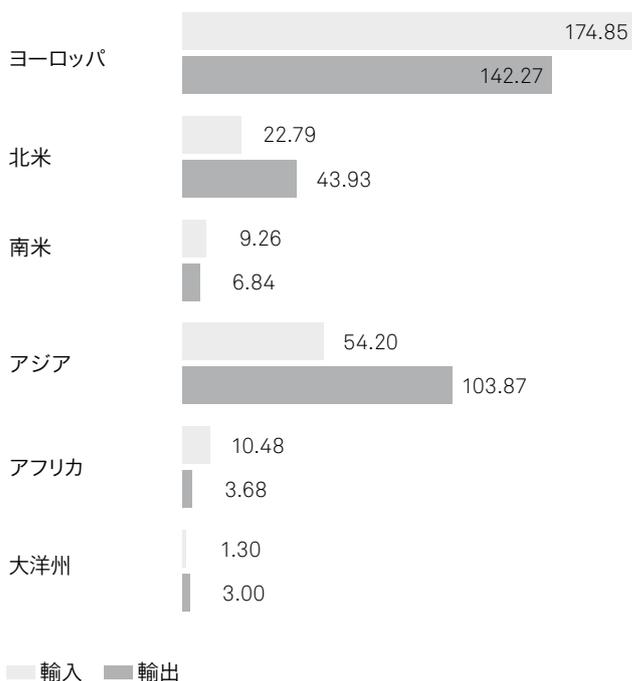
2.2 国際的な融合

スイスは、国内市場の規模が小さく、水を除くと天然資源には恵まれていません。そのため、企業の多くは産業が誕生した当初から、最も重要な販路を外国に求めざるを得ませんでした。国外に開放的になる必要に迫られたこの状況のおかげで、スイスは世界貿易において重要な役割を担うことになったのです。輸出はGDPの約33%を占めています。スイスは、物品とサービスの両方において重要な輸出国として、主導的な役割を果たしてきました。

経済圏別貿易状況、2018年

輸出入額 単位：10億スイスフラン

(図9)



出典：連邦税関局(FCA)、2020年

2.2.1 物品とサービスの取引

欧州は、スイス経済にとって最大の貿易相手です(2019年)。輸出入の双方において、ドイツは、伝統的にスイスの最重要貿易相手国です。主要な輸入先は第2位がイタリア、第3位がフランスです。スイスの国際貿易取引主要国は、米国と中国です。

輸出で成功を収めている産業分野の典型例として、スイスの「隠れた自動車・航空産業」と呼ばれる分野を挙げるすることができます。高度に専門化された生産システムや処理システムを持つ企業のネットワークは、世界的にはあまり知られていないものの、精密工学、マイクロメカニクス、素材技術や合成樹脂、繊維など様々な分野にコンポーネントを提供しています。テクノロジーを牽引するイノベーションパートナーとして、これらのスイス企業は、高品質・高精度の製品を生み出す信頼できる存在として認められています。

スイスはWTO協定を締結しています。自由貿易協定を結び、EFTAの構成員として、またEU加盟国との二国間協定を通じ、継続して市場の自由化に取り組んできました。一貫した市場の自由化政策のおかげで、市場としての規模は小さいながらも、スイスは効率の良い貿易の中心地となり、経済的に重要な市場へと成長を遂げたのです。

スイスは、外国企業にとって魅力的な立地です。2018年の対内直接投資は、約1,300億スイスフランに上りました。

2.2.2 直接投資

スイスは、グローバル市場への進出が最も進んでいる国のひとつです。2018年の対外直接投資は、1兆4670億スイスフランに上りました。対外直接投資を行っているスイス企業は、国外の子会社や事業部門で約300万人の雇用を生み出していますが、同時にスイス国内でも重要な雇用主となっています。スイスは、対外直接投資に関して世界15位以内に入っています。米国にとっても、スイスは、重要な直接投資元です。2018年には米国に対してスイスの直接投資全体の19.5%、285億3500万スイスフランが投資されました。

一方、スイスは、国外の投資家にとっても魅力的な投資先です。特にEU圏(全体の84%、1兆879億9200万スイスフラン)や米国から大きな投資を受けています。スイスにおける米国企業の資本ストックは、5.8%、749億2800万スイスフランに達しています。

直接投資：資本ストック、2018年

(図10)

資本ストック、2018年末	スイスの対外直接投資		外国からスイスへの直接投資	
	100万スイスフラン	%	100万スイスフラン	%
合計	1,120,843	100.0 %	833,193	100.0 %
EU	809'986	55.2 %	1'087'992	84.0 %
英国	78'309	5.3 %	80'202	6.2 %
ドイツ	58'160	4.0 %	20'444	1.6 %
オランダ	156'981	10.7 %	342'392	26.4 %
ルクセンブルク	191'191	13.0 %	380'316	29.3 %
フランス	63'803	4.4 %	44'856	3.5 %
イタリア	17'815	1.2 %	2'934	0.2 %
アイルランド	117'691	8.0 %	51'956	4.0 %
オーストリア	9'275	0.6 %	75'982	5.9 %
その他欧州諸国	60'267	4.1 %	59'480	4.6 %
オフショア金融センター	25'907	1.8 %	該当なし	該当なし
ロシア連邦	23'551	1.6 %	該当なし	該当なし
北米	316'757	21.6 %	80'038	6.2 %
米国	285'535	19.5 %	74'928	5.8 %
カナダ	31'222	2.1 %	5'111	0.4 %
中南米	139'829	9.5 %	51'961	4.0 %
ブラジル	10'487	0.7 %	該当なし	該当なし
オフショア金融センター	3'084	0.2 %	57'313	4.4 %
アジア、アフリカ、オセアニア	139'709	9.5 %	16'493	1.3 %
日本	16'611	1.1 %	3'081	0.2 %
シンガポール	24'793	1.7 %	該当なし	該当なし
中国	22'931	1.6 %	該当なし	該当なし
香港	7'238	0.5 %	該当なし	該当なし
韓国	3'836	0.3 %	該当なし	該当なし
インド	6'246	0.4 %	該当なし	該当なし
オーストラリア	6'556	0.4 %	該当なし	該当なし

出典：スイス国立銀行(SNB)、2020年

2.3 優れた技術と産業

クラスターとは、バリューチェーンに沿って一定の地域内で近接しており共通の活動分野を持つことで形成される産業の集まりをいいます。このような条件のもとで成長の基盤が築き、サプライヤーや専門のサービスプロバイダーを誘致し、関係するすべての企業の市場競争優位性を構築します。一方、エコシステムは、緩やかに結集した多様な経済主体のダイナミックな構造になっています。この構造を特徴とするエコシステムがネットワークを形成し、共通の技術、言語、制度を介して交流しています。

スイスには、このような産業クラスターや技術的なエコシステムが複数存在しており、国際的にも重要な位置を占めています。以下では、5つの代表的な技術的なエコシステムと、最も重要なスイスの業界別クラスターを、簡潔に紹介しています。クラスターは、部分的に重複しているので、掲載した数字はあくまで参考としてご覧ください。

2.3.1 人工知能(AI)

スイス国内には、人工知能(AI)分野で世界的に有名な大学や研究所が軒を連ねています。最先端の研究が行われているため、Google、IBM、そしてマイクロソフトなどのテクノロジー大手企業界が所構えています。ライフサイエンスの分野で長い実績を誇るスイスは、ヘルスケア分野でもAI開発を推進しています。スイスは人口比に鑑みると、世界で非常に多くのAI特許を有している国であり、イノベーションにおける可能性の高さがうかがえます。企業は、効率的な技術移転、持続可能なソフトウェアシステム、手続きが簡単な州・政府からの支援申請など多くの恩恵を受けることができます。スターマインドやソフィア ジェネティクス、リキャップなどのスタートアップ企業は、ティチーノ/ヴァレーのIDIAP、シャフハウゼン工科大学(SIT)などのAIを専門とする大学や研究機関と連携しています。また、ノバルティスやマイクロソフトなどのグローバル企業は、デジタル技術を活用しAIにより個別化された治療法の開発を目的とした共同AIラボを設立しました。

www.s-ge.com/artificial-intelligence
スイスの概要—人工知能(AI)

2.3.2 ロボット技術

スイスは、ロボット技術およびドローン開発の分野で、世界をリードする存在です。このことから、スイスは「機械工学界のシリコンバレー」と呼ばれています。スイスは、機械工学や時計製造などの分野でも長きにわたり培われた実績と強みを誇ります。スイスの経済界と研究機関は、ロボット技術やドローンを使ったイノベーション、人工知能、センサー技術、フォトニクス、情報工学、コンピュータビジョンなどの多くの分野で活躍しています。2017年、スイスは人口比でロボット技術に関する特許の世界第3位にランクインし、2000年以降、世界のロボット技術に関する特許でスイスが占めるシェアは2倍になっています。最も広く用いられている分野は産業です。この点において、チューリッヒに本社を置くスイスのABBグループが、世界のトップ企業の座についています(「Rankings der Robotics Business Review 2017」(ロボットビジネスレビュー ランキング2017)では第1位)。これだけではなく、スイスは無人交通管理(UTM)の分野でも活躍しています。航空ナビゲーション・サービス・プロバイダー スカイガイドは、完全にデジタル化された航空交通監視システム(U-space)を開発し、2017年にジュネーブで国際的パートナーと共同でヨーロッパ初のテストに成功しました。

www.s-ge.com/robotics
スイスの概要—ロボット技術

2.3.3 アドバンスド・マニュファクチャリング

時計産業、MEM(機械、電気、鉄鋼業)産業、およびメドテック(先端医療技術)の長い伝統のおかげで、スイスには高度に産業化された精密機械製造クラスターが形成されています。これにより、デジタル化が進む現代の最先端製造プロセスの分野で、スイスは世界のトップランクに入る存在です。製造拠点としてスイスを選ぶことにより、各企業の製造プロセスの最適化を実現することができています。最適化は、製造作業の効率性の向上、そしてコスト削減によって可能になります。ABB、エリコン、ハミルトン、デトワイラー、スイスマートファクトリーやシンドラーを含む、さまざまな企業がデジタルソリューションを活用しながら、スイス国内で製造プロセスの最適化を行っています。これらの企業は、スイスのデュアルシステムによる教育を受けた、専門性の高い機械製造に適応できる人材を雇用することができます。製造原価の安い国に対抗するため、大半の企業は技術革新と品質に的を絞って、世界市場における地位の維持と拡大に努めています。世界経済フォーラム(WEF)は、安全な世界的サイバースペースの確立を目的として、ジュネーブにサイバースセキュリティセンターを創設しました。この独立機関は、世界中の民間・公的機関間の連携最適化を目的としています。

www.s-ge.com/advanced-manufacturing
スイスの概要—アドバンスドマニュファクチャリング(インダストリー 4.0)

2.3.4 情報通信技術

ライフサイエンスとICTの分野で長年の実績を誇るスイスは、個別化医療の分野で、素早くシンプルな方法によって市場に新しいインパクトを与えたい革新的な企業にとって、理想的な環境が整っています。科学・産業分野との密な連携が大きな役割を果たしています。ワルドクラスの大学や国家研究機関では、スイスの製薬会社による最先端の研究が行われています。中小企業やスタートアップ企業は、その恩恵を大いに得ることができます。スイスとしての革新的な力とライフサイエンス分野のクラスターにより、スイスは製薬開発から製造までのバリューチェーン全体をカバーしています。スイスパイオインフォマティクス研究所(SIB)は、優れたデータサイエンスを推進し、国内外のライフサイエンスコミュニティに精密医療のための最先端パイオインフォマティクス構造を提供する約70の研究グループを擁しています。

スイス・パーソナライズドヘルス・ネットワーク(SPHN : Swiss Personalized Health Network)は、個別化された健康医療制度を推進しています。この制度は、研究に必要な国内外のデータ交換を可能にすることを目的とした、スイス教育研究イノベーション局(SBFI)の公的資金構想「個別化医療制度」に関連するものです。スイス連邦工科大学チューリッヒ校(ETHZ)とローザンヌ校(EPFL)はともに、ブロックチェーン技術を活用してヘルスケアデータへの安全で分散化されたアクセスを提供できる、オープンソースソフトウェアの開発に取り組むプロジェクトを支援しています。

www.s-ge.com/personalized-health
スイスの概要—個別化された健康医療制度

2.3.5 ブロックチェーン

従来の金融セクターに加えて、スイスの金融センターでは暗号通貨ベースの金融ビジネスの重要性が高まっています。スイスは、世界的に認められているデータ保護法制と、スイス政府および州の積極的に取り組むことにより、ブロックチェーン企業に有利な条件が整備されています。FINMAが2社のブロックチェーン金融サービスプロバイダーに銀行業の免許を与えており、スイスは金融市場における新機軸の技術革新の可能性を認識しています。ブロックチェーン技術は、サプライチェーン管理、保険産業、エネルギー供給およびロジスティクスの分野で用いられています。ザンクトガレン大学のサプライチェーンマネジメント研究所(ISCM)では、食品・製薬分野におけるブロックチェーンの応用に関する研究を行っています。スイスブロックチェーン連盟(SBF)も、ブロックチェーン分野における法的な確実性と有利な条件の創出に尽力すると共に、連邦政府、州、経済、科学、社会間の交流と連携を促進しています。また、世界経済フォーラム(WEF)は、安全な世界的サイバースペースの確立とサイバー犯罪の撲滅を目的として、ジュネーブにサイバースセキュリティセンターを創設しました。

www.s-ge.com/blockchain
スイスの概要—ブロックチェーン産業の拠点

2.3.6 ライフサイエンス

ノバルティス、ロシュ、シンジェンタなど大きな成功を収めている世界的な大手企業、そして中小企業が他国には例を見ない産業クラスターを形成しており、バーゼルやチューリッヒ、ツークやその周辺地域は、こうした国内外の製薬・化学企業の拠点となっています。スイスの化学・製薬産業は、事実上、特殊化学品に特化し、国際市場を対象として活動しています。スイスに拠点を置く化学・製薬会社は、多くの市場で世界トップシェアを誇り、約77000人もの従業員を擁しています。この分野がGDPに占める割合は、約5%に上ります。これ以上のGDP構成比を誇る産業分野は、金属・機械産業分野しかありません。

ノバルティス、ロシュというメガ・ファーマ(巨大製薬企業)や近年スイスに進出したインディゴ、アルニラム、ブルーバード・バイオ、ペイジーン、インサイトなどの国際企業による投資のおかげで、バイオテクノロジーのクラスターが形成されました。スイスは、欧州最大規模、最も革新的なバイオテクノロジーの拠点となっています。そのため、当該企業はヨーロッパ本社をスイスに移しました。スイスのバイオテクノロジー企業の半数以上は、従業員数20人未満の小規模企業です。これらの企業にとっては、スイス国内や近隣諸国の大手企業への地理的な近さが、メリットとなっています。スイスには、ライフサイエンス分野のバリューチェーン全体に沿って、成功を手に入れている革新的な企業、研究機関、大学が多く存在しています。スイスに本社を置く著名なグローバルプレイヤーには、アクテリオン、アムジェン、バイオジェン、クルーセル、メルクセローノなどがあります。欧州諸国と比べた大手企業の密集状況は、明白です。

また、1350社もの医療技術企業が、スイスに集中しています。スイスで生産される製品の75%が輸出されています。これはスイスの輸出全体の5.2%に相当します。研究開発投資、成長率、利益率は、平均を大きく上回っています。約54,500人もの人材が医療技術分野に従事しています。これは労働人口の1%にあたり、他国よりも高い水準にあります。世界で事業展開しているスイス企業としては、このほかにイブソメド、ソノバ、ストローマンなどが挙げられます。ジンマーバイオメット、メドトロニック、ピーブラウン、ストライカーなどの大手外資系企業も存在感を示しています。

www.s-ge.com/invest-lifesciences
スイスの概要—ライフサイエンスの拠点

www.s-ge.com/invest-pharma
スイスの概要—製薬産業の拠点

www.s-ge.com/biotech
スイスの概要—バイオテクノロジーの拠点

www.s-ge.com/medtech
スイスの概要—医療技術の拠点

www.scienceindustries.ch
スイス化学・製薬・バイオテクノロジー産業会

www.swiss-medtech.ch
スイス医療技術連盟

www.interpharma.ch
スイス製薬会社組織

2.3.7 機械工学

機械・電気・金属産業(MEM)は、スイス最大の産業部門であり、320,000人が従事するスイス経済の柱です。2019年、同産業が創出した付加価値は全体の約7%でした。機械、電気、金属産業(MEM)では、研究開発分野だけで全体の約20%を占めています。スイスの機械・電気・金属産業部門には、サブセクターで世界のトップを走る企業が、数え切れないほどあります。この産業部門の製品の約80%は、輸出に当てられています。OCエリコン、リーター、シンドラー、ABBなど世界的に事業を展開している有名な大手金属・機械メーカーが、スイスに拠点を置いています。

スイスの時計産業は、主にジュネーブからシャフハウゼンに至るジュラ地方(「時計メーカー地帯」と呼ばれています)に広がっています。スウォッチグループ、IWCシャフハウゼン、ロレックスSA、リシュモン、LVMHグループなどの企業が、この地方に本社拠点を構えています。スイスの時計産業では、高度に機械化された製品を製造するための分業化が、顕著に進んでいます。このため中小企業が多く、1社当たりの平均従業員数は70人を下回っています。2017年の時点で、約700社で59,000人が雇用されています。企業と就労者の95%はジュラ地方の9つの州に集中しており、時計産業クラスターが形成されています。スイスの時計メーカーは、特に高級時計の分野において、世界市場のなかでも傑出した位置にあります。スイスで生産される時計の95%は輸出され、2019年の輸出額は217億スイスフランでした。

この地域には、専門的ノウハウと高い技能を持つ熟練労働者が集まっているため、時計産業に類似した技術が必要とする異業種企業が、続々と進出しています。何年にもわたって開発が進められてきた、この「精密機器クラスター」には医療技術が数えられ、特にここ数年でこの地域での存在感を著しく高めています。現在、この精密機器クラスターには、主にロボット技術や付加製造の製造技術が含まれています。マイクロメカニクスと光学、フォトニクスを中心とするクラスターも、スイス東部とベルン地方に誕生しています。

www.s-ge.com/invest-mem
スイスの概要—機械・電気・金属産業の拠点

www.swissmem.ch
スイス機械・電気・金属産業協会(SWISSMEM)

www.fhs.swiss
スイス時計協会FH

2.3.8 情報通信技術(ICT)

スイスは、情報社会に必要なインフラ設備の開発・構築において高い評価を得ています。OECDの調査によると、固定ブロードバンドの人口普及率は50%以上であり、デンマークやフランスを抜いて世界トップに立っています。2017年の時点で、スイスの93%の世帯がインターネットを利用していました。世界経済フォーラムの「ネットワーク整備指数(2019年版)」によると、スイスはスウェーデン、シンガポール、オランダ、ノルウェーに続いて第5位につけています。情報通信技術(ICT)分野では200,000人が従事しており、ICT関連の職業規模としては世界第7位に入っています(2017年)。

ICT業界においては、アバカス、オパック、エルカ、ネットセテラなど専門性の高い中小企業が例に挙げられます。IBM、グーグル、マイクロソフトなどの有名企業も、スイス連邦工科大学チューリヒ校やローザンヌ校、その研究所などを取り囲むように拠点を置いています。ジーマンス、デル、HP、ロイターなどの外国企業は、IT業界でも多くの従業員を抱えています。非常に高い教育を受け、専門的スキルを持つ数力国語に堪能な労働力は、外資系IT企業がスイスに拠点を設ける重要な理由のひとつです。

www.s-ge.com/invest-ict
スイスの概要—ICT拠点

www.s-ge.com/data-centers
スイスの概要—データセンター

www.bakom.admin.ch
連邦通信局(OFCOM)

www.ictswitzerland.ch
ICTスイス(上部団体)

www.digitalswitzerland.com
デジタル拠点としてのスイスの強化に向けたナショナル・イニシアティブ

2.3.9 金融

金融センターとしてのスイスは、経済の要であるとともに世界屈指のクラスターを構成しています。スイスにはおよそ250の銀行のほか、200の保険会社、1,800の年金基金があります。金融機関の大多数はチューリヒ、ジュネーブ、バーゼル、ルガーノに拠点を置いています。2018年には、直接付加価値が銀行と保険会社でそれぞれ約300億スイスフラン(銀行が328億、保険会社が305億)、利益総額で約632億フランに達しました。これはスイス全体のGDPの9.4%に相当します。およそ218,400人が金融部門に従事しています(フルタイム)。これはスイスの全就労人口の5.3%に上ります。このうち約144,000人が銀行に、約74,400人が保険会社に勤務しています。金融業の重要性は大学の課程にも反映されています。金融機関とスイスの主要大学が共同で取り組んでいる「スイス金融研究所」では、金融に関する教育と研究を促進しています。

国際比較のうえで、スイスは金融センターとして高く評価されており、極めて高い競争力を誇っています。スイスの銀行はイノベーション、専門性、高い質をその特徴としています。強みを発揮する分野として、資産運用サービスがあります。世界中の国境を越えた資産運用の4分の1を実施するスイスは、国境を越えたプライベートバンキングの分野でも世界的リーダーなのです。グローバルに事業展開しているUBSとクレディスイスの大手2行に加え、地方銀行や専門サービスを提供する金融機関も多数存在しています。こういった多様性は金融センターとしてのスイスの大きな強みです。これによって、どの顧客も個別のニーズに合ったスイスの銀行を適切に選ぶことができます。

保険業界の成功要因や枠組み条件としては、国民所得の高さ、保障に対するニーズの高さ、安定した老齢年金制度、国際的なネットワークを誇るオープンな保険センター、信頼の置ける規制環境、再保険ビジネスの国際的なノウハウなどを挙げるすることができます。

金融機関に関する詳しい情報については、88ページ以下を参照ください。

www.s-ge.com/financial-center

スイスの概要—金融センター

www.swissbanking.org

スイス銀行協会

www.svv.ch

スイス保険協会

2.3.10 スイス本社

スイスには、外国企業のグローバル本社と地域本社が集中していません。欧州企業がスイスにグローバル本社を設置しているのに対し、北米企業はスイスに地域本社を置く傾向があります。現在、850社以上の国際企業がスイスに本社や中枢機関を置いています。スイスに本社を移した企業の代表例には、ユニリーバ、ボンバルディア、日産自動車、ソニー、グーグル、プロクター・アンド・ギャンブル、VFコーポレーション、アディダスなどがあり、企業の本拠地としてスイスが魅力的であることを示しています。

スイスに本社を置くと、企業は様々な恩恵を受けることができます。まず、高い教育水準と優れた労働条件により、非常に優秀な人材を確保することができることです。そして、スイスは政治的な安定性と法的な安全保障という点でも優れており、研究機関とも近いことからテスト市場として優秀です。さらに、多くの企業が、重要な意思決定者が存在する本社をスイスに構えています。また、スイスは、ヨーロッパの中心に位置し、ヨーロッパ市場へ直接アクセスすることができます。優れたインフラ、信頼性の高い租税条約協定による魅力的な税制が保証されており、戦略的なロケーションを提供しています。

www.s-ge.com/headquarters

**850を超す外国企業が
スイスに本社を設置しています。**



ビジネス環境

3

3.1	経済自由度	41
3.2	物品とサービスの国際取引	42
3.3	自由競争の保護	43
3.4	知的財産権の保護	43
3.5	製品規制と製造物責任	45
3.6	土地利用計画と環境保護	47

自由競争と自由貿易、知的財産権の保護はスイス経済の成功を支える柱であり、スイスを国内外の企業にとって魅力的な存在にしています。効率的に組織された管理プロセスにより、事業計画の策定や日々の事業活動の遂行が確実に行われます。先進的な環境関連法も持続可能性を促進しています。

3.1 経済自由度

スイスは、グローバルな企業活動の拠点として非常に魅力的です。その主な理由は、リベラルな経済環境と安定した政治、有利な条件、自由市場に基づく経済政策にあります。

スイスは、欧州でもっとも経済自由度が高い国です。経済自由度の高さは香港、シンガポール、ニュージーランドに次いで世界第4位を誇ります。これは、毎年発表される世界経済自由度指数からも明らかです。この調査では、各国の経済自由度を5分野で検討しています。この5分野とは、政府の活動範囲、法的構造、財産権の保護、通貨の安定性、国際的な通商の自由度と規制の密度です。

経済自由度、2017年

総合評価0 - 10

(図11)

1	香港	8.91
2	シンガポール	8.71
3	ニュージーランド	8.50
4	スイス	8.40
5	米国	8.19
6	アイルランド	8.13
7	英国	8.09
8	カナダ	8.08
9	オーストラリア	8.07
13	デンマーク	7.89
17	日本	7.86
17	ルクセンブルク	7.86
20	ドイツ	7.82
21	フィンランド	7.80
25	オランダ	7.72
26	オーストリア	7.71
33	韓国	7.59
35	スウェーデン	7.56
40	ベルギー	7.51
46	イタリア	7.41
50	フランス	7.35
79	インド	6.91
85	ロシア	6.78
113	中国	6.42
124	ブラジル	6.23

出典：フレーザー研究所、世界経済自由度：2019年年次報告書

3.2 物品とサービスの国際取引

スイス経済は国際的融合が進んでおり、GDPの半分は外国との取引で生み出されています。これは、国境を超える物品や人々の移動が、非常によく機能していることを意味しています。

3.2.1 自由貿易協定、WTO、貿易制限の撤廃

外国市場へのアクセスを常に改善し続けることは、スイスが掲げる対外経済政策の目標です。多国間貿易の自由化を補完するため、二国間、多国間、地域間、地域横断的な自由貿易協定を同時に締結する国が増えています。EFTA協定や欧州連合(EU)との間で締結された両国間の自由貿易協定に加え、スイスは、現在EU諸国以外に40カ国のパートナーと30の自由貿易協定に調印しており、世界貿易機関(WTO)にも加盟しています。この協定は通常、EFTAのフレームワークの範疇で締結されますが、日本や中国との間でも締結されます。WTOは、全加盟国に最恵国待遇条項を適用し、世界規模で貿易制限の撤廃に向けた取り組みを進めています。

WTOに加盟することで、スイス是非関税障壁のほとんどを関税化することに合意しました。少数の例外(特に農産物)はあるものの、国際競争上での国産品に対する政府の保護はありません。アンチダンピング法といったものは存在しません。原則として、加工製品の輸入に対する数量制限はありません。欧州市場では、EUおよびEFTAとの自由貿易協定により、工業製品の輸出入は原則として完全に関税が撤廃され、数量割当もありません。関税と数量割当が免除されるとしても、通関手続きは必要です。とはいえ、これは障壁ではありません。現在ではe-decやNCTS(新コンピュータ通関システム)といったアプリケーションが使用され、通関手続きの大部分が自動化されています。

www.seco.admin.ch > Foreign trade & Economic Cooperation
自由貿易協定(WTO)

3.2.2 関税制度

スイスは、2008年末にシェンゲン協定に加盟しましたが、欧州関税同盟と欧州共同市場には参加していません。そのため、現在でも通関が実施されています。通関手続きで最も重要な書類は税関申告書で、これに必要な応じて輸出者が発行したインボイス(重量明細を記載)と原産地証明書を添付します。原産地証明書は、自由貿易協定または一般特惠関税制度(開発途上国の場合)に基づく特惠関税率の適用を予定している場合や、商品を再輸出し、原産地を他国に通知する場合に必要です。

他の多くの国とは異なり、スイスの関税システムは総重量を基準とします。この従量税と呼ばれる関税制度は、免税が認められていない製品に適用されます。スイスでは、一般的に関税が外国よりも低く抑えられています。重量税方式は非常に軽く、価格の高い高品質な工業部品の輸入に有効です。

他国と同様に、スイスでも国境で自動車税、たばこおよびビール税、鉱油税、二酸化炭素税、揮発性有機化合物(VOC)税、大型車両通行税(MRHVT)などが徴収されます。付加価値税の通常税率は7.7%で、近隣諸国と比べてかなり低く設定されています(ドイツ：19%、フランス：20%、オーストリア：20%、イタリア：22%)。欧州連合内においては、付加価値税の税率は、17%(ルクセンブルグ)から25%(デンマークとスウェーデン)の間で、国によって異なります。

スイスに一時保管される物品は、関税およびその他の税を課せられることなく保管することができます。国境から保税倉庫に到着するまでの間、商品は輸送中とみなされます。その後の物品の輸出に際しては、輸入先国の関税率が適用されます。この場合、保管商品の加工は認められません。加工する場合には、通常通関手続きが必要です。保税倉庫は公共施設です。そのため、民間の倉庫会社によって管理運営され、利用を希望する場合には、誰にでも開放されています。これらの保税倉庫とは別に、課税されていない商品を企業敷地内に保管する「開放保税倉庫」があります。これらは多くの場合、運送会社によって運営されます。この倉庫の重要度は増しつつあります。

生活必需品や引き続き使用することが明らかな引越し荷物は、免税となります。これらの荷物を持ち込む際は、所定申請書を入国地の税関に提出する必要があります。引越し荷物の通関手続きは、税関官署の窓口営業時間内に行うことが必要ですのでご注意ください(3.2.1を参照)。

www.ezv.admin.ch
連邦税関局(FCA)

www.s-ge.com/exporthelp
世界各国の輸出と関税に関する情報

3.2.3 原産地規則

第三国から輸入される原材料および部品は、自由貿易協定に基づいてスイスで加工された場合にはスイスを原産地とすることができ、自由貿易協定が存在する国(例：EUと協定のある国)へ、非関税で輸出することができます。適用対象の多くは、スイスでの加工による付加価値が完成製品の販売価格に対し60%から80%(製品により異なる)の場合です。

高品質な製品は軽量でも高価格であることが多いため、この規則は、スイスの加工業者にとって有利です。多くの製品はスイスで安く輸入され、スイスで加工された後、自由貿易協定を結んでいる特惠適用国へ輸出されます。例えば、商品がEU/EFTA域外の国から輸入され、スイスが原産地であるという証明を取得できるよう加工された後、EU/EFTA加盟国に輸出される場合には、通常非課税となります。

www.ezv.admin.ch > Information companies > Exemptions, reliefs, preferential tariffs and export contributions > Exportation from Switzerland
原産地証明

3.3 自由競争の保護

自由市場経済の原則は、スイスの経済秩序の基礎です。市場経済において最も重要な規制業務は、競争の保護です。スイスでは、主にカルテル法と国内市場法を以て保護しています。1995年以降、スイスのカルテル法はEUの諸規則との調和が進んでおり、自由で公正な競争が強化されています。欧州の規則では、カルテルは違法ではありませんが、濫用した場合には処罰されます。国内市場に関する法律は、州・市町村レベルでの国内競争の促進と保護主義的規制の撤廃を図っています。

連邦政府の独立機関である競争委員会は、カルテル法と国内市場法を適用する責任を負っています。競争委員会の役割は、有害なカルテルを撲滅すること、支配的企業による濫用行為を取り締まること、合併規制を実施すること、そして競争と相互取引に対する国の制限を防止することです。

www.weko.admin.ch
競争委員会

3.4 知的財産権の保護

スイスは、知的財産を保護するためのシステムを完備しています。ベルンのスイス連邦知的財産権庁(IPI / Eidgenössisches Institut für Geistiges Eigentum, IGE)は、特許および商標保護、原産地名または出所表示、意匠保護、著作権に関する全ての問題に対応する権限を有している国家機関です。

スイスのイノベーションとクリエイティビティにより生まれた成果は、特許、商標、意匠、著作権を保護するための包括的なシステムにより、スイス国内そして海外で確実に保護されます。

IGE/IPIは、スイスの知的財産権に関する情報を分かりやすく説明したウェブサイトを提供しています。Swissreg データでも、特許、商標、意匠、著作権に関する重要情報を無料で提供しています。

スイスは、世界貿易機関(WTO)の枠組みにおいて、数多くの二国間協定および多国間協定に署名しています。これらの協定には、輸出志向のスイス経済を促進、強化するための知的財産権保護協定も含まれています。また、スイスは、ジュネーブを拠点とする世界知的所有権機関(WIPO)の加盟国として知的財産権の国際的な保護にも取り組んでいます。

www.ige.ch
連邦知的財産庁(IGE)

www.ige.ch/en > Intellectual Property > SME Portal
中小企業向け情報プラットフォーム

www.swissreg.ch
スイス保護法データバンク

www.wipo.int
世界知的所有権機関(WIPO)

3.4.1 特許

特許を取得することにより、発明者は最長20年間その発明の他者による無断使用を防ぐことができる権利を得ることができます。特許権により、発明を活用して市場競争力を強化し、他者が発明を使用する際の法的基盤を構築することができます。

特許を取得するには、発明が次の基準を満たしている必要があります。

1. 技術的発明: 技術的手段で技術的問題を解決するものであること。
2. 新規性: 特許を申請した時点で発明が公表されていない場合、その発明は新しい種類のものであると見なされます。既存のものを単に修正したものは、発明とは見なされません。同じ分野の専門知識および経験を有する人なら誰でも思いつような案は、発明とは見なされません。
3. 産業的用途: 発明は、産業における使用を目的として製造、利用され、それに適したものである必要があります。

特許を登録する方法は、3種類あります。

- 国内特許/スイス： IPI に特許出願を提出します。スイス国内特許の保護は、スイス国内およびリヒテンシュタイン公国で有効です。
- 広域特許/欧州： 欧州特許条約(EPC)に基づき設立された欧州特許庁(EPO)に特許出願手続きを行います。欧州特許庁が実施する標準化された特許審査および特許付与手続きにより、スイスを含むEPC 締約国における保護が保証されます。
- 国際特許： 特許協力条約(PCT)に準じて、WIPO に特許権を出願します。特許協力条約にはスイスも締約しています。この条約により、発明者は国際特許出願を行うことで全条約締約国での国内特許を取得することが可能になります。

発明の特許出願の提出は、個人もしくは法人で行うことが可能です。しかし、発明者は必ず個人でなくてはなりません。また、発明者の名前を必ず特許申請書に記入する必要があります。

特許権は登録された国において保護され、有効性を発揮します。国内特許出願提出から特許登録査定までには、平均で3年から5年かかります。要請があれば、この期間を短縮することも可能です。特許が有効な20年間、特許の有効性を維持するには毎年特許登録料と年金を支払い続ける必要があります。

特許出願に200スイスフラン、スイス国内特許出願審査請求に500スイスフラン、査定に500スイスフランかかります。一年毎の年金は特許登録日4年目から納付する必要があり、IPI が規定する税率に準拠して、毎年増額されます(2019年7月現在の最新税率)。

www.ige.ch
スイス連邦知的財産庁(IGE)

www.epo.org
欧州特許庁

**世界知的所有権機関によると、
スイスでは、人口当たりの特許申請数が
世界一です。**

3.4.2 商標

スイスでは、事業者が取扱う商品とサービス、またはそのどちらかを他の事業者(個人/法人)から区別するために使用する文字、スローガン、または図を、商標として認めています。商標とは、ビジネスにおける標識です。スイスでの商標登録は、スイス商標登録機関、Swissregで行うことができます。商標として登録するためには、文字、スローガン、図が次の基本要件を満たしている必要があります。

- 商標は他の権利を侵害するものではないこと(例：既に登録済みの商標)
- 商標は特色があること
- 商標は商品やサービスの描写や説明であってはならないこと
- 商標は社会的秩序や道徳に反するものではないこと

個人もしくは法人は、Swissreg でスイスでの商標登録申請を行うことができます。商標登録は申請日から10年間保護され、10年ごとに更新料を支払えば更新が可能です。更新回数に制限はありません。スイスでは、オンライン、郵送またはファックスで商標登録申請を行うことができます。登録料は550スイスフランです((区分手数料は別途必要)。商標が保護要件を満たしている場合、6か月以内に登録が完了します。

Swissreg は、同一もしくは類似する商標が存在する可能性については調査を行いません。そのため、申請を提出する前に独自に、あるいは商標登録を専門とする弁護士の援助を得て、商標登録の適用性を分析することを推奨します。スイスで保護された国際商標に関する情報は、WIPO マドリッドモニターにより無料でオンライン検索することができます。海外で商標を保護する方法は、3種類あります。

- 国内商標登録： 知的財産権を管轄する公的機関に商標登録申請を提出します。その際、商標が国の法的要件に準拠していることを確認してください(そのため商標登録を専門とする弁護士へ依頼することを推奨しています)。
- 広域商標登録/欧州連合商標登録： 欧州連合知的財産庁に商標登録申請を一度行うだけで、欧州連合の全加盟国における商標登録と商標保護が行われます。
- 国際商標登録： WIPO に商標登録申請を出願することができます。マドリッドシステムにより、商標所有者は商標登録申請を一度行うだけで、122か国の加盟国で商標登録ができます。しかし、商標登録申請の審査は、商標を管理する各国の管轄機関により実施されます。

www.ip-search.ch
商標調査

www.ige.ch/ma-berater
商標コンサルタント

3.4.3 意匠

意匠とは工業的に製造された物品の外観です。意匠に該当する外観の特徴とは、立体的物品もしくは物品の部分形状および物品の表面に施された平面的装飾です。意匠として認められるためには、次の基本要件両方を満たしている必要があります。

1. 新規性: 意匠は新しいものでなくてはなりません。
2. 創作非容易性: 意匠は既存の意匠とは十分に異なる必要があります。

個人もしくは法人は、スイスでの意匠登録申請をIPIに出願することができます。5年毎の更新料を支払うことで、最長25年間、意匠を保護することができます。登録申請から意匠権の公布までは最大で30か月かかる場合もあります。公布後、意匠の新規性を競合他社から保護することができます。IPIは、同一もしくは類似する商標が存在する可能性については調査を行いません。そのため、申請を提出する前に独自に、あるいは専門の弁護士の援助を得て、意匠の適用性の分析を行うことを推奨しています。海外で意匠を保護する方法は、3種類あります。

- 国内意匠登録: 意匠登録申請は国内の知的財産権を管轄する公的機関に出願します。その際、意匠が国の法的要件に準拠していることを確認してください。
- 広域意匠登録/欧州連合意匠登録: 欧州連合知的財産庁に意匠登録申請を出願することにより、一度で欧州連合の全加盟国における意匠登録を行うことができ、これらの国全てで意匠が保護されます。
- 国際意匠登録: 意匠登録申請はWIPOで行います。ハーグ制度により意匠権の所有者は、一度の申請手続きで、(スイスを含む)90か国の73の締約組織に商標を登録することができます。しかし申請の審査は、意匠を管理する各国の管轄機関により実施されます。

www.s-ge.com/product-design
スイスの概要—プロダクト・工業デザイン

www.ige.ch > Protecting your IP > Designs
意匠の保護

3.4.4 著作権

文学や芸術など知的創造物であり独自の個性を持つ著作物は、著作権(英語での「コピーライト」に該当する権利)で保護されます。著作権保護は、文学、音楽、絵画、彫刻、映画、オペラ、バレエ、パントマイム、コンピュータープログラムを対象としています。作品は、その完成と同時に著作権により保護されます。著作権の保護申請や作品の提出義務はありません。登録も不要です。スイスの著作権保護は、著作権者の死後70年で終了します。ただし、コンピュータープログラムの場合、著作権者の死後50年を保護期間としています。

ssa.ch/en/ > About > Vision/Mission
スイス作家協会

3.5 製品規制と製造物責任

健康と安全衛生上の理由から、医薬品、化粧品、洗浄剤、電化製品、測定・計量装置、暖房装置、圧力容器、モーターサイクルなどの製品をスイスに輸入し、スイスで販売する場合、これらの製品は一定の規制の対象となります。また、こうした製品は、環境・消費者保護の規制の対象となり、国際・国内規格に準拠していなければなりません。法律では、その製品がもつ潜在的危険性に応じて、適合性評価手順の適用が規定されています。自主的な点検(機械など)を求めるものから、政府が認可した独立適合性認可センター(圧力容器など)での評価や、政府のライセンス取得を義務付けるもの(薬品など)まで、製品に応じて様々な評価手順が定められています。

相互認証協定(英語: Mutual Recognition Agreements – MRA)は、国家が統制する分野の技術的な貿易障壁を撤廃する政治的に意義のある協定で、WTOによって承認されています。この協定は、特定製品を取引する二国間で同等の基準が定められている場合、輸出国側の基準に準拠して実施した評価を輸入国側でも同等なものとし、その製品の輸入国側での流通を認めるものです。スイスがEUと締結している相互認証協定は、経済政策のうえで最重要の事例だといえます(CEマーク)。安全衛生の要件は、法令によって定められています。製品の安全性に関し、スイスはEUの規則を大幅に採用しており、対EU貿易ではこの分野での明白な市場障壁はもはや存在していません。

更に、2010年7月1日以降、EUに対しては、カシス・ド・ディジョン原則が適用されています。この原則により、以前はスイス市場専用生産・再包装・再表示が必要だったEU/EEA圏からの製品の多くが、現在では技術的障壁なしに輸入されています。こういった措置は、製品がEUまたはEEA加盟各国の規定に適合しており、合法的に流通していたという条件に基づくものです。スイスでの製造物責任に関する規制は、EU各国の規制内容に大部分相当しています。責任の所在に関わらず、製造者は製品の不具合による損害に対して責任を負います。スイスでは、1994年から流通する全製品を対象に製造物責任が適用されています。以下では、いくつかの重要な製品カテゴリーに関する規制の詳細を説明します。個別事例においては、法律や政令の数が多いため、情報を詳細に確認する必要があります。

www.seco.admin.ch > Arbeit > Produktsicherheit
製品安全法規

www.seco.admin.ch > Foreign trade & Economic Cooperation
貿易の技術的障壁

www.snv.ch > Services > switec-infocenter
規定: switec – 技術規制に関するスイス情報センター

www.sas.admin.ch
認証: スイス認証機関(SAS)

3.5.1 食品

スイスの食品表示と価格に関する命令(LKV)では、表示義務に関する厳格な規定が定められています。使用した原材料はすべて重量順にパッケージ、あるいはラベルに、記載することが義務付けられています。連邦令に記載のない食料品に関しては、連邦公衆衛生局(FOPH)による認可が必要です。また、遺伝子組換え生物(GMO)を直接間接を問わず含む食品、添加物、加工剤を消費者に販売する場合には、連邦公衆衛生局(FOPH)の認可を受ける必要があります。原材料の0.9%を超えない範囲であれば、GMOの使用は許容されます。その他の製品については、すべて許可が必要です。栄養価および健康に関する情報は、食品表示に関する命令(LKV)に従って表示されなければなりません。食品または特殊食品として取引される商品について、効能を宣伝するような表示・記載は認められていません。治療効果のある製品は医薬品であり、スイス医薬品局の認可を得る必要があります(3.5.2を参照)。

食品に関しては、議会でカシス・ド・ディジョン原則に関連する特別措置が、認められました。スイスの技術的規定に完全に合致しない外国の食料品については、連邦公衆衛生局の承認が必要です。

www.bag.admin.ch
連邦公衆衛生局(FOPH)の情報

**スイス医薬品局による新医薬品の承認
審査には、数か月(社内プロセス期間を除く)
を要します。これは、世界でも最短の手
続きです**

3.5.2 医薬品

スイスでの医薬品の製造販売には、認可が義務付けられています。スイス医薬品局による新医薬品の承認審査には、数か月(社内プロセス期間を除く)を要します。これは、世界でも最短の手続きです。新有効成分を含む一般用医薬品のライセンス申請費用は、80,000スイスフランです(革新的な既知の有効成分を含む医薬品の場合は、30,000スイスフランです)。

承認要件の大部分がEUの要件と一致しているため、スイスとEUで同時に承認申請を行うことも簡単です。科学分野での際立った評価、厳格な基準、そして臨床試験に際して高い技術を持つ数多くの病院が存在することから、スイスでの医薬品承認は国際的に高い評価を得ています。ファストトラック審査は、厳格な審査にもかかわらず、重要性の高い医薬品(エイズやアルツハイマーの治療薬など)については、短期間(140日以内、社内の作業期間を除く)での承認が可能です。

www.swissmedic.ch
スイス医薬品局

3.5.3 医療機器

スイスにおける医療機器に関する規則は、主として医薬品および医療機器に関する連邦法(HMG)、医療機器に関する命令(MepV)、治療用製品の臨床試験に関する命令(VKlin)に基づいています。スイスでは、EUの医療機器規則と同様の規定が適用されます。スイスのメーカーが製造した医療機器は、双務協定によってEU、EFTA、そしてトルコで自由に取引できます。医療機器販売業者がスイス国内で製品を販売する場合、製品がEU指針の定める基本条件を満たしていること、そしてEU指針に則った検査過程を経て適性が認められていることを証明できなければなりません。

欧州の認定試験機関が認定し、CEマークが付与された医療機器については、3言語(ドイツ語、フランス語、イタリア語)ですべての製品情報を記載していることをもって、スイスの法律にも準拠しているものとみなされます。スイスの医療機器メーカーは自社の製品にCEマークを貼付し、その機器をスイス国内市場で販売したり、EU、EFTA、トルコに輸出することができます。これらの国の一部では、特定の医療機器とそのメーカーがCEマークの取得に加えて、国内当局に登録していることが必要です。非EU諸国の中には、医療機器に関して、原産国からの輸出証明を求めるところもあります。スイスの企業がこうした証明書を必要とする場合は、スイス医薬品局に発行を依頼できます。

www.swissmedic.ch > Medical devices > Guide to the regulation of medical devices
医療機器規則に関する手引

3.6 土地利用計画と環境保護

3.6.1 建設と土地区画

スイスには土地開発と環境保護に関する進歩的な法律があり、人口が密集する経済地域と自然・農業区域とが並存するように定められています。比較的人口密度の高いスイスでは、土地開発の推進とともに環境意識の向上が常に図られてきました。スイスの総面積に占める居住地の割合は、わずか7.5%です。ミッテルラントの占める割合は、16.0%と全国平均の2倍以上ですが、アルプス地域は特に低い割合です。商工業用の建築物は、指定区域内に建設するよう定められています。建築と土地区画に関する規則は、州の法律で定められています。建築許可手続も必要です。建築許可の申請手続に要する期間と必要な手続きの範囲は、投資計画の内容によって異なります。労働者保護の観点から、産業用建造物には計画の認可と操業許可が必要です。

追加調査や特別許可を必要としない単純な商工業用建設計画であれば、通常数か月で許可されます。異議申し立てや建設への苦情などにつながる問題が発生しないことが認可の条件です。認可条件は州により異なる場合があります。

州の経済開発局(15.2を参照)では、商業用の土地開発や現在使用可能な商業用不動産に関する情報、必要な行政手続き手順に関する情報を提供しています。州の経済開発局はこれらの手続きを開始したり、場合によっては調整したりすることもあります。

「外国人による不動産の取得に関する連邦法(Lex Koller)」に基づき、外国人による不動産の取得には特別な規則が適用されます。これに基づき、不動産の取得には、管轄の州当局の許可が必要となります。

2012年にセカンドホーム構想が採択されたことで、スイスの有権者は、セカンドホームの建設を制限することについて協議しています。具体的には、セカンドホームの割合は市町村ごとに20%程度に抑えられています。セカンドホームに関する連邦法(ZWG)は条文を改定し、2016年1月1日から施行されています。

www.aren.admin.ch
連邦国土開発局(ARE)

3.6.2 環境

スイスの環境法制は、EUのルールと概ね同等の内容です。環境保護法とここから派生した保護措置は、協調を原則として構成されています。経済界と協力しながら経済活動と自然保護を両立させることのできる解決策が講じられています。こういった措置は、国際社会においても模範となっています。工業用・商業用設備の建設や運用に際しては、連邦と州による様々な政令を考慮に入れる必要があります。環境保護、水質保全、自然・郷土保護などに関する連邦法は、特に重要とみなされています。連邦環境保護法では、大気汚染、騒音、非電離放射線、廃棄物、環境汚染の可能性のある物質、土壌汚染について規制しています。環境保護法は、予防措置と汚染者負担を原則としています。環境破壊を最小限に食い止め、損害の予防に要する費用は、汚染者が負担するよう義務付けています。汚染物質の排出や放出は、限界値、建設、設備、輸送、作業に関する諸規定によって制限されています。ただし、排出量を減らすための技術については規定がありません。必要な投資を実施する手段と時期が決定できるよう、企業には是正措置を講じる一定期間の猶予が与えられています。

環境に深刻な影響を及ぼす可能性がある商工業設備の計画・建設・改修に対しては、環境アセスメント(環境影響評価、EIA)が実施されます。環境アセスメントは環境汚染予防の手段ですが、通常の建設・計画認可のプロセスの一環である特定のプロジェクトにのみ適用されます。環境アセスメントが必要となるプロジェクトは、関連法令に明示されています。輸送システム、発電プラント、汚染物質の排出量が多い工業プラントなどのプロジェクトが対象となります。

www.bafu.admin.ch
連邦環境局(FOEN)

www.bafu.admin.ch/uvp
環境アセスメント(EIA)



スイスと欧州

4.1	貿易と直接投資.....	49
4.2	政治的・経済的協力.....	49
4.3	ユーロ.....	51

4

スイスは、文化的にも地理的にも、欧州の中心に位置します。スイスはEU加盟国ではありませんが、欧州の近隣諸国とは、経済的、政治的に緊密な関係にあります。揺るぎない二国間協定とダイナミックな欧州政策が、深い政治的協力関係と高度な経済的統合の基盤となっており、スイスの経済や金融センターだけでなく、EUにも恩恵をもたらしています。

4.1 貿易と直接投資

スイスと欧州各国は、経済的に緊密な関係にあります。EUは、スイスの輸出の52%、輸入の70%を占めており(2018年時点)、群を抜いて重要な貿易相手です。スイスは、2018年にEUの輸出先として第3位につけています。首位は米国、第2位は中国です。また、EUは直接投資の重要なパートナーでもあります。スイスの対EU直接投資の資本ストックは、2018年末の時点で8,100億スイスフランに達しています。これは、スイスの対外直接投資の総資本ストックの約55%にあたります。

農産物と食品を除き、スイスとEU加盟国は完全な自由貿易の関係にあります。EUおよびEFTA加盟国(スイスはアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーと共にEFTAに加盟)で生産・製造された物品は、数量割当も関税も適用されずに流通させることができます。

4.2 政治的・経済的協力

外国企業のスイス子会社を含め、多くのスイス企業にとって、欧州市場は非常に重要です。市場自由化のための様々な協定により、スイスはEU加盟国とほぼ同等に欧州共同市場にアクセスできるようになっています。これらの協定により、スイス企業はおよそ5億人の消費者を擁する市場を開拓しやすくなったのです。また、これらの協定がEUの新規加盟国に拡大されたことで、スイスは成長著しい東欧市場にも進出可能になりました。

スイスとEUの二国間協定は拡大されてきました。1972年の自由貿易協定と1999年の第1次二国間協定により、様々な市場参入障壁は撤廃されました。第1次二国間協定で調印された項目は、貿易面での技術的障壁の問題、公共調達、人の自由な移動、農業問題、研究、陸上輸送、航空輸送です。さらに広範囲に及ぶ2004年の第2次二国間協定には、経済面での追加の優遇措置、他の政治的分野での国境を越えた協力体制が盛り込まれています。以下では、いくつかの重要な協定とその意義について説明します。

www.europa.admin.ch
スイス連邦の対欧州政策的側面

4.2.1 人の自由な移動

スイス－EU間での移動の自由に関する合意(FZA)により、人の自由な移動に関する基本ルールが、スイス－EU間でも徐々に導入されてきました。FZAは、EUの新規加盟国にも適用されているため、長期間にわたる漸次的な国境移動のありかたが確立されています。スイスおよびEU加盟国の国民は、締約国の領域内において、就労と居住の場所を自由に選択する権利を有しています。移動に際しては、スイスの雇用者との間に有効な雇用契約書を交わしているか、自営業者であるか、あるいは非就労者の場合は十分な資産があることを証明でき、総合医療保険に加入していることが条件です。また、FZAでは、国境を越えた個人の就労活動を、暦年1年につき90日まで自由に行うことを認めています。そのため、最長90営業日まで受入国で就労することが可能です。人の自由な移動は、職業資格の相互承認および国民社会保険制度の整合化によって一層強化されています。スイス経済は、FZAのおかげでEU/EFTA圏で人材を採用することができるのです。これは、労働市場の効率を高め、より高い専門能力が備わった労働力を獲得することにつながります。人の自由な移動は、当然のことながら逆方向の移動にも適用されます。スイス国民もEU域内で自由に就労し、居住することができます。現在では、在外スイス人の約60%にあたる約46万人がEU諸国で暮らしています。

協定には移行期間が設定されます。移行期間中は、スイス国民の優先や賃金・雇用条件の事前調査などの許可制限が認められ、滞在許可の付与数も制限されます(最大値)。移行期間の終了後、通常時の状況を大きく超える移民流入が確認された場合には、協定の保護条項に基づき、滞在許可の数を一時的に制限することが許されています。移行協定では、労働市場の段階的な開放が保証されていますが、その一方で付随する賃金や社会福祉におけるダンピングに抗する措置も、講じられます。

- 2007年7月1日以来、キプロスとマルタを含む「当時」のEU加盟国(EU-17)の国民およびEFTA加盟国の国民は、域内移動の自由を享受しています。同様に、2011年5月1日より、8つのEU新規加盟国の国民にも域内移動の自由が認められ、2016年6月1日にはブルガリアとルーマニアがここに加わりました。
- 2013年7月1日には、クロアチアが欧州連合(EU)に加盟しました。FZAは、クロアチアにも適用され、プロトコルIIIで対応が図られています。これは2017年1月1日に施行されました。その後、労働市場における制限(国民優先、賃金・労働条件の管理)や上限などの経過措置の特別規定が適用されています。
- そして、英国がEUからの離脱を決めました。この英国の欧州連合離脱により、スイスと英国間で、スイス－EU間での移動の自由に関する合意(FZA)が適用されなくなったことを意味しています。そのため、両国は国民の権利に関する協定を締結しました。この協定は、英国にいるスイス人のFZAの権利と、スイスにいる英国人のFZAの権利を、英国の欧州連合離脱後も保護するものです。既存の居住権については、本協定で維持されています。

EU/EFTA加盟国の国民の滞在や就業に関する詳細は、6.4.2をご参照ください。

www.swissemigration.ch
欧州における労働移動

4.2.2 シェンゲン協定

シェンゲン協定により、協定加盟国間の国境(シェンゲン域内の国境)での身元確認が撤廃され、旅行しやすくなりました。同時に、犯罪に対する司法、警察の国際連携も、幅広く強化されてきています。協定には安全保障措置として、シェンゲン域外との国境管理の厳格化、欧州捜査システム(SIS)などを通じた国境を越えた警察の連携強化、司法当局間の協力体制の効率化などが、含まれています。シェンゲンビザはスイスでも有効です。インド、中国、ロシア、その他ビザを要する国からの旅行者について、欧州旅行中にスイスに短期滞在する場合、スイスのビザを取得する必要がなくなりました。これを受け、休暇中の旅行先として、スイスの魅力は益々増えています。

4.2.3 貿易の技術的障壁撤廃

ほとんどの産業製品に関し、検査、証明、製品認可等の適合性評価が相互に承認されます。EU加盟国へ輸出する際の再証明は不要です。EUが公認するスイスの試験機関による製品検査で対応することができます。そのため、スイスとEUのそれぞれが要求する事項に基づいた二重検査は撤廃されています。EUとスイスの規制が異なり、2種類の適合証明書が今なお要求される分野でも、スイスの評価機関の2種類の証明書を発行することができます。これにより行政手続きが簡素化され、コストも下がり、輸出産業の競争力が強化されます。

4.2.4 研究

研究やイノベーションの分野でのスイスと欧州連合(EU)の間の協力体制には、長い歴史があります。スイスで研究活動に携わる人々は、1988年以降、EUの研究フレームワークプログラムに参加しており、スイスの第三国ないし連携パートナーとしての立場で活躍しています。最新のプログラム助成期間「ホライズン2020」では、スイスは、2016年末までに、部分的連携国として協働しています。スイスのプロジェクト参加への資金提供に対する国レベルの措置は、ホライズン2020の枠組みで実施されました。ただし、この時点で、スイスはホライズン2020に参加していませんでした。2017年初頭より、スイスはホライズン2020で完全な連携をとっています。

www.sbf.admin.ch > Research & Innovation > EU Framework Programmes for Research & Horizon 2020

ホライズン2020におけるスイスのステータスに関する最新情報

こうした状況によって、スイスの研究支援体制が脅かされているわけではありません。スイス国立科学財団(SNF)の「テンポラリー・バックアップ・スキーム」は、欧州研究会議(ERC)の助成制度に代わる暫定的な助成措置を実施しています。連邦審議会は、スイスの研究者が、再びEUのフレームワークプログラムに参加できるようにすることを目指しています。

4.2.5 鉄道、道路、航空輸送

スイス－EU二国間協定には、道路と鉄道による旅客輸送と貨物輸送を相互に開放することが定められています。同時に、「汚染者負担」の原則に基づく課徴金が導入されました。EU域内の陸上輸送網への接続により、鉄道の競争力は高まっています。スイスの運輸会社にとっては、新市場への参入のチャンスが開かれています。スイスの航空会社は、相互主義に基づき、欧州の自由化された航空輸送市場にアクセスでき、欧州諸国の競合他社とほぼ同等の条件での運航が認められています。スイスの空港内、およびスイスから離発着する機内での免税販売は今後も実施されます。

4.2.6 公共調達

世界貿易機関(WTO)の公共調達(GPA)に関する多国間協定によると、特定依頼主による商品とサービスの創出並びに建設要請が特定の額(いわゆる限界価格)以上で実施される場合、国際的に公募を呼びかけることが義務付けられています。これにより、公的調達の枠組みでの透明性と競争を促進することが目指されています。GPAに基づき、WTOルールの適用範囲は拡大されました。現在は、市町村による調達、鉄道輸送、ガス・水道部門における官民発注者による調達、飲用水や電力供給、都市交通、空港、河川・海上運送などの分野で当局から認められた特権や、独占権に基づき営業している民間企業による調達にも適用されます。

また、競争の存在が証明できる場合、当該部門において、調達または契約の適用範囲から除外することができることになっています。この規定に従い、遠距離通信部門は2002年に適用範囲から除外されました。

発注のルールは次の3つの原則に従います。

- 全供給者を等しく扱うこと(無差別)
- プロセスの透明性
- 入札および発注過程における決定に対して不服を申し立てる権利(閾値を上回るものが対象)。

公共部門とその関連会社は、WTOの規則に則り、一定の閾値を超える調達や注文に対して入札を行う義務があります。原則として、提供される品物またはサービスの価値が同程度である限りは、最低価格あるいはベストバリューを提示した業者が選ばれます。ただし、選考にあたっては納期やサービスの質、または環境適合性なども考慮されます。顧客側は、地域やセクター全体での賃金水準や、労働条件の遵守を条件づけることもできます。連邦および州による公開入札案件は、電子情報システムにおいて提供されます。EUとスイスの公的支出の大きさを考えると、このように調達市場の開放が進むことにより、輸出産業(機械製造など)やサービス部門(設計事務所・建築事務所など)にとって、事業拡大の機会が生まれます。更に、供給者間の競争が進むことで低価格化を促進し、発注者である公共機関にとっても経費節減につながります。

www.europa.admin.ch > Bilateral agreements > Agreements and implementation > Texts of the agreements > Public procurement markets
スイスの公共調達

www.simap.ch
公的な委託発注機関と提供事業者間の情報交換プラットフォーム

4.2.7 農産物の貿易

農産加工製品に関する協定では、食品産業の製品(チョコレート、クッキー、パスタなど)の貿易について定めています。EUは、スイスとの貿易に対して輸出入関税を課していません。スイスも、これに応じて輸出入関税を引き下げています。砂糖および砂糖以外の農業政策上重要な原材料を含まない製品には、自由貿易が適用されます。技術的な規定の簡略化は消費者の利益となり、高品質農産物の輸出の機会を増大させます。現在、農産物・食品市場の完全開放を目指す農産物・食品分野の包括協定について、交渉が進められています。この協定が締結されれば、貿易に対する関税障壁(関税、輸入割当など)および非関税障壁(各種製品規制や輸入要件など)は、撤廃されます。市場開放により、農業は、大きな課題に直面します。新たな市場機会を最大限に活用し、新しい市場環境の中で影響を受ける企業が支援を受けられるよう、自由貿易を段階的に導入し、付随措置を講じることが必要です。

4.2.8 利子所得課税

EUとの貯蓄課税協定のもと、スイスは、個人に対する国境を越えた利子の支払いに関し、EUの制度を支持しています。スイスの銀行は、EUの定める35%課税の対象者がスイス国内で利子を得た場合、その利子収入に対して、税の留保措置(スイスの源泉税に相当)を適用します。税の留保措置により、スイスへの移動を通して、EUの利子課税システムから逃れることはできません。同時に、スイスの法規と銀行秘密が保証されます。スイスに本社がある系列会社ならびにEU加盟国にある子会社は、配当金、利子、ライセンス料について源泉税を支払う必要はありません。このことは、ビジネス拠点としてのスイスの魅力を高めています。

2015年5月、スイスとEUは、税金に関する自動情報交換制度の導入に合意しました。新たな世界標準により、利子課税協定は、2017/2018年以降失効となります。

www.efd.admin.ch > Topics > Taxes > International taxation > Taxation of savings agreement with the EU
貯蓄課税に関する最新情報

4.3 ユーロ

スイスの公式通貨はスイスフランですが、ほぼすべてのホテルや商店でユーロでの支払いが可能です。スイスの銀行では、ユーロ建て口座を開設することができ、ほとんどのATMでユーロを現金で引き出すことができます。スイスの金融センターでは、すべての銀行取引をユーロで行えるようになっています。スイスは欧州経済通貨同盟の中心に位置し、EUが最大の貿易相手であることから、ユーロは極めて重要な通貨です。このことは、観光業と輸出入に関わる企業に特に当てはまります。



企業の設立と運営

5.1	企業構造	53
5.2	会計	57
5.3	監査	57
5.4	企業の設立	58

5

企業の設立は、短期間で簡単なプロセスです。多くの公的機関や民間組織では、企業にとって適切な事業形態の選定に際して助言やサポートを行っており、起業家を支援しています。連邦政府では、多くのウェブサイトを通じて、事業計画から正式な登記に至る会社設立に必要なあらゆる種類の情報を幅広く提供しています。

5.1 企業構造

スイス憲法では経済の自由(旧：事業の自由)が保証されており、外国籍者を含み誰でも、スイスで事業を営み、会社を設立したり資本参加することが認められています。会社の設立にあたり、当局からの承認、商工会議所あるいは職能団体の会員資格、年次決算報告書などを求められることはありません。しかしながら、外国人が個人で継続して事業を行うには、労働許可および滞在許可が必要です。また、外国人がスイスで不動産を取得する場合には、許可が必要になります(Lex Koller, 3.6.1参照)。

スイスの会社法では、内容に制限のある会社形態がいくつか認められています。企業の形態は、非法人の人的会社(個人事業主、合資会社、合名会社)と法人の資本会社(株式会社(AG)、有限責任会社(GmbH))に分類されています。集団投資向け有限責任パートナーシップ(KKK)は、英語圏で一般的なりミテッド・パートナーシップに相当する企業体です。ドイツやオーストリアで一般的な有限合資会社(GmbH & Co. KG)と呼ばれる法的形態はスイスには存在しません。

外国の企業がスイスに拠点を設ける場合、事業の性格や期間、法規制や税制、経営戦略目標(本社、生産拠点、営業所、金融・サービス業)などの様々な要因によって、ふさわしい会社形態も変わってきます。外国の企業や個人には、業務に適した法的形態を自ら決定することが許可されています。これには慎重な検討が必要とされ、特に税制上の配慮が重要な役割を果たします。したがって、スイスの法律や税制に詳しいアドバイザーやコンサルタントに、早い段階から助言を受けることをお勧めします。また、EasyGov.swiss、経済事務局(SECO)、州の経済開発局、Innosuisse、Venturelab、Genilem、Eurostarsなどの機関やパートナー組織も効率的な支援を提供しています。しかし、国が新規企業の創出を資金面で直接助成しているわけではありません。

スイスでの会社設立には、基本的に以下の選択肢があります。

- 非法人(人的会社)や法人(資本会社)の設立
- 海外支店の設立
- 既存のスイス企業(非法人・法人)の買収
- ジョイントベンチャーの設立(非法人・法人)
- 資本参加を問わない(戦略的)提携

外国企業がスイスに会社を設立する際に選択する最も一般的な形態は、子会社(株式会社または有限責任会社、すなわちAGまたはGmbH)と支店です。新たに設けられた集団投資向け有限責任パートナーシップも、ベンチャーキャピタルには魅力的な事業形態です。

適切な法人形態選択には、以下の基準を考慮する必要があります(これがすべてではありません)。

- 資本：設立費用、資金需要、法定の最低資本金。
- リスク・責任：起業に伴うリスクが高い、または財政投資が多いほど、有限責任会社での設立が適切です。
- 独立性：企業形態によっては、業務上の自由権が制限される場合があります。会社設立者は、一人で仕事をするのか、パートナーと共同で仕事をするのか、純粋に投資家を選ぶのか、共同設計をするパートナーを選ぶのかを決める必要があります。
- 税金：企業形態によっては、営業所得、企業やオーナーの資産が個別または合算して課税対象となります。利益が大きいと、パートナーシップや個人事業主よりも、企業に多く課税される傾向があります。
- 社会保障：法的形態によって、一部社会保険が義務、任意、あるいは不要になります。

www.kmu.admin.ch
中小企業向け公式ポータルサイト

5.1.1 株式会社 (AG)

株式会社(AG)は、スイスで最も一般的かつ重要な企業構造です。この法人形態は、外国企業が子会社を設立する場合によく選択されます。AGは独自の法人格を持つ法人であり、その責任は会社の資産に限定されます。資本金は事前に決定され、株式として更に分割されます。AGは大企業のみならず、中小企業にも適した法的形態です。持株会社や金融企業は、通例この法的形態をとっています。

株式会社の設立は、1人以上の個人または法人により可能であり、少なくとも、そのうち1人が株主でなければなりません。株式資本としては、最低10万スイスフランが必要です。株式会社を設立するには、スイスの銀行口座(いわゆる資本金支払口座)に最低5万スイスフランを振り込む必要があります。これは、将来的に少なくとも10万スイスフランに増資され、任意の時点で理事会がこの金額を請求することができます。

法律では、株式会社には3つの機関があるとしています。株主総会、理事会、監事です。

- 株主総会は、株主の総会です。定款の決議、取締役会の選任、監査役の選任などの基本的な業務を行います。
- AGの最高決議機関は取締役会です。取締役会は、1人またはそれ以上の取締役で構成されます。取締役は、株主である必要はありません。会社を代表する権限を有する者の国籍や法定住所に条件はありませんが、(取締役会あるいは執行役員会、または公認署名人)最低1人はスイス在住であることが求められます。株式会社の取締役には役員報酬が支払われますが、その額は業界、会社の規模、売上高によって異なります。社員数1,000人規模のスイス企業の取締役が受け取る役員報酬の平均額は、年額25,500スイスフランです。役員報酬は、年額一括払いで費用償還するという形式が一般的です。こういった企業における取締役会の平均人数は3.6人です。
- 監査役は、株式会社における統制機能を担っています。ただし、中小企業は、監査を省略したり、限られた範囲で監査を受けたりすることができます。

5.1.2 有限責任会社 (GmbH)

有限責任会社(GmbH)は、株式会社と合名会社の混合形態であり、特に中小企業や家族経営に適しています。有限責任会社(GmbH)は、独自の法人格を持つ独立した企業体です。有限責任会社は1人、またはそれ以上の個人、または営利会社による設立が可能で、一定額の資本金(基本資本金)を事前に集めます。各出資者は、1口あるいは複数の最低額面100スイスフランの基本持分によって、基本資本金を拠出します。基本資本金は、最低でも合計2万スイスフランとし、全額を資本金支払口座に支払う必要があります。基本持分は、書類手続によって簡単に譲渡できます。ただし、株式会社と異なり、出資者は商業登記しなければなりません。基本的に、すべての出資者が会社の共同経営に参加する権限があり、執行役のうち少なくとも1人はスイスに居住していなければなりません。

法律では、有限責任会社に3つの機関を定めています。株主総会、経営幹部、監査役です。

- 有限責任会社の最高機関は株主総会です。定款の決議、取締役会の選任、監査役の選任などの基本的な業務を行います。
- 取締役会が不要なため、GmbHの維持費用は、比較的安く抑えられます。ただしこれは、最高経営責任者に、全責任が集中することを意味します。会社の規模に応じて、監査義務は限定的になります。加えて、GmbHはAGに比べ、資本金が少なく済むという利点がある一方、匿名性がないという短所もあります。後から参加した出資者を含め、全出資者が登記簿に登録されます。
- 監査役については、会社法の規定が適用されます。

会社形態の概要

(図12)

	個人事業主	合名会社	AG	GMBH	支店
会社の設立 / 設立要件	独立した継続的利益を目的とする経済活動の開始	パートナーシップ契約への署名(形式は自由)。商業目的の事業が行われない場合、企業は商業登記簿への登記をもって成立	会社設立時の公正証書の作成、定款の認証、取締役および(スイス連邦債務法第727a条第2項の免除規定を適用しない場合は)監査役の選任、商業登記簿への登記	会社設立時の公正証書の作成、定款の認証、場合によって取締役会の決定、取締役および(スイス連邦債務法第727a条第2項の免除規定を適用しない場合は)監査役の選任、商業登記簿への登記	商業登記簿への登記
目的	小規模企業、私的な事業活動(芸術家など)	小規模で継続的な、主に個人による事業	利益を追求するほぼすべての会社に適合	小規模な主に個人による事業	法的には本社の一部で、ある程度の経済的独立性のみを有する事業活動
社名	- オーナーの姓(名は任意) - 追加が可能: 事業内容、創作名称など	- 1人以上の社員の姓、合名会社であることを示す語を付すこと - 追加が可能: 事業内容、創作名称など	- 自由選択(個人名、事業内容、造語など) - 社名には法的会社形態を記載しなければならない	- 自由選択(個人名、事業内容、造語など) - 社名には法的会社形態を記載しなければならない	- 本社と同じ名称 - 特別な追加語の使用が許可される - 本社所在地が外国の場合: 本社所在地、支店所在地 - 法的形態の表示
法的性質	事業主の個人所有	非法人(人的会社)	法人	法人	法人
商業登記簿への登記	商業目的の事業を行う場合は義務(例外: 登記権)	商業目的の事業を行う場合は義務	商業登記簿への登記により成立	商業登記簿への登記により成立	商業登記簿への登記が必須
設立者	1人の個人が事業主である	2人以上の個人	最低1人の株主(個人または法人)	最低1人の株主(個人または法人)	本社
執行機関	なし	パートナー	- 株主総会 - 取締役会(最低1名の構成員)	- 株主総会 - 幹部会議(最低1名の構成員)	- 本社の執行機関 - 自社幹部による経営; スイス在住の代表者
監査役	任命可能	任命可能	任命可能、債務法727a条第2項に則った免除申請を行わない場合、会社の基準規模による: 2年度連続で以下の3条件のうち2つが該当する場合: - 資産総額2千万スイスフラン以上 - 売上高4千万スイスフラン以上 - 年間平均従業員数250名以上		
責任	- 事業主の個人資産による無限責任	- 企業資産による一次的責任; パートナーの個人資産による二次的な無限の連帯責任	- 責任は会社資産のみに限定; 株主は出資金を全額払い込む義務のみ	- 責任は会社資産のみに限定; 定款に則った任意の限定的な追加出資の義務あり; 責任は自身の出資分と関連する追加資に限定	- 本社

出典: 連邦経済管轄庁(SECO)、スイス債務法(OR)

	個人事業主	合名会社	AG	GMBH	支店
最低資本金	- 規定なし	- 規定なし	- 最低100,000スイスフラン、最低払込額50,000スイスフラン	- 最低20,000スイスフラン、全額払込	- 不要(外国の親会社からの資金提供で十分)
コンサルティング、設立、公証人の費用	- 700 - 1,200スイスフラン	- 2,400 - 4,400スイスフラン	- 1,900スイスフラン以上(電子方式) - 5,000スイスフラン以上(従来方式)(5.4.3を参照)	- 1,800スイスフラン以上(電子方式) - 5,000スイスフラン以上(従来方式)(5.4.3を参照)	- 1,000スイスフラン以上
メリット	- 簡素で安価な設立手続き - 形式要件が皆無 - 共同経営者が各機関の役割を自ら担うことができる - 二重課税を回避できる(法人格でないため、共同経営者の所得にのみ課税される) - 小規模企業に適している		- 責任・リスクキャピタルの範囲が限定されている - 株式移転が容易 - 代表権に制限あり - 外国人もすべての株式・株式資本を所有できる(ただし、法的代表者のうち最低1人がスイス在住であることが条件) - 資本市場に容易に参入できる - 資本集約型の企業に適している - スイスの法人格となる - 株主の秘匿性、公開義務なし - 株式資本が無制限 - 株主の出資義務が限定される - 相続上の継承ルールが簡素である - 未回収の債務がある、または上場している場合は、株式会社の年次報告書公開の義務が免除される	- 低い最低資本金	- 自己資本が不要 - 資本金よりも設立を容易かつ安価に行える(印紙税および利益移転にかかる源泉税なし) - 親会社が影響力を行使しやすい - 税負担が低い - さまざまな租税条約に基づきスイスでの利益は本拠地(本社)のある国で免除される
デメリット	- 共同経営者は無限責任を負う - 所有財産の移転が困難 - 匿名性がなく、所有者/パートナーの氏名が商業登記簿に登録される - 資本市場への参入が困難 - 社会保険加入の義務がある		- 二重課税の可能性あり(会社の利益と配当に対する課税) - 会社設立手続きが複雑で費用が高額のため、専門家の協力が推奨される	- 高い最低資本金 - 出資者の匿名性がない	- 外国にある本社が支店に対して共同責任を持つ - 税制上難しい - スイスの法人格でない

出典：連邦経済管轄庁(SECO)、スイス債務法(OR)

スイスでは、短期間で簡単に会社設立が可能です。

5.1.3 支店

スイスに子会社を設立する代わりに、外国企業は支店を設立することもできます(支店は、スイスにある外国企業が多く選択する企業構造です)。そのような支店は、海外の親会社から一定の組織的、財務的な独立性を有しています。支店は独自に契約を交わし、取引を行い、またその事業所所在地で原告や被告として法廷に立つことができますが、法的には外国企業の一部です。支店設立の際には、商業登記簿への登記が必要です。認可、登記、課税、会計の点において、支店はスイスの法人と同様に扱われます。スイスで外国企業の支店を開設するにあたっては、スイス国内に居住する代表者が必要です。

5.1.4 集団投資向け有限責任パートナーシップ(KkK)

集団投資向け有限責任パートナーシップ(KkK)は、英語圏でいうリミテッド・リライアビリティー・パートナーシップ(LLP)に相当します。KkKはベンチャー投資の手段として、適格な投資家のみを対象とする会社形態です。スイス債務法の合資会社に関する条項において、無限責任を負う社員は個人でなければならないと定めているのに対し、集団投資向け有限責任パートナーシップの場合、この責任を負うパートナーは法人でなければなりません。

スイスには、この法的形態が2006年から存在します。LLPの設立を希望する投資家やリミテッド・パートナーにとっては、ルクセンブルク、アイルランド、チャンネル諸島(特にジャージー島とガーンジー島)に代わる選択肢となります。これにより金融センターとしてのスイスの地位が強化され、スイス国内でベンチャーキャピタルや未公開株式、ヘッジファンド・マネジャーのような専門性の高い金融サービスを提供できる環境が整いました。

5.1.5 個人事業主

個人企業または単独オーナー企業のような個人が所有する企業は、小規模ビジネスに最も多く見られる形態です。この形態は、個人が単独で商業的活動を行う場合、つまり事業または会社を経営する場合に適用されます。個人事業主は、会社としてのリスクを個人資産や事業資産をもって責任を負います。一方、事業主は経営方針を自分で決定することができます。事業が成功した場合には、容易に法人に移行することも可能です。失敗した場合にも、清算はその他の事業形態と比較してとても簡単です。年間売上高が10万スイスフラン以下の個人事業主の場合、商業登記が免除されます。

5.1.6 合名会社

2人以上の個人が集まり、標準的な商慣習のもと、共同名義で事業を運営する企業体を合名会社と呼びます。合名会社は、参加者の合意によって設立されます。合名会社は(個人事業主と同様)明確な企業体ではないため、法人税の対象にはなりません。諸税は、各パートナーが支払います。パートナーは、自らの資産によって無制限に、そして共同で責任を負います。商業登記簿への登記が必要です。

5.1.7 ジョイントベンチャー

パートナーシップの形態として、合併事業はその重要度を増しています。合併事業には法規制がなく、スイスのパートナーとの合併に適した事業形態です。合併事業は新たに企業を設立するケースがほとんどです(例：外国のサプライヤーがスイスの販売者と共同で製造販売会社を立ち上げる)。小規模プロジェクトの場合、通常パートナーシップを立ち上げて合併事業を展開することも可能です(例：期間が定められた研究プロジェクトなど)。

5.1.8 通常パートナーシップ

通常パートナーシップとは、共同の力や手段である共通の目的を達成することを目的とした、複数の自然人または法人の契約をいいます。通常パートナーシップの設立には、特別な形態は必要ありません。また、商業登記簿への会社登録はできません。通常パートナーシップは、外部に対しては利害関係者の共同体としてのみ活動していることから、法的性格を持たず、また、自身の名前で表立って出てくる必要もありません。パートナーは、外部に対して会社全体の義務を連帯する責任を負います。

5.2 会計

企業としての透明性を高めるため、法人は、年次決算報告書に最低限求められている詳細を記載しなければなりません。年次決算報告書には、少なくとも前年度比較と注釈が入った貸借対照表と損益計算書が必要です。連続した2会計年度において、以下の条件の2項目以上に当てはまる場合は、グループ会社の決算をグループ全体の連結決算にまとめることが、求められます。

企業としての透明性を高めるため、株式会社(AG)は、年次決算報告書に最低限求められている詳細を記載しなければなりません。年次決算報告書には、少なくとも前年度比較と注釈が入った貸借対照表と損益計算書が必要です。連続した2会計年度において、以下の条件の2項目以上に当てはまる場合は、グループ会社の決算をグループ全体の連結決算にまとめることが、求められます。

- 資産総額が2,000万スイスフラン以上
- 年間売上高4,000万スイスフラン以上
- 年平均従業員数(フルタイム)250名

5.3 監査

年次決算報告書の正確性は、国家資格を有する人物、または会社が監査します。この作業は通常、受託者、受託会社、または監査法人によって行われます。株式会社(AG)や有限責任会社(GmbH)の規模や経済的重要性に応じ、会計監査義務の内容は異なります。連結財務諸表の作成が求められる企業、証券取引所上場企業、または2年連続した会計年度で以下の条件の2項目以上を満たす企業には、定例監査が適用されます。

- 資産総額が2,000万スイスフラン以上
- 売上総額が4,000万スイスフラン以上
- 年平均従業員数(フルタイム)250名以上

上述の条件を満たさない場合、年次決算報告書は限定監査(経営幹部に対する聞き取り調査、詳細部分の適宜確認、分析的監査手順など)を受けるだけで済みます。当該年の平均正社員数が10名に満たない企業は、株主の同意を条件として監査を免除することもできます。

www.treuhandsuisse.ch
スイス信用組合

www.expertsuisse.ch
監査、税、信託に関する専門家協会

5.4 企業の設立

5.4.1 手続き

明確で具体的な事業戦略が事前に完成していれば、スイスでの事業設立計画から実現までの手続は非常に短期間で完了します。スイスでの事業所設立が決定したら、事業地として選ばれた州の経済開発局が事業開始までのプロジェクトの調整をお手伝いいたします。また、銀行、コンサルティング会社、公認会計士事務所およびその分野に特化した弁護士が個別の質問に対応しています。

会社設立にかかる時間は、必要書類の提出から法的に有効になるまで(第三者に対して法的効力が有効になるまで)通常2~4週間ほどです。単純なケースの場合、また州によっては、更に短期間で完了する場合があります。創業した新しい会社の活動については一部、監督当局(FINMA等)からの許可が必要となり、事業を開始する前に取得する必要があります。

連邦経済管轄庁(SECO)では、「スタートビズ(StartBiz)」という名称で会社設立のためのオンラインデスクを設けています。個人事業主、有限責任会社、株式会社、合名会社、合資会社はこの電子システムを利用して、老齢・遺族年金(AHV)補償基金や付加価値税(VAT)管理当局、労働災害保険会社などに登録することができます。

個人事業主、合名会社および合資会社の場合、商業登録も可能です。登録すると「スタートビズ」を通して、会社の設立手続きを完了することができます。通常の場合、スイスにおける外国企業は、法人である資本会社(GmbHやAG)の法的形態で設立します。株式会社および有限責任会社の設立には、商業登記簿への登録が必要であり、公証人による公証を必要とします。

www.s-ge.com/company-foundation
スイスの概要—会社設立について

www.easygov.swiss
会社設立の電子申請

www.kmu.admin.ch > Practical knowledge > Creation of SMEs
会社設立のためのオンライン公証サービス(AG/GmbH)

www.startups.ch
会社設立のためのプライベート・プラットフォーム

会社設立の手順(AG、GmbH)

(図13)

手順	所要時間(週)					
	1	2	3	4	5	6
会社名の事前確認	■					
設立に必要な書類の準備：会社設立証書、定款、登記申請書など		■				
会社名の事前確認に、所定の認定銀行(スイスの銀行)の閉鎖口座に会社資本金を入金する必要があります。払込担当者は身分証を提示しなければなりません。外国人の場合、スイス人パートナーの紹介状を提示した方が良いです。			■	■		
会社の設立と定款の準備：定款や業務規定、法定監査人による承認、認定銀行による資本金の払い込み確認および資本金が当該企業の自由裁量下にあることの確認会社設立後、事務所が決まっていない場合：居所選択の申告			■	■		
スイス商業官報(FSOGC)への掲載					■	
当該登記簿(商業登記簿、土地登記簿)への責任者および事業体の登録						■
課税対象会社としての登記						■

出典：各州経済開発局資料

5.4.2 商業登記簿への登記

商業登記簿には、スイスで事業を営むすべての事業者が登録されています。登記簿には、各社の責任範囲や権限を持つ代表者が明記されています。登記簿の最大の目的は公報機能です。したがって、スイス連邦登記所が運営する商号データベース(Zefix)は誰でも閲覧可能で、特定の会社名が使用可能かどうかを検索できます。登記簿への登録・削除はすべて、スイス商業官報(SOGC)に公表されます。

一般に、商取引、製造業やその他の営利事業は、商業登記簿への登記が必要です。登記により、会社法による保護が適用されます。法人は、商業登記簿への登記がされて初めて法人格とみなされます。企業が使用する会社名は、法規制に準拠している限りは自由に選択できます。AGやGmbHは、会社名に法的形態を含めなければなりません。合名会社の社名には、すべてのパートナーの名称を列挙しない場合、少なくとも一人のパートナーの姓と事業形態を示す表記を含める必要があります。個人事業主の社名は、主に事業主の姓から構成されている必要があり、パートナーや共同経営者などとの関係を示す表記を含めることはできません。商業登記の登録申請は、当該要件を満たすすべての会社形態において、会社設立ポータルサイト経由でのオンライン手続が可能です。

www.zefix.ch
Zefix - 中央商号データベース

www.shab.ch
スイス商業官報

5.4.3 設立費用

株式会社および有限責任会社の設立に要する費用は、設立プロセスを従来方式で行うか、SECOが提供する電子プラットフォームから行うかによって(5.4.1を参照)異なります。設立には様々な費用が必要です(GmbHの手数料やコンサルティング料は、額が幾分下回ります)。

証券発行税の対象となるのは、有償または無償による株式正当化、および額面価格の上昇です。この税は経営参加権を考慮し、名目資本の1%が賦課されますが、そのうち100万スイスフランが控除対象となり、残りの名目資本から最低1%が徴収されます。この控除措置は、通常、起業の際と100万スイスフランまでの増資に対して適用されます。そのため、すでに設立されている企業の場合、100万スイスフランまでの増資は、証券発行税の賦課なしで行うことができます。

会社設立に要する費用は、証券発行税を除くと従来方式では5,000-8,000スイスフラン、電子方式では約2,000スイスフランです。詳細な書類が不要な小規模会社の設立費用は、最高2,000スイスフランです。コンサルタントや弁護士への依頼料を含めた会社設立費用の合計額は、名目資本の規模によって異なります。会社法人の設立はより複雑で、通常、非法人に比べ費用がかかります。

www.kmu.admin.ch > Practical knowledge > Creation of SMEs > Legal form
会社形態別の設立費用

株式会社(AG)の設立費用

単位：スイスフラン

(図14)

設立費用	従来方式	電子方式
資本金	100,000	100,000
コンサルティングサービス(会社定款、各種税、商業登記、株券、設立書類、設立会議等)	5,000-7,000	1,900スイスフラン以上
商業登記簿登記料	600	600
公正証書作成手数料	1,000	600
証券発行税	-	-
総費用	7,000-9,000	1,900-2,000

出典：www.easygov.swiss, PricewaterhouseCoopers

有限責任会社(GmbH)の設立費用

単位：スイスフラン

(図15)

設立費用	従来方式	電子方式
資本金	20,000	20,000
コンサルティング料(会社設立証書、各種税金、商業登記、有限会社基本出資、株券、設立書類、設立会議など、複雑さによって異なる)コンサルティングサービス(会社定款、各種税、商業登記、株券、設立書類、設立会議等)	4,000-6,000	1,800スイスフラン以上
商業登記簿登記料	600	600
公正証書作成手数料	1,000	600
印紙税	-	-
総費用	6,000-8,000	1,800-2,000

出典：www.easygov.swiss, PricewaterhouseCoopers



査証(ビザ)、滞在許可、 就労許可

6

6.1	入国と査証(ビザ).....	61
6.2	一時滞在与永住.....	62
6.3	就労を伴わない滞在.....	63
6.4	就労を伴う滞在.....	64
6.5	帰化.....	67

外国人労働者の受け入れも、スイスの繁栄に寄与しています。外国人労働者により、経済成長のみならず、文化の面でもスイスは豊かな国になっています。スイスとEU間の二国間協定のおかげで、EU/EFTA加盟国民の滞在はこれまで以上に容易になっています。労働市場では、外国人もスイス人と同等の権利をもって就労しています。スイスでの居住・就労を希望するその他の国の国民は、特定の要件を満たす必要があります。

6.1 入国と査証(ビザ)

スイスへの入国条件は、滞在目的(例：観光旅行、訪問、就労、家族呼び寄せ、留学)と滞在期間(短期または長期)によって異なります。連邦移民局のホームページで最新のビザ要件を確認することができます。

www.sem.admin.ch
連邦移民局(SEM)

6.1.1 査証(ビザ)要件

国籍と滞在期間に応じ、スイスへの入国に際してビザが必要になることがあります。ビザを必要とする方は、原則として居住地を管轄するスイス在外公館でビザを申請しなければなりません。ビザ申請書は、在外公館や連邦移民局のホームページでダウンロードすることができます。申請書の提出に際しては、有効かつ正式な旅券のほか、旅行疾病保険や渡航目的に応じて、その他の必要書類を合わせて提出することが求められます。在外公館や連邦移民局では、必要な提出書類やビザ申請料について、ホームページでお知らせしています。スイス在外公館は、申請者が十分な資金を要していなかったり、資金状況に疑義がある場合、ビザの発行に際して経費負担証明書の提出を求める場合があります。

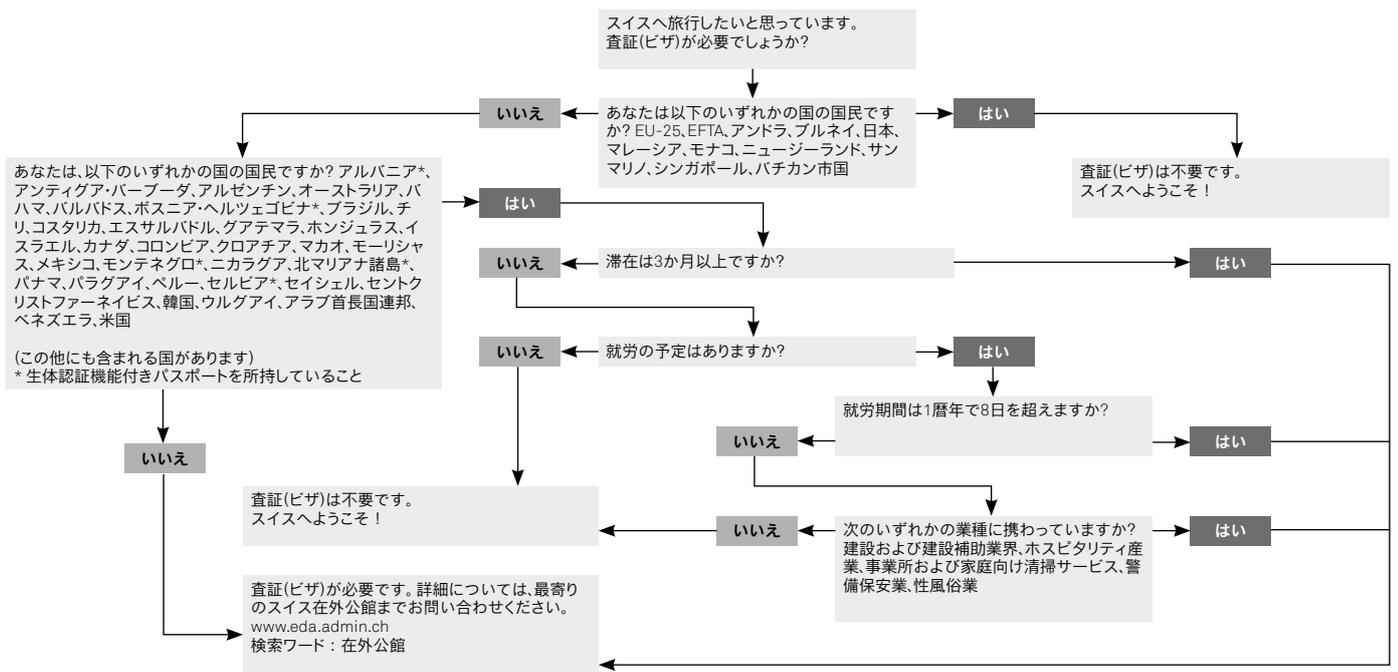
www.swiss-visa.ch
スイスのオンラインビザシステム

www.eda.admin.ch
スイス在外公館

www.sem.admin.ch > Entry & Residence
スイスへの入国に関する情報

査証(ビザ)は必要?*

(図16)



* 上記の情報は、確実性を保証するものではありません。一般的にビザ不要である場合、例えば就労許可が不要だということではありません。詳細はスイス在外公館にお問い合わせください。

6.1.2 査証(ビザ)申請手続き

ビザを必要とする方は、居住地を管轄するスイス在外公館にビザを申請しなければなりません。申請書と共に、旅券および渡航理由を説明するその他の必要書類の提出も求められます。在外公館のホームページでは、必要書類やその他の申請書類に関する詳細な情報を提供しています。ドイツ語、フランス語、イタリア語または英語以外で書かれたすべての文書、書簡または証明書は、翻訳と共に提出しなければなりません。

在外公館は、経費負担証明書の提出を求める場合もあります。これに関する詳細情報は、連邦移民局のホームページで確認することができます。

- シェンゲン圏への入国に関する説明書／ビザ申請手続き：https://www.sem.admin.ch/dam/data/sem/einreise/merkblatt_einreise/mb-grueezi-d.pdf
- 招待状および経費負担証明に関する説明書：https://www.sem.admin.ch/dam/data/sem/einreise/merkblatt_einreise/mb-verpflicht-erklaerung-d.pdf

ビザが下りなかった場合、連邦移民局に対して決定から30日以内に書面(ドイツ語、フランス語、イタリア語)で、根拠とともに異議申し立てをすることができます。連邦移民局は、異議申し立て手続に対して、費用の立て替えを行います。費用立て替えの申請に対する支払いは、異議申し立ての手続き開始を要件としています。

www.sem.admin.ch > Entry & Residence
ビザ申請書

6.2 一時滞在と永住

滞在許可証と永住許可証は、州の移民局で発行されます。許可内容に応じて、就労が認められることがあります。スイスに滞在する外国人は、滞在ステータスを明示した滞在許可証を受け取ります(図17)。

www.sem.admin.ch > About US > Contact > Cantonal Authorities
州移民労働市場局

www.ch.ch > Foreign nationals in Switzerland
スイスに滞在する外国人のための情報

www.sem.admin.ch > Entry & Residence
滞在に関する概要

許可の種類

(図17)

B許可証 滞在許可証	一時滞在用(雇用契約の有無に関わらず、特定の目的でスイスに長期滞在する外国人用)。
C許可証 永住許可証	永住者用(5年または10年間スイスに居住した後で永住許可を得た外国人。滞在権に制限はありません)。
Ci許可証 就労許可付滞滞在許可	在外公館または政府間組織の職員の就労している配偶者および子どもに対し、州当局から発行される。
G許可証 越境通勤者許可証	越境通勤者用(スイスと隣国の国境周辺に居住し、隣接したスイス国内で就労する外国人用)。
L許可証 短期滞在許可証	短期間の就労目的、およびその他の一時的滞在。
F許可証 暫定受入外国人	暫定受入外国人用。連邦移民局の指示に基づき州当局から発行される。
N許可証 庇護申請者	庇護申請者用。連邦移民局の決定に基づき州当局から発行される。
S許可証 保護を要する人	保護の必要な人用。連邦移民局の決定に基づき州当局から発行される。

6.2.1 家族の呼び寄せ

スイス国民、滞在許可証または短期滞在許可証を有するEUおよびEFTA加盟国の国民は、家族を呼び寄せることができます。家族の国籍は関係ありません。家族とみなされるのは以下の場合です。

- 配偶者および21歳未満、または扶養対象の子ども。
- 扶養対象の両親および配偶者の両親。

学生の場合は、配偶者と扶養対象の子どもの呼び寄せに限られます。

永住許可証(C許可証)を持つ第三国の国民は、子どもおよび夫または妻を呼び寄せる権利があります。滞在許可証(B許可証)の場合は、この呼び寄せに関する法的権利はありません。ただし、第三国の国民が適切な住居、十分な収入および安定した滞在(滞在中に法的訴えを受けたことがない)を証明できる場合、州の移民当局は家族呼び寄せを許可することができます。スイス国民の夫、妻および子ども、永住許可証または滞在許可証の保有者は、スイス全土で自営業を営んだり、被雇用者として就労することができます。

www.ch.ch > Foreign nationals in Switzerland
第三国からの家族呼び寄せ

www.ejpd.admin.ch > Topis > Immigration
言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

**滞在許可証と永住許可証は
各州の移民局で発行されます。**

6.3 就労を伴わない滞在

6.3.1 3か月以内の滞在

スイスは、2008年12月12日にシェンゲン協定に加盟し、それ以来シェンゲン圏に属しています。シェンゲン協定の条項は、90日以内の滞在中に滞在して許可を必要としない入国と滞在について取り決めるものです。

原則として、90日以内の雇用を伴わないスイスでの滞在(訪問や旅行など)には許可が不要です。ただし、一部の国の国民にはビザの取得が義務付けられています。外国人は、最初の入国日から180日に至るまでの間の90日を超えない範囲で、スイスに滞在することができます。180日という期間は、常に入国手続きをした日から起算され、手続日に先行する180日を包括します。ビザを必要とする人は、それぞれのビザに定められている許可された滞在期間を守らなければなりません。

外国人がスイスに入国する際には、スイスが認定した有効な旅券が必要で、ビザを必要とする人のために、スイスはシェンゲンビザを発行しています。これは、通常シェンゲン圏全域について有効で、90日までの滞在が認められています。

6.3.2 長期滞在

非就労者(退職者、学生、求職者など)が90日を超えて滞在中には、許可証が必要です。許可は、各州の移民局から発行されます。滞在中には、短期滞在(1年未満)、一時滞在(有期)および永住(無期限)の区別があります。

EU/EFTA加盟国以外の国民は、スイス入国前に、滞在許可証の申請書(ビザ申請書と共に)管轄のスイス在外公館に提出しなければなりません。滞在目的(就学、退職、医療目的など)に応じ、異なる書類が必要となります。許可の条件が満たされていれば、1年未満の滞在中には短期滞在許可証が、また申請者が1年を超えて滞在中の場合には1年間有効の滞在許可証(B許可証)が発行されます。入国後は、滞在先の市町村で住民登録を行わなければなりません。

就労していないEU/EFTA加盟国の国民は、人の自由な移動に関する協定に基づき、スイスに滞在する権利が付与されます。滞在許可証の申請はスイス入国後に市町村で行う必要がありますが、次の条件が満たされれば許可証は付与されます。

- 非就労者は、受入国の援助に頼ることがないよう、またその国の負担にならないよう、十分な資金を保有していなければなりません。
- あらゆるリスク(事故も含む)を補償する健康保険に加入していなければなりません。

EU/EFTAの滞在許可証はスイス全域で5年間有効で、上記の条件が継続的に満たされているれば管轄当局で自動的に延長できます。非就労者は、扶養に十分な資金を有していれば、家族を呼び寄せることができます。

6.3.3 特例：学生

6.3.2で示した手続きは学生にも適用されます。学生には、次の規定が追加で適用されます。

EU/EFTA加盟国、米国、カナダ、オーストラリアまたはニュージーランドの国民である学生が90日を超えて滞在する場合には、一般的に、十分な資金を有していること、社会福祉の支給対象とならないことを(管轄のスイス在外公館または市町村への住民登録の際に)証明することが必要です。さらに、スイスで認可された教育機関に学籍登録しており、一般教育、職業教育、または専門教育課程の履修が許可されていることを証明する必要があります。これらの要件が満たされれば、学生は在学期間に対する滞在許可証、または修学に1年以上かかる場合には、1年間の滞在許可証を受領することになります。許可証は、許可要件が引き続き満たされているれば通常の教育課程修了時まで延長されます。

EU/EFTA加盟国、米国、カナダ、オーストラリアまたはニュージーランド以外の国民である学生は、管轄のスイス在外公館に提出するビザ申請書と共に、以下の文書を提出する必要があります。

- 教育機関からの入学決定通知書
- 授業料支払い済み証明
- 教育機関在学期間中の滞在費に対して、十分な資金があることの証明
- 修了証書・学校関係の証明書
- 学業修了後にスイスを離れることへの同意書
- 語学能力を証明する追加書類。語学能力は、在外公館での短時間のインタビューによって判定します。

スイス在外公館は、必要書類および語学能力の評価書を含む入国申請書を管轄の州移民局に送付し、承認を待ちます。

6.4 就労を伴う滞在

スイス滞在中に就労する人、または滞在期間が90日を超える人は、州の移民局から許可を受ける必要があります。滞在には、短期滞在(1年未満)、一時滞在(有期)および永住(無期限)の区別があります。

就労許可は、スイスの雇用者が州の移民局ないし労働局(州によって異なります)に申請しなければなりません。

二国間協定(人の自由な移動に関する二国間協定および改正EFTA条約)の発効より、EU/EFTA圏の国民に対してはそれ以外の国の国民とは異なる条件が適用されています。EU27か国とEFTA加盟国の国籍を有する人は、スイス人就業者と同等の扱いを受けます。クロアチアに対しては移行措置が取られています。第三国に対しては、許可制限や就労審査が行われ、スイス人とEU/EFTA国民が優先されます。庇護申請者は、難民に関する法令の定めに従い、スイスに滞在することができます。

外国人の滞在大および永住に関しては、各州が決定権を持っています。連邦は決定に際して助言を受け、スイス全体に資する観点に従って申請を処理します。州の移民局は外国人管理を行います。外国人は、スイスに入国後8日以内に、居住する地域の住民登録局での手続きが必要です。

スイスへの事業移転を計画されている方は、一括して各種申請を行うことができるよう、様々な要望をまとめて事前に相談されることをお勧めします。各州の経済開発局では、手続きの進め方や必要な期間に関するご相談を承っています。

6.4.1 外国で取得した資格の認定

一部の専門職、特に医療、教育、技術分野、法律関連職に関しては、規定があります。これらの専門的職業に従事するには、資格、修了証、技能証明の所持が前提です。外国で取得した資格は、管轄当局から認定を受けなければなりません。職種に応じて管轄する当局は異なりますが、通常はその分野の養成を管轄する機関が外国で取得した資格の認定に責任を担っています。

人の自由な移動に関する協定に基づき、スイスはEUと緊密に連携し、欧州資格認定制度に参加しています。第三国の国民も、外国で取得した資格をスイスで認定させることができます。

www.sbfi.admin.ch > Education > Recognition of Foreign Qualifications

規則にのっとった職種、専門資格の認定

www.crus.ch > Services > Recognition/Swiss ENIC > Regulated Professions

規則にのっとった職種、専門資格の認定

労働許可および滞在許可：規則と手続き

(図18)

EU/EFTA加盟国の国民を対象とする規則		EU/EFTA加盟国以外の国民を対象とする規則
EU27か国・EFTA加盟国	クロアチア	
短期滞在許可 (L許可証 – EU/EFTA) <ul style="list-style-type: none"> - 3か月から1年までのスイスでの雇用関係が証明できる場合の許可証(1暦年で3か月未満の雇用：登録手続き)。 - 家族の呼び寄せは可能。 	短期滞在許可 (L許可証 – EU/EFTA) <ul style="list-style-type: none"> - 最長1年の雇用関係が証明できる場合の許可証。雇用が確保できている場合、1年後に更新可能。ただし、割当制の対象となる。 - 割当状況は毎年更新される。 - スイス国民の優先、賃金および雇用条件の監視。 - 家族の呼び寄せは可能。 	短期滞在許可 (L許可証) <ul style="list-style-type: none"> - 高度人材(会社設立、新入社員の研修、国際的企業の専門家)対象：12か月、24か月に延長可能。 - 家族の呼び寄せは可能。 - 割当状況は毎年更新される。 - 訓練生(インターン)：12 – 18か月有効、家族呼び寄せは想定されていない。
滞在許可証 (B許可証 – EU/EFTA) <ul style="list-style-type: none"> - 1年以上または無期限の雇用証明書を提出後、5年間有効。 - スイスを主たる居住地とし、年間を通して特定目的のために滞在する。 - 家族の呼び寄せは可能。 - 自営業の権利が付与される。 	滞在許可証 (B許可証 – EU/EFTA) <ul style="list-style-type: none"> - 割当状況は毎年更新される。 - 雇用関係による就労に変更する場合には、承認を受けなければならない。 - スイス国民の優先、賃金および雇用条件の監視。 - 家族の呼び寄せは可能。 - その他の点はEU27か国の場合と同様。 	滞在許可証 (B許可証) <ul style="list-style-type: none"> - スイスを主たる居住地とし、年間を通して就労目的でスイスに滞在する。 - スイス国民の優先、賃金および雇用条件の監視。 - 家族の呼び寄せは可能。 - 許可の年次更新は形式的。 - 割当状況は毎年更新される。
永住許可証 (C許可証 – EU/EFTA) <ul style="list-style-type: none"> - 原則として永住協定または相当する権利を考慮した上で、スイスに5年間滞在した後に付与される。 - 許可証の保持者は、労働市場でスイス国民と同等に扱われる。 	永住許可証 (C許可証 – EU/EFTA) <ul style="list-style-type: none"> - EU27か国の場合と同様。 	永住許可証 (C許可証) <ul style="list-style-type: none"> - 原則として10年(米国民：5年)の連続したスイス滞在後に申請できる。 - C許可証保有者は、労働市場において制約を受けない。自営業の権利が付与される。
越境通勤者許可証 (G許可証 – EU/EFTA) <ul style="list-style-type: none"> - 移動制限なし。 - EU/EFTA域内にある居住地に毎週戻ることが義務付けられている。 - 自営業可。 - 有効期間は雇用契約によるが、最長5年。それ以降の延長は可能。 	越境通勤者許可証 (G許可証 – EU/EFTA) <ul style="list-style-type: none"> - スイスの全国境地帯内での自由な移動が可能。 - スイス国民の優先、賃金および雇用条件の監視。 - 自営業越境通勤者に対しては6か月の調整期間。 	越境通勤者許可証 (G許可証) <ul style="list-style-type: none"> - 12か月有効。許可証を発行した州の国境地帯に対する許可であり、毎年更新が必要。 - 申請者はスイスの隣接国のいずれかの国境地帯で長期滞在許可を得ており、すでに最低6か月居住していること。 - 毎週当該の居住地に戻ることを。

出典：連邦移民局(SEM)、2020年

6.4.2 EU/EFTA国民の滞在と就労

人の自由な移動に関する協定により、EU/EFTA加盟国の国民は、労働市場においてスイス国民と同じ扱いを受けます。求職者は、許可なしで90日間スイスに滞在することができます。27のEU加盟国の国民は、完全な移動の自由を享受しています。ただし、クロアチアは移行の第1期にあるため、クロアチア人の滞在には現時点で制限があります(スイス国民の優先、賃金・労働条件、受入れの割当制)。これは、今後延長される可能性があります。現在、EU27か国の国民は完全な移動の自由を享受しており、労働許可は不要ですが、滞在許可はかつてと同じように取得しなければなりません。これは雇用証明書の提出を受け、各州の移民局が発行するものです。労働契約期間が3か月を越えない場合、許可は不要です。義務付けられているのは、転入届に限られます。EU27か国ないしEFTA圏に本社を置くサービス提供者(自営業者や出向による就労者)は、スイスでの活動期間が1暦年当たり90日未満の場合は、許可申請の必要がありません。登録は必要ですが、インターネットを利用して行うことができます。この事項に関する例外は、クロアチアに本拠を置く企業に対して発生します。当該企業が建設とその関連業務、造園や農地開拓、清掃、監視・保安に携わる場合、引き続き許可を受ける必要があります。

移動の自由は、賃金・社会福祉のダンピング防止、専門的職業資格の相互認定、社会保険などの調整といった対応策によって、一層の充実が図られます。これにより、EU/EFTA加盟国からの人材確保が容易になり、これらの国々の教育機関の活用や就学も簡単になります。その結果、労働市場の効率性が高まり、高度人材をより確保しやすくなります。

人の自由な移動に関する詳しい情報については、4.2をご覧ください。

www.sem.admin.ch > Entry & Residence
スイスとEU/EFTA間の人の自由な移動

www.europa.admin.ch > Services and publications
パンフレット「スイスにおけるEU国民」

6.4.3 非EU/EFTA国民の滞在と就労

EU/EFTA加盟国以外の国民は、労働許可と滞在許可を取得する必要があります。長期滞在許可証の保持者は、特別な許可を得ることなくスイス国内で職業を変えたり、別の会社に転職したり、自営業への転身を自由に行うことができます。重要性の高いケースでは、短期滞在許可のみを得ている人も、別の州の雇用主のもとで就労することができます。

高度な技能を持つ専門家、起業家、経営者、著名な学者や芸術家、国際的に活動するグループ企業の社員、国際間の取引でのキーパーソンは優先されます。これにより、経済的、学術的、そして文化的交流を促進し、国際企業の意思決定者および専門家の移動が支えられています。特に、専門性の高い研究者には、課程修了後もスイスで研究を続ける機会が与えられます。一時的にスイスで働いている外国人が家族を呼び寄せることを許可され、長期滞在許可証保持者の配偶者や子どもがスイスでの就労や自営業の権利を与えられるのは、スイス経済の利益のためなのです。

最も重要な規定：

- B滞在許可証：通常は1年間有効。許可を受けた転職および州の変更可、源泉税、割当枠あり(一部の例外：スイス国民の配偶者はスイス国民と同じ権利を持つ)
- C滞在許可証：労働市場においてスイス国民と同じ権利を有する。源泉税は課されない。
- 越境通勤許可証：許可を受けた転職可、ただし州の変更は不可、源泉税あり。
- 短期在住許可証L：転職および州の変更不可。源泉税あり。
- 研修生許可証：最長18か月。若手専門職の継続研修用。
- 庇護申請者：庇護申請書の提出後、1か月間の労働許可証。許可を得れば転職が可能。ただし、州の変更は不可。源泉税あり。給与の10%が担保として留保される。
- 管理職の移籍：重要な管理職は「サービス貿易に関する一般協定(GATS)」に基づき、3年間スイスに滞在することができる。許可の1年延長が可能。

雇用者には、外国人労働者への監視と適切な配慮をする義務があります。合わせて、外国人労働者が必要な許可を得て就労している状態を確保する責任があります。入国許可を得るためには、雇用者はスイスないしEU/EFTA圏で適当な候補者を見つけられないこと、そして適当な人材を合理的な期間内で養成しえなかったことを証明しなければなりません。

www.sem.admin.ch > Entry & Residence > Labour/Work Permits
非EU/EFTA圏の国民の就労

6.4.4 研修生/インターン

スイスは、様々な国々と研修生やインターンに関する交流協定を結んできました。これらの協定により、短期間での滞在許可証や労働許可証の取得が可能になっています。特別な協定のない国からの研修生は、従来の手順で滞在・労働許可を申請する必要があります。

研修生やインターンとして滞在許可を得るためには、職業訓練の修了または学位取得を証明できることが必要です。年齢制限があり、上限は35歳です(例外：オーストラリア、ニュージーランド、ポーランド、ロシア、ハンガリーは30歳まで)。研修やインターンシップは教育・研修を受けた専門分野で行われなければならない、18か月を超えて従事することはできません。カナダの場合、就学の一環として就労滞在を許可されますが、日本の場合は大卒者のみが対象となります。特別な受け入れ上限が存在し、スイス国内の人材を優先的に扱う国内法上の決定がある場合、研修生は除外されます。家族の呼び寄せは想定されていません。

スイス-EU間の移動の自由に関する協定に基づき、EU27か国とEFTA加盟国の国民は、現在では、オペアとしての短期滞在許可以外は不要です。オペアとしての滞在許可は最長18か月まで延長可能です。

www.swissemigration.chでは、外国人インターンおよび採用企業のためのガイドをご用意しています。ここでは問い合わせ先、標準雇用契約、申請用紙などの情報を得ることができます。

www.sem.admin.ch > Entry & Residence > Labor/Work Permits > Young Professionals (Trainees)

外国人インターンおよびスイス企業のためのガイド

6.5 帰化

帰化のプロセスは3段階で構成されています。帰化申請は、居住する市町村または州で行うことができます。連邦政府に課される要件に加えて、各自治体独自の要件があります(下記を参照)。

帰化認定を受けるには、次の要件を満たす必要があります。

- スイスに12年間居住していること(10歳から20歳までの間の居住年数は2倍に換算されます)
- スイス生活への適応
- スイスのライフスタイル、文化、伝統への親和性
- スイス法令の遵守
- スイス国内外の安全性に対する脅威がないこと

スイス国民の外国人配偶者(5年間のスイスでの滞在と3年間の婚姻の継続を満たす場合)、両親のいずれかが、スイス人であるスイスの市民権を持たない子どもは、簡略化された手続きが可能です。

www.sem.admin.ch > Entry & Residence
スイス市民権、帰化

www.ch.ch > Foreign nationals in Switzerland
帰化：情報



不動産

7

7.1	条件に合う不動産物件探し	69
7.2	商業用不動産	70
7.3	住宅不動産	72
7.4	建築許可	74
7.5	国外居住者による不動産購入	74

スイスでは様々な商業用不動産が利用可能ですが、特に市街地の居住用不動産が不足しており、その点は他の国際都市と同じ状況です。インターネットや新聞は、目的に合う不動産賃貸・購入物件を探す際にとっても役に立ちます。スイスでは、事前の承認なく国外に居住する個人による商業用不動産の購入が可能です。ただし住宅用不動産では、ある程度の制約が課されます。

7.1 条件に合う不動産物件探し

7.1.1 住宅・商業用不動産

目的にあった不動産物件を探す際、重要な情報源はインターネットや新聞です。現地の知人も居住物件を探すにあたって大きな助けとなるでしょう。不動産物件は多岐にわたり、アパート、単身者向け住宅、家族向け住宅、事務所・商業用不動産のほか、駐車場やガレージも賃貸・購入できます。

不動産仲介業者のウェブサイトも有益な情報源です。例えば、不動産物件検索ポータルやスイス不動産協会(SVIT)のウェブサイト上で、物件を検索することができます。市町村のホームページも役立ちます。多くのサイトに、今後予定されている建設プロジェクトに関する賃貸・販売も含めた情報が掲載されています。

州の経済開発局は、行政事務に関するあらゆる問題で投資家の皆様にサポートし、建設用地や不動産に関して仲介サービスをご紹介します。

www.svit.ch
スイス不動産協会(SVIT)

www.alle-immobilien.ch
www.homegate.ch
www.immoscout24.ch
www.comparis.ch > Property
www.acheter-louer.ch
www.immogalaxy.ch
居住用不動産

www.s-ge.com/realestate
商業用不動産(Swiss Circleと協力)

7.1.2 短期滞在用住宅／家具付きアパート

観光国であるスイスでは、あらゆる価格帯のホテルや貸別荘が豊富に揃っています。希望に合った宿泊・滞在先を探すには、やはりインターネットが便利です。スイス観光局のウェブサイトでは、十分に概要をつかむことができます。

家具付住居やサービスアパートメントの賃貸料は非常に高いといえます。多くの不動産会社や駐在員のサポートをに特化した企業が物件探しを手伝うこともあります。物件に関わる全ての貸主や業者に関して、スイス全体を網羅するデータは、ありません。そのため、「サービス付きアパート」、「家具付き」、「ワンルームマンション」、「短期滞在者用住宅」、「貸別荘」などのキーワードを用いて、インターネットで検索することをお勧めします。

www.myswitzerland.com > Accommodation
ホテル・貸別荘

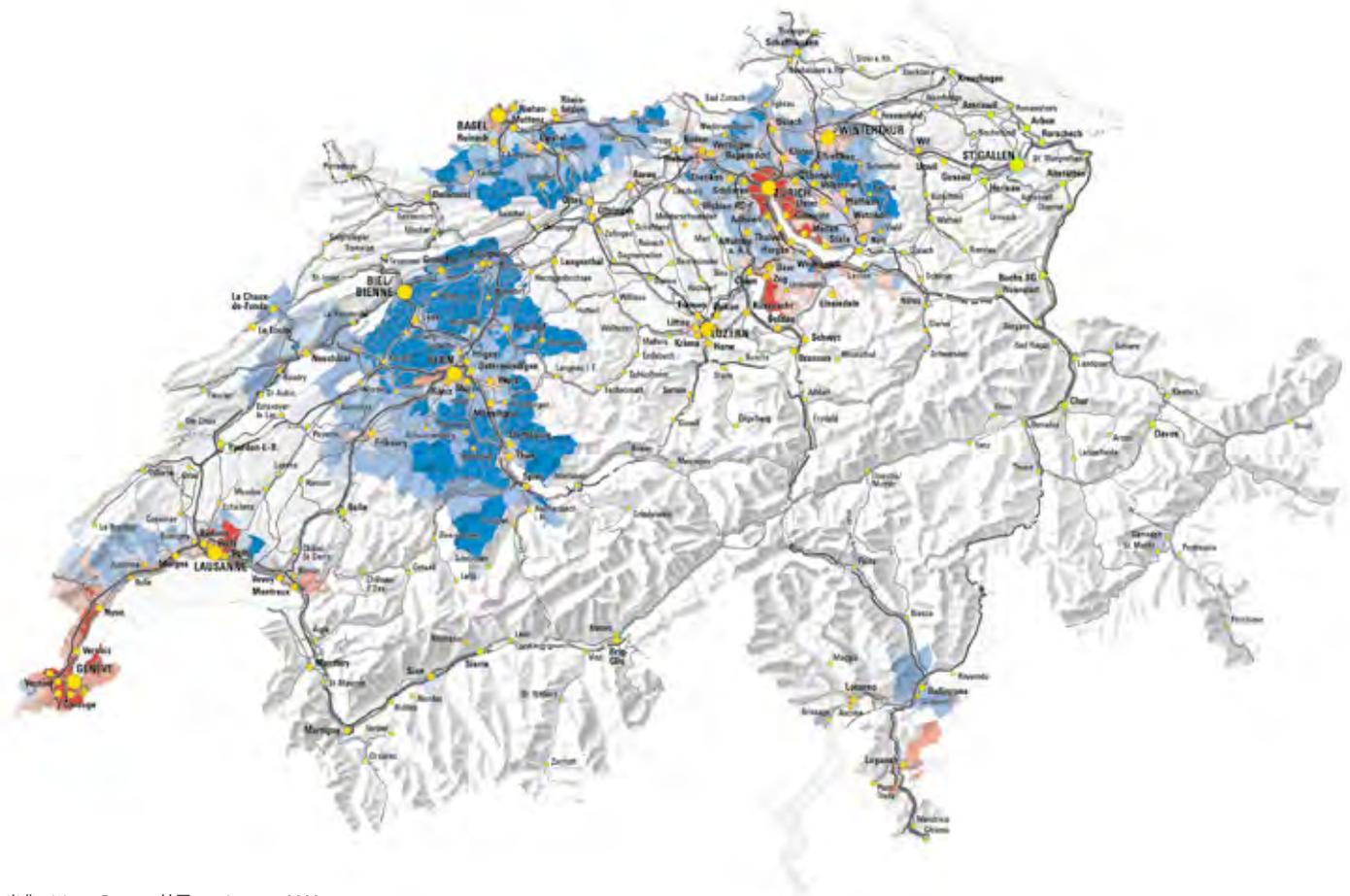
www.xpatxchange.ch > Moving
リロケーション会社、家具付きアパートやサービスアパートメントの仲介業者

7.2 商業用不動産

7.2.1 賃貸

オフィス賃料相場(2019年第4四半期)

(図19)



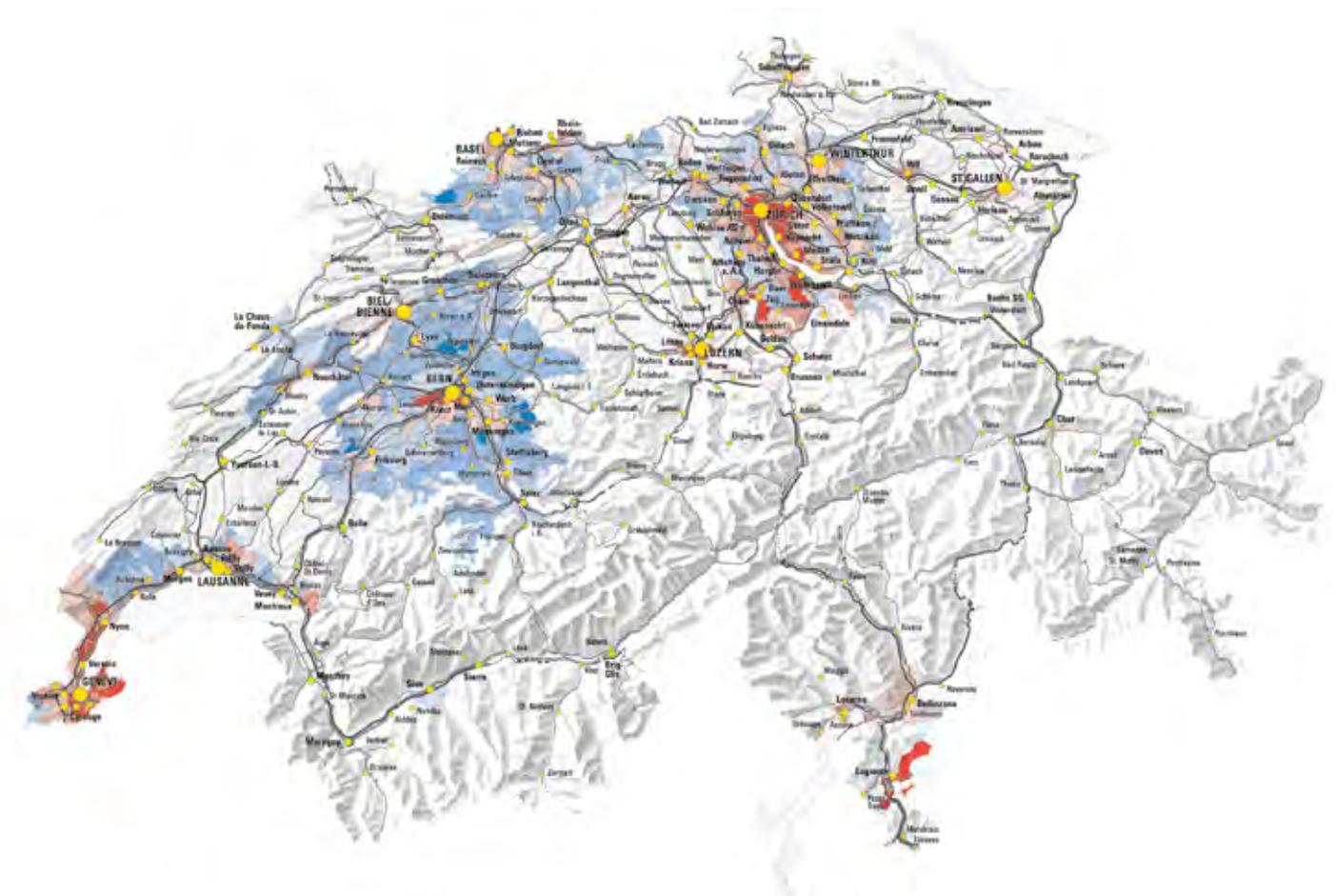
出典：Wüest Partner, 地図：swisstopo, 2020

有効面積1㎡当たりの年間正味賃料(単位：スイスフラン、中央値)
大都市：市全体の価格

- 320 以上
- 280-320
- 250-280
- 200-250
- 150-200
- 150 以下

宅地：店舗賃料相場(2019年第4四半期)

(図20)



出典：Wüest Partner, 地図：swisstopo, 2020

1㎡あたりの価格
(単位：スイスフラン、平均レベルの立地、未造成、整地済み)

- 1,500 以上
- 1,000 - 1,500
- 500 - 1,000
- 250 - 500
- 150 - 250
- 150 以下

7.2.2 購入

スイス国外に居住する個人は、原則として商業用不動産を購入することができます。スイス国内に居住するEU/EFTA市民は、不動産の取得についてスイス人と同等の権利が認められており、許可を得る必要はありません。EU/EFTA加盟国以外の国民やスイス国外に居住する者による不動産購入には、一定の制限が課されます。

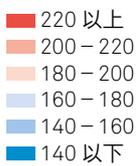
賃貸物件の家賃相場(2019年第4四半期)

(図21)



出典：Wüest Partner, 地図：swisstopo, 2020

1㎡あたりの年間正味家賃(スイスフラン・中央値)



7.3 住宅不動産

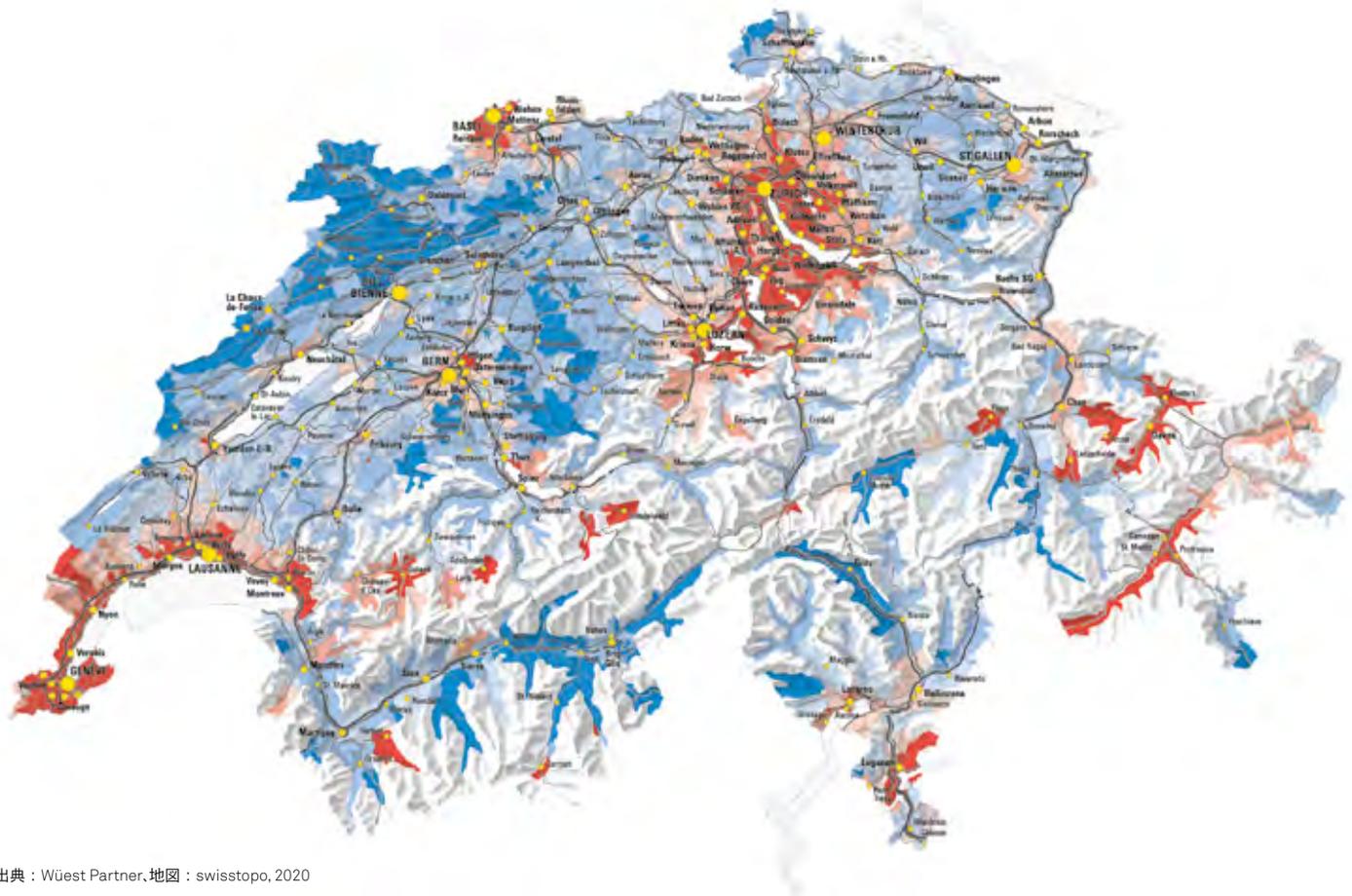
7.3.1 賃貸

スイスでは、3人のうち2人が賃貸物件に居住しています。需要は高く、都市部や人口密度の高い地域では物件が不足しています。2003年以降、空室率は1%程度で推移しています(2019年：1.66%)。したがって、希望の物件を見つけるには、根気と運が必要です。

賃貸料は、様々な要因の影響を受けています。大都市の中心圏に人気の住宅地地区が存在するため、大都市を抱える特定の州の賃貸料が高騰することがあります。その他、税負担の軽い地域の賃貸料が高くなる傾向にあります。

持家住宅の価格相場(2019年第4半期)

(図22)



1㎡あたりの年間正味家賃(スイスフラン・中央値)

- 8,000 以上
- 7,000 - 8,000
- 6,000 - 7,000
- 5,000 - 6,000
- 4,000 - 5,000
- 4,000 以下

7.3.2 購入

国外に居住する個人が居住用不動産を取得する場合、法的規制の対象になります(7.5を参照)。スイスの2017年の持家率は、約38%でした。持家率が特に高いのは、子どものいる家庭、高齢者、高所得者層です。

適切な物件が見つければ、売買契約を結ぶ価値があるといえます。不動産購入の基本となるのは、公証人により作成・公式文書化された契約書です。不動産の所有権移転にあたっては、購入者は合意の上で決定した購入価格を支払います。契約書には、物件に関する情報、所有権移管の期日および算出された土地取得税が明示されます。

契約書に署名する前に、建物が建っている、または建設を予定している土地に付帯する権利や債務の存在を土地登記簿で確認することをお勧めします。所有権証明書を提示することにより、当局において土地登記の詳細情報を抄本形式で取得することができます(有料)。土地登記簿の記載内容は複雑なこともあります。道路法は一般の人々でも理解しやすいものの、複数階層の不動産に関するもろもろの建築法や規制が関わってくると、格段に複雑になります。このような場合は、専門家に相談するのが望ましいでしょう。不動産売買に携わる公証人も、詳しい情報を提供してくれます。公証人による認証が常に必要とされる購入契約では、事実に基づいた取引が行われ、それに続く土地登記の条件をなしています。土地登記が成立して初めて、不動産が買い手に引き渡されることとなります。スイス全土を統括する土地登記簿は存在せず、連邦法務局の統括の下、各州が土地登記簿を管理しています。

www.ch.ch > Homeownership > Finding out about building ground or plots of ground
土地登記の概要

www.grundbuchverwalter.ch
スイス土地登記簿管理者連盟

www.hausinfo.ch > Finance and Taxes > Buying and Selling
複数階層不動産の付帯費用

7.4 建築許可

建物および施設の建築や改築には、管轄当局による許可が必要です。建設プロジェクトは、まず自治体の土地計画に準拠し、計画法や環境規制(水質、大気、汚染物質、騒音)に基づく要件、公衆衛生や安全性を確保するための条件も満たしていなければなりません。

建築許可が下りるまで、平均で3か月かかります。標準的な手続として、計画届出書(建築許可申請書)を提出します。プロジェクトによっては、計画書のほかに、一連の関連書類や証明書の提出を求められる場合があります。設計・建設確認申請中に発生する費用は、所有者が負担します。そのため、所有者はできるだけ早く有効な建築許可の取得を希望しています。建築許可の取得手続きは、通常、以下の4段階から構成されています：

- a) 関係当局への通知、コンサルテーション
- b) 土地計画申請書、事前審査、追加調査の提出(環境影響評価、歴史的建造物保全など)
- c) 申請書の検討、公示(建設の通知、建造物の建設範囲確保)、建築許可の交付(条件、建築期日を含む)
- d) 建設プロジェクトへの異議申し立て期限、建設承認

居住用建築物向け用地の購入については、7.5を参照ください。

www.ch.ch > Homeownership > Planning application and building permit
計画届出書と建設許可

7.5 国外居住者による不動産購入

国外居住者によるスイスの不動産取得には法的制限があり、許可が必要になることがあります。ただし、許可が必要な事例は通常、別荘や購入者が直接使用しない居住用不動産物件に限られます。したがって実際には、スイスに居住する外国人は、居住用・商業用不動産を自由に取得できます。

7.5.1 許可が不要な場合

専門的な活動、商業活動、工業活動などの遂行を目的とした不動産の取得には、許可は必要ありません(建設、取引、物件の賃貸・分譲目的で土地を使用する場合を除く)。事業活動の概念は、広範にわたります。そのため、貿易、工業、商業という従来の事業形態にとどまらず、金融やサービス業も許可対象に含まれます。ITの専門家、ホテルのオーナー、貿易センターやサービスセンターの運営、工業分野での製造に携わる事業運営者など、自営業者も許可の対象となります。そのような土地売買を行う不動産業者に参画することも可能です。また、事業上必要である場合(スイスに居住する管理者や技術者向け宿泊施設など)、事業用不動産との区別が実用的ではない場合や、事業に必要な場合は、居住用不動産を事業用として申請し、許可を取得することができます。

スイス在住の外国人は、居住用および商業用不動産を自由に購入できます。

7.5.2 許可が必要な場合

以下に該当する者が非商業用不動産を購入する際には許可が必要です。

- 外国に居住する外国人。
- スイスに居住するEU/EFTA加盟国以外の国民で、永住許可を取得していない者。
- スイス国外に本社を構える企業(所有者がスイス国籍であっても、本社がスイス国外である場合には該当)。
- スイスで登記済みで、スイスに本社を構えているが、国外在住の外国人が経営している企業。これには、外国人が株式の3分の1以上または議決権の3分の1以上を所有している企業の場合、あるいは多額の資金を貸し付けている場合が該当します。
- 外国に居住する人物の名義で不動産物件を購入する買い手(信託取引)。

この許可制度は、土地登記が必要な不動産の権利の移動に適用されるのはもちろん、許可の対象となる不動産を実際に管理する外国に居住する者の法的取引にも適用されます。したがって、これに該当する人に対しては、住居市場への直接投資および住居用不動産売買も禁止されています。

7.5.3 許可申請の理由

許可が義務付けられた不動産の取得に関しては、法律で定められた枠組みで認可される場合があります。

- 不動産を抵当に入れ、競売および清算手続きで不動産取得するライセンスを有する銀行や保険会社。

- 国内事業向け責任準備金として不動産取得する保険会社。
- スイス企業がスイス国内に勤務する社員の退職後の生活手段として、不動産を取得する場合。
- 慈善を目的として不動産を使用する場合。
- 相続人、受遺者が2年以内に不動産を売却しなければならない場合(例外：保護が必要な資産と密接な関係がある場合)。
- 生活困難者：売り手が財政的に困難な状況にあり、かつ認可を得る必要のない人物への売却に成功していない場合、別荘やホテル形式のコンドミニアムの取引が認可される。
- 一部の州のみ：外国在住の個人が、旅行者リゾート地に休暇用住居を取得する場合。
- 一部の州のみ：外国在住の外国人が、経済的、学術的、文化的に縁の深い町にセカンドハウスを購入する場合。
- 一部の州のみ：公共住宅を建設するための土地取得。

7.5.4 法の執行

法の執行は、その土地を管轄する州の役割です。不動産取引に対する許可の必要性や、認可の是非は管轄する州が決定します。一定の条件を満たせば、外国に居住する人にも別荘の購入が許可される場合があります。ただし、スイスでの不動産の所有権の取得によって、所有者である外国人に滞在許可が与えられることはありません。

カテゴリ別許可要件

(図23)

カテゴリ	許可が不要な場合
すべてのカテゴリ	商業用不動産
主たる居住地がスイスであるEU/EFTA加盟国の国民(通常はEU/EFTA-B許可証取得者またはEU/EFTA-C永住許可証取得者)	あらゆる種類の土地・不動産
スイスの永住権を取得したEU/EFTA加盟国以外の国民(C許可証取得者)	あらゆる種類の土地・不動産
主たる居住地がスイスであり、永住権が与えられていないEU/EFTA加盟国以外の国民(通常はB許可証取得者)	主たる居住地
スイスに拠点を持ち、許可を必要としない個人が経営する企業	あらゆる種類の土地・不動産
EU/EFTA越境通勤者(EU/EFTA-G許可証取得者)	勤務先所在地近郊の別宅

出典:連邦司法局(BJ)



労働市場と労働法

8.1	雇用と失業.....	77
8.2	人件費.....	78
8.3	雇用契約と従業員代表制.....	79
8.4	労働時間と休暇.....	81
8.5	解雇と操業短縮.....	82
8.6	社会保険.....	83
8.7	採用.....	87

8

スイスは、世界でもトップレベルの労働生産性を誇る人材の宝庫です。スイスの労働市場の特徴として、自由な労働法体系、緩やかな規制、社会の安定性の圧倒的な高さが挙げられます。労使関係の争いは労使組合間で解決されます。ストライキはほとんど起こりません。就労者の社会保障は、連帯精神と自己責任の原則に基づいていません。高い給与水準は優れた労働力を惹きつけます。少ない社会保障費負担のおかげで、雇用主である企業は十分に競争力のある単位労働コストの恩恵を受けることができます。

8.1 雇用と失業

スイスの就業人口はおよそ470万人(2019年第4四半期)で、そのうち約220万人は女性です。国際労働機関(ILO)の基準に従って測定された国内失業率は3.9%で、これは欧州圏内で最も低い失業率に数えられます。就業人口のほぼ26%を外国人が占めています。就業人口のうち37%がパートタイムで働いています。女性の就業者220万人の内、約60%がパートタイムで働いているのに対し、男性の就業者250万人の内、パートタイムで働いているのはわずか約18%です。伝統的に、スイス国内の失業率は低く抑えられています。

スイスの労働者は高い水準で職業教育を受けており、全体の40%以上が高等教育を受けています。スイスの労働者が多言語を話すことは世界的に知られており、スイスの管理職は国際経験が非常に豊富です。

管理職の国際経験、2019年

1 = 低い、10 = 高い

(図24)

1	アラブ首長国連邦	7.91
2	スイス	7.73
3	オランダ	7.55
4	カタール	7.53
5	スウェーデン	7.47
6	アイルランド	7.47
7	香港	7.45
8	ルクセンブルク	7.32
9	シンガポール	7.29
10	ベルギー	6.75
13	オーストリア	6.40
21	ドイツ	6.03
28	英国	5.61
29	米国	5.57
34	インド	5.29
40	カナダ	5.13
43	イタリア	5.12
45	中国	5.07
48	フランス	4.94
52	韓国	4.76

出典：IMD世界競争力センター、2019年

スイスは高い労働意欲を持つ国として知られており、デンマーク、オーストリア、アイルランドに次いで世界第4位です。スイス企業の大半を中小企業が占めていることもあり、スイスの人々は会社に対して非常に強い帰属意識を持っています。

労働意欲の国際比較、2019年

1 = 低い、10 = 高い

(図25)

1	デンマーク	7.86
2	オーストリア	7.82
3	アイルランド	7.55
4	スイス	7.47
5	オランダ	7.44
8	スウェーデン	7.30
10	ドイツ	7.07
14	香港	6.97
16	中国	6.88
18	米国	6.67
20	シンガポール	6.49
21	カナダ	6.39
22	ルクセンブルク	6.36
27	日本	6.03
34	イタリア	5.67
35	インド	5.57
38	英国	5.46
41	韓国	5.32
46	フランス	5.08

出典：IMD世界競争力センター、2019年

8.2 人件費

8.2.1 賃金

スイス国内の給与は比較的高額です。これは、労働時間数の長さや、国の豊かさ、生産性の高さを反映しています。高額な給与は成功の象徴であり、優秀な労働力をスイスへと惹きつけます。スイスは、他国に比べ控除額(税金、社会保険料等)が低いため、手取り収入額でも1位の座を確保しています。

賃金水準と賃金構造に関する定期的な調査では、異業種間、同一業種内のどちらでも、都市部と郊外の間で給与に大きな差があることが示されています。

www.lohnrechner.bfs.admin.ch

個別の給与計算

www.bfs.admin.ch > Look for statistics > 03 Work and income

給与、勤労所得および人件費

8.2.2 賃金以外の人件費

事業主が重視するのは、支給する給与額ではなく、単位労働コストです。スイス国内で計上される給与は高額です。しかし、給与総額のうちに含まれる労働賃金以外の人件費(雇用主が負担する社会保険料)は、わずか約15%に過ぎません。高い生産性、低く抑えられた税率、そして低い資本コストのおかげで、スイス国内の事業主の負担額は最終的に欧州諸国を下回っています。

8.2.3 生産性

生産性は、労働における重要な観点のひとつです。通常、生産性は、国際比較における労働時間当たりGDPで算出されます。ここでは、スイスは世界で最も生産性の高い国の1つとなっています。

生産性、2018年

就労者1人当たりのGDP、単位：米ドル

(図26)

1	アイルランド	343'380
2	サウジアラビア	304'536
3	ノルウェー	227'516
4	カタール	187'469
5	スウェーデン	185'030
8	スイス	146'508
10	カナダ	139'156
12	米国	137'893
14	オランダ	133'687
16	韓国	122'433
17	オーストリア	120'085
18	ドイツ	118'230
24	フランス	102'305
25	日本	99'966
29	英国	96'047
30	イタリア	96'042
32	ルクセンブルク	94'155
37	香港	76'530

出典：IMD世界競争力センター、2019年

8.3 雇用契約と従業員代表制

スイスの労働市場は、一般的に世界で最も規制の少ない市場のひとつであると見なされています(図27)。スイスの労働法は、雇用主と被雇用者(従業員)の権利と義務を定めています。EU諸国に比べて規定は非常に少なく、スイス債務法(個別の雇用契約、団体労働協約、標準的な雇用契約など)、労働法(一般的な健康保護、労働時間と休憩時間、若年労働者、妊婦、乳児の母親)、労働災害防止法(職業上の安全)をはじめとする各種法律に分割され、規定されています。

連邦と州の強行法規は労働協約の規定に優先しますが、強行法規に別段の定めがない場合には、従業員に有利な規定を定めることができます。一方、法規が強制力を持たない場合には、当事者間の取り決めが優先されます。労働法の強行法規の中には労働協約により変更可能なものもありますが、これらは個人の契約によって変更することはできません。

給与は、労使間での直接交渉、または労働協約(GAV)に基づいて決定されます。この点でも立法機関は、リベラルな(規制の少ない)経済秩序に基づいて、強い介入を回避することができます。スイスの立法機関は意図的に法的な余白を残し、労使それぞれの組合間で直接話し合えるようにしています。

8.3.1 個別雇用契約

事業主は、雇用関係の開始から1か月以内に、従業員向けに雇用契約の要点を文書にすることが義務付けられています。

大企業の場合、雇用規定の最重要項目をまとめた就業規則を作成することをお勧めします。雇用契約そのものは、賃金や解雇の事前通知期間、そして特別な規定(競業禁止条項や残業、職務発明の特許など)のみを定めます。雇用契約および就業規則は、スイス債務法の義務規定に加え、労働協約の該当規定にも従う必要があります。EU諸国では、事業主と労使協議会が協定を結ぶことが慣行となっていますが、スイスには存在しないこうした協定を、就業規則と混同しないように注意する必要があります。一方、スイスの事業所は、社則を設定する必要があります。これらの社則には、保険衛生規定および事労災防止規定が含まれます。社則の導入にあたって、まず従業員側に意見を求める必要があります。

企業は、雇用契約の中に、雇用期間中やそれ以後の競業禁止条項を、盛り込むことができます。競業禁止義務により、雇用主は、退職する従業員が雇用契約期間中に習得した特殊知識を利用し、以前の雇用主の競業となることを防止します。このような競業禁止義務の合意内容とその実施には、実際に厳しい要件が課せられています。このような競業禁止義務への合意に対して、

労働市場の規制撤廃、2019年
企業活動が、1=強く阻害される、
10=まったく阻害されていない
(図27)

1	シンガポール	8.27
2	香港	7.90
3	アラブ首長国連邦	7.83
4	オランダ	7.39
5	スイス	
6	デンマーク	7.16
7	ルクセンブルク	7.15
9	アイルランド	7.02
11	英国	6.90
13	カタール	6.79
15	オーストラリア	6.60
16	米国	6.58
17	カナダ	6.55
22		6.00
24	中国	5.71
30	ドイツ	5.29
31	インド	5.26
36	オーストリア	4.84
48	フランス	4.10
49	日本	4.02

出典：IMD世界競争力センター、2019年

**スイスの労働市場は、世界で最も
規制の少ない市場のひとつです。**

従業員に補償金を支払う義務はありません。競業禁止義務には、例として以下の要件があります。

- 書面によること
- 定義(所在地、地域、顧客の範囲)を明確にすること(包括的な禁止では不十分)
- 期間を定めること(基本的に3年を超えないものとする)
- 債務名義、懲罰的損害賠償およびその効果

8.3.2 団体労働協約

団体労働協約(GAV)は、労使双方の組合の間で締結されます。これにより、個別雇用契約が守らなくてはならない最低条件(最低賃金、休暇日数、労働時間、事前通知を要する場合の事前日数、退職年齢等)を、当事者間で取り決めることが可能になります。団体労働協約には、ほとんどの場合、期限が設けられます。その間、両当事者ともに争議行為は禁じられています。

労働協約の一般的適用宣言(AVE)によって労働協約の適用範囲は、該当するセクターの事業主と従業員全員に及びます。この種の協約に基づいて決められた最低賃金は、全雇用者が守らなければなりません。拘束力を持たないおよそ600の協約(2018年)は、契約当事者が組合会員である場合にのみ順守する義務が生じます。スイス国内の一般的に拘束力を持つ団体労働協約(GAV)には、スイス国内の連邦参事会による団体協約が46、そして国内の各州全体によるものが28あります(2019年)。

労使間で異なる見解がある場合、多くは企業内で合意への解決策が模索されます。この原則は、1937年にスイスの事業主団体と労働者団体の間で結ばれた「平和協定」に端を発しています。穏便な関係を維持することを目的としたこの「平和協定」に基づき、労使は話し合いを通じて争議を解決しようと努めます。スイスでは、労使が連携して問題の解決を図ろうという姿勢が主流です(図28参照)。

www.seco.admin.ch > Arbeit > Personenfreizügigkeit und Arbeitsbeziehungen
団体労働協約

8.3.3 共同決定と従業員代表制

共同決定法は、企業での従業員の参加に関する規則を定めています。この法律は、規模にかかわらず、スイスにある民間企業全社に適用されます。共同決定の柱は、主に情報共有と従業員の意見聴取から成り立っています。下に記載した分野に関し、雇用主は従業員に対して主要な出来事、更新事項、変更点について情報を共有する必要があります。従業員側は、質問や提言を雇用主に対して行い、また提案を提出する権利を有します。さらに、共同決定法では、従業員代表の選抜についても法律で規定しています。50名以上の従業員がいる場合、従業員代表を立てる権利があります。次の分野において、従業員代表または該当する従業員に対する情報の共有および相談が必要になります。

- 業務上の安全と労働者保護に関する一切の事項
- 事業の移転について
- 大量解雇を行う場合
- 専門職退職金に関連する事項の場合

上記に加え、事業主は、事業経過が雇用と従業員に与える影響について、少なくとも年1回、全従業員に報告しなければなりません。

労使間の相互理解、2017年

1=完全に対立、7=全面的に協力

(図28)

1	スイス	6.2
2	シンガポール	6.2
3	ノルウェー	6.1
4	デンマーク	6.0
5	オランダ	5.9
6	ニュージーランド	5.8
7	日本	5.7
10	香港	5.6
11	ルクセンブルク	5.6
14	米国	5.4
15	カナダ	5.4
19	英国	5.3
21	ドイツ	5.3
27	アイルランド	5.1
50	中国	4.6
56	インド	4.5
102	イタリア	4.0
109	フランス	3.9
130	韓国	3.5

出典：世界経済フォーラム、国際競争力レポート 2017-2018年

EUの労使協議会は、スイス法に基づく従業員代表よりもはるかに大きな権限を持っています。主な違いは、スイスの従業員代表が労使協議会とは対照的に、自分たちの意見を通すこと、決断を迫ることができない点です。従業員代表の権限は、情報提供を受け、意見を聞いてもらい、意思決定に反映させることに限られています。

8.4 労働時間と休暇

8.4.1 規定労働時間、最長労働時間、労働時間モデル

スイスの雇用契約または団体労働協約は、通常、規定労働時間を週40時間から44時間と定めています。スイスの法定最長労働時間は、過去数十年にわたり改定されていません。工業分野の会社の最長労働時間は、週45時間です（これは事務職員や技術職員、大規模小売業の販売員にも適用されます）。商業分野の業務の最長労働時間は、週50時間です。規定労働時間と最長労働時間の区別は、残業と時間外労働を区別する上で重要です。

実際には、企業のニーズに労働時間を合わせる方法が数多く存在します。例えば、フレックスタイムや変形労働時間制、2交代制や複数シフト制、あるいは連続操業（週7日間×24時間×365日）など特に連続操業の場合には、1日または1週間当たりの最長労働時間を延長し、休暇時間を違った形で分配することができます。

8.4.2 残業と時間外労働

週当たりの最長労働時間を上限として、規定労働時間を超過するのが残業です。従業員に対しては、職務の遂行が合理的に期待できる可能な範囲内で、残業を行うことが義務付けられています。法律上、残業には所定賃金に25%を上乗せした割増賃金が支払われます。しかし、割増を書面により取り消すことが可能です。残業代を支払う代わりに、残業期間と同じ期間の休暇を与えることで相殺することができます。ただし、これには雇用主と従業員の同意が前提条件です。管理職の場合は、一般に正規の給与に残業代が含まれていることとします。

週当たりの最長労働時間を超過すると時間外労働となります。労働法の規定では、従業員1人当たりの時間外労働は1日2時間に制限されています。つまり、年間で170時間（週当たりの労働時間が45時間の従業員の場合）、または140時間（週当たりの労働時間が50時間の従業員の場合）以上の時間外労働は認められていません。合理的な期間内に休暇で相殺されない限り、時間外労働に対しては、所定賃金に25%を上乗せした割増賃金が支払われなければなりません。

他の多くの欧州の国と違い、スイスでは残業と時間外労働に対する従業員代表の同意は必要ありません。また、前述の時間制限内では、当局の許可を受ける必要もありません。

8.4.3 日中勤務と夜間勤務

午前6時から午後8時までの就労時間は昼間労働、午後8時から午後11時までは夜間労働とみなされます。日中勤務と夜間勤務は許可を得る必要はありません。ただし、夜間労働を導入するには、まず従業員代表と相談する必要があります。従業員代表が存在しない場合は、夜間労働の対象となる従業員から意見を聴取します。この規則によって、政府の承認がない場合でも、2交代制を導入することが可能です。従業員の就労時間は、休憩や時間外労働を含めて14時間以内に収めなくてはなりません。

昼間、夜間、深夜の時間帯区分

N=深夜時間帯、B=許可が必要

(図29)



出典：経済管轄庁(SECO)

スイスの労働市場法制は他国と比べ企業に有利になっています。

8.4.4 深夜勤務、日曜・祝日出勤

深夜勤務が必要な場合、原則的に当局の許可を受けなければなりません(特例が認められている企業を除く)。一時的に深夜労働を行う場合、規定賃金に25%を上乗せした割増賃金を支払う必要があります。深夜労働が恒常的または定期的に行われる場合、従業員には深夜労働で働いた時間の10%分の有給休暇が認められます。この有給休暇は、1年以内に与えられなければなりません。休憩を含めた平均シフト時間が7時間以下、または深夜勤務の日数が週4日以下の場合、有給休暇による補償は適用されません。

日曜日は、土曜日の午後11時から日曜日の午後11時までと定義されます。特定の事業所での特殊な規定を除き、日曜日における労働には、当局の許可が必要です。スイス全土で日曜日に相当するとみなされるのは、スイスの建国記念日である8月1日の祝日のみです。各州は、この他に最大で8つの祝日を日曜日に相当すると定めることができます。これと区別して考える必要があるのは法定の祝日です。一般的に、日曜日として扱われる祝日と法定の祝日には、同じ規則が適用されます。しかし、州または市町村がその法的根拠を定めるため、日曜日に関する規定が、地域によって細かい部分で異なる可能性があります。

8.4.5 休暇と祝祭日

スイスで働くすべての労働者には、1年に最低4週間(20歳未満の若年労働者は5週間)の有給休暇が認められていますが、そのうちの2週間は連続した休暇を取る権利があります。パートタイム従業員も、標準的な就労時間に応じて有給休暇を取得することができます。休暇は取得が義務付けられており、金銭で補償することはできません。これ以外の法定休暇はありません。とはいえ、労働協約ではこれより長い休暇を認めることが予め見込まれています。通常、50歳以上の従業員には年間25日が付与されます。休暇期間中、賃金は勤務時と同様に支払われます。EUでは賃金協定に盛り込まれることが多い休暇手当はスイスにはありません。

更に、通常、9日間の法定祝日が労働者に認められています。州も独自の祝祭日を定めることができるので、州によっては、祝日の数が多い場合もあります。スイス全土で祝日となるのは8月1日と元日、昇天日、クリスマスのみです。それ以外の祝日は州によって異なります。また、結婚、葬儀、引越し、歯科検診等のための休暇が従業員には与えられます。その時間数は法律には定められていません。

www.feiertagskalender.ch
祝祭日一覧

8.5 解雇と操業短縮

労使ともに、雇用契約は基本的にいつでも理由を明示することなく解除できます。これは書面でも口頭でも構いません。スイスの法律の下では、雇用契約の解除に対し、従業員代表は発言権を持ちません。大量解雇の場合にのみ、従業員代表者および当該の従業員に協議権が認められています。従業員代表には、解雇を回避する方法や解雇人数の削減、解雇による影響の緩和措置などについて提案する機会が与えられなければなりません。基本的に、解雇通知の受領者は書面での解雇理由の説明を要求できます。解雇が社会的に正当か否か、すなわち解雇理由が当該労働者個人の業績などに理由があるのか、それとも当該企業の業績の悪化により解雇が必要になったかどうかという調査はなされません。雇用契約の終了には次のような種類があります。

- 解雇
- 契約の変更による解雇・退職(変更された条件での新雇用契約の締結)
- 雇用解約について合意(雇用契約の相互撤回)
- (有期限付き契約の場合)指定された日を以って満了
- 定年退職
- 従業員の死去

8.5.1 解雇通告期間および解雇保護

一般的に、解雇通知期間は、個人雇用契約書、各事業所の一般用契約書、または団体労働協約で定義されています。契約または規定が欠如している場合は、債務法の規定が適用されます。

- 試用期間中(最長3か月)：7日
- 就労1年目：1か月
- 就労2年目から9年目：2か月
- 就労10年目以降：3か月

解雇通告期間は書面でも変更できますが、最低1か月以上でなければなりません(就職した年で、団体労働協約に基づく場合を除く)。管理職の場合、入社時から解雇通告期間を最長6か月に設定することができます。試用期間終了後、解雇は月末にのみ行うことができます。解雇通知に法的効力を持たずには、解雇通告期間の前に、解雇対象者の手元に届いておく必要があります。強制的に従業員を退職させることで、作業を止めさせることはできますが(忠実義務やその他の義務を除く)、賃金は解雇通告期間まで支払う義務があります。

即時解雇が可能なのは、不正行為、労働拒否、事業主との競合など、重大な例外的状況の場合に限られています。大抵の場合は、解雇の前に、注意勧告が必要とされます。これらの重大な理由が証明された場合、即効(数日以内)の解雇が通告されなければなりません。そうでなければ、その権利は失効してしまいます。

雇用と解雇の難易度、2017年

1＝規制による制限がある、7＝雇用主が自由に意志決定できる

(図30)

1	香港	5.8
2	スイス	5.6
3	シンガポール	5.6
4	アラブ首長国連邦	5.5
5	米国	5.4
6	アイスランド	5.4
7	デンマーク	5.2
8	英国	5.1
10	カナダ	4.9
15	ニュージーランド	4.6
18	ドイツ	4.6
19	インド	4.6
24	中国	4.5
34	オランダ	4.2
44	アイルランド	4.1
75	ルクセンブルク	3.7
88	韓国	3.5
113	日本	3.2
127	イタリア	2.8
133	フランス	2.4

出典：世界経済フォーラム、国際競争力レポート2017-2018年

例として、従業員の年齢、肌の色、宗教などを理由とした解雇は、不当な解雇と見なされます。さらに、従業員を政党または組合への所属を理由に解雇することはできません。不当な解雇は法的に定義されています。不当な解雇は無効にすることができ、さらに損害賠償請求のきっかけとなる可能性があります(裁判所の判断に則って、最大で6か月分の給与額)。いわゆる解雇制限期間と呼ばれる期間中は、従業員に対して解雇を通告することができません。この期間には、病気、怪我、妊娠、兵役、民間救護活動、非軍事役務、外国での救助活動などの期間が該当します。こうした状況での解雇通告は無効となります(いわゆる不適切な期間内での解雇)。

スイスの労働市場法制は、他国と比べ非常に企業に有利になっています。企業は、景気動向に柔軟に対応し、従業員の雇用および解雇を比較的容易に実施できます。

8.5.2 時短勤務と大量解雇

受注状況の悪化やその他の理由で、企業が人件費を削減するための措置を取らざるを得ない状況に追い込まれることがあります。生産を一時的に縮小、または完全に休止することにより、過剰能力を抑制することができます。雇用を維持するため、操業短縮を申請した事業主は、失業保険の中から一定期間、従業員の減収分の80%の給付を受けます。これにより、短期的で避けられない操業停止においても、解雇を回避することができます。ただし、従業員は時短補償金を拒否し、引き続き正常の賃金を受け取る権利があります。しかし、これにより解雇のリスクは高まります。なぜなら、稼働率が変動した場合に、企業に残された最後の手段が解雇だからです。

大量解雇の場合、スイス債務法の第335d - 335g条の規定により、事業主には以下の要件が義務付けられています。

- 従業員と協議する
- 州の労働局に書面で通知する

www.treffpunkt-arbeit.ch > Employers > Insurance benefits
時短勤務：パンフレット、申請用紙、問い合わせ先

8.6 社会保険

スイスの社会保険制度は、政府拠出、雇用者拠出、個人拠出を組み合わせ、それらを調和させています。そして、個人責任が重要な位置を占めています。これにより、税と社会保険費による総負担は、国際的な比較においても非常に低く抑えられています。

スイスの社会保障の3本柱：

第1柱：まず、政府が負担する老齢遺族年金(AHV)、障害者保険、就労不能手当(IV)を通じて、被保険者の必要最低限の生活が保障されます。年金、障害者保険、就労不能手当は、全て義務付けられており、事業主と従業員からの拠出(給与の一定割合分)する保険料と税金を原資としています。

第2柱：企業年金制度(BVG)は、第1の柱を補うもので、定年退職後もそれまでの生活水準を維持できるようにする制度です。社会保険の対象となるのは、スイスで従事するすべての従業員です。事業主と従業員が拠出する(給与の一定割合分)保険料を原資としています。

第3柱：被雇用者や自営業者の個人貯蓄制度は、銀行預金や保険への加入などの形で、定年後の個人的なニーズをカバーします。個人貯蓄制度の払込保険料には、税法に基づき優遇措置がある程度適用されます。

州の法律に基づき、失業保険(ALV)、兵役や民間防衛(EO)が理由の所得喪失に対する補償制度、出産給付金、家族手当などが、社会保険の基本の3本柱を補充しています。

www.bsv.admin.ch
連邦社会保険局(BSV)

www.bsv.admin.ch > Informationen für > Unternehmen/KMU
中小企業向け社会保険ガイド

www.kmu.admin.ch > Practical knowledge > Personal > Personalmanagement
中小企業向け社会保険

強制加入保険の概要

(図31)

保険	被雇用者	雇用者	自営業者	非就労者
老齢遺族年金保険 (AHV)	給与の4.35%	給与の4.35%	最高8.1%	最低496スイスフラン 最高で24,800スイスフラン
障害者保険 (IV)	給与の0.7%	給与の0.7%	最高1.4%	最低65スイスフラン 最高3,250スイスフラン
所得喪失補償と出産給付金	給与の0.225%	給与の0.225%	最高0.45%	最低21スイスフラン 最高1,050スイスフラン
労働災害	なし	0.74% (保険料率は危険度に応じて異なる)	強制加入の健康保険による補償	-
労災以外の事故	1.35% (1週当たり8時間から)	なし	強制加入の健康保険による補償	-
健康保険	1人当たり	なし(任意拠出は可能)	1人当たり	1人当たり
失業保険	148,200スイスフランまでの対象所得の1.1%、148,200スイスフランを超える所得はその0.5%	148,200スイスフランまでの対象所得の1.1%、148,200スイスフランを超える所得はその0.5%	(保険加入不可)	-
企業年金制度	7.73% (保険対象の給与の比率で算出、最高842,400スイスフラン) 額は各保険の規定による	10.43% (保険対象の給与の比率で算出、最高842,400スイスフラン) 額は各保険の規定による	任意	-
扶養家族手当	ヴァレー州のみ適用 (給与額の0.3%)	総所得の0.3 - 3.63% (家族調整基金によって異なる)	0.3% - 3.4%	-

出典：連邦社会保険局、2020年

8.6.1 老齢遺族年金／保険(OASI)

老齢遺族年金(AHV)は、老齢給付(退職年金)や遺族給付(寡婦年金や孤児年金)を提供しています。給付額は、それまでの収入と納入期間によって異なります。スイスに在住または勤務している人には、AHV保険への加入が義務付けられています。スイスで働く男女は保険料負担が求められ、雇用主と被雇用者が半分ずつ負担します。学生、障害を抱える人、退職者、または主婦などのスイス在住の非就労者も、保険料を支払います。保険は集金と再分配を基盤としています。現在経済的に活動的な世代が、今の年金受給者を支えています。

8.6.2 障害者保険

障害者保険は、出生欠陥、病気または事故により障害を負った人々の社会参加、または社会復帰を目的としたものです。就労が不可能であったり、仕事に復帰できない場合にのみ、年金が支払われます。障害者保険は強制加入で、AHV保険料と共に徴収されます。

8.6.3 労働災害保険

労働災害保険は、スイスで就労する全ての人の職場での事故や仕事の原因の疾病を補償し、さらに非労働災害も補償します。医療やそれに伴うニーズ(治療、必要な医療機器、旅費や交通費など)や給付(日当、障害年金、一括補償、終身手当、遺族手当など)をすべてカバーしています。労働災害や疾病に対する保険料は事業主が負担し、従業員は労災以外の事故の保険料を負担します。それに対して、労災でない場合の保険料は、従業員が負担します。雇用主が保険料の全額を支払いますが、そのうちの一部は、従業員の給与から差し引かれます。その額は、被保険者の収入に依存します。その額は被保険者の給与額に基づいています。被保険給与の上限は年間148,200スイスフランです。

www.bag.admin.ch > Topics > Insurances
連邦公衆衛生局(FOPH)の労働災害保険に関する情報

8.6.4 健康保険と疾病保険

強制加入保険である健康保険は、労働災害保険で対応していない範囲の疾病、妊娠、事故などを補償するものです。保険は、自由に選ぶことができます。健康状態や年齢にかかわらず、基本健康保険に加入する権利が、すべての人に認められています。これに加えて、任意特約保険に加入することもできます(通常、健康診断が必要です)。保険料は所得を基準としておらず、1人当たりで徴収されます。保険料は、要件が様々ある中でも、選択したタイプの費用の分担額(0-2,500スイスフラン)と自治体によって決まります。一般的に、雇用主には、健康保険の保険料負担はありません。

スイスでは、雇用主に対し、従業員を疾病保険に加入させる法的義務はありません。雇用主が、従業員を対象とした団体保険に加入しないと決めた場合、従業員が自己責任によらず労働が提供できなくなった際、雇用主は従業員に一定期間(勤続年数に応じて)賃金の全額を支払い続ける必要があります。これは、妊婦が健康上の理由で就業できない場合にも同様に適用されます。

したがって、通常は雇用主は、従業員に疾病保険を掛けています。保険料は、保険の範囲(疾病、妊娠出産、事故)によって異なります。所得補償法に従い、出産給付金は疾病手当金より優先されます。疾病手当金は、過剰補償とならない限り出産給付金に加えて支給されます。

www.bag.admin.ch > Topics > Insurances
連邦公衆衛生局(FOPH)の健康保険に関する情報
言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

www.priminfo.ch
健康保険料の比較(BAG)
言語：ドイツ語、フランス語、イタリア語

8.6.5 所得喪失補償と出産給付金

所得喪失補償令により、兵役や民間防衛のために所得の一部を失った人に対する補償を提供しています。この政令は、妊娠中の所得の喪失にも適用されます(出産給付金)。この保険は強制加入で、AHV加入者全員の支払いが義務付けられています(事業主と従業員の折半)。

就労している母親は、産前までの給与平均の80%を14週間受け取ることができ、最高で1日あたり196スイスフランまで受け取ることが可能です。受給の条件は、出産から遡って9か月間、強制加入保険であるAHVに加入していたこと、妊娠中少なくとも5か月は働いたこと、出産時期でも従業員として数えられていることです。妊娠中もしくは出産後16週間は、女性従業員の解雇は禁じられています。出産後8週間は、働くことが禁止されています。

www.bsv.admin.ch > Social Insurances > Family Allowances
連邦社会保険局の所得喪失補償に関する情報

8.6.6 失業保険

失業保険(ALV)は、失業後も一定期間、給与の一部が支給され、失業者の労働市場への復帰を促します。従業員には、失業保険への加入が義務付けられています。自営業以外のすべての被雇用者による保険料の拠出が必須です。失業保険は事業主と従業員が同額を負担します(各1.1%)。自営業者は、任意であっても失業保険をかけることはできません。失業保険を受け取るためには、過去2年間のうちの最低12か月分の払込証明を提出し、被雇用者として働いていたことを証明しなければなりません。EU/EFTA加盟国の国民は、スイス入国後に保険料納付を要するスイスでの雇用が開始された場合、自国で納めた保険料も認められます。さらなる条件には、その人が就労できる状態にあること、すなわち、適職に就く意思と能力や資格を持ち、社会復帰措置に参加できる準備ができていたことが挙げられます。定期的な求職活動が、義務付けられています。補償の給付額は、通常AHVの対象となる給与(失業直前の6か月または12か月の平均)の70%です。養育児童がいる、障害を持っている、または収入が3,797スイスフラン以下の場合、80%となっています。保険の対象となる給与限度額は、月額12,350スイスフランです。通例、2年間で520日分を上限に日当が、支給されます。

www.treffpunkt-arbeit.ch > Unemployed – what now?
失業者に関する情報

8.6.7 企業年金制度

企業年金制度は、被雇用者が慣れ親しんだ生活水準の維持を可能にします。連邦企業年金法に基づき、1985年から強制加入保険を、所得喪失補償に関して18才以上の被雇用者全員に、貯蓄制度として25才以上の被雇用者全員に提供してきました。現在の所得が最低21,330スイスフラン以上あることが加入の条件です(2020年)。強制保険の対象となる給与の最高額は、85,320スイスフランに設定されています。雇用主は、最低でも従業員の支払額と同じ額を支払います。雇用主によっては、自発的により高い額を支払う場合もあります。年齢や性別(年齢が高くなるほど、保険料も高くなります)に応じて、収入の7% - 18%の保険料が徴収されます。年金保険料の支払いは、法的に決められた換算率に基づいており、これを下回ってはいけません(6.8%、2014年以降の換算率)。年金基金は、財団法人や共済組合、公的・法定機関などです。これらは、州や連邦の監督当局の監督下にあります。小規模の会社は、多くの場合、団体年金基金や業界の組合に参加します。

www.bsv.admin.ch > Social Insurances > Occupational pension funds
連邦公衆衛生局(FOPH)の企業年金基金に関する情報

8.6.8 扶養家族手当

扶養家族手当は、子供の扶養において発生する費用を、部分的に援助するためのものです。本来被雇用者のみに限られていたこの手当は、2013年1月1日から自営業者にも適用されるよう拡大されました。一部の州では、申請条件が収入によって左右されることもあります。通常、不労所得で生活をしている場合、手当を申請できるのは年収が42,660スイスフラン未満の場合のみです。農業従事者には特別な規定が適用されます。子供1人に対し手当は1件のみ受け取ることができます。

家族手当には、児童手当、教育手当が含まれ、一部の州では、出産手当、養子手当も含まれています。すべての州で、子供1人当たりの手当の月額額は下記の水準以上です。

- 16歳以下の児童に対して、200スイスフランの児童手当
- 16歳から25歳までの子供に対して、250スイスフランの教育手当

家族手当は、ヴァレー州を除いて事業主がほぼ全額を負担しています(ヴァレー州では、被用者が一部負担)。

www.ch.ch > A-Z > Family allowances
各州の家族手当の計算

8.7 採用

外部から人材を募るには、様々な手段があります。

1. 新聞や専門誌に広告を掲載
2. オンライン広告
3. 大学との接触(インターネットプラットフォーム、展示会)
4. 外部コンサルタント
5. ヘッドハンティング
6. 地域雇用センター(RAV)
7. 第三機関

雇用主がどの手段を選択するかは、ニーズおよび予算に依存します。

8.7.1 公共職業安定所

地域雇用センター(RAV)は、求職者へのアドバイスと斡旋を専門に行う公共の職業安定所です。130余りのRAVは、人事コンサルタントを通じて、採用活動を行っている雇用主に直接アドバイスを行います。RAVには、正規雇用や一時雇用の形態ですぐに働くことができる優秀な求職者が多数登録されています。要請があれば、RAVは雇用主の基準にしたがって候補者を絞り、採用プロセスの効率化を図ります。RAVは、ウェブサイトや文字放送を使って、RAV内の求人広告を掲載しています。RAVのウェブサイトはスイス最大の求人市場であり、提供されるサービスはすべて無料という点がメリットです。

www.treffpunkt-arbeit.ch > Employers
地域雇用センター(RAV)

8.7.2 人材紹介会社

高度な資格を持った専門家や管理職候補を探すには、人材紹介会社の利用は効果があるでしょう。人材紹介会社は、人材募集に際して募集広告作成、メディアでの露出のプランニング、応募者の選定などの作業を主に代行します。業務上または会社内部の理由により社名を公表したくない場合にも、人材紹介会社の利用をお勧めできるかもしれません。しかし、この方法では、高いコストがかかります。採用が決まるまでに、このポストの給与の数か月分に相当する金額が必要となる場合もあります。

8.7.3 ヘッドハンター

ヘッドハンターやエグゼクティブ紹介コンサルタントは、優秀な専門家や管理職を求める企業と、やりがいのある魅力的な仕事を望む候補者との橋渡しを行います。彼らは、候補者に直接コンタクトすることに特化しており、企業から委託を受けて採用活動を行います。特定の業種を専門にしている企業から国際的に事業展開する有名大手企業まで幅広く、包括的業務や複雑な事案、斬新な提案を得意とするブティックファームなど、様々な企業がヘッドハンターを利用しています。社内公募、ウェブサイトや新聞広告など一般的な募集で望ましい成果が得られない場合に、ヘッドハンターは役に立ちます。

8.7.4 人材派遣会社

受注が一時的に急増したり、急な人事異動があった場合には、人材派遣会社から一定期間人材を派遣してもらう方法が便利です。時給は人材派遣会社と顧客企業の合意で決まりますが、通常は正規の時給の1.4倍から2倍に設定されます。ただし、給与は実働時間に対してのみ支払いを行うこととなり、付帯費用もすべて含まれています。人材派遣会社は、雇用主として派遣スタッフに賃金を支払い、税金の支払いおよび保険による保護にも責任を持ちます。従来の雇用形態と同様に、派遣スタッフも労働法によって保護されています。

人材派遣会社運営には、州による営業許可が必要です。人材派遣会社は、従業員への支払を十分カバーできるよう多額の保証金を用意しておく必要があります。さらに海外で事業展開する場合は、連邦当局の許可と更に高額な保証金が必要です。国外の人材を派遣するのは禁止されています(非常に厳しい条件をクリアしたコンツェルンを除く)。

www.hrswiss.ch
HRスイス-スイス人材管理協会

www.swissstaffing.ch
人材派遣会社協会



金融センターと資本市場

9

9.1	銀行	89
9.2	スイスの証券取引所：SIXスイス証券取引所	91
9.3	企業向け融資と不動産融資	92
9.4	リスクキャピタル	93
9.5	資本コストと利子	95
9.6	インフレ	95

GDPの9.4%を占め、およそ21万8400人万人(スイスの就業人口の5.3%)の就業者を擁する金融部門は、スイス経済にとって極めて重要な存在です。スイスが主に得意とする金融商品は、プライベートバンキングとアセットマネジメント(資産運用)、そして保険です。スイスは安定した経済・金融状況を長期間維持しており、その安定性はインフレ率や金利の低さに反映されています。特にスイスフランはアセットマネジメントや株式・再建の発行引受の分野で、国際的通貨として多大な役割を果たしています。

9.1 銀行

9.1.1 業界構造と事業環境

スイスにはおよそ250行の銀行のほか、200社の保険会社、1,800の年金基金があります。スイスの2大グローバルバンク、UBSとクレディスイスの2行の資産合計は、金融資産の50%に達します。その一方で、州立銀行、信託銀行、ライフアイゼン銀行や地方銀行も重要な役割を果たしています。他にも、小規模な金融機関やプライベートバンクも多数存在し、中には専門性の高いサービス(例えば、商品取引のための資金提供など)を展開しているものもあります。24の州銀行グループは、一部または全部が国営で、いずれも政府からの保証を受け、国内市場の3分の1のシェアをとっています。2018年、スイスに拠点を置く全銀行の総資産のうち、州銀行のシェアは約18%に達しました。全資産の約9.4%のシェアを保有する外資系銀行97行も、上記の数字に加えて特記すべきことです。スイスは、個人の顧客および機関投資家の専門的資産管理における中心地となっています。27%という2018年の市場のシェアに見られるように、スイスは国を越えた資産運用ビジネスにおいて、世界をリードする存在です。全体として、スイスの銀行が2018年末の時点で運用した資産は、合計6兆9435億スイスフランに達します。

金融センターとしてのスイスの成功は、多くの要因による複合的な効果をもたらしたものです。スイスは、政治的にも、マクロ経済的にも安定しており、こうした点が顧客の信頼を築く基盤となっています。信用は金融ビジネスに欠かせません。

世界の金融センター、2019年

総合評価 1 - 1000

(図32)

1	ニューヨーク	790
2	ロンドン	773
3	香港	771
4	シンガポール	762
5	上海	761
6	東京	757
7	北京	748
10	シドニー	738
11	トロント	737
14	チューリヒ	734
15	フランクフルト	733
17	パリ	728
25	ルクセンブルク	708
26	ジュネーブ	706
36	ソウル	677
37	アムステルダム	675
48	ミラノ	655

出典：世界金融センター指数(GFCI 26)、2019年

重要な国際準備通貨として、そして分散投資の選択通貨としての地位を確立しているスイスフランも、世界的な金融センターとしてのスイスの成功に寄与しています。強力なグローバル・ネットワークと効率的な資金調達により、市場参加者、資産価値、リスクを有利にコントロールし、国際的に展開することが可能になります。スイスは、金融センターとして国際的に高く評価されており、ビジネスの拠点として、また国際的に活躍する顧客にとって魅力的な市場です。

www.swissbanking.org
スイス銀行協会(SBA)

9.1.2 監督

諸外国と比較して、スイスの銀行制度の銀行制度における規制上の障害や負担は、比較的低いと言えます。銀行の開業、有価証券取引、ファンドの運用、(場合によっては)アセットマネジャーとしての業務活動には許可が必要になります。連邦金融市場監督機構(FINMA)は、現在、550を超える金融機関を監督し、特定の要件に関する詳細な情報を提供しています。

独立監督機関である連邦金融市場監督機構(FINMA)は、債権者、投資家、被保険者といった金融市場の顧客を保護します。これが、機能性が高く、信頼でき、競争力のある金融センターとしてのスイスに対して、人々が信頼を寄せる結果となっています。さらに、自己規制が、スイス金融業界における追加的な規制タイプとして評価されています。FINMAは、自己規制を支援し、必要な余地を与えるよう立法府から要請されています。例えば、金融に関するルールはスイス銀行家協会から提案され、FINMAはそれを承認し実施します。

スイスで銀行業を営む場合にはライセンスが必要です。スイスで採用されている金融監督基準には、銀行の適切な自己資本比率のみならず、広範な監督規制や行動規範も含まれます。更にスイスでは、バーゼル合意(バーゼルI-III)よりも厳格な資本基準を法律で定めています。

www.finma.ch
連邦金融市場監督機構(FINMA)

9.1.3 サービス

スイスの銀行は、個人と企業の双方の顧客に対して、幅広い金融商品とサービスを提供しています。スイスの銀行システムは、総合銀行の原理に基づいているため、すべての銀行が以下のサービスを行うことができます。

- 融資業務
- 資産管理と投資コンサルティング
- 機関投資業務
- 支払い業務
- 預金業務(定期預金等)
- 有価証券売買(株式取引)
- 起債業務(債権の発行)
- 財務分析

スイス国内には様々な銀行グループが存在し、各行ともに専門分野を特化し、発展してきました。

基本的に、すべての成人は、スイスで銀行口座を開くことができます。ただし、銀行には、口座の開設を拒否する権利があります。ほとんどのスイスの銀行は、普通・当座口座に対する最小預金額を設定していません。多くの銀行が、スイスフランのほか、ユーロや米ドルをはじめとする外国通貨による預金に対応しています。

顧客にとって、スイスに拠点を置く銀行に対して具体的な苦情がある場合には、スイス銀行オンブズマンに相談することをお勧めします。中立的な情報の無料提供のほか、仲裁も行います。

www.ubs.ch
www.credit-suisse.ch
大手銀行

www.kantonalbank.ch
州立銀行

www.raiffeisen.ch
ライフアイゼン銀行

www.regionalbanken.ch
地方銀行と貯蓄金融機関

www.vav-abg.ch
スイス アセットマネジメント・資産管理銀行協会

www.abps.ch
スイスプライベートバンク協会

www.swissprivatebankers.ch
スイスプライベートバンク協会

www.foreignbanks.ch
スイス外資系銀行協会

www.bankingombudsman.ch
スイス銀行オンブズマン

9.1.4 預金保護

スイスの預金保護機関である預金者保護協会(esisuisse)は、スイス国内の各銀行および証券会社の顧客の預金を保護しています。仮に銀行の破綻によって顧客の預金が消失してしまった場合、預金者には清算人を通じて最高で10万スイスフランまで支払われます。この数字は顧客一人当たり、および1機関当たり該当します。

特典付き預金

仮に銀行の破綻によって顧客が預金が消失してしまった場合、預金者には清算人を通じて最高で10万スイスフランまで特典付きで保護されます(あらゆる通貨に該当)。ここでの特典とは、この預金が破綻申請クラス2として登録され、破綻申請クラス3に登録された預金よりも先に、清算人を通じて支払い処理が行われる優先的な権利を指します。この支払いを確実なものにするために、金融機関はスイス国内に特典付き預金の125%にあたる資産をすぐに現金化が可能なかたちで保有していなければなりません。

保証されている預金

esisuisseは、スイス国内の各銀行の特典付き預金を10万フランまで保護しています。この数字は顧客一人当たり、および1機関当たり該当します。これにより、この預金はesisuisseによる安全性と同時に、優先的な支払い処理を受ける権利を享受します。

預金保護協会(esisuisse)の機能

スイス金融監督当局(FINMA)が金融機関のひとつ(銀行や証券会社)を閉鎖する場合、この金融機関が所有している現金化がすぐに可能な資産を特典付き預金者に支払うように指示されます。この金融機関の資産では保護されている預金の支払いが不可能である場合に、esisuisseが活用されます。esisuisseは、会員(全ての金融機関が強制的にesisuisseの会員)の口座引き落としにより、必要な資金を調達します。そうして20営業日以内に、この調達した資金をFINMAから指名されている清算人を通じて送金します。esisuisseは、最大60億スイスフランまでの資金を用意します。金融機関は、法的に定められている現金化が可能な流動資産の保有に加えて、esisuisseに支払う会費の最高額の半分の現金化が可能な流動資産として常に保有しなければなりません。

www.esisuisse.ch

スイスの銀行および証券会社による預金者保護

スイスの力強い金融市場と
立地としての魅力は、
スイス証券取引所(SIX)に
国内外の企業を引きつけています

9.2 スイスの証券取引所：SIXスイス証券取引所

SIXスイス証券取引所は、欧州で最も重要な証券取引所のひとつです。この取引所は、スイスの有価証券の取引に素晴らしい流動性をもたらし、世界中から集まる企業を国際的に活動する投資家や取引の参加者と結びつけています。

スイスの金融センターは、資金調達を行う国内外の企業にとって、非常に魅力的です。というのも、すぐに全体を把握することができ、密接なネットワークが張り巡らされているうえに、国際的にも開かれているからです。したがって、世界的なコンツェルンや金融サービス業者、そして有力投資家が他に類を見ないほどの密度で集中していることもそれほど驚くことではありません。このことは、当然ながらSIXスイス証券取引所が、他の取引所に比べ、競争力を強化する利点となっています。また、株式上場している企業が、経験豊富で豊富な資金力を持ったスイス国内および国際的な投資家グループへアクセスすることができるように、高い流動性を実現しています。

自動調節機能のおかげで、スイスの株式市場は、上場や国内外の株券、債券、上場投資信託(ETFs)や、上場投資商品市場(ETPs)、投資ファンド、仕組債などの取引にとって優位になるようなフレームワークの提供に成功しています。

SIXスイス証券取引所は、トップクラスのサービスにより、スイス金融センターが備えている立地というメリットをさらに何倍にも増幅させます。これにより、この取引所はあらゆる国籍、規模、そして産業分野に所属する企業にとって、上場するには理想的な場所となっています。SIXは、スイスで最も重要な株価指数を示すSMI®を含む独自のインデックスを揃えています。

世界最高のパフォーマンスを発揮する取引用最先端テクノロジーや、幅広いネットワークへのアクセスを備えたSIXスイス証券取引所は、素晴らしい取引環境を提供しています。また、この取引所は、国内外の顧客と密接にコミュニケーションできるように、サービス、ケアを怠りません。これにより、顧客の成功に繋がる理想的な環境を作り上げます。それに加え、この証券取引所は、強力なグローバルネットワークを顧客に提供します。このネットワークには、市場データを収集および供給するSIX Exfeed AGや投資ファンドのデータバンクであるSwiss Fund Dataが含まれます。

SIXスイス証券取引所は、金融情報や支払取引、証券取引において世界でもトップクラスのサービスを提供するSIXの一部です。

www.six-swiss-exchange.com
スイス証券取引所

9.3 企業向け融資と不動産融資

企業の立ち上げには、多くの場合、中・長期的な目標が存在します。そして一般に、大規模な初期投資とプロジェクトのための資金調達が必要になります。スイスの銀行は、徹底的な市場分析を実施している専門的な経営体制であることを最も重視します。

9.3.1 進行中の事業活動のための資金調達

事業活動資金の調達に対し銀行は様々なタイプの短期融資を提供します。これは、無担保貸付として融資されるか、または担保により保証されます。商業用の資金調達のための融資の基盤は、なによりも市場でのパフォーマンス、収益力、そして企業経営のクオリティと将来性です。銀行が融資先の企業の返済能力を判断する際に、これらの要素は重要な意味を持ちます。その企業が安全性を提供できるかどうか、商業ビジネスの領域では補助的なつながりを持ちます。

デジタル化の流れが進むなか(インダストリー4.0)、多くの企業の資金調達の目的が生産プロセスを根本から刷新することに置かれ、具体的な投資商品の購入を目指すものが少なくなっています。このことから、資金調達の需要の在り方も変化しています。銀行にとっては、デジタル化が進む世界の中でビジネスモデルやその可能性を正しく理解し、評価することが求められます。その一方で、企業は適切な情報を銀行に届けられなければなりません。

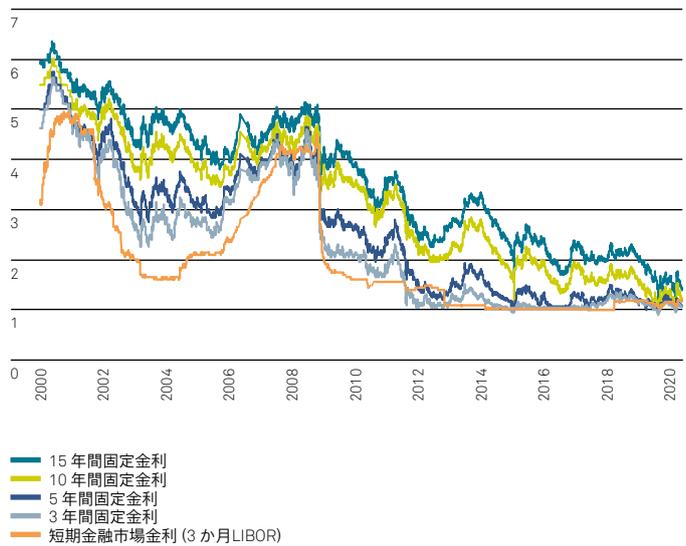
スイスの金融センターでは、多様性に溢れ、高いクオリティを備えたスタッフがサービスを行っています。この際立った環境のおかげで、企業は、顧客として幅広い選択肢の中から、適切な資金調達のソリューションを見つけることができます。事業用貸付や投資用バンクローン、あるいはリースのような一般的な商品の他にも、スタートアップの資金調達や輸出入貿易のための資金調達(貿易金融)、転換社債や補償証券、あるいはエンジェル投資家、ベンチャーキャピタル、未公開株への投資家を通じた持分資金調達など、特殊な商品も提供しています。

それに加えて、銀行は、企業を対象にあらゆる種類のデリバティブ商品(先物取引やオプション)を提供しています。これにより、企業は目的に応じて金融リスク(例えば利子や通貨の値動きなど)をコントロールすることができます。

担保貸付金利の推移、2000 - 2020年

新規契約の金利(%)

(図33)



出典：クレディ・スイス、2020年

2019年、ベンチャーキャピタルが、スイスの若い革新的な企業に投資した額は、23億スイスフランに達しています。

出典：www.startupticker.ch/en/swiss-venture-capital-report
Swiss Venture Capital Report, 2020

9.3.2 抵当貸付

会社設立または事業所開設が不動産の取得または事業所の建設を伴う場合には、担保貸付が信用供与手段となります。スイスの代表的な担保貸付の種類として全期間固定金利型、変動金利型、固定期間選択型(固定金利特約型とも呼ばれます)の3種類が挙げられます。変動金利型の金利は、一般的な資本市場金利に合わせて変動します。それに対して、全期間固定金利型の金利は、決められた期間(1年から15年)、固定されます。固定期間選択型の金利は、ユーロ圏金融市場用のロンドン銀行間取引金利(Libor)を基準に決定されます。貸付業者はこの金利にマージンを加算しますが、マージンの比率は借り手の信用度合いによって変動します。資金は、資産の市場価値の最高80%まで借りることができます。第1回の貸付額は、最高65%までです。他国では一般的な償還もスイスでは必要ありません。その代わりに、2回目の貸付では償還されるべき金額が設定されます。銀行は、独自の規定に基づいて借り手の資産状況を確認し、信用価値を割り出します。一般に、購入者は自身の資産から購入価格の20%以上を提供することが最低条件となります。次に、購入年間経費(金利、返済金、維持費)が、購入者の総所得の3分の1以内であることが求められます。金利の交渉は可能です。したがって、複数の金融機関から話を聞くことをお勧めします。

商業用不動産の場合、担保価値は収益性が重視されることが多くなっています。工業系事業計画では通常、工場の評価額、すなわち機械設備を含めた市場価格や建設費の50%が調達可能であり、不動産を担保にした場合と比較すると、非常に魅力的な条件で資金が調達できます。オフィスやサービス業の建物のローン資産価値比率は通常70%前後ですが、資産特有のリスクに応じて変動します。現在の事業投資に適用されている金利や条件は、企業の信用力、また貸付側の銀行が提示する利率によって変動します。したがって、企業のリスクや今後の見通しを認識することが重要な役割を果たします。

住居資産を保有している場合は、これを架空の収入として税金申告をする必要があります。大体の目安として、連邦税では平均的市場賃賃価格の最低70%にあたる帰属価値が対象となり、州税および市町村税では最低60%の帰属賃賃価格が対象となります。その見返りとして、建物の所有者は、担保貸付利と維持費を控除することができます。第1回貸付で償還がほとんど行われたいのは、このような事情によるためです。

www.hausinfo.ch > Finanzen & Steuern
住居資産の財務的側面

www.hypothekenrechner.ch
資金調達シミュレーション

9.4 リスクキャピタル

2019年にベンチャーキャピタルがスイスの若い革新的な企業に投資した額は、23億スイスフランに達しました。この投資金額は2012年以降、倍増しています。国の助成プログラムや商業銀行からの融資と並び、ベンチャーキャピタル(VC)は年間80-150件の取引があり、スイスのイノベーションの重要な柱となっています。連邦当局も、ベンチャーキャピタルに関する連邦法(RKG)を通して支援しており、以下のような2つの税制優遇措置を提供しています。

- 公認されたベンチャーキャピタル会社は、会社設立時や増資をする場合、印紙税が免除されます。さらに、資本参加の控除により直接連邦税に関しては、低い税率が適用されます。
- ビジネスエンジェル(BA)として新規会社の設立や発展を支援する個人が、新設企業の立ち上げ準備として劣後ローンを受けるため個人資産を担保にした場合は、連邦直接税が軽減されます。

ベンチャーキャピタルやそれに類似した資金提供ファンドの利用可能性は常に変動しますし、透明性に欠けることがあります。そのため、大学やコンサルティング会社、企業グループなどが共同でインターネットを含めた様々な情報のプラットフォームを提供し、企業家と投資家が協力できるよう努めています。

www.startupticker.ch > Assets > Swiss Venture Capital Report
スタートアップのためのオンラインプラットフォーム

www.seca.ch
スイス未公開株式会社金融協会(SECA)

9.4.1 ベンチャーキャピタル

金融機関の中には、リスクマネーの提供を専門に行うものもあります。ベンチャーキャピタル企業は、ある特定の企業が将来的に事業を拡大し、上場した際に莫大な利益を得られるよう、その企業に資本参加します。ベンチャーキャピタルは、従来形式の担保を要求することなく、資金を提供します。基本的に、ベンチャーキャピタル投資の対象として考慮されるのは、短期間で巨額の利益を創出が見込まれる成長著しい新興企業です。さらに、その中でも数百万スイスフラン単位の資金が必要な企業に限られています。ベンチャーキャピタリストは、金融プロジェクトの発展段階のガイド役を自認しています。プロジェクトが完了すると、ベンチャーキャピタリストは投資先の企業から撤退し、創業者や他の投資家に売り渡します。

www.kmu.admin.ch > Practical knowledge > Finanzielles > Finanzierung
資金調達元の一覧

www.swiss-venture-club.ch
起業家のための情報プラットフォーム、ネットワーク

政府支援

(図34)

手段	優遇対象	地域	措置
新地域政策(NRP)	工業、製造関連企業	経済再生地域	連邦直接税の軽減
営業上の保証	中小企業、一般営利事業	スイス全土	銀行貸付に対する保証(最大で500,000スイスフラン)
山岳地域への保証	中小企業、一般営利事業	山岳地域	銀行貸付に対する保証(最大で500,000スイスフラン) 利子補給
ホテルへの貸付	ホテル業界	観光地および山岳地域	直接ローン 保証 支払利息助成金(一部)
独立した専門的活動の支援策	失業者	スイス全土	日当(計画段階では最大90日) 銀行貸付に対する保証 (最大で500,000スイスフラン)
技術革新委員会(CTI)	産学共同研究開発プロジェクト	スイス全土	研究者への給与支払い

出典：各種連邦政府機関、Generisによる独自編集

9.4.2 ビジネスエンジェル(エンジェル投資家)

将来有望な新興企業が立ち上げ段階で必要とする資金は、多くの場合、200万スイスフラン未満です。近年ではリスクキャピタルが利用しやすくなっていますが、需要の増加に伴い、リスクキャピタルの提供者や投資会社の投資最低額は上昇しています。200万スイスフラン未満の取引を扱うリスクキャピタル業者はごく少数です。そのため、エンジェル投資家と呼ばれる個人投資家がスタートアップを支援することが多くなっています。典型的なエンジェル投資家は、資本に加えて企業家として培った経験と人脈を持っており、若い起業家にとって頼れるコンサルタントであり、指導者でもあります。エンジェル投資家は、企業に2倍、3倍の価値となる投資をもたらします。すなわち、彼らの資本、経験、時間が投資されるのです。これが、若い起業家が「スマート・マネー」を得ると言われる所以です。しかし、基本的には、エンジェル投資家も、ベンチャーキャピタル投資家と同様に、明確な見返りを求めます。目的は、新しい会社を始め、展開し、そして確立すること、そして後の投資家にとって魅力的な会社に育てることです。そのため、若い起業家は、エンジェル投資家に密接なサポートを受けると同時に、事業計画の開示も要求されるのが通例です。

www.businessangels.ch
ビジネス・エンジェルズ・スイス(BAS)

9.4.3 政府支援

スイスでは、直接的な財政支援は比較的行われず、主に有利な環境整備に注力しています。しかし、国は様々な形で企業を支援する手段を持っており、それは行政面からの支援や税制優遇措置、さらに資金調達の際の保証など多岐にわたります。

州の経済開発局(144ページ以降の関連資料参照)も、企業に対して直接的な支援を行えないのが実情です。しかし、手頃な価格の建設用地探しを支援したり、起業段階や事業拡大中の企業に対して税負担を軽減する措置を講じたりしています。

唯一の例外は、スイス経済の振興を目指すスイス連邦財団です。この財団は無利息ローンを提供します。しかし、例外的にリスクキャピタルに参画する場合は、創業者自らが個人的に資金調達に関与することを求める場合があります。

www.kmu.admin.ch > Practical knowledge > Finanzielles > Finanzierung
資金調達における政府支援

9.5 資本コストと利子

スイスは、世界で最も経済的・政治的に安定した国家のひとつに数えられ、「安全な避難場所」とみなされています。スイスの財政状況は健全です。このことは中央政府である連邦政府だけでなく、州と市町村にも当てはまります。2019年のスイスの財政収支は、310億スイスフランの黒字(GDPの0.4%)でした。それに対し、EUとOECD加盟国は、比較基準値を下回りました(それぞれ-0.8%、-3.2%)。マーストリヒト条約で定められた公債の比率は、2006年、GDPの40%未満にまで下げられました。これにより、公債の増加にブレーキがかけられ、その後も下がり続けています。2019年の公債は、26.9%まで減少しています。

信用格付け：最も安全な10か国、2019年

最高=100ポイント

(図35)

1	スイス	88.16
2	シンガポール	87.86
3	ノルウェー	87.80
4	デンマーク	86.90
5	スウェーデン	84.72
6	ルクセンブルク	84.52
7	フィンランド	84.08
8	オランダ	83.85
9	オーストラリア	81.21
10	ニュージーランド	80.32

出典：ユーロマネー誌、2019年12月

スイスは、国家としての信用度が高く、貯蓄率や外貨流入量も高いため、国際的に比べても金利がだいぶ低くなります。このため、事業や投資のための資金調達が比較的容易に進められます。近年では、金融市場や資本市場におけるスイスフランとユーロの平均金利差は、1.5%から2%の間にとどまっています。ローザンヌにある国際経営開発研究所(IMD)も、資本コストが経済発展に与えるプラス効果について指摘しており、スイスは資本コストに関する国際ランキングで1位となっています(図36)。

www.lik.bfs.admin.ch

消費者物価指数(CPI)

www.efv.admin.ch

連邦財務局(EFV)

9.6 インフレ

スイスは、安定を目指した国として有名で、実際にその評価に相応しい国です。スイスの消費者物価指数を基に割り出した近年のインフレ率は、常にEU諸国やその他先進国を大きく下回っています。この数値は長期に渡ってマイナスの値を出していましたが、2017年初頭以降は0.5%を推移しています。

資本コスト、2019年

1=経済成長を妨げる

10=経済成長を促す

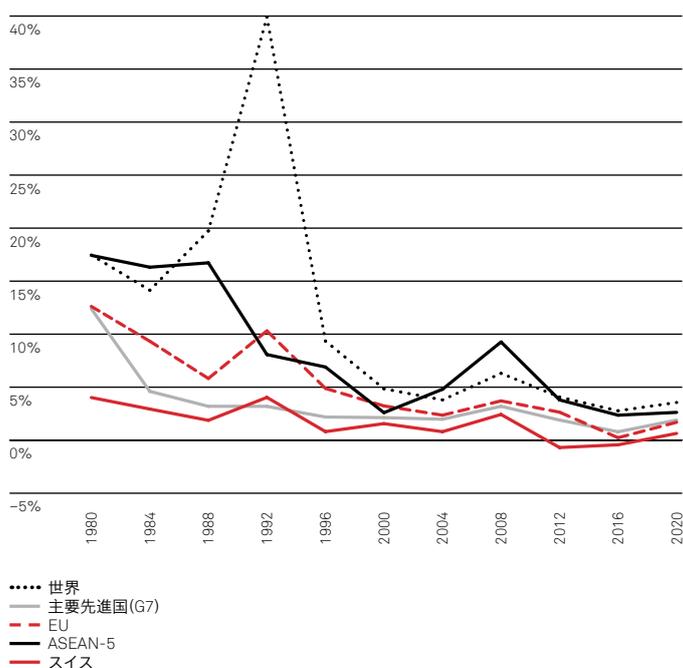
(図36)

1	スイス	7.84
2	アラブ首長国連邦	7.83
3	米国	7.74
4	オランダ	7.66
5	スウェーデン	7.57
10	シンガポール	7.01
11	ドイツ	6.99
12	香港	6.88
13	英国	6.87
14	ルクセンブルク	6.85
15	アイルランド	6.73
23	フランス	6.40
25	日本	6.39
27	カナダ	6.29
41	インド	5.23
43	イタリア	5.19
45	韓国	4.99
51	中国	3.98

出典：IMD世界競争力センター、2019年

インフレ率、2020年

(図37)



出典：国際通貨基金(IMF)「世界経済見通し」2020年



スイス税制の概要

10

10.1	法人課税.....	97
10.2	税率の国際比較.....	100
10.3	個人課税.....	101
10.4	源泉税(WHT).....	104
10.5	付加価値税.....	105
10.6	その他の税目.....	108
10.7	租税条約.....	109
10.8	移転価格税制.....	109

スイスの税制は国の連邦構造を反映しています。スイス連邦は、主権を有する26の州から構成され、2,202の市町村があります。連邦憲法は、連邦政府によって独占的に留保されている税目を除き、全州が課税権を持つと定めています。そのため、スイスの税制は連邦レベルと州／市町村レベルの2段階になっています。ここ数年で実施された所得税改革により、課税所得の決定、控除項目、課税期間、課税方法など、州の税法の形式面での調和が図られました。しかしながら、州と市町村は、特に適用税率の決定において自由裁量権を持ちます。そのため、州／市町村によって税負担に大きな違いが見られます。

10.1 法人課税

10.1.1 法人税：連邦レベル

連邦レベルでは、法人(資本金会社)および協同組合の税引後利益に対して一律8.5%の法人税が課されます。協会、財団など他の法人、投資信託に対する税率は、一律4.25%です。連邦レベルでは、資本税はかかりません。

納税義務者

課税対象者には、スイス国内に所在する法人(内国法人、スイス法人)、有限責任会社、合名会社／合資会社、協同組合、協会、財団、不動産を直接保有する集団投資信託が含まれます。人的会社(パートナーシップ)は、課税上透明な事業体として扱われるため、社員個人が課税されます。登記上の本社や実際の経営がスイス国内で行われている企業は、税制上原則、スイスに拠点を置いていると見なされます。

課税所得

内国法人については、法人の全世界所得がスイス法人税の課税対象となります。ただし、スイス国外の恒久的施設、または不動産(移動できない資産)に帰属する所得は除外されます。これらの所得は、スイスでは課税の対象に含まれません。しかし、これまでのように、累進課税率を採用する各州の累進課税を考慮に入れる必要があります。

外国法人については、スイス国内源泉所得、すなわちスイス国内における事業、恒久的施設、不動産を源泉とする所得やキャピタルゲインについてのみ課税されます。不動産を源泉とする所得には、不動産取引による利益も含まれます。

原則として、内国法人の法定財務諸表上の利益、また外国法人のスイス国内支店の財務諸表上の利益が、課税所得の計算のベースとなります。これにより、商法上の費用は、独立企業原則に従い、個別の税務調整規定とは別に損金算入ができます。資本参加を源泉とする所得(配当金、キャピタルゲイン)は、間接的に免税されます。損失については、原則、税務上最大7年間繰越可能です。

過少資本税制

スイス連邦財務省税務局は、過少資本税制に関する認定基準を定めています。これは関連会社からの借入金に適用されます。この規則は、第三者からの借入金には適用されません。つまり、資本金に基づく独自のテストで、関連企業からの資金が適切に調達されているかを見極めているのです。過少資本税制では、資本は一定の自己資本比率（通常は適正な時価による比率、ただし時価を下回る簿価でも可）を保っていなければならないとしています。

一定の基準額を超える関連会社からの借入金は、自己資本として再分類されて課税資本に加えられ、州/市町村の資本税が課されます。加えて、借入金利息の損金算入については、関連会社からの借入金に過少資本認定基準の金利を乗じて決められます。借入資本比率が適切であるという証明がなされない限り、基準額を超える関連会社借入金に対する利息の支払は損金に算入されません。また、こうした利息は隠れた利益分配とみなされ、源泉徴収の対象となります。

連結納税制度

スイスでは、法人税目的で単体納税制度が適用されています。連結納税は認められておらず、導入される予定もありません。

グループ組織再編

原則として、資産および負債の税務上の簿価が引き継がれ、スイス国内での課税義務が存続していれば、非課税で組織再編を行うことができます。ただし、それに加えてトランザクション関連の規制も遵守しなければなりません。

10.1.2 法人税：州と市町村レベル

州/市町村レベルで税制が調整された結果、上述の税務会計規則はほとんどが州/市町村で同様に適用されます。法規に従って課税された企業が支払う実行税率（スイス政府への直接税と州および市町村民税を組み合わせたもの）は、11.9%から21.6%の間で推移します。この数字は、州および市町村によって変化します。（資本参加を源泉とする所得税免除、繰越欠損金、過少資本税制など。）

スイスにおける法人税制の概要

法規に従って課税された企業が支払う実効税率（スイス政府への直接税と州および市町村民税を組み合わせたもの）は、2020年では11.9%から21.6%の間で推移します。この数字は、州および市町村によって変化します。

特別税制

連邦税法と異なり、すべての州税法は特別税制を定めており、連邦税制調和法に規定されている条件を満たしている場合に適用することができます。以下に挙げる特別税制は、税制法案17を機に新たな措置に置き換えられる予定で、ビジネス拠点としてのスイスの魅力を更に高めることとなります。

www.s-ge.com/corporate-taxation

スイスにおける法人税制の概要

スイス法人税制改正

スイスの法人税制が長期的に国際的に受け入れられるようにするため、2019年末に、国際的に認められなくなった複数の制度が廃止されました。しかし、事業拠点とするにふさわしい魅力を維持するため、制度の廃止には以下に記載する代替措置を伴って行われました。

A) 税率の引き下げ

税制改革の一環で、ほとんどの市町村では税率が引き下げられました。これまでスイス国内で比較的税率が高かった市町村では、かなり大幅な減税を実施したところもあります。

B) パテントボックス

研究開発を目的とした適格な費用に基づく特許や類似の権利の所得は、減免措置を受けて課税対象に含めることができます。パテントボックスの導入は必須です。市町村によって減免額は異なりますが最大で90%です。

C) 研究開発の追加控除

市町村は、スイスを発端とする研究開発の費用について最大50%の追加控除を認めることができます。研究開発の費用を追加控除するかは市町村が任意で決めることです。

D) 自己資金の控除

市町村は、長期的に必要とされる自己資本を超える課税対象の資本部分(安全資本)について、帰属利子の控除を規定できます。これは、原則、10年国債の利回りに相当します。安全資本がグループの貸付金である場合は、第三者比較金利を適用することができます。現在、自己資金の控除については、チューリッヒ州でのみ申請可能です。

E) 減免措置の制限

すべての代替措置からの減免措置(ただし、特別金利対応を除く)については、州は制限を設ける必要があります。減免措置の上限が利益の70%を超えてはなりません。州は、この減免措置の上限を低く設定することもできます。

10.1.3 資本税

年ベースの資本税は、州・市町村でのみ課されます。原則として、資本税算定のベースとなるのは、会社の純資産(資本金、資本剰余金、法定準備金、その他積立金、繰越利益剰余金)です。課税ベースには、税務上損金不算入とされた引当金、その他未開示の積立金、スイスの過小資本税制において資本の特徴を有するとされる借入金が含まれます。一部の州では、州法人税を資本税から控除することができます。

税率は州および法人の税務上の取扱いによって異なります。2020年における税率は、0.0010%～0.51%です。州は、対象となる資本参加、特許、グループ会社への貸付金に属する課税対象の資本金について減額を認めることができます。

10.1.4 優遇税制

要件を満たす新規投資に対して、最長10年間の税の軽減措置が州と市町村のレベルで適用されます。また特定の地域では、連邦レベルでの適用が行われることもあります。

連邦レベル

連邦政府は、企業の集中度が低い地域や経済力が弱い地域に優遇措置を設けており、このような地域では、10年を上限に法人税の減免措置が受けられます(14.2.2を参照)。

製造関連雇用の創出、既存のビジネスと競合しないなどの一定の条件を満たす投資プロジェクトにも、税優遇措置が適用されます。これは、例えば産業を呼び込み新しく雇用を創造する一方で、互いに競合相手にならないという安全性を保障するものです。

州と市町村レベル

ほとんどの州は10年間を上限に、州・市町村税の一部または全額を状況に応じて免除しています。特に、新たな事業の創出や、州にとって特に経済的重要性が高い事業拡大プロジェクトについては、優遇措置が適用されます。ただし、州によって対応は異なります。最も重要なポイントは、現地での新規雇用の創出に関連して優遇措置が適用されるということです。ほとんどの州で最低10人から20人の新規雇用が求められています。

10.2 税率の国際比較

総合公的負担率(TTR)を他の主要先進国と比較すると、スイスの税制は常に国際的に非常に競争力のある制度となっています。総合公的負担率(TTR)は、会社の税負担合計額と強制的拠出の合計を企業収益で割った比率をパーセントで表したものです。税負担合計額は、控除項目を差し引いた後の全税金、および未払いの拠出の合計です。

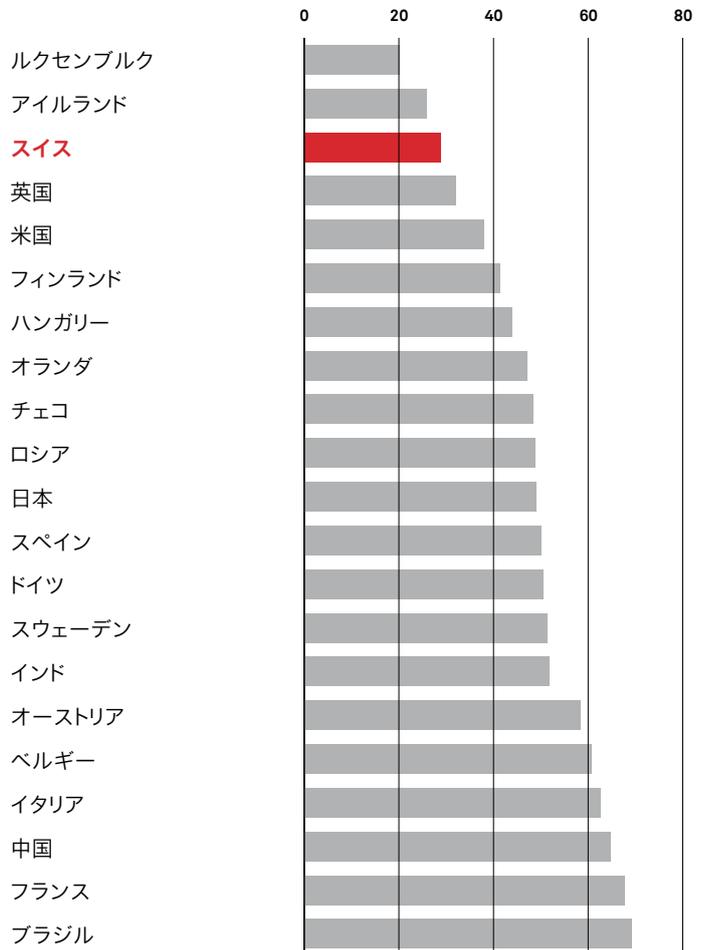
TTRの計算に用いられる税金および拠出は、以下のように分類されます。

- 収益税および所得税
- 雇用主が支払う社会保険料、雇用税(年金基金などの民間団体に支払われた場合でも、すべての強制的拠出が含まれます)
- 富裕税
- 売上税(連鎖的な売上税、その他の回収不能な付加価値税(VAT)などの消費税)
- その他の税金(市町村税、自動車税、燃料税など)

スイスの税制は、法人のみでなく個人にとっても国際的に大変有利な制度になっており、個人納税者の場合も国際比較のうえで税負担は相対的に低くなっています。

総合公的負担率、2018年 (利益に対する比率：%)

(図38)



■ TTR(利益に対する比率)、2018年

出典：PricewaterhouseCoopers, Paying taxes 2020

スイスの税制は、法人のみでなく、個人にとっても、国際的に大変有利な制度になっており、個人納税者の場合も、国際比較での税負担は相対的に低くなっています。

10.3 個人課税

10.3.1 所得税

納税義務者

スイス国内に永住または一時居住する個人には、連邦と州および自治体レベルで納税義務があります。一時滞在とは、該当期間中に連続か断続かを問わず、自然人がスイス国内に a) 収入を得る目的で30日間以上滞在すること、または、beruflichen b) 収入を得る行為をせずに90日間以上滞在することを指します。スイスの税制では、パートナーシップの場合、各パートナーが個人として納税義務を有しています。

配偶者の所得は、家族課税の原則に従って合算されます。この原則は、市民パートナーシップ登録者にも同様に適用されます。未成年の子どもの所得は、親権者に帰属するものとみなされます。未成年でも就業している場合、所得は例外的に別途課税されます。

所得税の申告は、納税者に送られてきた申告書を基に、本人が記入して行う必要があります(自己申告)。所得税の申告と納税については州の管轄税務当局が行い、州税と市町村税については州によっては居住地の市町村が行います。

スイスに住所または滞在場所を定めていない自然人は、スイスに所在する特定の課税事業体(不動産、営業所など)との間に事業取引関係がある場合、スイスで限定的な課税の対象となります。

課税所得

スイスに住所を持つ個人は、全世界からの所得に納税義務があります。ただし、国外で行っている事業の所得、国外にある恒久的施設および不動産を源泉とする所得は、課税を免除されており、適用税率を決定するためにのみ考慮されます(累進付免除)。全世界所得には給与所得、自由業所得、動産および不動産を源泉とする所得、失業手当、年金、その他補助金を源泉とする所得が含まれます。国内にある賃借人が存在する物件からの家賃収入も課税所得に入ります。

相続、贈与、夫婦財産権、民間または公共の財源からの補助金など、ある特定の種類の所得は非課税です。しかし、条件によっては、贈与税や相続税を支払わなければならない場合もあります(10.3.6を参照)。また、通勤交通費(ただし範囲は限られる)や外出先での食事にかかった追加費用の額などを、総所得から必要経費として控除することができます。また、社会保険料や、企業年金基金・個人年金基金への拠出金も控除の対象となります。さらに、扶養未成年者に対する追加控除の適用を申請することもできます。また、配偶者(共働きかどうかを問わず)も追加控除の適用を申請できます。控除の上限は、州によって大きく異なります。自営業所得に関連する負債利子は全額控除の対象となりますが、個人資産の支払利息の控除については、動産および不動産を源泉とした所得に50,000スイスフランを足した額が上限となっています。不動産価値の現状維持にかかる費用は控除が可能で、代わりに定額控除を適用することも可能です。

税率は累進課税制度に基づき、連邦レベルでの最高税率は11.5%です。各州は、課税率を各自で定めることができます。州の最高税負担は、州ごとに大きな差があります(州都では、約10.33%~27.09%)。配偶者と、子どもと同居している方については、特別税率があります。

キャピタルゲイン

私有目的、事業目的の動産、不動産を源泉としたキャピタルゲインは、各自課税方法が異なります。私有動産の売却に伴うキャピタルゲインは非課税ですが、事業目的の動産の売却に伴うキャピタルゲインは通常の所得とみなされます。

損失

個人資産の損失とは異なり、事業資産の損失は控除することができ、7年間繰越が可能です。これは、この期間に残りの納税義務者の所得課税によって埋め合わせが出来ない時に適用されます。

出資金配当

要件を満たす出資金は非課税です。また、源泉税(10.4を参照)の対象にも、所得税の対象にもなりません。

源泉徴収

滞在許可証を有していない外国人労働者は、所得に対し源泉徴収で課税されます。雇用者は、賃金から支払うべき税金を差し引き、税務当局に支払う義務があります。源泉課税対象所得が年間12万スイスフラン(ジュネーブでは、2020年末までは50万スイスフラン)を超える場合、納税申告が必要です。それ以外の場合は源泉税のみです。しかし、別の手続きでの特別控除を従業員が願い出ることもできます。2021年からは、所得が120,000スイスフラン未満の方については、手続きをすれば確定申告ができるようになります(期限は翌年の3月31日まで)。一度申告すると、翌年にも適用されます。申告手続きを行わない場合、追加控除はありません。

外国に住居を保有する従業員は、国籍に関係なく源泉徴収で課税され、原則として納税申告は提出できません。海外に住居しているほぼスイスを源泉に収入を得ている方、またはスイスに住居している課税対象者と同等の状況にある方については、2021年から例外が適用されます。これも同様に、申告がない場合は追加控除はありません。

10.3.2 富裕税

富裕税は、州税法とその税率に従い、州・市町村でのみ課されます。課税対象は純資産です。純資産には不動産・動産(証券、銀行預金、生命保険の償還額、自動車、非分配相続分など)が含まれます。所得を生み出していない資産も課税対象となります。外国の企業やプラントの持分は、外国の不動産同様、富裕税の対象ではありません。ただし、該当する資産税率が累進課税の場合には、富裕税率計算のために考慮に入れます。個人は、負債や免税分を総資産から差し引くことができますが、免税分は州ごとに異なり、また婚姻状況や当人の子供の有無によっても変わります。

州は独自に税率を決められますが、富裕税はほとんどの州において累進課税方式です。そのため税負担にはかなりの差があり、負担率も0.135%から0.870%と差があります。連邦政府による富裕税の課税はありません。

10.3.3 海外駐在員

駐在員とは、雇用者からの辞令によりスイスに一時的に出向している国外からの管理職および特定分野の専門家(ITスペシャリストなど)を指し、駐在期間は契約上、最長5年に限定されている必要があります。駐在員は、スイス国内での滞在によって生じた経費について税控除を申請することができます。

駐在員が負担する費用で、控除可能なものは以下のとおりです。

1. スイスとの間の往復旅費を含む必須の引越費用、
2. 国外に住居を有している場合のスイスにおける居住費(出向中の賃貸は対象外)、
3. 公立学校が適切な教育条件を備えていない場合、未成年の子供が通う私立学校の学費。引越や住居の実費を証明するかわりに、納税者は毎月一括控除を求めることができますが、その額は州によって異なります。事業主が駐在員の業務関連費用を立て替えた場合は、駐在員の給与明細にその内容が記載される必要があります。

時雇用から無期雇用に変更になると、駐在員としての税務上の恩恵を受ける資格は停止されます。

10.3.4 越境通勤者

越境通勤者とは、スイス国外居住し、スイス国内で勤務し、居住地から毎日通勤する人を指します。

越境通勤者に対するスイスでの課税は、勤務地や居住地(自国・居住国)によって異なります。例えば、スイス-ドイツ租税条約は、課税権を二国間で共有することを定めています。勤務国では、越境通勤者のグロス給与の一律4.5%が源泉徴収されます。しかしながら、勤務国で源泉徴収されても、居住地での所得税が減免されるわけではありません(税額控除など)。また、越境通勤者が業務上の理由で国外の居住地に戻れない日が年間60営業日を超えた場合、越境通勤者としての税務上の資格を喪失します。フランスからの越境通勤者については、州ごとに異なる協定があります。

10.3.5 一括税(ランブサム税)

連邦税法とほとんどの州税法は、一括税と呼ばれる特別な納税方法を規定しています。国内に居住する一括税の対象納税者は、全世界所得や資産をベースとした課税ではなく、国内の支出や生活費に基づいて課税されます。

一括税の適用申請資格を有する納税者とは、スイス国籍を持っておらず、スイスに初めて(または10年以上不在後に)居住または永住するが国内で就業していない人を指します。一括税は、スイスで働く意思のない、十分な経済力をもった個人を対象としています。

配偶者がスイスに移ってくる場合には、両人がともに入居税の適用資格条件を満たしていなければなりません。原則として、配偶者のどちらかを一括税による課税とし、もう一人を標準課税とすることはできません。

課税ベースは、国内外で納税者が負担した費用をもとに、年ベースで算出されます。納税者自身の費用のみならずスイスに居住している配偶者、扶養未成年者の費用も考慮に入れます。原則として、費用とみなされるのは食料、衣服、住居、教育、娯楽、その他生活に必要な費用です。算出方法は、居住を希望する州の管轄税務署によって決定されます。最低ベースは a) 賃貸の場合は家賃の7倍以上、持家の場合はスイスの住宅の基準価格、もしくは b) 納税者がホテル等の宿泊施設に滞在している場合には、年間宿泊費の3倍でなければなりません。納税者が複数の物件を保有または賃借している場合には、最高額の物件を基準とします。直接連邦税には、2016年1月1日以降、400,000スイスフランという所得税課税最低ベースが適用されています。

原則として、一括税を申請する納税者はスイスの居住者とみなされ、国外源泉所得については租税条約上の減免措置の適用を受けることが可能です。ただし、一部の租税条約は、減免措置の適用を源泉国からの全所得がスイスで通常課税される場合に限られています。一括税の廃止の賛否については、常に政治的なテーマであり続けています。一括税が実施される可能性がある州(2018年7月現在)：アールガウ、アッペンツェル・インナーローデン、ベルン、フリブール、ジュネーブ、グラールス、グラウビュンデン、ジュラ、ルツェルン、ヌーシャテル、ニトヴァルデン、オブヴァルデン、ザンクトガレン、ゾロトゥルン、シュヴィーツ、トゥールガウ、ティチーノ、ウーリ、ヴォー、バレー、ツーク。

10.3.6 相続税と贈与税

相続税と贈与税は、州間で調和されていません。そのため、各州は自由に課税することができ、両税法は各州で大きく異なります。シュヴィーツ州を除く全ての州が、特定の資産譲渡に関し相続税や贈与税を課しており、原則として、課税権は被相続人または贈与者が居住者であった州、不動産の場合は不動産所在地の州が有します。

相続税、贈与税のほとんどは累進税率で、原則として、被相続人または贈与者と受領者の関係、および受領額に基づいて決まります。全州で配偶者間の相続と贈与を非課税にしており、多くの州は親子間の相続も非課税としています。

10.4 源泉税(WHT)

連邦レベルでの源泉税は、スイス法人の配当金の総額(グロス)、スイスが発行した債券および類似の債務を源泉とする所得、スイスの投資ファンドによる特定の収益分配、スイスの銀行預金の受取利子が課税対象となります。

出資指針が2011年1月1日に施行されて以来、1996年12月31日より後に株主が出資し、申告および計上が正しく行われた出資金の払い戻しが、現在、基本資本の払い戻しと同様に扱われています。これは、それに応じて申告・報告された出資金の返済には源泉税がかからないことを意味しています。個人の出資金払い戻し(株が私的財産として保持されている場合)は、現在は課税対象所得ではありません(10.3.1を参照)。

所得税で課税されていない賭け事や宝くじなどの賞金や保険金も源泉徴収の対象となります。

通常、債務者に納税義務があり、受領者に源泉税の全額または一部が還付されるか否かにかかわらず、源泉徴収が義務付けられています。還付は、納税者が所得税申告で関連所得を適正に申告した場合に限り可能です。受領者は源泉徴収対象の所得を利用できます。その目的は脱税の防止です。納税者が法人の場合には、源泉税が還付され、納税者がスイスに在住する個人の場合には、所得税申告書の査定を通じて、納税額から控除されます。

納税者がスイス非居住者の場合、源泉税は最終的に負担するコストとなります。しかし、受領者の居住国とスイスの租税条約や二国間協定に基づき、一部または全額が還付される場合もあります。

特定の配当金については、還付手続きを行う代わりに届出手続きで済ませることができます。

10.4.1 国内税率

配当には35%の源泉税が課されます。配当金にはみなし配当、債券および債券型貸付金の支払利子、銀行やノンバンクに至る類似の金融機関による支払利子も含まれます。債券または債券型貸付金の支払利子とみなされない、通常の企業貸付契約に関連する支払利子には、源泉税は課税されません。また、国内の個人または法人が支払うロイヤルティ、ライセンス料、サービス料、類似の手数料には、独立企業間価格であれば(アームズ・レングス原則に則っていれば)、源泉税は課税されません。

10.4.2 租税条約に基づく税率

ほとんどの租税条約は、配当に課される税率35%の軽減税率を定めています。通常、ポートフォリオ投資家への配当には15%、会社の所有者への配当には0%、5%、10%のいずれかの軽減税率が適用されます。一部の租税条約は、スイスで生じた所得を受領者の居住国で課税するよう定めていますが、スイス国外で課税されない場合、軽減税率は適用されません。利子所得についても、大半の租税条約は、軽減税率(通常最高10%)を規定しています。また、一部の租税条約は全額還付を規定しています。

租税条約に基づく税の軽減は、申請者が実際に条約適用の資格を有することが前提です。

多くの租税条約や二国間協定により、
スイス国外に居住する納税者には
源泉税の一部または全額が還付されます。

10.4.3 スイス-EU協定

スイスとEUは、7項目から成るこれまでの二国間協定(2002年6月1日施行の第1次スイス-EU協定)に加え、2004年5月に8項目から成る第2次スイス-EU協定を締結しました。

この協定の1項目が貯蓄課税協定であり、EU貯蓄課税指令の規定と同様の措置を定められていました。スイスの同意を得るため、この協定には、当時施行されていたEU親子会社指令およびEU利子・ロイヤルティ指令とほぼ同じ条文が盛り込まれました。

この貯蓄課税協定によると、諸条件(最低保有株式、保有期間など)を満たす場合、スイスとEU加盟国間で支払われる配当ロイヤルティ利子は源泉税の対象外となります(2005年7月1日以降)。

2017/18以降、利子課税協定は自動情報交換協定(AIA協定)に置き換えられました。この協定は貯蓄課税だけでなく、すべての資本所得やトラストおよび基金にも適用されます。この貯蓄課税協定に関連する最低保有株式、保有期間などの諸条件を満たす場合、スイスとEU加盟国間で支払われる配当、ロイヤルティ、利子などの源泉税は、そのまま引き継がれます。

原則として、自動情報交換協定を含めた二国間協定は、2005年7月1日以降のEU新規加盟国(ブルガリア、ルーマニア、またはクロアチアなど)にも適用されますが、一部の新規加盟国については経過規定に留意する必要があります。

濫用または詐欺があった場合には、上記の自動情報交換協定の優遇措置の適用が拒否されることがあります。濫用や詐欺の防止のため、国内規定または協定に基づく規定の適用において、スイスとEU加盟各国双方によって自動情報交換協定の留保が明示されているためです。

配当、利子、ロイヤルティの支払いに関するより有利なスイスとEU加盟国間の租税条約の規定は影響を受けません。実際には、これは納税者が自動情報交換協定または適用される租税条約のいずれかを選択して受けられることを意味します。

10.5 付加価値税

スイスはEU加盟国ではありませんが、スイスの付加価値税(VAT)制度は、第6次EU VAT指令(「売上税に関する加盟国間の法令の調和に関する第6次理事会指令」)にならい、前段階税控除を認める非累積型の多段階課税方式で設計されました。したがって、スイスのVATは、連邦間接税としてほとんどの物品およびサービスに課税され、生産から販売までの各段階で徴収されます。物品およびサービスの提供者に納税義務があり、物品およびサービスの受領者が支払った対価に基づいて納税額が計算されます。

10.5.1 納税義務者

事業を運営するすべての(法的もしくは自然)個人、施設、法人格を持たないパートナーシップや教会、機関等は、(利益を上げる意図があるか否かに関係なく、長期間、独立事業または専門的活動を通して売上がある限り)課税対象です。国内外からの課税対象売上高が年間100,000スイスフランを超える場合には、VAT登録義務があります。スイス国内にある企業の全事業所は、本社と共に1つの納税主体を構成します。海外に本社を構える外国企業の場合も、スイス国内の全事業所は、課税対象機関となります。スイス国内の全事業所と外国本社は、それぞれ別の課税法人としてみなされます。

年間10,000スイスフランの収入を超えた場合、スイス国内の課税対象者としてVAT登録する必要のない人々にも、付加価値税を納める義務が発生します。特に、スイス国内の課税対象者として登録していないスイス非居住企業によるサービスも、「供給地は受領者の居住地」の原則に基づきスイス国内で行われるサービスは課税対象となります(例外：非課税受領者に対する電気通信サービスおよび電子サービス)。

付加価値税申請を行わなければならない課税対象者も、付加価値税納税義務があります。

納税者の年間売上高(課税対象となる物・サービスの供給による全世界の課税売上高)が100,000スイスフラン未満(スポーツ・文化クラブおよび非営利団体の場合は150,000スイスフラン未満)の場合、納税義務は生じません。しかし、納税義務の免除を放棄することもできます。納税者はスイス連邦税務局に登録すると、企業識別番号に基づくVAT番号が支給されます。企業識別番号にVATを加えたものがVAT番号となります(例：CHE123.456.789,456,789 VAT)。

持株会社には、特別な規定があります。一般的に、株式の取得、保有、売却は、スイスVAT法の範囲内における商業行為です。会社の持株比率が10%を超えるものは、シェアホールディングとされ、長期投資の意思および相当の影響力を有するとみなされます。

持株会社は、通常、売上高が参加資本から得られ、課税対象とならないため、VATの対象とはなりません。しかし、商業行為としての株保有と認められることは、持株会社が免税放棄のために任意でVAT登録できるということを意味します。

登録の利点は、株保有行為の範囲内で支払うべきものである税引前での申請が可能になることです。オプションが行使されていない、または行使できないサービスは、控除は受けられません(10.5.5を参照)。資金・資本取引では、税引前調整が必要な非課税のサービスに有価証券や企業の株式の取引が挙げられます。

10.5.2 課税対象となる物品および役務の提供

V国内の税は、納税義務者が国内で対価を得て提供したサービスに対して課税されます。ただし、非課税または免税である場合を除きます。付加価値税の原則に従い、海外で提供されたとみなされるサービスについては、国内の税の課税対象にはなりません。VATは以下の取引に課されます。

1. スイス(リヒテンシュタインなどスイス国外の関税地域を含む)での商品の提供、
2. スイス(リヒテンシュタインなどスイス国外の関税地域を含む)でのサービスの提供、
3. 付加価値税が課されるスイス非居住企業からのサービスおよび商品提供、および
4. 物品の輸入。

サービスおよび商品の提供が海外で行われる場合については、スイスの付加価値税の対象にはなりません。スイスからの輸出品は課税対象ですが、付加価値税は免除されます。

VAT上の物品の輸送は、スイス商法で物品の輸送と見なされるものに限られていません。VAT法は、機械のメンテナンス、物品の賃貸やリース、電力取引など、VAT税務上は、物品の供給とみなされる多数の事業取引を規定しています。

10.5.3 課税対象額

物品およびサービスの提供に関する課税額算出のためのベースは、合意または回収された対価(現金または現物)の総額です。前段階税、つまり購入したサービスに対して支払われた税金は、原則、VAT登録をした人が定期的に付加価値税納税を行い、納税義務者が全額控除を受けることができることを条件に、納付すべき付加価値税から控除することができます。そのため、付加価値分のみが課税されることになります(全段階相殺の原則)。

10.5.4 税率

2018年1月1日から課税対象である納品・サービスの提供に適用される標準税率は7.7%です。宿泊には3.7%の軽減税率が適用されます。生活必需品である一部の物品・サービス(水、食品、ノンアルコール飲料、食肉、魚、穀類、(電子)書籍、新聞、非営利目的のテレビ・ラジオ放送など)には、2.5%の軽減税率が適用されます。

スイス連邦税務局は、売上が5,005,000スイスフラン未満(VAT含む)、かつ年間納税額が103,000スイスフラン以下(該当する純税率に従って算出)の小規模事業者に対しては、簡略化されたVATの申告手続きを認めています。小規模事業者は、標準税率7.7%よりも低い軽減税率を適用してVATを申告することができ、通常のVAT申告(売上に課税されるVATから前段階税を控除する)に代えることができます。この簡略化した申告手続きは最低1課税期間継続される必要があり、年2回の申告で済みます。それに対して、通常のVAT申告は四半期に1回行われなければならない。

10.5.5 免税

法律は、VAT(いわゆる非課税・免税取引売上からのもの)が免税となる売上で非課税となる売上进行を区別しています。いずれの売上にもVATは課税されませんが、前段階税の控除の可否という点において区別されます。

非課税売上の場合、売上を生み出す際に課される税金から前段階税の控除はできません。対象となる事業には、ヘルスケアセクター、教育、文化、スポーツ、社会福祉、ほとんどの銀行および保険事業、不動産の賃貸および販売、賭博、宝くじが含まれます。ただし、上記事業を営む納税者は、銀行、保険事業の利益、また私的利用(居住)に限った不動産賃貸を除き、任意で納税することができます。ただし、銀行業および保険業の売上のほか、居住目的の不動産の使用賃貸については、このような選択をすることはできません。一方、免税売上は、売上を生み出す際に課される税金から前段階税を控除することができます(真正免除)。例えば、物品の輸出は免税となります(10.5.7参照)。

スイス国外での取引は、スイスのVATの対象外です。この種類の売上は、一般的に、国際的なビジネスモデルから生み出されます。典型例として、国外の製造会社から製品を仕入れて、会社から直接顧客に第三国の顧客に販売するスイスの商社が挙げられます。この場合、製品は国外の製造会社から出荷されます。国外での物品・サービスの供給に関わる事業活動については、売上がVAT免税でない場合に限り、納税者は前段階税の控除を受けることができます。

10.5.6 前段階税額控除

VATの登録を行った事業者は、課税対象となる物品・サービスの提供時に課されるVAT(売上税)と、課税対象となる物品・サービスの購入時に課されるVAT(前段階税)を納税する義務があります。多くの場合、売上税から前段階税を控除できます。この場合、事業者にとってVATは追加負担にはなりません。VATは、最終消費者または前段階税の還付を受けられない取引による事業(非課税売上を生み出している銀行や保険会社など)にとってのみ、純粋な費用となります。

10.5.7 輸出

輸出品に加え、スイス国外に居住する受領者に提供された特定のサービスも、スイスの付加価値税(VAT)は免除されます(控除による)。

ただし、スイスの付加価値税法は、サービス提供者の居住地で課税されるサービス、および特別規定が適用されるサービスを規定しています(不動産・ホテル・レストランに関連するサービス、文化・スポーツ・芸術に関連するサービス、旅客輸送など)。国外の受領者に提供されるが、VAT法に規定されていないその他のサービスについては、スイスVATの課税対象外となります(「供給地は受領者の居住地」という包括条項が適用されます)。

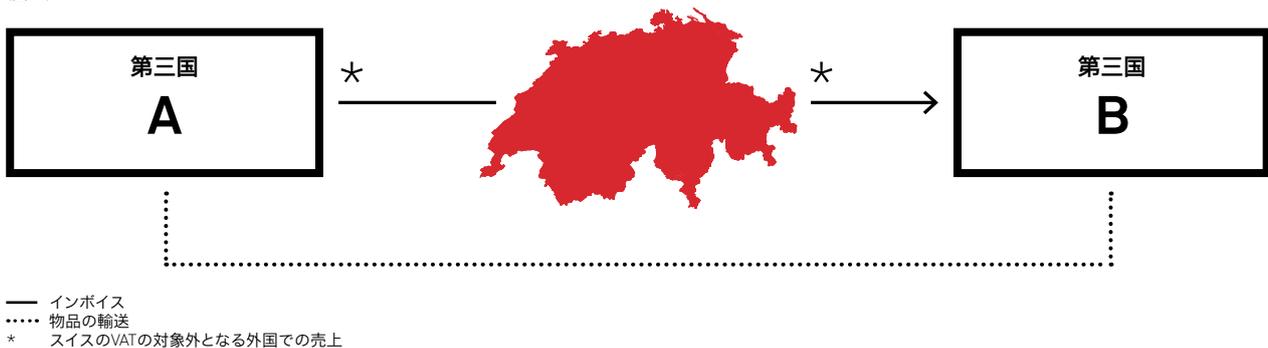
こうしたサービスの提供による売上がVATの免税売上として取り扱われるためには、請求書や契約書などの証票が必要です。同様の条件が輸出にも当てはまり、免税を受けるためには税関の輸出／輸入許可証が必要となります。

10.5.8 国際的な事業活動

スイスの商社がスイス国外の製造会社から製品を購入し、第三国の顧客に販売する場合(製品は製造会社から顧客に直接出荷される)、上記のVATの基本ルールが次のような影響を及ぼします。

国際的な事業活動

(図39)



出典： PricewaterhouseCoopers

10.5.9 非居住企業

スイスへ、またはスイス国内で物品やサービスを提供する外国の事業者が免税放棄を望む場合、または、対応する売上が10.5.1に記載されている額を超過している場合には、スイス国内に拠点を置く正式なVAT税務代理人を指名することが必要となります。このような事業者は、前段階税を直接請求できます。課税対象者に課税されるサービスのみを提供している外国企業は、VATが免除されます。こうしたサービスには、輸入税の対象とならないスイス国内における納品や、「供給地は受領者の居住地」の原則に基づくサービスなどがあります(例外：非課税二対する電気通信サービスおよび電子サービス)。

スイスでVATの課税対象となる事業活動を行っていない非居住事業者は、スイス国外の売上がスイス付加価値税法上で課税対象となる場合、当該企業の居住国がスイスの事業者と同様の付加価値税還付を認めている場合に限り、スイスの付加価値税還付を請求することができます(VATリファンド)。

スイスの付加価値税率は7.7%と
欧州域内で最も低率です。

10.6 その他の税目

10.6.1 印紙税

通常、株式発行(印紙税は資本税としても知られています)または有価証券取引(有価証券譲渡印紙税)など、特殊な法的取引を行った場合、印紙税の納税義務が発生します。

国内企業が株式発行および増資を行う場合、発行であれ増資であれ、100万スイスフランを超える総額(時価)に対して1%課税されます。株式資本の増加を伴わない出資も発行税の対象となりますが、この場合、100万スイスフランの免税額は適用されません。

スイスの証券会社が取引契約当事者または仲介業者としてスイス国内外の有価証券の取引を行う場合、スイス有価証券取引印紙税(「有価証券取引高税」とも呼ばれる)が課税されます。発行者の居住国(スイスまたはその他の国)により、税率は0.15%または0.3%で、税額は取引された有価証券の対価に基づいて算定されます。

スイスの証券会社は、自己勘定またはスイスの銀行や他の金融機関などの他者に代わって、有価証券の取引に専門的に従事する者と定義されます。加えて、課税対象となる有価証券を1,000万スイスフラン以上(簿価)保有する会社、およびスイスの証券を扱うスイス証券取引所の遠隔地会員で同取引所に上場している会社は、スイスの証券会社と見なされます。

10.6.2 不動産税

自然人の個人資産に該当する場合、スイスの不動産を源泉とするキャピタルゲインは、州税である特別不動産譲渡益税が課されます。キャピタルゲインが、自然人の事業資産または法人資産に該当する場合、不動産が所在する州の税制に応じて、州税である特別不動産譲渡益税、または通常の法人所得税のどちらかが課されます。自然人の個人財産として保有されている不動産からのキャピタルゲインは、直接連邦税においては課税されませんが、事業資産や法人資産として保有されているキャピタルゲインについては通常の所得税の対象となります。

キャピタルゲインへの課税権は、州および市町村に留保されます。不動産の譲渡は連邦レベルでは課税されない一方で、大半の州では譲渡税が課されます。原則として、譲渡税は不動産の取得価格または課税額に基づいて徴収され、通常は、不動産取得者が納税します。州によって税率は1-3%と異なります。

更に、一般富裕税に加えて、約半数の州は、不動産に対して特別富裕税(「不動産税」)を年ベースで徴収しています。特別富裕税は不動産の所在地で課税され、債務控除は考慮されず、不動産の時価または課税額に基づいて査定されます。適用税率は最大で0.3%です。

10.7 租税条約

国内外における二重課税を最小限に抑えるため、スイスは、主要先進国をはじめとする多数の国と直接所得税に関する租税条約を締結しています。これらの租税条約の大半は、所得や資産に対する課税範囲を定め、二重課税の排除方法を示したOECDモデル租税条約の原則に則っています。スイスは、原則免税方式を採用しており、国外で発生した所得は、国内の課税が免除されます。このような所得および資産は、適用税率の算定に限って考慮されます(累進税率)。特定の所得(配当金、利子、ロイヤルティ)については、スイスでは原則帰属課税方式を適用しています。配当金、利子、ライセンス料については、所得源泉国と受領者の居住国の両国に課税権があります。しかし、租税条約により所得源泉国の課税権が制限され、所得源泉国で支払った税額を、受領者の居住国で支払った税額から控除することができます(外国税額控除制度)。現在までに90以上の租税条約が発効されており、加えてEUとの二国間協定も2005年7月1日に発効となりました。スイスの租税条約は国際条約として扱われるため、連邦、州、市町村の課税規定より優先されます。

スイスの租税条約は、条約締結国の一方または双方の居住者(個人または会社)に適用されます。10.3.5に記載されているように、一括税(ランプサム税)の納税を申請するスイス居住者は、通常、租税条約の減免措置を受ける資格があります。ただし、一部の租税条約には、租税条約の優遇措置の適用を受けるために満たすべき特別な条件が定められています。

スイスは直接所得税に関する租税条約の他に、相続税・遺産税の分野でも、租税条約を結んでいます。しかし、贈与税においては、これまで租税条約の交渉を行っていません。また、越境通勤者、国際航空運送税、国際機関およびその職員への課税に関する特別条約も複数締結しています。

10.8 移転価格税制

スイス税法によると、グループ会社間取引は、独立企業原則(アームズ・レングス原則)に従って行われなければなりません。スイスは、移転価格税制を別途定めておらず、近い将来に制定する予定もありません。その代わりに、スイス税務当局は、移転価格の設定に関するOECDの指針に沿って、関連者間取引が独立企業原則に従って行われたか否かを判断します。スイスには、移転価格に特化した文書化規定は、存在しません。しかし、スイスで事業を行う会社は、関連者間の取引が独立企業原則(アームズ・レングス原則)で行われていることを証明する書類を用意する必要があります。

www.efd.admin.ch
連邦財務省(EFD)



インフラ

11

11.1	交通と輸送	111
11.2	通信	115
11.3	エネルギー	116
11.4	水	116
11.5	郵便制度	117
11.6	健康医療制度	117

緻密に張り巡らされた道路、鉄道、航空の交通網によって、スイスは欧州の交通インフラにしっかりと組み込まれています。鉄道や飛行機の便数が多く、時間も正確です。そのため、旅客と貨物の円滑で効率的な輸送を確実に行うことができます。また、エネルギーや水の供給、通信サービス、郵便サービスは常に確実です。更に、充実したヘルスケア制度により、住民は遠方へ出向くことなく、地域で治療を受けることができます。

11.1 交通と輸送

スイス経済は、物品・サービス供給のための充実した交通インフラに支えられています。1km² 当たり1.7kmの道路があり、欧州で最も発達した道路交通網を誇っています。それでもやはり、スイスといえば鉄道の国です。特に、国有鉄道の路線の総延長距離は、高速道路の3倍にもなります。

連邦政府の交通政策は、ビジネス拠点としてのスイスの魅力を高めると共に、環境に配慮しながら増加する物品や人の移動の問題を解決していくことに重点を置いています。

www.uvek.admin.ch

連邦環境・運輸・エネルギー・通信省 (DETEC)

11.1.1 道路交通

スイスは、世界で最も高速道路網が発達している国のひとつです。現在開通している高速道路は、総延長距離1,840kmで、スイスの全地域を結んでいます。特筆すべきは、トンネルの多さです。現在250本のトンネルが開通しています。現在、完成時には合計1,892.5kmとなる国道網、そして総延長が290kmに及ぶ270のトンネルが新規に計画されています。スイスの高速道路の4分の3以上は、4車線(上下2車線ずつ)となっています。また、高速道路は、欧州を結ぶ国際的な主要幹線ルートでもあります。ゴッタルドトンネルを経由してドイツとイタリアを結ぶルートは、欧州きっての幹線道路となっています。

スイスの高速道路(アウトバーン)を利用する際は、国籍を問わず重量3.5トン以下の車両の場合、特別な高速道路用ステッカー、つまり「ヴィニエツト」と呼ばれるステッカータイプのチケット(現在の価格は40スイスフラン)を購入する必要があります。このステッカーは1月1日-12月31日の1年間有効で、税関や郵便局、ガソリンスタンド、高速道路のサービスエリアで購入できます。ゴッタルドとサンベルナルディーノを結ぶアルプス縦断トンネルの通行には、別途トンネル通行料はかかりません。

国内外のトラック(物品運搬用の総重量が3.5トンを超える車両)には、大型車両通行税(LSVA)が課されます。総重量に加え、排出ガス規制区分(EURO 0-II)スイスおよびリヒテンシュタイン公国内の走行距離によって料金が決まります。ドイツ国境からイタリア国境まで(バーゼルからキアッソまで約300km)の最もよく使われる輸送ルートでは、40トントラックの場合、排出ガス規制区分に応じて270から370スイスフランかかります。また、夜間(午後10時から午前5時)および日曜日は、トラックの走行は禁じられています。

www.astra.admin.ch

連邦道路局(FEDRO)

www.strassenverkehrsamt.ch

州道路交通局

www.ezv.admin.ch > Information companies > Taxes and duties

走行距離に基づく大型車両通行税に関する情報

www.swisstunnel.ch

地下建設の専門グループ

11.1.2 鉄道

時間に正確で、信頼できる公共交通機関を誇るスイスは、欧州で最も鉄道旅行が盛んな国です。毎日10,000本を超える列車が、SBB(スイス連邦鉄道)が運営する3,000kmの鉄道網を運行しています。スイスにはSBBの他にも複数の民間鉄道会社があり、総延長は2,000km余りに達しています。スイスの鉄道網は、欧州最高の稼働率を誇りながらも、時間に極めて正確です。2019年の記録によると、旅客列車の89.5%が、各駅の予定到着時刻から3分以内に到着しています。住民と環境を保護するため、将来的に道路から鉄道へと貨物輸送の移行を進めていく計画です。

現在進行中の3つの主要鉄道プロジェクトは、スイスと欧州に中長期にわたって大きなメリットをもたらすことになるでしょう。輸送力の強化、一般道や高速道路を利用する旅客と貨物輸送の削減、繊細な生態系を有するアルプス地方の保護、保全に寄与します。

- 「ZEB」：総額54億スイスフランの「鉄道インフラの将来的発展 (ZEB)」プロジェクトは、100件以上のインフラプロジェクトが認可済みで、2025年までに実施される予定です。これらのプロジェクトは、鉄道網の運行頻度と輸送能力を向上させるための措置です。
- アルプス横断/NRLAプロジェクト：アルプスを縦断するレッチェベルク線とゴッタルド線の2つの新しい線は、南北を結ぶ新たな高速列車の運行を可能にし、輸送能力の大幅な拡大とサービス向上を図ることが狙いです。2007年に完成したレッチェベルク・ベーストンネルは全長34kmあり、毎日42本の旅客列車が時速250kmで走行しています。これにより、ヴァレー州およびイタリア北部からも、スイス中心部にアクセスしやすくなりました。現在、ミラノーベルン間の所要時間はわずか2時間45分です。新しいレッチェベルクのベースルートは、アルプスを縦断する貨物輸送を道路から鉄道へと転換するという、スイスの交通政策において、重要な役割を担っています。輸送能力が大幅に向上するうえ、トンネルの断面の大型化により大型貨物列車の通行も可能になります(シャトルプロファイル)。アルプス横断またはNRLA(アルプスを通る新しい鉄道路線)プロジェクトは、段階的に進められています。2016年6月1日に開通したゴッタルド・ベーストンネルは、57kmと世界最長です。
- 欧州の高速鉄道網との接続：欧州の高速鉄道網(TGVやICE)との接続により、スイスは将来欧州の高速鉄道網にとって最も重要な拠点となるでしょう。スイス政府は、2020年末までに、総額9億9,200万スイスフランを投じ、欧州の高速鉄道網との接続を強化する考えです。その結果、スイスからパリ、リヨン、ミュンヘン、ウルム、シュトゥットガルトへの所要時間が短縮されます。

www.sbb.ch
スイス連邦鉄道(SBB)

www.bav.admin.ch
連邦運輸局(FOT)

11.1.3 船舶

船舶は、スイスの観光だけでなく、国際貿易においても重要な役割を果たしています。世界でも非常に交通量の多い水路であるライン川の源流はスイスにあります。国際的に保証されている北海へのアクセスと、遠洋航海船団を有するバーゼルの内陸港は、スイスの輸出入の重要な拠点となっています。ライン川にあるスイスの港では、年間およそ700万トンの貨物と、10万個のコンテナが取り扱われています。スイスの対外貿易の10%以上がライン川を通じて行われています。航空貨物が対外貿易に占める割合が1%未満であることを考えると、これはかなり大きな規模だと言えます。ただし、旅客輸送分野における船舶は、観光・行楽においてのみ、重要な役割を果たしています。スイスの水域の旅客輸送量は、年間約1,300万人です。

www.port-of-switzerland.ch
スイスのライン港湾

11.1.4 航空

チューリッヒ空港は、欧州で最も重要な交通拠点のひとつです。チューリッヒ空港で提供されているサービスは、利用客に定評があります。毎年発表される空港ランキングで常に上位に入っていることが、それを物語っています。2019年には、利用のしやすさ(ユーザーフレンドリー)および品質基準が評価され、第16回ワールド・トラベル・アワード、欧州最優秀空港賞を受賞しました。2011年には、大規模で整然とした環境管理システムが評価され、エコ・イノベーション賞を初めて受賞しています。また、排出ガス量に応じた着陸料を導入した最初の空港でもあります。

2019年のチューリッヒ空港の旅客数は、およそ3,200万人でした。同年の貨物量は、451,827トンに上っています。チューリッヒ空港は、10月末と3月末の年2回、フライトのスケジュールを変更しています。チューリッヒ空港からのフライトは、65か国100都市を超える先々に就航しています。スイスには、チューリッヒ空港のほか、ジュネーブ空港とユーロエアポート(バーゼル空港)の2つの国際空港があり、欧州の主要なビジネスの中心地や観光地に多くのフライトが運航されているほか、海外への直行便も豊富です。ジュネーブ空港の2019年の旅客数は1,800万人を超え、貨物量は84,927トンにのびました。同年のバーゼルの旅客数は910万人、貨物量は106,075トンとなっています。

隣国に程近い国境地帯に3つの国際空港があるおかげで、スイスを経由するEUとの国際貿易の推進につながっています。これらの空港周辺地域の輸出企業にとって、空輸は、貨物輸送手段として重要な役割を果たしています。輸出製品の主力は、特殊化学製品や医薬品、ハイテク製品、自動車部品、生鮮食品などです。

スイスの航空貨物の4分の3余りが、チューリッヒにある貨物ハブで取り扱われています。しかし、速達便や国際宅配便を中心に、ジュネーブ空港そしてユーロエアポートの2つの国際空港の貨物輸送窓口としての重要性も高まってきています。世界有数の速達便、小包、宅配便サービスも、着実に量の拡大を見せています。

ベルン、ルガーノ、ザンクトガレン・アルテンラインなどの地方空港も、欧州の各都市への便利な定期便を毎日運航しています。シオン空港やサンモリッツ・サメーダン空港には、季節運航便が発着しており、観光に便利だけでなく、サービス業界全体の時間の削減に貢献しています。

www.flughafen-zuerich.ch
チューリッヒ空港

www.gva.ch
ジュネーブ空港

www.euroairport.com
ユーロエアポート(バーゼル空港)

スイスの国際空港と地方空港

(図40)



✈ 国際空港 ✈ 地方空港 ● 飛行場、ヘリポート

出典：連邦民間航空局(BAZL), S-GE独自資料

www.bazl.admin.ch
連邦民間航空局(BAZL)

www.swiss.com
スイス・インターナショナル・エアラインズ

www.flughafen-zuerich.ch
チューリヒ空港

www.gva.ch
ジュネーブ空港

www.euroairport.com
ユーロエアポート(バーゼル空港)

www.aerosuisse.ch
スイス航空宇宙産業協会傘下組織

www.aopa.ch
スイス航空機オーナーおよびパイロット協会

国際企業にとっては、急な出張でもフライトを確実に手配できることがますます重要になってきています。スイスには、複数の国際空港に加えて、ビジネス航空に対応する地方空港が全国にあります。これらの地方空港の大半は、小型ジェット機の利用に適しています。これらの空港は、出張客のために近代的な設備を用意しています。また、通関の実施やシェンゲン協定加盟国(シェンゲン圏)からの旅行者の入国の承認を行えるように設計されています。スイスには、大型空港や飛行場に自社オフィスを構える出張用フライトの提供会社が数多くあります。チャーター機からオペレーティングリースまで、幅広くサービスを提供しています。

11.2 通信

スイスでは、トップクラスを誇るICTインフラへのアクセス条件が整っています。スイス一帯がブロードバンドインターネットおよび携帯電話接続が可能な圏内です。スイスでは約95%の世帯がブロードバンドインターネットを利用しています。スイスには世界でも優秀な大学として名を連ねているスイス連邦工科大学チューリッヒ校(ETH Zürich)とローザンヌ校(EPF Lausanne)があり、コンピューター・サイエンス分野ではICT技術者の人材の宝庫として評価されています。また、ICT教育は、スイスで非常に人気の高い職業訓練の一つです。スイスの企業は、国際比較によればテクノロジーに対して好意的で、デジタル変革に必要な新機軸のテクノロジーを取り入れていると評価されています。

www.bakom.admin.ch
連邦通信局(OFCOM)

www.bfs.admin.ch > Look for statistics > Culture, media, information society, sports
情報社会指標

www.nic.ch
スイスのドメイン名レジストリ(.ch, .li)

スイスでは約95%の世帯が、ブロードバンドインターネットアクセスを保有しています。

デジタル競争力 2019

総合評価0 - 100

(図41)

1	米国	100.0
2	シンガポール	99.4
3	スウェーデン	96.1
4	デンマーク	95.2
5	スイス	94.6
6	オランダ	94.3
8	香港	93.7
10	韓国	91.3
11	カナダ	90.8
15	英国	86.2
17	ドイツ	85.9
19	アイルランド	85.9
20	オーストリア	84.5
21	ルクセンブルク	84.4
22	中国	84.3
23	日本	82.8
24	フランス	82.5
41	イタリア	67.9
44	インド	65.0

出典:IMD世界競争力センター、2019年

11.3 エネルギー

スイスでは、信頼の置ける安定したエネルギー供給システムが全国を網羅しています。スイスの総エネルギー消費の約50%は、石油燃料によるものです。2018年度の年間最終エネルギー消費の25%は、スイス国内で発電されたものです。近隣諸国とは異なり、スイスは二酸化炭素排出量が実質的にゼロの発電システムを有しています。スイスにおける最も重要な電力供給源は、水力発電所および原子力発電所です。他国と比べると、スイスは魅力的なエネルギーミックスを比較的低コストで実現しています。しかも、エネルギーの生産コストが、原油やガスの価格と直結することはありません。スイスは、欧州内を相互接続している送電システムと連携し、電力消費が急増する期間中も全土に確実な電力を供給しています。これは、天然ガスや石油など、他のエネルギーに関しても同様です。約3,500か所ものガソリンスタンドを擁する広範な給油所網が、自動車のための燃料を供給しています。スイスの環境政策の一環として、ガソリンとディーゼルに鉱油税が課されており(1リットルあたり約0.75スイスフラン)、税収は特定財源として大部分が道路整備に充てられています(ステアリング税)。環境に優しい燃料を普及させるため、再生可能資源(バイオガス、バイオエタノール、バイオディーゼル、植物性および動物性油等)を原料とする燃料の鉱油税は、減免されます。燃料に使用される天然ガスや液化ガスにも、軽減税率が適用されます。さらに、運輸用燃料に対する民間の自主的な徴収措置(気候に応じた料金)も、存在しています。この措置により、国内外の二酸化炭素削減対策への資金提供が行われています。とほいうものの、ガソリン(無鉛98)の価格自体は1リットルあたり1.64スイスフラン(2020年2月)と、比較的安価です。

スイスの電力市場は、細分化が進んでいます。関連8社と数多くの小規模発電会社を含む700近い電力会社が電力を供給しています。2009年から(年間10万kWh以上を消費する)大口消費者は、供給元を自ら選択できるようになっています。完全に市場を開放するには連邦決議が必要であり、そのためにレファレンダム(国民投票)が行われる予定です。

www.bfe.admin.ch
連邦エネルギー局(SFOE)

www.stromkunden.ch
大口電力消費者グループ

11.4 水

スイスは、水資源に恵まれた国です。欧州の淡水の6%は、スイスアルプスに貯水されています。スイスアルプスの中央にあるゴツタルド山地が分水嶺です。ここからライン川が北海に、ローヌ川が地中海西部に、ティチーノ(ポー)川がアドリア海に、イン(ドナウ)川が黒海に流れ込んでいます。

www.bafu.admin.ch > Topics > Water
連邦環境局(FOEN) : 水

11.4.1 飲料水

スイスの水道水は、非常に新鮮でミネラルウォーターに匹敵する純度でありながら、極めて安価です。公共の噴水の水でも、安心して飲むことができます。年間降水量のうち、飲料水の供給に使用されているのはわずか2%です。スイス人が家庭や工業用、商業用に使用する水の量は、1人当たり1日約300リットルです。家庭での平均消費量は、このうちの142リットルを占めています。スイスの水道料金は、1,000リットル当たり平均約2スイスフランです。1日の料金に換算すると、1人当たり0.30スイスフランとなり、3人家族の世帯では、1日当たり0.90スイスフランになります。井戸や湧き水など地下水が消費の80%をまかない、残りは主に湖から取水されています。

www.trinkwasser.ch
飲料水

11.4.2 廃水処理と水質汚染管理

欧州の「貯水池」であるスイスは、水質管理に特に力を入れています。長期にわたって水環境を保全・管理していくには、廃水の浄化が必要です。スイスにある多くの湖や川では、最新の廃水処理技術を適用した浄化が行われており、泳いでも健康被害はありません。家庭や工場、事業所、農業からの廃水は、総延長4万～5万kmに及ぶ下水溝を通して処理場に送られます。現在、スイスの全世帯の97%が、全国約900か所の廃水処理場に接続されています。

11.5 郵便制度

郵便サービスは、スイスポストが全国で展開しています(全国共通サービス)。スイスポストは、常に欧州トップレベルの信頼性を誇っています。

近年、郵便市場では、抜本的な変革が行われています。政府主管の郵便制度に加え、競争が認められた分野には多くの民間企業が郵便配達事業に参入してきています。小包配達市場(重量1kgを超える小包が対象)は、2004年に自由化されました。2006年4月からは、所定のライセンスを取得した民間は、100グラムを超える書簡を取り扱うことができるようになりました。国内外で投函された50グラム以下の書簡については、スイスポストが独占権を維持しています。さらなる開放は今のところ進んでいませんが、完全自由化をめぐる議論は行われています。

スイスポストは、スイス全土に密な郵便局ネットワークを有しています。欧州7か国との国際比較によると、スイスは、面積当たりの郵便局の数が最も多く、最寄りの郵便局までの平均距離が最も短くなっています。さらにスイスポストは、海外サービスを含め、倉庫保管による調達から情報物流まで、あらゆる物流ソリューションを提供しています。

www.post.ch
スイスポスト

www.bakom.admin.ch
連邦通信局(OFCOM)

11.6 健康医療制度

11.6.1 医療

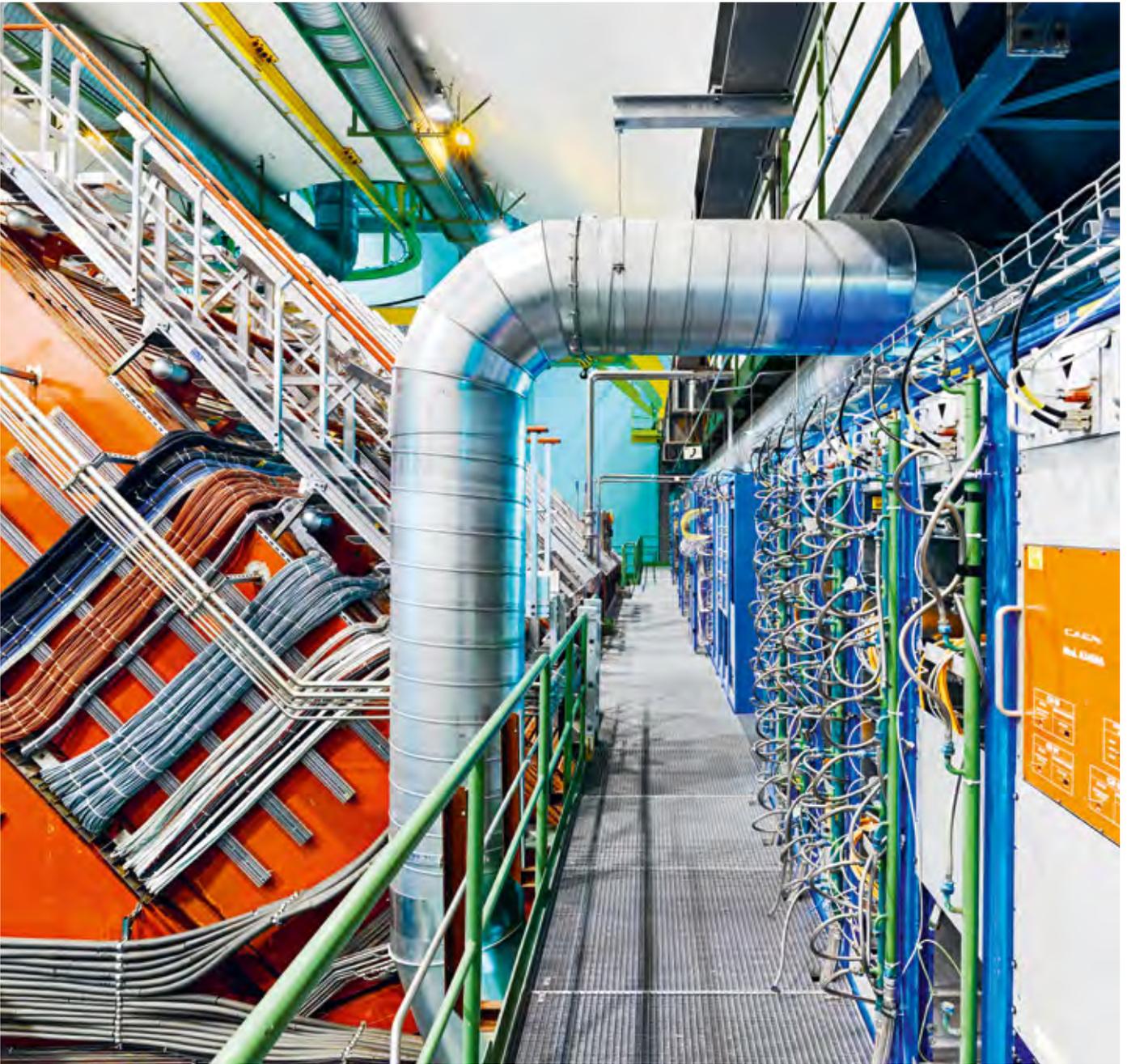
高度に訓練された医療専門家や著名な病院、一流の医療機関を誇るスイスのヘルスケア制度は、世界でもトップクラスです。国際比較によると、スイスは、国内総生産(GDP)のうち、医療システムに予算をかける割合が最も大きい国です。病院、開業医、歯科医、薬局のネットワークが充実しており、どこであってでも外来診療や入院治療を受けることができます。救急車による医療(病院の救急サービス)や空からの救急医療(スイス航空救助隊RegaあるいはTCS)は大変進んでおり、専門的に機能しています。自宅での在宅医療は、Spitexという組織が提供しています。

スイスの出生時平均寿命は、1900年から倍に伸びています。WEFが行った競争力調査の報告書2019版によると、スイスの平均寿命は83歳と、世界で5番目に高いことが分かっています。

11.6.2 健康保険

スイスでは、在住者全員に基礎健康保険への加入が義務付けられており、それにより優れた医療が保証されています。基礎健康保険は、病気の場合や(場合によっては外国での事故も含めて)損害保険の対象ではない事故の際の医療費をカバーします。健康保険は政府の管轄ではなく、民間の保険会社社が提供しています。任意保険の選択も可能です。

www.bag.admin.ch > Topics > Health insurance
健康保険の概要



教育と研究

12

12.1	学校教育と職業訓練	119
12.2	継続教育	122
12.3	総合大学と高等教育機関	122
12.4	私立インターナショナルスクールと寄宿学校	125
12.5	研究開発	125
12.6	スイス・イノベーションおよび国立イノベーションパーク	128

スイスのように天然資源に乏しい国にとって、優れた教育を受けた人材と継続的なイノベーションは、最も重要な財産です。スイスの教育・研究政策は、こうした考えのもとに構築されています。公立学校、総合大学、大学院、私立インターナショナルスクールや寄宿学校の教育レベルの高さは、世界中で高く評価されています。スイス連邦制の構造により、実業界や研究機関が教育システムと高い水準で密接な関係性を築くことが可能になっています。スイスの教育の特長として、デュアルシステムが挙げられます。これは、学生が高校・大学という従来の教育を受けながら、工業やサービス業で実務に即した職業教育を受けられるシステムです。

12.1 学校教育と職業訓練

スイスのデュアルシステムは、世界的に見てもユニークです。この制度により、スイスは、高い資格を持つ革新力にあふれた労働力に恵まれ、世界経済を主導する地位を保持することができています。

スイスの教育システムでは、州がそれぞれに教育の質や種類(基礎教育、大学、応用科学大学)を統轄しています。ただし、スイス連邦工科大学(チューリヒ校・ローザンヌ校)だけは、連邦が運営しています。様々な調整機関が設置されており、州によって教育・職業訓練のカリキュラムに大きな差が生じないように調和が図られています。

www.edk.ch
州教育長会議(EDK)

www.educa.ch
スイスの教育に関する情報サイト

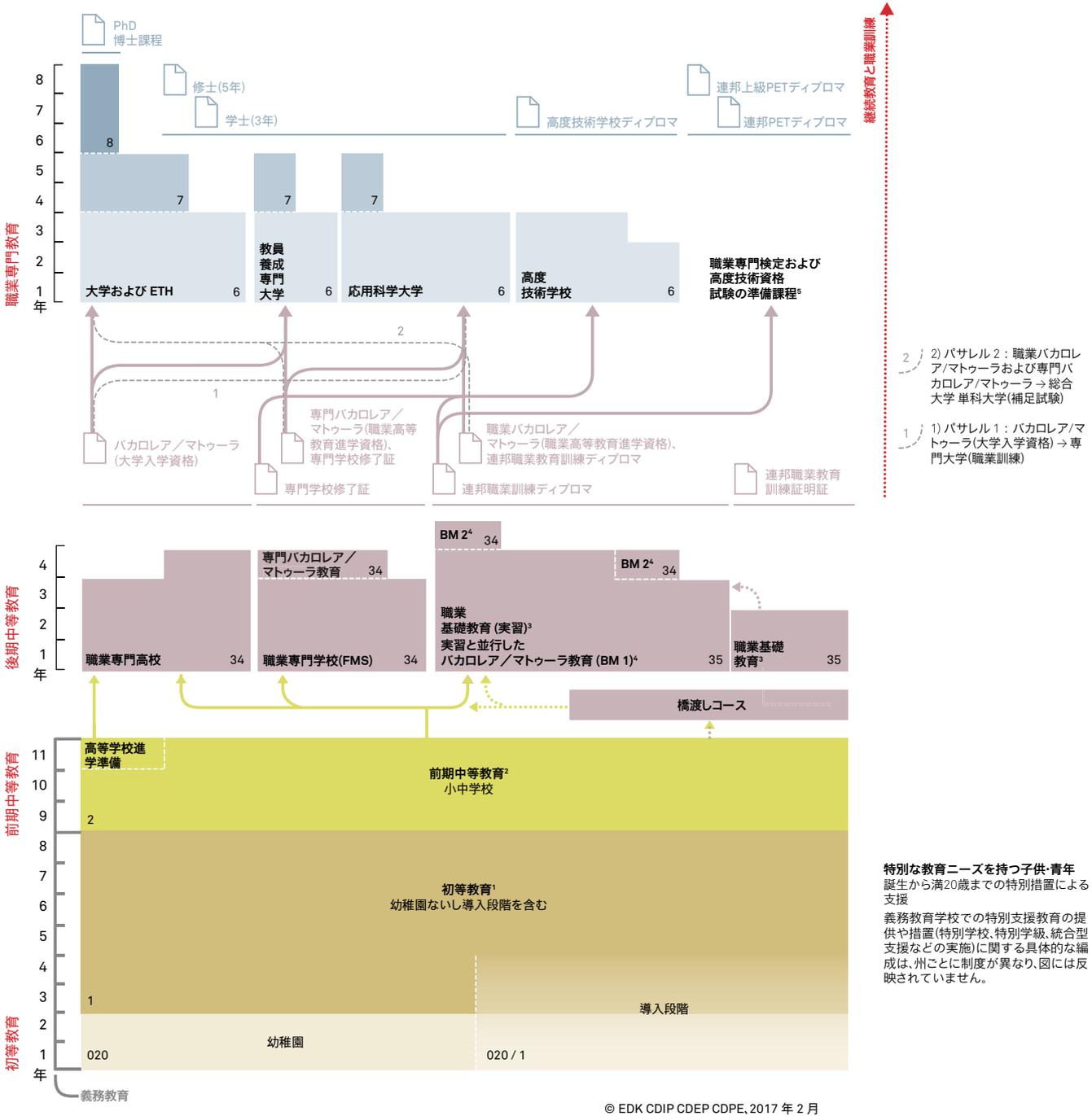
www.bildungssystem.bfs.admin.ch
教育に関する統計

12.1.1 義務教育と継続教育

就学前教育(幼稚園)は、5-6歳で始まります。初等教育(小学校に相当)は、7歳から始まり、4-6年間就学します。その後は、それぞれのレベルに応じた前期中等教育(中学校に相当)に進みます(教育制度の名称やカリキュラムは、州により異なります)。前期中等教育を修了すると、9年間の義務教育が終わります。その後は、職業訓練を開始するか、あるいは大学進学のための高等学校に進学します。職業訓練を受けたり(見習い制度)、高等学校に進むほかにも、専門資格を得るために専門高等学校に進学し、義務教育修了後も継続的に教育を受けるという方法もあります。

スイスの教育制度

(図42)



特別な教育ニーズを持つ子供・青年
 誕生から満20歳までの特別措置による支援
 義務教育学校での特別支援教育の提供や措置(特別学校, 特別学級, 統合型支援などの実施)に関する具体的な編成は, 州ごとに制度が異なり, 図には反映されていません。

ISCED | 国際教育標準分類 2011年

- ISCED 8
- ISCED 7
- ISCED 6
- ISCED 4
- ISCED 34 + 35
- ISCED 2
- ISCED 1
- ISCED 020

¹ 幼稚園 2年 各 導入段階の両初年度: 大半の州では義務教育課程に含まれる。
² 前期中等教育 I: ティチーノ州では4年間の中学校(美術6 HarmoSコンソルタートで適用の例外規定に準拠)
³ 職業基礎教育(実習): 教育機関での教育, 職業専門学校での授業および事業所横断的課程への参加, 全日制学校教育も選択可
⁴ 専門職資格取得: 実習と並行(BM 1)または実習後に行う(BM 2); BM 2の期間: 全日制1年, 半日制1.5-2年
⁵ 連邦資格試験/連邦能力証明書 = ISCED 6, 高度専門資格試験/連邦卒業証明書 = ISCED 7

教育システムの質、2019年

1 = 経済のニーズに全く対応していない、
10 = 経済のニーズに対応している

(図43)

1	フィンランド	9.07
2	スイス	8.85
3	シンガポール	8.71
4	オランダ	8.69
5	デンマーク	8.61
8	アイルランド	7.96
10	ドイツ	7.82
11	中国	7.76
12	オーストラリア	7.71
13	カナダ	7.61
16	ベルギー	7.34
18	ルクセンブルク	7.28
19	オーストリア	7.13
21	フランス	7.09
27	英国	6.54
28	イタリア	6.52
29	米国	6.52
32	日本	6.31
42	インド	5.45
47	韓国	4.74

出典：IMD世界競争力センター、2019年

子供たちの95%は、義務教育を地元の公立学校で受けます。私立学校に通う生徒は全体の5%に過ぎません。スイスの公立学校は高く評価されています。2018年のOECD生徒の学習到達度調査(PISA)で、スイスの生徒の学習到達度はOECD加盟国の平均を上回りました。また、公立学校が私立学校をやや上回る結果となりました。IMD(経営開発国際研究所)もまた、スイスが経済のニーズに応える質の高い教育制度を有していると認めています(図43参照)。

スイスの公立学校は教育の場であるとともに、国民の統合という重要な機能も担っています。社会的、言語的、文化的背景の異なる子供たちが同じ学校に通っているのです。4つの公用語があるスイスでは、複数言語を理解する能力が極めて重要です。子供たちは、小学校から母語以外の公用語を1つと英語を学びます。

2017年のスイスの教育に対する公的支出は、約380億スイスフラン弱でした。これは、国内総生産(GDP)の5.7%に相当します。国民1人当たりの支出額では世界最高レベルです。

www.pisa.oecd.org
学習到達度調査(PISA)

www.bfs.admin.ch
スイス連邦統計局

教育に対する1人当たり公的支出、2017年 (単位：米ドル)

(図44)

1	アイスランド	5,359
2	ルクセンブルク	4,940
3	ノルウェー	4,227
4	スイス	3,957
5	デンマーク	3,724
6	米国	3,597
7	スウェーデン	3,582
10	ベルギー	2,752
12	オランダ	2,485
14	オーストリア	2,297
15	アイルランド	2,234
16	フランス	2,089
17	カナダ	1,982
19	英国	1,839
20	ドイツ	1,835
22	シンガポール	1,638
23	香港	1,536
25	韓国	1,353
26	イタリア	1,229
27	日本	1,211
48	中国	321

出典：IMD世界競争力センター、2019年

12.1.2 職業訓練

スイスは世界で最高の教育システムを有しています。スイスの労働市場における失業率が一貫して低いのは、安定した経済はもちろん、質の高いスイスの職業訓練制度によるものです。基礎的な職業訓練は、義務教育修了後に開始されます。現場で実践的な技能を学ぶオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)が重視されています。同世代の若者の4分の3以上が、学校で職業訓練を受けながら並行して実習を行います。この実習期間は3-4年で、企業で職業実習を行い、職業別に設けられた職業学校に通って学科を学びます。さらに、学生には職業高等教育進学資格を取得する機会も与えられており、応用科学大学に入学して学士号を取得し、場合によっては修士課程に進学することもできます。応用科学大学は、高等教育レベルの教育を行います。スイスでは、学生の88%が義務教育修了後もそれぞれの教育を継続します。この数字は、OECD加盟国の中で屈指の継続教育の水準の高さを誇ります。

このデュアル教育システムにより、企業は実践的な職業訓練を受けた業務にあった適切な人材を採用することができます。若年層の失業率は、ユーロ圏の国々の平均よりも遥かに低く抑えられています。職業訓練では実践を重視していますが、これにより学校教育における学術的省察の重要性が軽減されることはありません。

専門教育と職業研修は、スイスで大きな役割を担っています。連邦政府当局と職業団体の承認のもと、高度な専門家養成訓練や職業訓練が実施されています。職業研修を優秀な成績で修了すると、スイス連邦から職業資格証明やディプロマが授与されます。スイスには連邦政府が承認する専門単科大学学位プログラムを提供する学校が150校近くあり、その過半数が技術系単科大学です。これらの学校の授業は、他国では総合大学でしか取り扱われないような、高度な内容になっています。スイス-EU二国間協定に基づき、職業資格証明書はEU国内でも相互に認定されています。スイスの職業専門教育訓練に関する国家資格フレームワーク(NQF VPET)や資格証明についての説明文書、ディプロマ・サブプリメント(学位・資格の学習内容を示した様式)により、スイスの多様な職業訓練コースの理解や比較がしやすくなりました。

www.s-ge.com/education
スイスにおける専門教育の概要

www.sbf.admin.ch
連邦経済省教育研究革新局(SERI)

www.wbf.admin.ch > Topics > Education, Reserach and Innovation
スイス連邦経済教育研究省による情報
教育と研究(WBF)

www.swissworld.org > Education
スイスの教育

www.berufsberatung.ch
職業、進学、キャリアの選択に関するアドバイス

12.2 継続教育

スイスにおいて、継続教育は重要な役割を果たしています。大学や応用科学大学などの公的教育機関には、大学院課程のほかにも、卒業生に限らず誰もが受講できる様々な専門分野に関する講座が開講されています。学生でなくても、聴講生として大学の講義に参加することも可能です。成人向け教育講座には国から補助金が支給され、誰でも受講することができます。語学からヨガ、経営学に至るまで、様々な講座を開講している民間の教育機関もあります。

www.weiterbildung.ch
www.ausbildung-weiterbildung.ch
www.seminare.ch
継続教育の概要(教育機関、講座)

www.up-vhs.ch
スイス成人教育協会

12.3 総合大学と高等教育機関

12.3.1 大学と工科大学

大学と工科大学

(図45)



応用科学大学

- 1 ノースウェスタンスイス応用科学大学 (Fachhochschule Nordwestschweiz)
- 2 チューリヒ応用科学大学 (Fachhochschule Zürich)
- 3 FHS St. Gallen University of Applied Sciences
- 4 University of Applied Sciences Rapperswil
- 5 NTB Interstate University of Technology Buchs
- 6 Chur University of Applied Sciences (Fachhochschule Graubünden)
- 7 ルツェルン応用科学大学 (Fachhochschule Zentralschweiz)
- 8 サザンスイス応用科学大学 (Scuola Universitaria Professionale della Svizzera Italiana)
- 9 ヘルン応用科学大学 (Fachhochschule Bern)
- 10 ウェスタンスイス応用科学大学 (Haute école spécialisée de Suisse occidentale)
- 11 Swiss Distance University Institute, Brig

出典：教育、研究、イノベーションのための国家事務局(SBFI)、2020年

年間の学費

(学士課程、単位：スイスフラン)

(図46)

	連邦工科大学ローザンヌ校	連邦工科大学チューリヒ校	バーゼル大学	ベルン大学	フリブール大学	ジュネーブ大学	ローザンヌ大学	ルツェルン大学	ヌーシャテル大学	ザンクトガレン大学	チューリヒ大学	USI(ルガーノ・メンドリージョ)
スイス人学生	1,560	1,458	1,700	1,568	1,310	1,000	1,160	1,620	1,030	2,458	1,548	4,000
留学生が負担する追加費用				400	300			600	550	3,800	1,000	4,000
留学生の負担総費用	1,560	1,458	1,700	1,968	1,610	1,000	1,160	2,220	1,580	6,258	2,548	8,000

出典：berufsberatung.ch 2020年

スイスには10の州立大学があり、講義は主にドイツ語(バーゼル、ベルン、チューリヒ、ルツェルン、ザンクトガレン)、フランス語(ジュネーブ、ローザンヌ、ヌーシャテル)、イタリア語(ルガーノ)、ドイツ語/フランス語(フリブール)で行われています。スイス連邦工科大学は、ローザンヌ(フランス語)とチューリヒ(ドイツ語)の2か所にあります。2019/2020年度秋学期は、上記の12大学合計でおよそ156,669名の学生が入学し、うち51%を女性が占めました。また、31%が外国人留学生でした。留学生比率の高さは、世界でも最高レベルです。外国人教授の比率は2002年以降上昇を続け、50%に達しています。このことも、スイスの大学の国際性をよく示しています。

スイスの大学には、幅広い専攻分野が用意されています。医学部を除き、入学に特別な条件は設けられていません。学士・修士課程に入学を希望する留学生には語学要件を満たすことが求められ、入学試験を課す大学もあります。留学生の学費も妥当な金額に設定されています。学費のほか、生活費として年間18,000-28,000スイスフランが必要ですが、この額は居住する都市や個人の生活状況に応じて異なります。欧州高等教育圏の確立を目的とするボローニャ協定に基づき、スイスの全大学が学位制度を学士・修士課程へと切り替えました。こうした学位制度改革の一環として、英語で行われる履修課程が増加しています(特に修士課程)。スイスはISEPなどの交換留学生プログラムに参加しており、外国人学生はスイスの大学へ1学期間、短期留学することが可能です。

様々な専攻分野で豊富なカリキュラムを展開し、専門に特化した研究活動を行うスイスの大学は、世界中で高く評価されています。チューリヒ(ETHZ)とローザンヌ(EPFL)の2つの連邦工科大学では、国際的な研究機関と提携し、最先端の研究への取り組みが行われています。両校は、世界の著名な科学者の招聘に力を入れています。スイスの大学は世界大学ランキングの上位100校に常に名を連ね、欧州ではさらに高いランクに位置しています。また、世界トップクラスの研究所もあります。スイスの単科大学・総合大学は、国際的な研究プログラム(国外の学術機関との提携など)にも参加しており、大学院課程も開講しています。

www.sbf.admin.ch
連邦経済省教育研究革新局(SERI)

www.universityrankings.ch
大学ランキング

www.swissuni.ch
スイス大学継続教育協会

www.swissuniversity.ch
留学生向けの情報

エグゼクティブMBA：主要提供機関

(図47)

提供機関	ホームページ
国際経営開発研究所(IMD)	www.imd.org/emba
オムニウムアライアンス(ザンクトガレン大学、トロント大学、その他提携大学)	www.omniumgemba.com www.gemba.unisg.ch
ザンクトガレン大学	www.emba.unisg.ch
チューリヒ大学	www.emba.uzh.ch
ロチェスターベルン(ベルン大学、ロチェスター大学)	www.rochester-bern.ch
チューリッヒ・インスティテュート・ビジネススクール(Zurich Institute of Business Education)	www.ceibs.ch
ZfU インターナショナルビジネススクール	www.zfu.ch/mba
EMBAルツェルン	www.hslu.ch/emba
スイス連邦工科大学ローザンヌ校(ETHL)	emba.epfl.ch
Università della Svizzera italiana	www.emba.usi.ch
Geneva School of Economics and Management	www.unige.ch/gsem/en/executive/emba

出典：S-GE独自編集

12.3.2 応用科学大学

応用科学大学では、学士・修士レベルの実務教育を行っています。対象となる学生は、主に職業高等教育進学資格を取得し、すでに実社会で実務経験を積んできた人々です。応用科学大学では一般の講義のほか、民間企業、特に中小企業との連携による研究開発プロジェクトを実施し、また、地元企業を対象とした高度な研修講座を開講しています。

その結果、応用科学大学は、地域における科学・技術の伝授において一定の役割を担い、産業界との交流を維持しています。応用科学大学には、顧客と市場、実務を非常に重視し、豊富な講師陣、充実した研究開発、サービスが備えられています。応用科学大学は、研究機関として、スイス イノベーション促進エージェンシー(Innosuisse)から国家レベルの支援を受けています。また、スイス連邦工科大学や他の大学と連携し、研究を進めています。

www.sbf.admin.ch > Hochschulen > kantonale Hochschulen > Fachhochschulen und pädagogische Hochschulen
応用科学大学の概要

www.innosuisse.ch
スイス イノベーション促進エージェンシー

12.3.3 エグゼクティブMBAプログラム(EMBA)

エグゼクティブMBAプログラムは特殊な継続教育であり、実務経験豊富な幹部クラスの受講生を対象としています。一般に、EMBAコースはモジュール式のプログラムで構成されており、仕事をしながら学ぶことができます。ほとんどの学位プログラムには、スイス国内での履修課程に加え、留学もカリキュラムに組み込まれています。スイス屈指のビジネススクールであるIMD(ローザンヌ)のEMBAプログラムは、常に世界最高のプログラムの1つに数えられています。ザンクトガレン大学のEMBAプログラムも、世界で最も優れた教育プログラムのひとつとして数えられています。

www.find-mba.com > Europe > Switzerland
スイスのMBA/EMBAプログラム

www.ausbildung-weiterbildung.ch
スイスの継続教育ポータル

www.swissuniversity.ch
スイスの大学のプログラム

12.4 私立インターナショナルスクールと寄宿学校

スイスの教育制度には、私立学校も含まれています。スイスの3つの公用語、ドイツ語、フランス語、イタリア語のほか、英語で授業を行う(他の言語で授業を行う学校もあり)私立学校が260校以上あり、10万人以上の生徒が通学しています。インターナショナルスクールは、スイスに一時的に滞在することが多い外国企業の駐在員にとって、特に重要です。子供たちはインターナショナルスクールで、母語による教育あるいは国際的な教育を受け、母国で有効なドイツのアビトゥア、フランスのバカロレア、または米国大学入学資格証明のような大学入学資格の取得に向けた準備をします。全地域、そして全都市に、適切な教育機関が設置されています。授業料は、他国と比較しても平均的です。

スイスの寄宿学校は、教育水準の高さはもちろん、規律の厳しさ、国際性を育む教育機関として定評があります。生徒の選考にあたっては、しばしば非常に厳しい条件があり、世界中のエリートが集まる学校として有名です。

www.swissprivateschoolregister.com

スイスの私立学校名簿

www.swiss-schools.ch

スイス私立学校連盟(VSP)

www.sgischools.com

スイスのインターナショナルスクールグループ

12.5 研究開発

12.5.1 スイスの研究環境

技術革新が加速すればするほど、国家経済における研究開発の意義は高まります。スイスは、世界で最も研究開発に積極的な国のひとつです。2017年の研究開発投資は、GDP比で3%を超えています。

2017年にスイスが投じた研究開発費226億スイスフランのうち、69%(約156億スイスフラン)が、民間の企業による投資です。金額が最も高かった業界は、製薬(36%)および機械産業(10%)でした。

スイスは、人口比でノーベル賞の受賞者数が世界で最も多い国です(図49参照)。また、特許出願件数では、国際比較で第2位です(図48参照)。

スイスは、世界で最も研究開発に積極的な国のひとつです。2017年の研究開発投資は、GDP比で3%を超えています。

人口10万人当たりの特許申請数、2017年

(図48)

1	ルクセンブルク	585
2	スイス	528
3	韓国	440
4	日本	363
5	スウェーデン	231
9	オランダ	219
10	ドイツ	213
12	米国	161
13	オーストリア	157
14	シンガポール	124
15	ベルギー	121
17	アイルランド	111
18	フランス	106
20	中国	94
21	英国	81
23	カナダ	65
24	イタリア	52
25	オーストラリア	47
27	香港	32
55	インド	2

出典：IMD世界競争力センター、2019年

スイスは人口100万人あたり約4,300冊の科学出版物を刊行しており、世界でもトップクラスです。世界全体と比較すると、全体の内1.1%がスイスからの刊行で、世界19位にランクインしています。学術雑誌に論文を发表することは(紙媒体およびデジタル版ともに)、研究成果や知識を広めるために最も重要な手段です。いわゆる「インパクトファクター(文献引用影響率)」は、ある雑誌の掲載論文が他の雑誌に引用された頻度を示すものです。スイスは世界で最も引用された出版物の内1.5%を刊行しており、スイスの出版物が国際的に認められていることを示しています。スイスでは出版物のほとんどが、ライフサイエンス分野です。

政府の資金は、主に基礎研究に投じられています。産業界と学術界は、密接に連携しています。各大学の研究機関には、民間部門との協力の調整を図る事務局が設置されています。スイス イノベーション促進エージェンシー(Innosuisse)は、企業が非営利研究機関と協力して行っている研究開発プロジェクトに多額の経済的支援を行うことができます。

www.sbf.admin.ch > Topics > Research & Innovation
連邦経済省教育研究革新局(SERI)

www.kti.admin.ch
連邦技術革新委員会

www.snf.ch
スイス国立科学財団(SNSF)

www.myscience.ch
スイスの研究とイノベーションに関する情報ポータルサイト

人口100万人当たりのノーベル賞受賞者数、2018年

(図49)

1	スイス	1.53
2	ノルウェー	1.50
3	英国	1.04
4	スウェーデン	0.98
5	米国	0.91
6	イスラエル	0.90
7	デンマーク	0.69
8	オランダ	0.52
9	オーストリア	0.45
10	アイルランド	0.41
11	ドイツ	0.41
13	ベルギー	0.35
14	フランス	0.33
16	カナダ	0.24
18	日本	0.15
19	香港	0.13
22	イタリア	0.08
27	中国	0.00
28	インド	0.00
29	韓国	0.00
29	ルクセンブルク	0.00

出典：IMD世界競争力センター、2019年

12.5.2 国際的な研究提携

スイスの民間部門は、外国のパートナー、特にEU諸国との研究提携に強い関心を持っています。先端技術を有する外国のパートナーとの研究開発活動での提携は、小規模な企業にとって、提携先のノウハウを共有することができるというメリットがあります。EUとの二国間協定により、この提携を促進させるためのより一層有利な条件が実現しました。

国際的な研究提携に関する詳しい情報は、4.2.4に掲載されています。

www.snf.ch > The SNF > Research policies > International co-operation
国際的な研究提携

www.sbfli.admin.ch > Research & Innovation > International Cooperation in Research and Innovation
教育、科学、研究における国際協力

スイスの研究機関

(図50)

研究機関名		所在地	ホームページ
CERN	欧州原子核研究機構	ジュネーブ	www.cern.ch
EAWAG	スイス連邦水科学技術研究所	デューベンドルフ(チューリヒ州) カスタニエンバウム(ルツェルン州)	www.eawag.ch
EMPA	スイス連邦材料試験研究所	トゥーン(ベルン州)、デューベンドルフ(チューリヒ州)、ザンクトガレン	www.empa.ch
PSI	ポール・シェラー研究所	フリリゲン(アールガウ州)	www.psi.ch
SLF	スイス連邦雪・雪崩研究	ダボス(グラウビュンデン州)	www.slf.ch
The Graduate Institute (大学院大学)	国際・開発研究大学院	ジュネーブ	www.graduateinstitute.ch
WSL	スイス連邦森林・雪・景観研究所	ビルメンスドルフ(チューリヒ州)、ベリンツォーナ(ティチーノ州)、ダボス(グラウビュンデン州)、ローザンヌ(ヴォー州)、シオン(ヴァレー州)	www.wsl.ch

出典：スイス国立科学財団(SNSF)

12.6 スイス・イノベーションおよび国立イノベーションパーク

スイス・イノベーションとスイスのイノベーションパークは、先端テクノロジー産業企業とスイス連邦工科大学チューリッヒ校(ETHZ)・ローザンヌ校(EPFL)およびバーゼル大学といった世界をリードする有名諸大学との提携や共同研究を実現することができる場です。これにより、それぞれの研究成果を共有し、市場で十分通用する製品やサービスの開発を目指します。スイス・イノベーションは、科学と経済の学際的な共同作業を成功へと導く存在です。これにより、商業化のさらなる方法、方向性、可能性を見出し、新たな時代の開拓を目指します。

スイス・イノベーションのテクノロジー・パークは、研究開発を中心業務とする企業にとって理想的な活動拠点です。この施設では、ブレークスルーを実現し、高い収益性を可能にする製品の開発を目指することができます。スイスは、世界でも最もイノベーション志向の国という評価に値する存在です。

12.6.1 イノベーションの重点

スイス・イノベーションは、主に健康とライフサイエンス、機動性と輸送、エネルギー、環境と自然資源、加工と製造、そしてコンピューターと情報工学の5分野を中心に研究しています。これらの分野の全てが、社会に多様な利益をもたらす多くのイノベーションの開発のための土台を築きます。とりわけ、ロボット技術、人工知能、ナノテクノロジー、素材研究、3Dプリンターによる加工技術、医療診断、がん治療、そして再生エネルギーの応用領域で大きな活躍を見せています。

12.6.2 国立イノベーションパーク

スイス・イノベーションパーク・バーゼルエリア

スイス・イノベーションパーク・バーゼルエリアは、ライフサイエンスや精密機械、トップクラスの学術研究の分野で世界をリードする大手企業の施設で、革新的な研究開発グループのためのプラットフォームおよび最新鋭のインフラを提供しています。健康と医療技術、デジタルヘルス、バイオテクノロジー、産業変革に焦点を当てています。バーゼル大学やチューリッヒ工科大学のバイオシステム科学・工学科などの地域研究機関では、幅広い分野の最先端の研究を行うことができます。イノベーションパーク・バーゼルエリアは、アルシュヴィル、バーゼル、ジュラ、ノバルティス キャンパスの4つの拠点にあり、革新的で超近代的なインフラを提供し、スタートアップ企業にとって理想的な土壌となっています。

スイス・イノベーションパーク・ビール/ビエンヌ

スイス・イノベーションパーク・ビール/ビエンヌは、4分野の卓越した研究センターから構成されています。この4分野とは、先端製造テクノロジー(産業用3D印刷)、バッテリー工学、医療テクノロジー、そしてスマートファクトリーを指します。そして、この施設の研究開発の主な分野はヘルスケアおよびライフサイエンス、エネルギー、環境および天然資源、コンピューターおよびコンピューター工学、モビリティおよび輸送業の5分野です。このイノベーションパークは、中小企業やスタートアップ企業のために実験室や研究サービスを提供しています。これにより、これらの企業の製品開発や、市場導入のための商品化のプロセスを支援しています。

スイス・イノベーションパーク・イノブ・アーレ

スイス・イノベーションパーク・イノブ・アーレは、ポール・シェラー研究所(PSI)の傍に設立されています。この施設は、最新鋭の設備を揃えた巨大な研究施設であり、唯一無二のイノベーションセンターとして知られています。大企業、中小企業、スタートアップ企業の研究グループとポール・シェラー研究所の優秀な科学者が一堂に会する研究開発のためのエコシステムが、ここにあります。PSIは、加速技術、新素材と開発プロセス、ヒューマン・ヘルスケア、エネルギー分野の研究を行っています。この施設では、PSIの研究で培った専門知識を基盤として、実際に市場に導入することができる革新的な新製品を開発しています。

主要イノベーションと専門分野

(図51)



出典：スイス・イノベーション、S-GE

国立イノベーションパーク・西部ネットワークEPFL

国立イノベーションパーク・西部ネットワークEPFLは、ローザンヌの有名なEPFLを中心に西スイスの6つの大学がある地域に広がるネットワークで、イノベーションのあらゆる分野をカバーしています。企業や研究者は、将来のベストセラーとなる製品が開発されるアカデミックな環境、設備の非常に整った研究室、スイスならではの雰囲気が高く評価しています。多くの研究者、優秀な人材、起業家の交流により、スイスはイノベーションを実現するための理想的な土壌を醸成しています。主要グループ企業の研究開発チームやクリエイティブなスタートアップ企業が、世界的に有名な教授や革新的スピンオフ企業と共同作業を行い、将来的な製品開発に役立てています。イノベーションパークには、200社以上のスタートアップ企業と30社以上の国際企業が拠点を置いています。

スイス・イノベーションパーク・チューリヒ

スイス・イノベーションパーク・チューリヒは、卓越性を誇るスイス連邦工科大学チューリヒ校(ETHZ)とチューリヒ大学のすぐ近くに存在しています。この立地を活かして、研究開発とイノベーションを牽引する新たなプラットフォームを提供します。このイノベーションパークの最初のプロジェクトは、ロボット工学、輸送、宇宙工学、および航空学とアドバンスト・マニュファクチャリングに関するものです。こうした動きを受けて、連邦工科大学チューリヒ校は、ロボット工学および輸送工学のためのハブを構築しようと計画しています。このハブは、学術的な研究と企業やスタートアップを結ぶ架け橋としての役割を担います。

12.6.3 ターゲットグループ

グローバルな研究環境の中心となるスイス・イノベーションの戦略的な位置は、多くの革新的な企業を魅了しています。ここまで最新のテクノロジーが幅広く揃い、世界をリードするエキスパートと呼ばれる人びとの専門知識が一挙に集まっている場所は他にありません。これにより、新たな未来を切り拓くイノベーションが現実のものとなります。研究チームやイノベーショングループは、イノベーション精神を発揮し、新製品の世界市場での成功を目指し、共同で作業を行っています。ターゲットグループは以下の企業です：

- 市場導入可能な新製品、サービス、システムを開発する先端テクノロジー分野の中小および大企業
- 高い付加価値を持った製品、研究開発、イノベーションに重点を置いているハイテク系大手企業
- グループ企業、スタートアップ企業の研究グループ、研究開発チーム

12.6.4 成果内容

この施設が提供する広範で多岐に渡るサービスや素晴らしい研究インフラは、スイス・イノベーションの各拠点で活動する研究開発チームやイノベーショングループの成果を効率的に最大限まで引き出すことに特化して発展してきました。それらの例として、次のことが挙げられます：

- トップクラスの学術的パートナーとの共同作業をサポートし、最高の人材、研究員へのアクセスを可能にします。
- 成功を納めているスタートアップ企業やスピンオフとのネットワークを構築します。
- 世界中の国際企業の研究開発チームとのパートナーシップを結び、アイデアを交換し合うためのプラットフォームを提供します。
- 産業渉外員(Industrial Liaison Officers)を配置し、研究開発部門のスタッフの将来的なチャンスの拡大をサポートします。
- およそ200,000平方メートルもある設備の整った実験室、オフィス、会議室や共同ワーキングスペース、加速装置を備えた広大な研究施設を提供します。
- ビジネスを展開しやすく、政治的にも安定した環境が完備されています。スイスやEUの研究費の補助金申請へのアクセスのしやすさ、トップレベルの人材やその家族にとって魅力的な質の高い生活の確保などが挙げられます。

www.s-ge.com/innovation-parks

www.switzerland-innovation.com
スイス・イノベーション財団



スイスの生活

13

13.1	安全性と生活の質.....	131
13.2	転居と生活適応.....	133
13.3	住居の賃貸.....	133
13.4	電話、インターネット、テレビ.....	134
13.5	保険.....	135
13.6	公共交通機関.....	135
13.7	レジャー.....	135
13.8	収入と生活費.....	136

高い生活水準と安全な環境により、スイスは世界屈指の長寿国となっています。手付かずの自然や多種多様な文化と娯楽が、多くの観光客だけでなく、高度な資格を持つ外国就労者をも惹きつけています。スイスの1世帯当たりの平均月間勤労所得は7,304スイスフランで、このうちおよそ70%が社会保障費と税金を控除した後、可処分所得として残ります。そのため比較的物価が高いにもかかわらず、スイスの購買力は世界一です。

13.1 安全性と生活の質

スイスは、非常に安全で、極めて質の高い生活を送ることができる国です。都市圏のみならず地方においても、所得、ヘルスケア、気候と地理、政治的安定、安全と保安、個人の自由、家庭生活や地域生活などの主要な基準に関して、非常に高い評価を受けています。

チューリヒ、ジュネーブ、バーゼル、ベルンは、世界的コンサルティング会社マーサーが発表している世界の都市ランキングで、長年にわたり上位を占めています。

生活の質の国際比較、2019年

(図52)

1	ウィーン、オーストリア
2	チューリヒ、スイス
3	バンクーバー、カナダ
3	ミュンヘン、ドイツ
3	オークランド、ニュージーランド
6	デュッセルドルフ、ドイツ
7	フランクフルト、ドイツ
8	コペンハーゲン、デンマーク
9	ジュネーブ、スイス
10	バーゼル、スイス
11	シドニー、オーストラリア
11	アムステルダム、オランダ
13	ベルリン、ドイツ
14	ベルン、スイス
16	トロント、カナダ
18	ルクセンブルク、ルクセンブルク
33	ダブリン、アイルランド
39	パリ、フランス
41	ミラノ、イタリア
41	ロンドン、英国
44	ニューヨーク、米国
49	東京、日本
71	香港、香港

出典：マーサー、世界生活環境調査・都市ランキング2020年

あらゆる地域で常に、移動の自由と安全が保証されています。人口密集地は少なく、単調で個性の無い大規模集合住宅もほとんどありません。通常、子供は、親が付き添うことなく徒歩で通学しています。こうした安全な環境と、伝統的に慎重なスイス人の特質は、広く評価されています。世界的な著名人でも、身辺警護なしでスイス国内を移動することができるのです。

まるで磁石に引き付けられるように、スイスには、国外から優秀な人材が集まってきます。最も魅力的な国の国際比較ランキングで、スイスは、世界中の人材が集まる場所として長年に渡ってトップに立っています(図53参照)。このランキングは、国際経営開発研究所(IMD)が毎年発表しているもので、各国の優秀な人材を惹きつけ、維持する能力を比較しています。調査によると、スイスは、安定した経済や政治情勢、世界最高水準の教育制度、そして高い生産性を特徴としています。スイス人はまた、ハイレベルでグローバルな専門知識や技能を有し、質の高い生活をおくっています。

国外の優秀な人材にとって、
スイスは移住先の第一候補です。

開発・誘致、および人材の確保、2019年

総合評価1-100

(図53)

1	スイス	100.00
2	デンマーク	90.80
3	スウェーデン	86.94
4	オーストリア	86.91
5	ルクセンブルク	86.65
6	ノルウェー	85.95
7	アイスランド	85.15
8	フィンランド	83.14
9	オランダ	81.81
10	シンガポール	81.80

出典：IMD世界競争力センター、2019年

13.2 転居と生活適応

現在10,000社を超える外国企業が、スイスに拠点を置き、活動しています。これらの外資系企業の多くは、外国人の幹部や専門職を駐在員として短期的にスイスに派遣しています。このような駐在員ができるだけ早くスイスでの暮らしに慣れることができるよう、転居に関する専門機関や駐在員グループがあり、そのためのパンフレットやウェブサイトが用意されています。

外国に転居する際には、個々の状況に応じて様々な疑問が生じるものです。子供はどこどの学校に通えばよいのだろうか？ 買い物はどこですればよい？ 家はどうやって見つけるのだろうか？ 税金やその他の費用はどれだけかかるのだろうか？ 有能で国際経験豊富なアドバイザーが全国各地におり、これらの問題を解決し、サポートを提供します。また、リクレーション業者が、スイスに住み始めたばかりの人々を対象にした情報提供、転居に関する問題の解決等、総合的なサービスを提供しています。インターネットでも、様々な情報が閲覧できます。駐在員のために、オンラインでの情報プラットフォームを設置している州経済開発局も数多くあります。

www.ch.ch > スイスへの転居
スイスへの転居

13.2.1 転居

スイスに転居する場合、所有物(家庭用品、個人収集物、動物、自動車など)は、免税で持ち込むことができます。免税の適用を受けるための唯一の条件は、持ち込む物がスイス国外で6か月以上自らが使用したものであり、持ち込み後も自らが使用することです。スイス入国にあたり、所有物を持ち込むためのリストに加え、入国地の税関で雇用契約書、賃貸借契約書、または出国元の国から発行された登録抹消証明書類(EU-25/EFTA加盟国の国民用)を、提出しなければなりません。スイス入国後は、居住する市町村で14日以内に登録を行う義務があります。住民登録に必要な書類は以下の通りです。

- パスポートやIDカードなど、有効な公的身分証明書類(入国する家族全員)
- 健康保険加入証明書(強制加入の基礎保険の証明)：スイスの健康保険基金登録は3か月かかるため、健康保険加入証明書は後日提出することも可能です。
- パスポート用写真1枚(入国する家族全員、各自用意)
- 配偶関係を確認できる書類(出生届や婚姻届の抜粋証明書、婚姻証明書、子供の出生証明書など)
- 雇用契約書

スイスに自動車を持ち込む場合、12か月以内に車検を申請し、保険に加入したうえで、登録を済ませなければなりません。また、スイスで有効な運転免許への切り替えも12か月以内に行う必要があります。

www.ezv.admin.ch > Information individuals > Personal property, students, holiday homes, getting married and inheritance > Importation into Switzerland
個人の所有物に関する申請書

13.2.2 語学講座

多くのスイス国民は、英語や母語以外のスイスの公用語を理解することができます。しかしながら、スイス社会に溶け込むには、その地域の公用語の知識が大いに役立ちます。公用語はドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語であり、使われる言語は地域によって異なります。公用語が4つあるとはいっても、スイス国民の全員がすべての公用語を操れるわけではありません。

多数の民間企業や個人が、様々なニーズに合わせた語学講座を開講しています。公的機関でも各公用語の語学講座を提供しており、一部は移民の社会統合政策の一環として実施されている語学講座も存在します。スイス連邦の講座に関するウェブサイトをぜひご利用ください。

www.alice.ch > Dienstleistungen > Kurse > Kurse finden
Swiss Federation for Adult Learning

13.3 住居の賃貸

魅力的な賃貸物件がある場合は、広告主(専門の不動産管理会社であることが多い)に連絡し、物件の見学を予約します。物件が希望に沿う場合には、一般的に申込書への記入を行います。申込書には、年齢、配偶者の有無、職業、子供の有無、在留資格、雇用主、給与、ペットの有無などの項目が含まれています。多くの場合、申込者は、家賃の支払能力を証明するための債権執行記録証明書の提出を求められます。この証明書は、各地の債権執行局で取得できます。

13.3.1 敷金と賃貸契約

賃借人は、敷金として、ある一定の金額を事前に支払わなければなりません。敷金は3か月分の家賃相当額となることもあり、賃借人名で特別銀行口座(賃貸口座)に預金されます。この預金が、貸主に対する保証金となります。敷金は、退去後に利息と共に賃借人に返金されます。

賃借人には、清潔で、機能的な物件に入居する権利があります。物件の正式な引き渡しは、新たな賃借人が入居する前に行われます。賃借人と貸主と一緒に物件の状態をチェックして、不具合を書面に記録します。

通常、賃借人は翌月分の家賃を毎月支払います。賃借人は、多くの場合、家賃に加えて暖房、給湯、ケーブルテレビなどの料金を負担します。住居内で消費した電力の料金については、電力会社から、毎月あるいは四半期ごとに、賃借人に対して請求書が送られてきます。電話やインターネット接続(しばしばケーブルテレビも)サービスのプロバイダーは数多くあるため、賃借人は個別に契約し、プロバイダーに料金を直接支払います。

スイスでは、固定電話や携帯電話、IP電話、インターネットサービスのプロバイダーが数多くあり、選択肢が豊富です。

貸主が家賃を値上げしたい場合には(例えば改装後や住宅ローン金利の上昇などを理由に)、正式な書式を用いなければなりません。家賃の値上げが不当だと考える賃借人は、30日以内に仲裁機関に書式で申し立てを行います。

賃借人、貸主のいずれも、賃貸借契約を終了させることができます。必要な通知期間は契約書に記されています。賃借人が契約終了を通知する場合には、書面、できれば書留郵便によって行う必要があります。賃借人が既婚者の場合、夫婦は同等の権利を持ちます。したがって、夫婦の両方が署名していなければ契約終了通知は無効です。退去する場合には、賃借人はきれいな状態で物件を引き渡さなければなりません。賃借人と貸主と一緒に物件の状態をチェックして、不具合を書面に記録します。必要な修繕費をどちらが負担するかは、両者が協議して決めることになります。

13.3.2 居住規則と管理

ほとんどの場合、専門の不動産管理会社が建物を管理する責任を負っています。特に大規模な建物の場合には、建物の管理人が置かれ、賃借人の質問に答えたり、簡単な修繕を行ったり、セキュリティを監視し、維持管理を行っています。各地域の借家人協会も、問題の解決を支援します。

www.bwo.admin.ch > Wie wir wohnen > Infoblatt «Wohnen in der Schweiz»
賃借の際に知っておくべき情報

借家人協会
ドイツ語圏: www.mieterverband.ch

フランス語圏: www.asloca.ch

ティチーノ州: www.asi-infoalloggio.ch

13.4 電話、インターネット、テレビ

スイスの電気通信市場は、1998年に自由化されるまでスイスコムが独占していました。現在は、多数の固定・携帯電話、IP電話、インターネットサービスのプロバイダーから選択することが可能です。携帯電話の主要キャリアは、スイスコム、ソルト、サンライズの3社です。他にも、これら大手キャリアのネットワークを利用して、魅力的な条件でサービスを提供している業者もあります (M-Budget Mobile, Coop Mobile, yallo, mobilezoneなど)。スイスに一時的に滞在している外国人も、すべてのサービスを利用できます。ただ、その際には、登録が義務付けられています (プリペイド式の場合も含む)。インターネットの接続設定は簡単です。アナログ回線、ISDN回線、DSL回線や多種多様なケーブル回線を利用することができます。

テレビ放送の分野では、UPCケーブルコムとスイスコムが市場をリードしています。すでにスイスの4分の3の世帯に導入されているUPCケーブルコムのアナログケーブルテレビ回線では、60局を超えるチャンネルを視聴できます。デジタル放送を受信するには、デジタル放送対応テレビが必要です。Swisscom TVでは、電話回線を通じて200局以上のチャンネルを視聴することが可能です。300社を超える地域ケーブルテレビ事業者が、UPCケーブルコムと同様のサービスを提供しています。もちろん、衛星放送も受信可能です。スイスでラジオを聴いたりテレビを視聴する場合には、必ず受信料を支払わなければなりません。この受信料は、視聴している番組や受信方法にかかわらず、一律で徴収されます。ラジオやテレビの受信料の請求、徴収はSerafe AGが行っています。

www.local.ch

電話番号案内

www.comparis.ch

プロバイダーと料金の比較

www.teltarif.ch

プロバイダーと料金の比較

www.serafe.ch

Serafe : Schweizerische Empfangsstelle für Radio- und Fernsehempfangsgebührenの略。スイスラジオ・テレビ受信料受領代行会社)

13.5 保険

スイス国民は総合保険に加入しています。スイスの家庭では、家計の平均19%を保険料に支出しています。保険料が最も高額なのは、医療保険です。

医療保険、火災保険(不動産所有者の場合)と同様に、社会保険と失業保険も加入が義務付けられている保険です。社会保険料と失業保険料は政府が定め、給与から直接差し引かれます。医療保険、損害賠償保険は、各自が保険会社を選択し、個人で加入することが可能です。

住居を借りる場合は、家財保険および個人賠償責任保険に加入する必要があります(個別に、または組み合わせて加入できます)。家財保険は、浴槽からの水漏れによる床の損傷などを補償します。個人賠償責任保険は、被保険者が第三者に与えた損害を補償します(物的損害や人身傷害)。

自動車の所有者には、自動車損害賠償責任保険への加入が求められます。これは、事故の際に当該自動車を誰が運転しているかにかかわらず、保険の対象である自動車の運転に起因する人身傷害や物的損害を補償するものです。また、包括タイプや完全補償タイプの車両保険への加入も推奨されています。

13.6 公共交通機関

多彩な公共交通機関のおかげで、スイスの人々は、自家用車がなくても便利に移動することができます。鉄道、バス、船の交通網が非常に発達しており、世界屈指の交通密度の高さを誇ります。船は観光目的だけでなく、重要な輸送手段としても運航されています。スイスでは、どんな村であっても公共交通機関のダイヤが2時間以上間隔をあけることはありません。

公共交通機関には、様々なチケットやパスが用意されています。基本的には次のような仕組みになっています：有効期間が長いほど割安になります。12か月パスは、チケット8か月分の料金です。すべての公共交通機関を対象とする1年パス「General-Abo」があれば、SBB(スイス連邦鉄道)、ほとんどの私鉄、船、バス、都市交通を利用することができます。低価格の「Halbtax-Abo」は1年、2年、3年の期間があり、SBBと多くの私鉄、山岳鉄道の運賃が、半額になります。6才までの子供は、公共交通機関の運賃が無料です。16才未満の子供は「Junior-Karte」を購入し両親と一緒に利用する場合、「Enkel-Karte」を持って祖父母と一緒に利用する場合には、無料で公共交通機関を利用できます。16才から25才までの若者は「Seven25」パスで午後7時以降、無料で2等車に乗ることができます。これらの特別料金はスイス居住者向けですが、観光客向けの特別料金もあります。

www.sbb.ch

スイス連邦鉄道SBB：時刻表、チケット

www.swisstravelsystem.com

外国人のためのスイス観光案内

13.7 レジャー

13.7.1 娯楽と文化プログラム

スイスでは、多彩な文化や娯楽活動が楽しめます。自然愛好家、スポーツファン、平和で静かな場所を求める人、芸術愛好家、ビジネス旅行者にとって、スイスは、四季を通じて、理想的な目的地となっています。スイスでは、それぞれの人に合った本当の意味でのリラクゼーションと忘れられない体験を味わうことができます。観光客もスイスに住む人も、自らの嗜好に合った過ごし方を見つけることができます。サマースポーツもウィンタースポーツも身近に楽しむことができ、魅力的な市場が立つ町もあれば、活気溢れる都市もあり、常に文化と自然に恵まれ、リラックスすることも、アクティブに行動することもできます。人口を分散させる宅地開発のおかげで、都市でも地方でも文化活動やスポーツ、社会活動に参加する機会は数多くあります。スイスでは、ルツェルン音楽祭やモントルー・ジャズ・フェスティバル、グシュタードのメニューイン音楽祭、さらにロカルノ映画祭、アート・バーゼル、またクラン・モンタナで行われるゴルフのオメガ・ヨーロピアン・マスターズやバーゼルのスイス・インドア(テニス)、チューリヒで開催される陸上競技大会のヴェルトクラッセチューリヒなど、有名なイベントが開催されています。こうした大規模なイベントに加え、地方のカルチャーシーズンも活発です。

スイスには1,100を超える美術館や博物館があり、その充実度は世界最高レベルです。9つの歌劇場と15の劇場では、アマチュア演劇から国際的なアーティストによるパフォーマンスまで、バラエティに富んだ演目が上演されています。800か所以上の図書館が一般開放されています。国内10か所にある大型図書館では、5,500万点以上を所蔵しています。

アウトドア派には、20か所ある自然保護区や、85,000kmにおよぶハイキング・トレッキングコースがお勧めです。自然保護区は総面積が6,335km²あり、スイスの国土面積の約15%を占めています。さらに、11もあるユネスコ世界文化遺産も見逃せません。その世界遺産とは、アルプス山脈周辺の先史時代の杭上住居群、ラヴォーのブドウ段々畑、ペリンツォーナ旧市街の3つの城、ザンクトガレンのベネディクト会修道院、ベルン旧市街です。

また、スイスでは、スポーツも非常に盛んです。小さな町や村にも、サッカークラブや体操クラブがあります。国内には、28,000か所以上のスポーツ施設があります。その中には4,000か所の体育館、3,500か所の全天候型競技場が含まれています。トップスポーツに目を向けると、スイスは、何と言ってもウィンタースポーツの国です。例えば、スイスは冬季オリンピックで常にメダル獲得数上位10か国に入っています。ウィンタースポーツ以外では、テニスが特筆すべきスポーツです。ロジャー・フェデラーとスタニスラス・ワウリンカの2人のスイス人プレーヤーが、男子テニスの世界ランキングでトップ20に入っています(2020年時点)。そのため、テニスの人気が非常に高く、アマチュア選手も活躍しています。

www.myswitzerland.com
スイス政府観光局、イベントカレンダーなど

www.theater.ch
演劇と舞踊

www.swissworld.org > Society > Traditions
スイスの伝統や風習

13.7.2 クラブ活動とボランティア活動

スイスでは、多くの市民が余暇を利用してクラブ活動に積極的に参加し、趣味を楽しんでいます。小さな市町村も文化活動やクラブ活動を積極的に支援しており、インフラ設備も整備されています。音楽、演劇、スポーツ、政治から、ハイキングや自然保護に至るまで、クラブが存在しない分野はないと言っていいほどです。多くの場合、趣味とボランティア活動の間に、はっきりとした境界線はありません。スイスでは、人口のおよそ5分の1が組織化されている無償のボランティア活動に参加しています。スイスではクラブや団体の登録が義務付けられていないため、すべてを網羅するリストはありません。しかし、各市町村のホームページには、現地のクラブに関する情報が掲載されています。

www.benevol.ch
ボランティア

www.ch.ch > Addresses of administrative authorities
各行政機関の所在地

13.8 収入と生活費

スイスの1世帯の平均人数は2.23人で、月間就労所得は7,304スイフランです。給与以外の所得や移転所得を合わせると、総所得は9,946スイフランになります。社会保障費と税金を控除すると、約70%が可処分所得として残ります。実質可処分所得(すべての固定費を控除後)は、地域によって大きな開きがあります。ビジネスの中心地とごく一部の山岳地域では、実質可処分所得(RDI)が、全国平均を下回っています(低RDI値)。これらの地域は観光地として人気があり、不動産価格が高騰しています。アールガウ、ルツェルン、シャフハウゼン、シュヴィーツ、ゾロトゥルン、トゥールガウの各州は、魅力的な立地であるとともに、実質可処分所得が高い(高RDI値)のに対し、ベルン、ジュネーブ、ローザンヌ、チューリヒといった大都市は、正反対の数値を示しています。

UBSの調査(図55)によると、スイスの購買力は世界でもトップクラスです。すなわち、物価と比較して実質可処分所得が世界で最も多いということになります。

平均的な家計、2017年

(単位：スイスフラン)

(図54)

総所得(勤労所得、移転所得など)	9,917	100,0%
強制的移転支出	-2,747	-27,7%
社会保険料	-946	-9,5%
税金：	-1,155	-11,6%
健康保険 基礎保険料	-646	-6,5%
他の世帯への 金銭的移転支出	-186	-1,9%
可処分所得	6,984	70,4%
その他の保険、手数料、移転支出	-591	-6,0%
消費支出	-5,281	-53,3%
食品、非アルコール飲料	-636	-6,4%
アルコール飲料、たばこ	-105	-1,1%
レストラン、宿泊施設	-579	-5,8%
衣類、靴	-202	-2,0%
生活費、エネルギー	-1,463	-14,8%
家具・備品、家計費	-222	-2,2%
医療費	-244	-2,5%
交通費	-742	-7,5%
通信費	-189	-1,9%
娯楽、レクリエーション、文化	-577	-5,8%
その他の物品・サービス	-320	-3,2%
一時所得	317	3,2%
貯蓄	1,428	14,4%
1世帯あたり人数(平均)	2.18	

出典：スイス連邦統計局(BFS)、2019年

購買力の国際比較、2018年

純時間給を賃料を除く全ての商品バスケットの費用で除したもの

(図55)

チューリヒ	131.7
ロサンゼルス	129.4
マイアミ	125.9
ルクセンブルク	124.6
ジュネーブ	117.4
トロント	107.9
フランクフルト	106.4
ミュンヘン	104.8
ニューヨーク	100.0
ベルリン	99.0
ウィーン	97.8
ダブリン	95.2
香港	94.6
東京	85.7
リヨン	84.3
ロンドン	81.8
ローマ	81.3
パリ	76.1
ミラノ	62.4
Seoul	52.1
上海	33.9
北京	32.0
ムンバイ	15.8

出典：UBS、価格と賃金2018年

www.bfs.admin.ch > Look for statistics > Economic and social situation of the population > Income, consumption and wealth
所得、消費、資産に関する統計



投資促進

14.1	責任とサービス.....	139
14.2	投資誘致活動方針と方法.....	140

14

投資誘致活動は、スイスの経済政策において重要な位置を占めており、産業界、連邦政府、州、スイス・グローバル・エンタープライズの密接な協力の下で進められています。スイス・グローバル・エンタープライズは、連邦政府からの委託を受け、外国からスイスへの直接投資を促進するための活動を組織化し、各種の調整を行っています。

14.1 責任とサービス

全国的な事業所の誘致促進は、連邦政府と州の共同で行っています。スイス・グローバル・エンタープライズ(Switzerland Global Enterprise, S-GE)は、連邦(経済管轄庁、SECO)と各州からの委託を受け、スイスへの投資を検討中の外国企業に、スイスの利点と事業環境に関する情報を提供しています。

スイス・グローバル・エンタープライズでは、スイス・ビジネス・ハブ(SBH)と呼ばれる拠点を、世界各国に設けています。SBHが、外国企業にとって、最初の問い合わせ窓口となります。SBHのオフィスがない国の企業は、スイス・グローバル・エンタープライズ本部に直接お問い合わせください。S-GEは、スイスが有する地理的優位性について情報を提供し、国レベルでの地理的優位性に関する質問に答えています。企業がスイスに事業拠点を持つメリットについて興味がある場合、S-GEが外国企業と地域や州の経済開発局との橋渡しをしています。地域や州の経済開発局は、検討中の外国企業に対してスイスに事業拠点を持つメリットを伝え、具体的な立地提案を行い、スイス進出の際には現地サポートなどの業務を担当しています。プロジェクト完了後も、経済開発局はカスタマーサービスのような形で皆様のサポートします。

各種問い合わせ先については、付属の関連資料をご覧ください。

www.s-ge.com/invest

スイス・グローバル・エンタープライズ(S-GE)

www.s-ge.com/areas

www.s-ge.com/cantons

地域と州

14.2 投資誘致活動方針と方法

スイスの経済政策は、リベラルな経済体制にふさわしく、ビジネス環境の最適な構築と支援に重点を置いています。財政支援プログラムは、時限的かつ戦略的に実施されます。原則として、政府の財政支援は、常に民間のイニシアチブを補完する形で実施されます。

資金調達の見込み、様々な手段の組み合わせや資金供与の規模は、投資プロジェクトによって異なります。つまり、それぞれのプロジェクトに適したソリューションを模索する余地が常に残されているのです。従って、プロジェクトの概略を評価した後、まず州経済開発局に相談することをお勧めします。

14.2.1 州での誘致活動

ほとんどの州が経済開発局を設置しており、州間連携も行われています。全ての州で、経済開発振興の一環として、企業に対する税負担の軽減措置が導入されています。その他の支援の形態は、利害状況や地域の経済状況に応じて州により異なります。

14.2.2 地域政策の一環としての税負担軽減措置

連邦地域政策の一環として、山岳部や農村地域など、構造的に不利な立場にある地域を対象とした特別経済開発支援策が行われています。対象地域で大規模投資やイノベーションプロジェクトを実施する場合や、新規に会社を設立する場合は、連邦政府から税負担軽減措置を受けることができます(図73)。当該州が同等レベルの税負担軽減措置を支援していることが、連邦税の軽減対象となる第一条件です。2016年7月1日から、19州の93地方中核都市が、該当地域となります。

地域政策と連動した税負担軽減措置の申請処理は、常に州が管轄します。当該州の経済開発局は、軽減措置に関する最善策についてアドバイスを行います。

9.4.3もご覧ください。

www.seco.admin.ch > Topics > Location promotion > SME policy
地域政策の一環としての税負担軽減措置

各州で実施されている支援策の例

(図56)

分野	支援内容
土地・施設の調達	-事業施設および用地選定のサポート -産業拠点の計画や開発への助成金 -企業建物の改築費用への補助金
税金	-事業立ち上げあるいは構築段階、再編プロジェクトに対する税負担軽減措置
投資資金調達	-助成金または銀行貸付保証によるサポート -利率の削減または利子補給や利子免除によるサポート -州による無金利または低金利の貸付 -返済義務のない資金援助(1回のみ)

出典：州経済開発局による法的根拠と資料

税軽減措置の対象地域、2016年

(図57)



● 2016年7月1日付DEA指令による適用対象地域

出典：経済管轄庁(SECO)

14.2.3 スイス・イノベーション

スイス・イノベーションでは、製品の市場化を実現する革新的なアイデアを考案することができるように、国内外の企業を対象とした最高のプラットフォームを提供しています。スイス・イノベーションは、連邦政府、州、学術界、経済界が一丸となり実施している国際的な市場競争におけるスイスの革新力の強化に寄与し、革新的な企業とスイスの高等教育機関とのネットワークを育むプラットフォームを提供します。

有名大学、研究機関付近の開発可能な広範囲の地域を、国際的な企業の研究開発期間の移転のために用意しています。スイス・イノベーションは、5つの地域にある国立財団を基盤としています。

スイス・イノベーションに関する詳細は、12.6.をご覧ください。

14.2.4 スイス イノベーション促進エージェンシー (Innosuisse)

Innosuisseは、イノベーション分野におけるスイス連邦の機関です。デジタル改革が世界を変えようとしている中、スイスはそのイノベーションの最先端を進んでいます。デジタル時代の競争力を維持するために、Innosuisseは企業と大学間の知識・技術の移転を推進しています。産業および学術分野のパートナーが共同で応用研究/開発プロジェクトを実施し、スタートアップの構築を支援しています。Innosuisseは、約2億スイスフランの予算を有しています。

Innosuisseは、以下の分野に資金を提供しています。

- 産学が共同で製品・サービスを開発する市場志向型研究開発プロジェクト
- 科学系企業の設立と発展
- プラットフォームやネットワークを通じた知識・技術移転

科学を基盤としたイノベーションに関するあらゆる分野を対象に、研究開発プロジェクトへの助成金が交付されています。プロジェクト申請はボトムアップ方式で行われ、助成額はイノベーションの内容と市場潜在力を基準に決定されます。

Innosuisseのベンチャーラボ(Venturelab)プログラムは、将来有望な起業家を対象とし、各自に合った研修モジュールを提案することで起業を支援します。このモジュールは、魅力的な事業計画を実施し、新たに会社を立ち上げるために必要なツールや手法を起業家に提供します。若手起業家は、専門家からの指導を受けることもできます。市場でのポテンシャルが高い知識集約型技術系企業が支援の対象となります。

Innosuisseは、高等教育機関と経済界の間を繋ぐ知識・技術移転(KTT)に、資金を提供しています。このKTTを実現するには、このInnosuisseによる支援が不可欠です。Innosuisseの知識・技術移転(KTT)サポートは、同一地域内での産学間における知識・技術移転を強化します。専門家により運営されているテーマ別国家ネットワーク(NTN)は、中小企業と大学が出会う機会を設けたり、プロジェクトを進展させるための実践的なサポートを行います。イノベーションに取り組むスイスの先端企業や研究者は、IMS、ESA、EUREKAなどの国際プログラムやネットワークを通じて開発事業に参加する機会が与えられます。

www.innosuisse.ch
Innosuisse – スイス・イノベーション・エージェンシー

www.venturelab.ch
ベンチャーラボ(Venturelab)

www.ctistartup.ch
CTIのスタートアップ支援

14.2.5 テクノロジーパークおよびインキュベーションパーク

起業活動を奨励・促進する施設やサポートセンターは、今や経済インフラの一環として整備されるようになってきました。スイスには、多数のテクノパークとインキュベーションパークがあります。これらの多くが連携し、ネットワークを形成したり、協会を設立したりしています。これらのテクノパークやインキュベーションパークの概念、および重視する内容は、各自で異なっており、大学と密接な関係を構築する機関もあれば、純粋に民間主導型のプロジェクトもあります。共用インフラや専門家からのサポートだけでなく、会社の立ち上げから発展期にかけて利用可能な施設(一般的に優遇料金あり)も、提供されています。

テクノパークやインキュベーションパークの属する上部団体が国際的なネットワークに参画することで、欧州全域におけるテクノパークのインフラを利用できるようになります。これらのサービスによって、企業は、創業当初の困難な時期を短縮し、起業に必要な経費を抑えることができます。スイスの主要都市には、いわゆるビジネスセンターが設立されています。これらのビジネスセンターは、自由度の高い拡張可能なオフィス空間や事業所を提供するだけでなく、連絡先やインキュベーターとしても機能します。

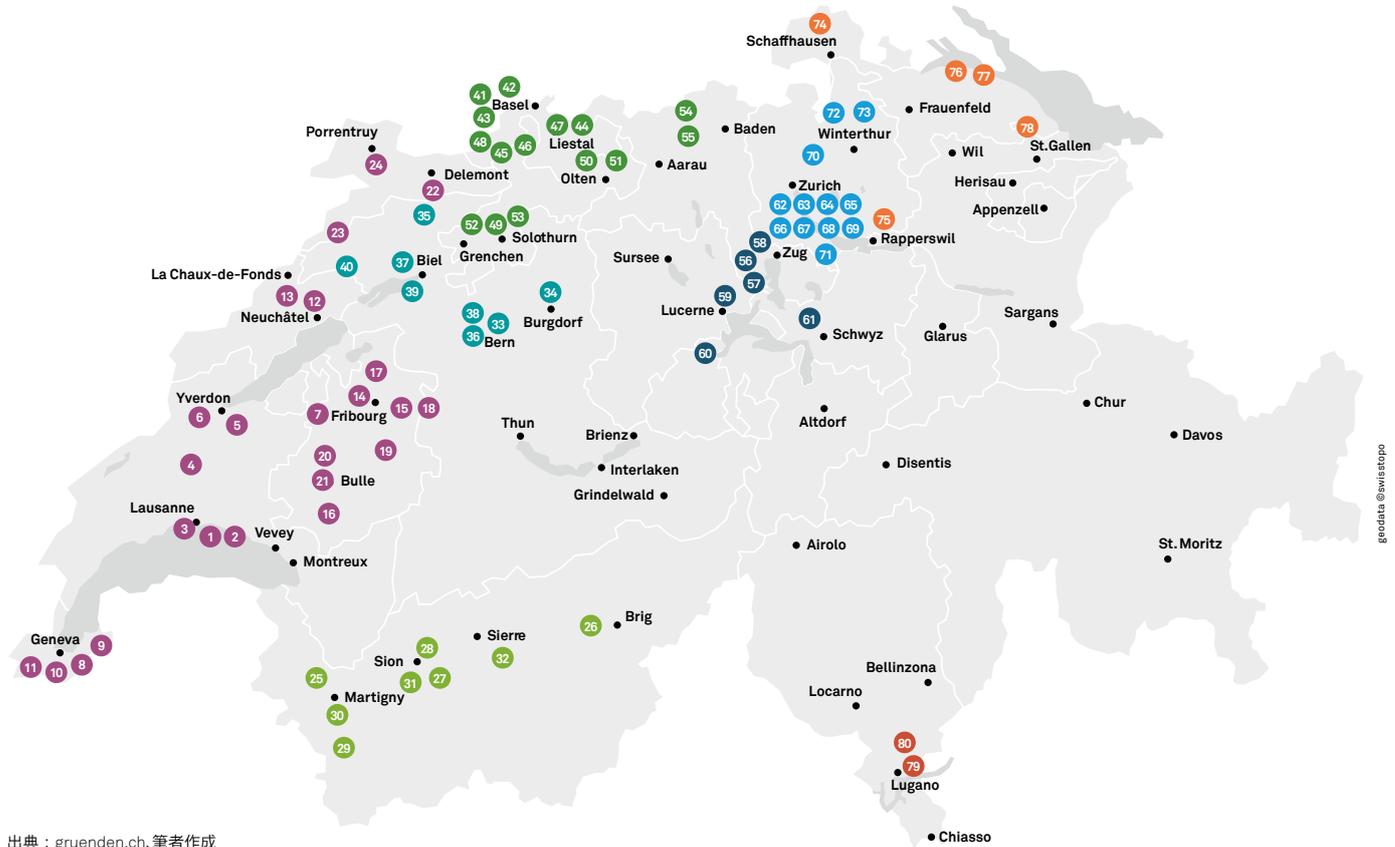
テクノパークとインキュベーションパークには、以下の特長があります。

- アドバイス、コーチング、電話サービスを提供
- 大学機関との連絡窓口
- 同様の意欲溢れる起業家と共有する環境
- 整備されたインフラと自由度の高い施設
- 人脈形成
- 企業としての存続率が90%以上であり、成功率が高い

www.swissparks.ch
テクノロジー事業とベンチャー支援協会

テクノロジーパークおよびベンチャー起業パーク

(図58)



出典：gruenden.ch,筆者作成

全国組織

Techno-Park Alliance

www.technopark-allianz.ch

SwissParks –Association of Swiss Technology Parks and Business Incubators

www.swissparks.ch

Interest group Coworking Schweiz

www.coworking-schweiz.ch

Switzerland Innovation, 5か所に設置されたイノベーションパーク

www.switzerland-innovation.com

スイス西部

- 1 EPFL Innovation Park, Lausanne
www.switzerland-innovation.com/network-west
- 2 Biopôle Business Park Lausanne, Epalinges, Life Sciences
www.biopole.ch
- 3 La Fondation des Ateliers de la Ville de Renens, Renens
www.ateliersvdr.ch

- 4 TecOrbe, Cleantech, Orbe
www.tecorbe.ch
- 5 Y-Parc - Swiss Technopole, Yverdon-les-Bains
www.y-parc.ch
- 6 Center for microwelding, Sainte-Croix (VD)
www.technopole1450.ch
- 7 Aéropôle Broye, Aviation and aerospace industry, Payerne
www.aeropole.ch
- 8 Campus Biotech, Geneva
www.campusbiotech.ch
- 9 Impact Hub Geneva
geneva.impacthub.net
- 10 Ecllosion SA, incubator, Plan-les-Ouates
www.ecllosion.com
- 11 FONGIT, technology center, Plan-les-Ouates
www.fongit.ch
- 12 Neode Parc center for micro / nanotechnology, Neuchâtel
www.neode.ch

- 13 Neode Parc center for micro- / nanotechnology, La Chaux-de-Fonds
www.neode.ch
- 14 Bluefactory, innovation center, Fribourg
www.bluefactory.ch
- 15 Fri Up, business incubator, Fribourg
www.friup.ch
- 16 Fri Up, business incubator south, Vaulruz
www.friup.ch
- 17 Fri Up, business incubator north, Murten
www.friup.ch
- 18 Innvation Lab Fribourg
www.innolabfribourg.ch
- 19 Marly Innovation Center, Marly
www.marly-innovation-center.org
- 20 Venturi Start-up Accelerator, Villaz-St-Pierre
venturi.vivier.ch
- 21 Le Vivier, Technology park Parc technologique Villaz-St-Pierre
www.vivier.ch

- 22 medtech lab, Courroux
www.innodel.ch
- 23 media lab, Creapole SA, La Noirmont
www.creapole.ch
- 24 micro lab, Creapole SA, Porrentruy
www.creapole.ch

ヴァレー

- 25 BioArk, biotechnology center, Monthey
www.bioark.ch/en
- 26 BioArk, Biotechnologie-Zentrum, Visp
www.bioarkvisp.ch/en
- 27 BlueArk, Outdoor laboratory for intelligent water and environmental management, Le Châble
www.blueark.ch/en
- 28 エネルギーポリスキャンパス、エネルギー、グリーンケミストリー、高山・極地環境、リハビリテーション、ヘルスケア、シオン
www.energypolis.ch/?lang=en
- 29 IdeArk, technological center for multimodal interaction, Martigny
www.ideark.ch/en
- 30 IDIAP, マルティニー情報技術研究所
www.idiap.ch/en
- 31 PhytoArk, development center for plant-based products, Sion-Conthey
www.phytoark.ch/en
- 32 TechnoArk, ICT center, Sierre
www.technoark.ch/en

ベルン

- 33 Bernapark, Zentrum für Innovation und Digitalisierung (ZID), Stettlen
www.bernapark.ch
- 34 Bforhealth, Burgdorf
www.b-forhealth.ch/en
- 35 Incubateur i-moutier, Moutier
www.i-moutier.ch
- 36 Impact Hub Bern
www.bern.impacthub.net
- 37 La Werkstadt, Biel/Bienne
lawerkstadt.swisscom.ch/de/coworking
- 38 Sitem Insel, Bern
sitem-insel.ch/en
- 39 Switzerland Innovation Park, Biel/Bienne
www.sipbb.ch
- 40 Technologieparks, Saint-Imier, TP I (Techtransfer), TP II (Cleantech)
www.saint-imier.ch

スイス北西部

- 41 Basel incubator, start-up center of the University of Basel and the FHNW
www.basel-inkubator.ch
- 42 Technologiepark Basel
www.technologiepark-basel.ch

- 43 Startup Academy, Basel
www.startup-academy.ch
- 44 スタートアップアカデミー、リースタル
www.startup-academy.ch/liestal
- 45 Business Park Laufental & Thierstein, Zwingen
www.bplt.ch
- 46 business parc, Reinach
www.businessparc.ch
- 47 Tenum AG, center for construction, energy and environmental technology, Liestal
www.tenum.ch
- 48 TZW technology center, Witterswil, Life Sciences
www.tzw-witterswil.ch
- 49 会社設立サービス (GZS : Gründungsdienstleistungen) Canton of Solothurn, Solothurn
www.gzs.ch
- 50 Plug&Start, Start-up Factory, Olten
www.plug-and-start.ch
- 51 SwissbioLabs, Olten, accelerator for diagnostics and bioanalytics
www.swissbiolabs.ch
- 52 Swiss m4m Center, Bettlach
www.swiss4m.ch
- 53 Cleantech Businesspark, Deitingen
www.cleantechbusinesspark.ch
- 54 Switzerland Innovation Park Innovaare at PSI, Villigen
www.parkinnovaare.ch
- 55 Technopark Aargau, Brugg
www.technopark-aargau.ch

スイス中部

- 56 BusinessPark Zug, Zug business incubator
www.businessparkzug.ch
- 57 中央スイス イノベーションパーク : Building Excellence - 赤十字
building-excellence.ch
- 58 Technology Forum Zug - シュタインハウゼン
www.technologieforumzug.ch
- 59 Technopark Lucerne, ROOT D4
www.technopark-luzern.ch
- 60 microPark Pilatus, Alpnach
www.microparkpilatus.ch
- 61 Schwyz Next, Schwyz
www.schwyz-next.ch

チューリヒ

- 62 Technopark Zurich
www.technopark.ch
- 63 BlueLion, Zurich; incubator for ICT and cleantech companies
www.bluelion.ch
- 64 Impact Hub Zurich
www.zurich.impacthub.ch

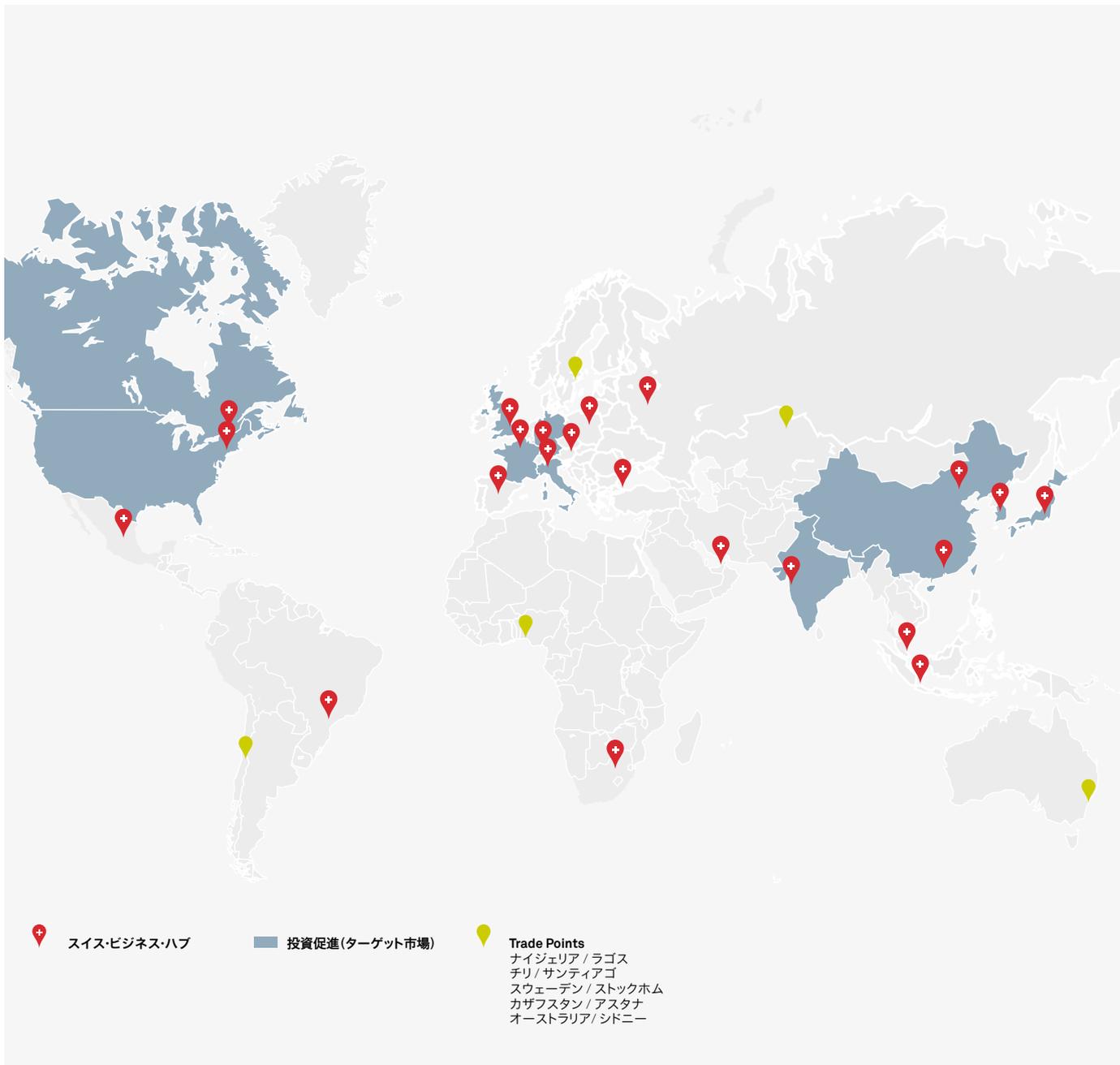
- 65 StartZentrum Zurich
www.startzentrum.ch
- 66 Switzerland Innovation Park Zurich
www.switzerland-innovation.com/zurich
- 67 Swiss Startup Factory, Zurich
www.swissstartupfactory.com
- 68 Biotechnology park, Schlieren Zurich
www.bio-technopark.ch
- 69 startup space, Schlieren Zurich
www.startup-space.ch
- 70 glaTec - Empa incubator, Dübendorf
www.glatec.ch
- 71 grow - Gründerorg. Wädenswil
www.grow-waedenswil.ch
- 72 Technopark Winterthur, Winterthur
www.technopark-winterthur.ch
- 73 RUNWAY, Start-up incubator, ZHAW Winterthur
www.zhaw.ch/runway

スイス東部

- 74 RhyTech - Materials Work, Neuhausen
www.rhytech.ch
- 75 Futur foundation, business incubator Rapperswil-Jona
www.futur.ch
- 76 High tech center, Tägerwil
www.high-tech-center.ch
- 77 Bodensee Technologie & Trade Center, business incubator, Kreuzlingen
www.bttc.ch
- 78 Startfeld Innozentrum, St. Gallen
www.startfeld.ch

ティチーノ

- 79 Centro Promozione Start-up, Lugano
www.cpstartup.ch
- 80 Tecnopolo Manno
www.agire.ch



関連資料

15.1	国際ネットワーク	145
15.2	国内ネットワーク	146
15.3	図表一覧	148

15

15.1 国際ネットワーク

15.1.1 投資促進を行うスイス・ビジネス・ハブ

欧州

ドイツ

Swiss Business Hub Germany
c/o Schweizerisches Generalkonsulat
Hirschstrasse 22
DE-70173 Stuttgart
Tel. +49 711 22 29 43 29
stu.sbhgermany@eda.admin.ch

フランス

Swiss Business Hub France
c/o Ambassade de Suisse
142, rue de Grenelle
F-75007 Paris
Tel. +33 1 49 55 67 85
par.sbhfrance@eda.admin.ch

イタリア

Swiss Business Hub Italy
c/o Consolato Generale di Svizzera – Italia
Via Palestro, 2
I-20121 Milano
Tel. +39 02 77 79 1641
mil.sbhitalia@eda.admin.ch

英国およびアイルランド

Swiss Business Hub UK + Irland
c/o Embassy of Switzerland
16–18 Montagu Place
GB-London W1H 2BQ
Tel. +44 20 7616 6000
lon.sbhuk@eda.admin.ch

アメリカ大陸

カナダ

Swiss Business Hub Canada
c/o Consulate General of Switzerland
1572, Docteur-Penfield Avenue
CA-QC H3G 1C4 Montreal
Tel. +1 514 932 7181
mon.sbhcanada@eda.admin.ch

米国

Swiss Business Hub USA
c/o Consulate General of Switzerland
633 Third Avenue, 30th Floor
US-New York, NY 10017-6706
Tel. +1 212 599 5700 ext 1032
nyc.sbhusa@eda.admin.ch

アジア

中国

Swiss Business Hub China
c/o Embassy of Switzerland
Sanlitun Dongwujie 3
CN-100600 Beijing
Tel. +86 10 8532 88 88
bei.sbhchina@eda.admin.ch

インド

Swiss Business Hub India
c/o Consulate General of Switzerland
102 Maker Chamber IV, 10th floor
222, Jamnalal Bajaj Marg
Nariman Point
IN-Mumbai 400 021
Tel. +91 22 2285 8161
mum.sbhindia@eda.admin.ch

日本

Swiss Business Hub Japan
c/o Embassy of Switzerland
5-9-12 Minami-Azabu,
Minato-ku
JP-Tokyo 106-0047
Tel. +81 3 5449 8400
inquiry.jp@s-ge.com

韓国

Swiss Business Hub South Korea
c/o Embassy of Switzerland
77 Songwol-gil, Jongno-gu
Yongsan-gu
KR-140-887 Seoul
Tel. +82 2 739 9511 / 12 / 13 / 14
seo.sbh-korea@eda.admin.ch

15.1.2 スイス外国企業誘致局のその他のスイス・ビジネス・ハブ

オーストリア

Swiss Business Hub Austria
c/o Schweizerische Botschaft
Prinz Eugen-Strasse 9a
AT-1030 Wien
Tel. +43 1 795 05 37
vie.sbhautria@eda.admin.ch

ポーランド

Swiss Business Hub Central Europe
c/o Embassy of Switzerland
Aleje Ujazdowskie 27
PL-00-540 Warsaw
Tel. +48 22 628 04 81
var.sbhpoland@eda.admin.ch

ロシア

Swiss Business Hub Russia
c/o Embassy of Switzerland
Per. Ogorodnaya Sloboda 2/5
Entrance 1, Side Gusyatnikov Per.
RU-119034 Moskau
Tel. +7 495 225 88 41
mot.sbhruussia@eda.admin.ch

スペイン

Swiss Business Hub Spain
c/o Embajada de Suiza
Calle Nuñez de Balboa 35A-7º,
Edificio Goya
ES-28001 Madrid
Tel. +34 91 432 04 66
mad.sbhspain@eda.admin.ch

トルコ

Swiss Business Hub Turkey
c/o Consulate General of Switzerland
Esentepe Mah. Büyükdere Cad.
173, 1. Levent Plaza A Blok Kat : 3
TR-34394 Levent – Sisli – Istanbul
Tel. +90 (0) 212 283 12 82
ist.sbhtrurkey@eda.admin.ch

ブラジル

Swiss Business Hub Brazil
c/o Consulado Geral da Suíça
AV. Paulista 1754
4º andar Edificio
BR-01310-920 São Paulo / SP
Tel. +55 11 33 72 82 00
sao.sbhbrasil@eda.admin.ch

メキシコ

Swiss Business Hub México
c/o Embajada de Suiza en México
Paseo de las Palmas No. 405,
Torre Optima I, piso 11 Col.
Lomas de Chapultepec
MX-11000 Mexico D.F.
Tel. +52 55 91 78 43 70
ruben.arazadiadiaz@eda.admin.ch

南アフリカ

Swiss Business Hub Southern Africa
c/o Embassy of Switzerland
Brooklyn Square 0075
ZA-0181 Pretoria
Tel. +27 12 452 0690
pre.sbhsa@eda.admin.ch

ASEAN

Swiss Business Hub ASEAN
c/o Embassy of Switzerland
1 Swiss Club Link
SG-289754 Singapur
Tel. +65 6594 6580
sin.sbhasean@eda.admin.ch

香港

Swiss Business Hub Hong Kong
c/o Consulate General of Switzerland
62/F Central Plaza
18 Harbour Road
HK-Wan Chai
Tel. +852 35 09 50 00
hon.vertretung@eda.admin.ch

ペルシア湾岸諸国

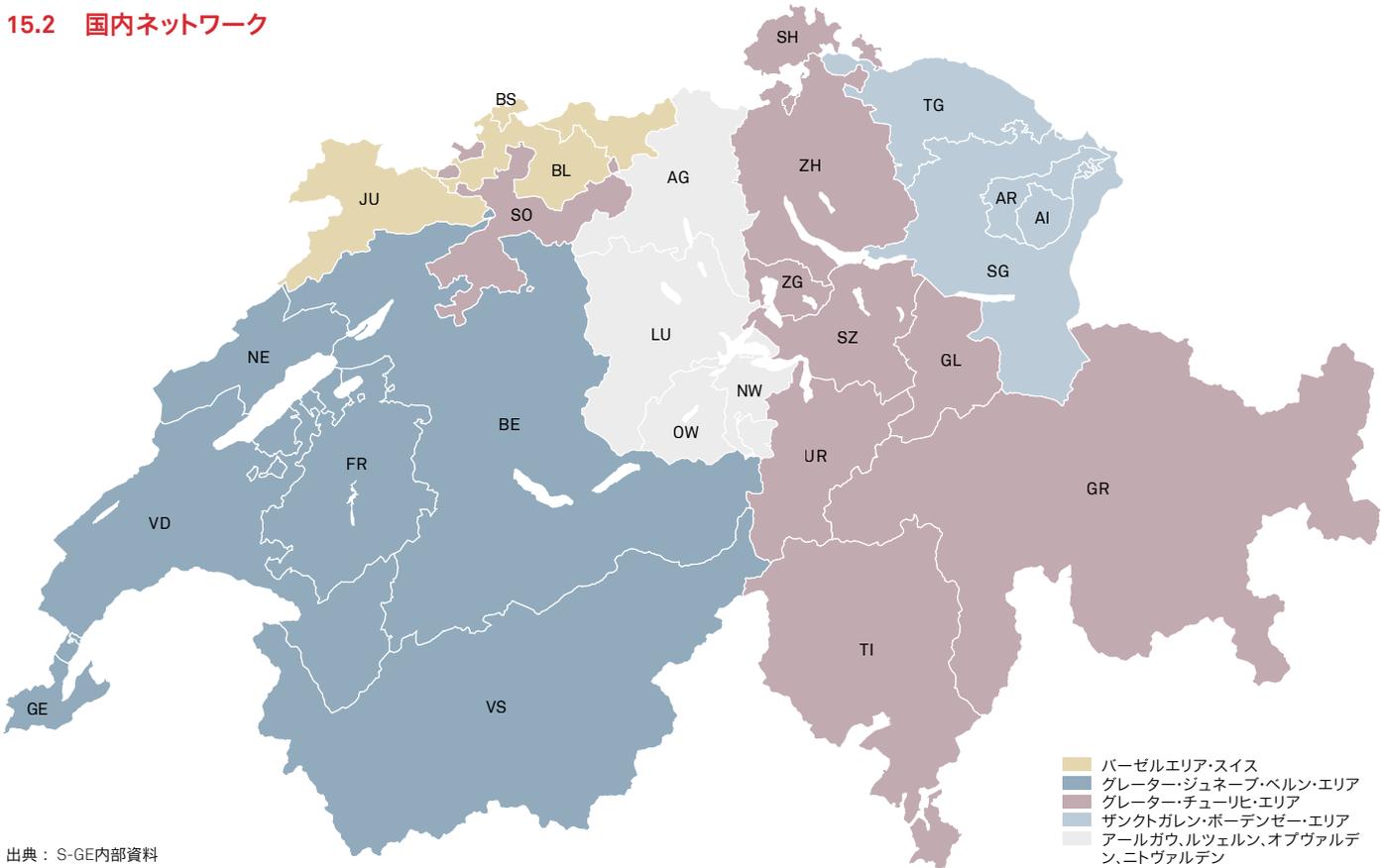
Swiss Business Hub Middle East
c/o Consulate General of Switzerland
Dubai World Trade Center,
22nd floor
AE-Dubai
Tel. +971 4 329 09 99
dai.sbhdubai@eda.admin.ch

インドネシア

Swiss Business Hub Indonesia
c/o Embassy of Switzerland
Jl. HR Rasuna Said Blok X3/2
Kuningan
ID-12950 Jakarta-Selatan
Tel. +62 21 525 60 61
wolfgang.schanzenbach@eda.admin.ch

S-GEのトレードポイントは以下のウェブサイトでご覧になれます。
www.s-ge.com/offices

15.2 国内ネットワーク



出典：S-GE内部資料

15.2.1 各州の経済開発局

アールガウ (AG)

Services Economic Promotion
Rain 53
Postfach
5001 Aarau, Switzerland
Tel. +41 62 835 24 40
aargau.services@ag.ch
www.aargauservices.ch

アッペンツェル・アウサーローデ ン (AR)

Office for Economy
Government Building
9102 Herisau, Switzerland
Tel. +41 71 353 64 37
Fax +41 71 353 62 59
wirtschaft.arbeit@ar.ch
www.ar.ch/wirtschaft

アッペンツェル・インナーローデ ン (AI)

Office for Economy
Marktgasse 2
9050 Appenzell, Switzerland
Tel. +41 71 788 94 44
wirtschaft@ai.ch
www.ai.ch/standort

バーゼル = シュタット準州 (BS)、 バーゼル = ラント準州 (BL) および ジュラ (JU)

Basel Area Business &
Innovation
Dufourstrasse 11
4010 Basel, Switzerland
Tel. +41 61 295 50 00
info@baselarea.swiss
www.baselarea.swiss

ベルン (BE)

Economic Development Agency
Münsterplatz 3
3011 Bern, Switzerland
Tel. +41 31 633 41 20
info@berninvest.be.ch
www.berninvest.be.ch

フリブール (FR)

Fribourg Development Agency
(FDA)
Boulevard de Pérolles 25
Postfach 1350
1701 Fribourg, Switzerland
Tel. +41 26 304 14 00
promfr@fr.ch
www.promfr.ch

ジュネーブ (GE)

Directorate General for
Economic Development,
Research and Innovation
Rue de l'Hôtel-de-Ville 11
P.O. Box 3216
1211 Geneva 3, Switzerland
Tel. +41 22 388 34 34
promotion@etat.ge.ch
ingeneva.ge.ch

グラールス (GL)

Department for Economics and
Home Affairs
Zwinglistrasse 6
8750 Glarus, Switzerland
Tel. +41 55 646 66 20
awa@gl.ch
www.gl.ch

グラウビュンデン (GR)

Economic Development and
Tourism Agency
Grabenstrasse 1
7001 Chur, Switzerland
Tel. +41 81 257 23 42
info@awt.gr.ch
www.awt.gr.ch

ルツェルン (LU)

Economic Region of Lucerne
Alpenquai 30
6005 Lucerne, Switzerland
Tel. +41 41 367 44 00
info@luzern-business.ch
www.luzern-business.ch

ヌーシャテル (NE)

Economic service
Economic promotion office
Avenue de la Gare 2
2000 Neuchâtel, Switzerland
Tel. +41 32 889 68 20
neco@ne.ch
www.neuchateleconomie.com

ニトヴァルデン (NW)

Economic development office
Nidwalden
Stansstadterstrasse 54
Postfach 1251
6371 Stans, Switzerland
Tel. +41 41 618 76 54
wirtschaftsfoerderung@nw.ch
www.wirtschaftsfoerderung.nw.ch

オブヴァルデン (OW)

Location promotion in Obwalden
Dorfplatz 1
6060 Sarnen, Switzerland
Tel. +41 41 660 90 66
info@iow.ch
www.iow.ch

シャフハウゼン (SH)

Economic development office
Canton of Schaffhausen
Freier Platz 10
8200 Schaffhausen, Switzerland
Tel. +41 52 674 03 03
info@standort.sh.ch
www.economy.sh

シュヴィーツ (SZ)

Office for Economy
Bahnhofstrasse 15
PO 1187
6431 Schwyz, Switzerland
Tel. +41 41 819 16 34
Fax. +41 41 819 16 19
awi@sz.ch
www.sz.ch/wirtschaftsfoerderung

ゾロトゥルン (SO)

Economic development office
Untere Sternengasse 2
4509 Solothurn, Switzerland
Tel. +41 32 627 95 50
wifoe@awa.so.ch
standortsolothurn.so.ch

ザンクトガレン (SG)

Promotional activities
Office for Economy and Labor of
the Canton of St. Gallen
Davidstrasse 35
9001 St. Gallen, Switzerland
Tel. +41 58 229 64 64
Info.Standortfoerderung@sg.ch
www.standort.sg.ch

ティチーノ (TI)

Economic development office
Viale S. Franscini 17
6501 Bellinzona, Switzerland
Tel. +41 91 814 35 41
dfe-use@ti.ch
www.ti.ch/portale-impresa

トゥールガウ (TG)

Economic development office
Thurgau
Promenadenstrasse 8
8510 Frauenfeld, Switzerland
Tel. +41 58 345 55 00
wifoe@tg.ch
www.wifoe.tg.ch

ウーリ (UR)

Economic development office
Canton of Uri
Klausenstrasse 4
6460 Altdorf, Switzerland
Tel. +41 41 875 24 06
wirtschaft@ur.ch
www.standort-uri.ch

ヴォー (VD)

Innovaud
Avenue de Gratta-Paille 2
Case postale 19
1000 Lausanne 22, Switzerland
Tel. +41 21 644 00 60
Fax +41 21 644 00 79
dev@dev.ch
www.innovaud.ch

ヴァレー (VS)

Business Valais
Maison de Courten
Place St-Théodule
Case Postale 478
1950 Sion, Switzerland
Tel. +41 27 606 73 90
info@business-valais.ch
www.business-valais.ch

ツーク (ZG)

Economic Promotion
Aabachstrasse 5
CH-6301 Zug
Tel. +41 41 728 55 04
economy@zug.ch
www.zg.ch/economy

チューリヒ (ZH)

Office for Economy and Labour
Promotional activities for the
Canton of Zurich
Walchestrassen 19
8090 Zurich, Switzerland
Tel. +41 43 259 49 92
standort@vd.zh.ch
www.standort.zh.ch

15.2.2 リージョナル・ロケーション・マーケティング機関**バーゼルエリア
(Basel Area)**

バーゼルエリア ビジネス & イノベ
ーション
Basel Area Business &
Innovation
Dufourstrasse 11
4010 Basel, Switzerland
Tel. +41 61 295 50 00
info@baselarea.swiss
www.baselarea.swiss

GGBa

グレーター・ジュネーブ・ベルン・エ
リア
Invest Western Switzerland
World Trade Center
Av. de Gratta-Paille 2
PO Box 252
1000 Lausanne 22, Switzerland
Tel. +41 21 644 00 90
info@ggba-switzerland.ch
www.ggba-switzerland.ch

グレーター・チューリヒ・エリア

Greater Zurich Area AG
Limmatquai 122
8001 Zurich, Switzerland
Tel. +41 44 254 59 59
info@greaterzuricharea.com
www.greaterzuricharea.com

**ザンクトガレン・ボーデンゼー・エ
リア**

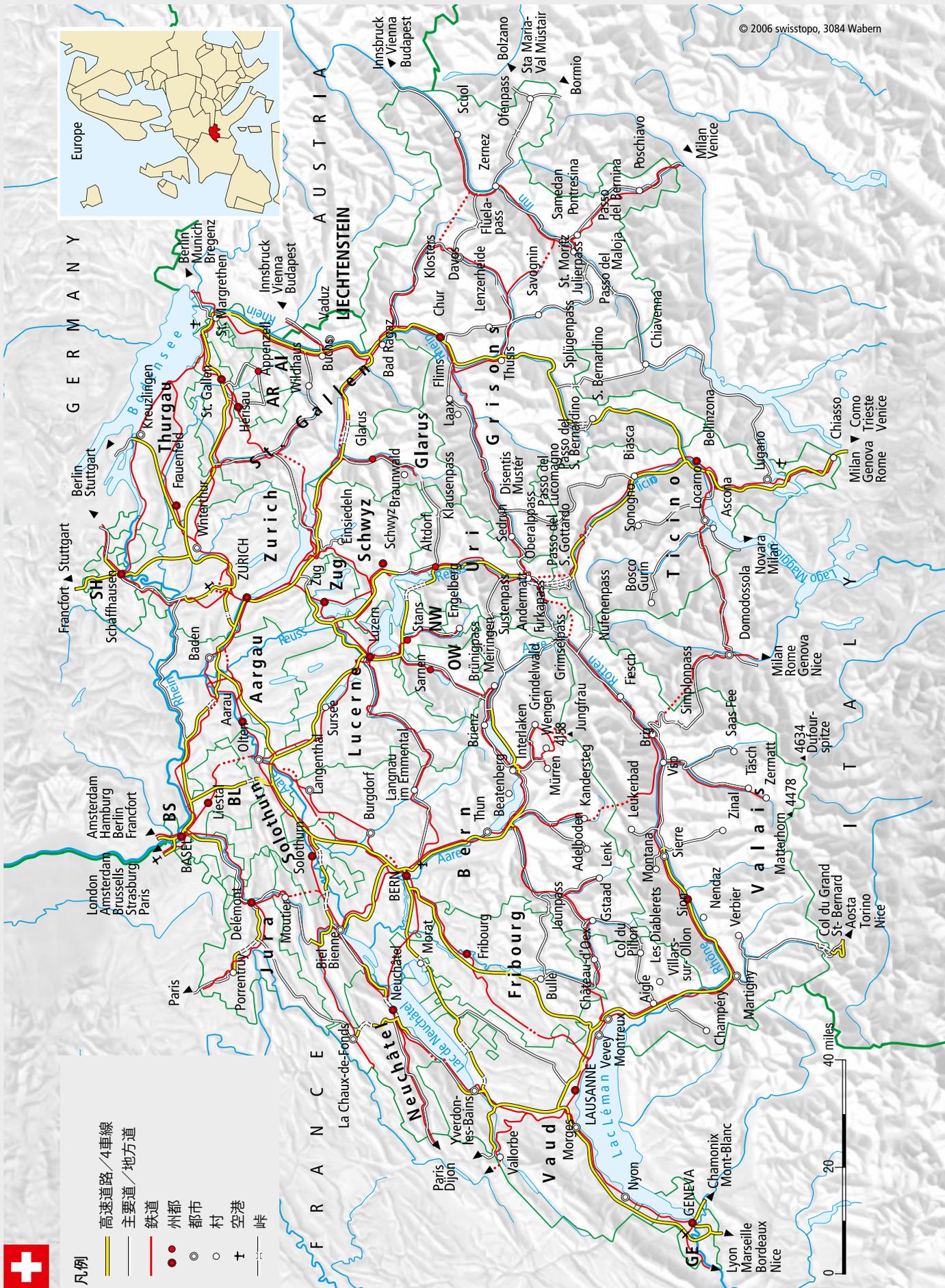
St.GallenBodenseeArea
Davidstrasse 35
9001 St. Gallen, Switzerland
Tel. +41 58 229 64 64
Info.Standortfoerderung@sg.ch
www.sgba.ch

15.3 図表一覧

図1	スイスと欧州主要都市の距離	25
図2	スイスの政治制度	26
図3	政治的安定、2019年	27
図4	国際的な経済指数、2017年	29
図5	1人当たり国内総生産(名目)、2019年	31
図6	産業構造および雇用率、2019年	32
図7	国際競争力ランキング、2020年	32
図8	グローバル・イノベーション・インデックス、2019年	33
図9	経済圏別貿易状況、2018年	34
図10	直接投資：資本ストック、2018年	35
図11	経済自由度、2017年	41
図12	会社形態の概要	55
図13	会社設立の手順(AG、GmbH)	58
図14	株式会社(AG)の設立費用	59
図15	有限責任会社(GmbH)の設立費用	59
図16	査証(ビザ)は必要?*	61
図17	許可の種類	62
図18	労働許可および滞在許可：規則と手続き	65
図19	オフィス賃料相場	70
図20	宅地：店舗賃料相場	71
図21	賃貸物件の家賃相場	72
図22	持家住宅の価格相場	73
図23	カテゴリ別許可要件	75
図24	管理職の国際経験、2019年	77
図25	労働意欲の国際比較、2019年	78
図26	生産性、2018年	78
図27	労働市場の規制撤廃、2019年	79
図28	労使間の相互理解、2017年	80
図29	昼間、夜間、深夜の時間帯区分	81
図30	雇用と解雇の難易度、2017年	83
図31	強制加入保険の概要	84
図32	世界の金融センター、2019年	89
図33	担保貸付金利の推移、2000 - 2020年	92
図34	政府支援	94
図35	信用格付け：最も安全な10か国、2019年	95
図36	資本コスト、2019年	95
図37	インフレ率、2020年	95
図38	総合公的負担率、2018年	100
図39	国際的な事業活動	107
図40	スイスの国際空港と地方空港	114
図41	デジタル競争力 2019	115
図42	スイスの教育制度	120
図43	教育システムの質、2019年	121
図44	教育に対する1人当たり公的支出、2017年	121
図45	大学と工科大学	122
図46	年間の学費	123
図47	エグゼクティブMBA：主要提供機関	124
図48	人口10万人当たりの特許申請数、2017年	126
図49	人口100万人当たりのノーベル賞受賞者数、2018年	126
図50	スイスの研究機関	127
図51	主要イノベーションと専門分野	128
図52	生活の質の国際比較、2019年	131
図53	開発・誘致、および人材の確保、2019年	132
図54	平均的な家計、2017年	137
図55	購買力の国際比較、2018年	137
図56	各州で実施されている支援策の例	140
図57	税軽減措置の対象地域、2016年	140
図58	テクノロジーパークおよびベンチャー起業パーク	142

ヨーロッパの地図

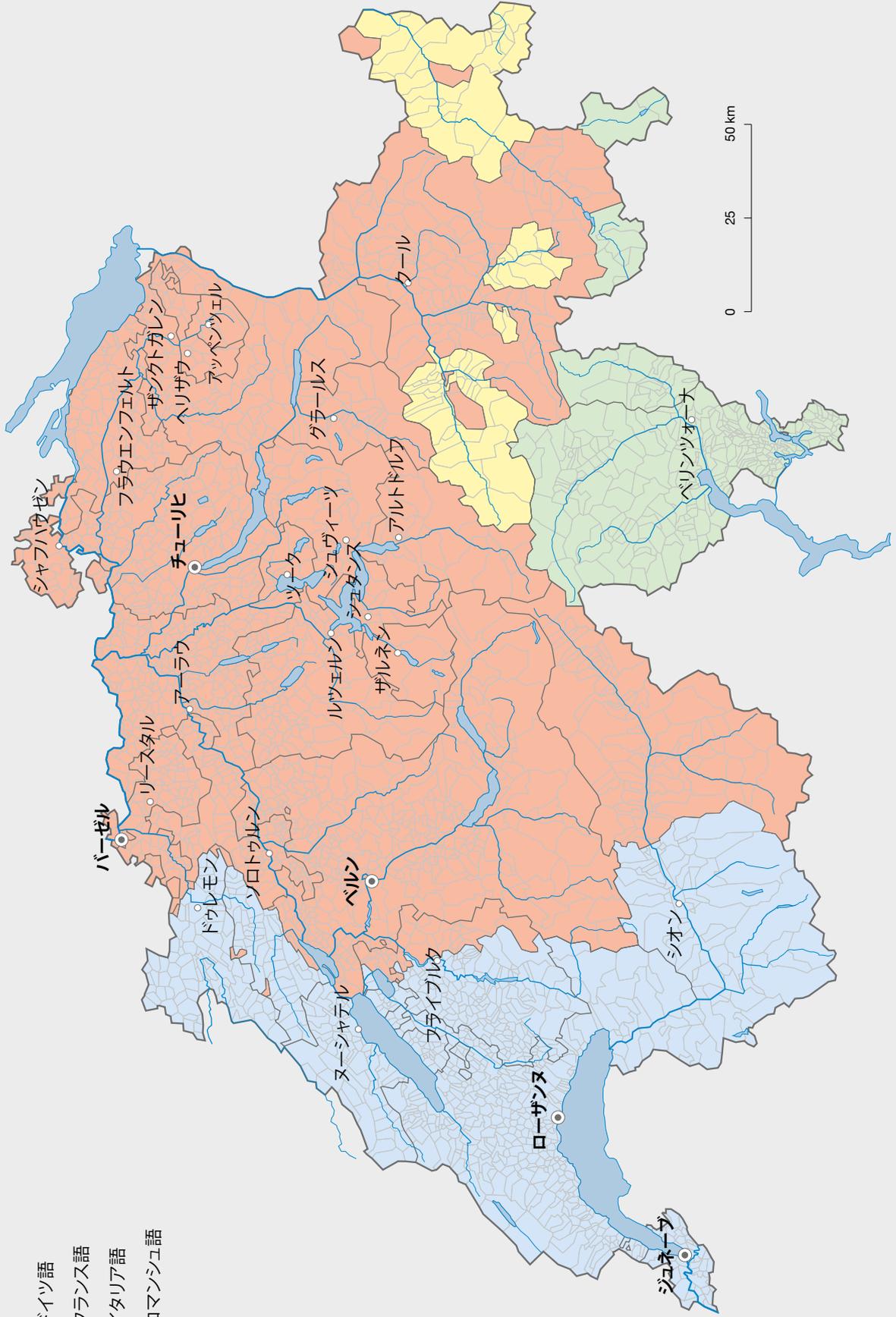




スイスの言語圏

言語

- ドイツ語
- フランス語
- イタリア語
- ロマンシュ語



Source: Eidgenössische Volkszählung 2000, BFS
© BFS, Themakart, Neuenburg 2005/K00.33



Blank page with horizontal dotted lines for writing.

Investment Promotion
s-ge.com/invest



Follow us on LinkedIn and Twitter:
s-ge.com/linkedin-invest
twitter.com/investCH

Switzerland Global Enterprise
Stampfenbachstrasse 85
CH-8006 Zürich
T +41 44 365 51 51

s-ge.com/invest
invest@s-ge.com

